家系系圖の合理的研究法

家系系圖の合理的研究法

序

嘗て「姓氏家系辭書」を著はした事や、「系譜學會」を創立した事や、其の他古代史に於いても、神祇史に於いても、私の研究には氏族的方面から進んだものが甚だ多いので、自然と私は世間から系譜學の權威者の如く考へられ、中には過去日本に生存して居た人々の系統を盡く諳んじ居るとさへ誤解する人があるに至つた。そんな爲からであらう、私は系圖家系に關して、今までどんなに澤山な質問や調査の依頼を受けたか知れぬ。最初の内は多少餘裕もあつたので、指導を與へる程度の返事を出して居たが、其の數が餘りに多いので、ぢきにそんな事をして居られなくなつた。殊に俸給生活を離れ、史學研究と云ふ事が一方に於いて衣食を得る途となつて居る今日の如き私の生活に於いては、全く不可能な事と云はねばならぬ。これは眞に氣の毒であるが、殊に度々手紙を戴いたり、訪問を受けたりした人々に對しては、全く以つて申し譯がない。

其處で何時か餘裕が少しでも出來たら、其の罪滅ぼしに家系調査に關する一般的研究法を書いて見たいと思つた事が度々であつた。そして講演や雜誌に於いて、時々一部分を發表して見た事が

あるけれど、一切を纏めると云ふには相當時間がかゝるので、永らく實行する事が出來なかつた處が本年一月一日に至り年賀に行つた際、中川小十郎氏から「たつて書け」との御懇望があつた。同氏は私の恩師であり、且つ種々厄介を懸けてあるので其の言葉に背きたくない、のみならず前述の如く私も書いて見たいと思つて居た際とて、直ちに筆を採る事としたのである。

さて眞實な家系を調査すると云ふ事は私に限らぬ、どんな學者にたのんでも容易な事ではない、それは何の爲かと云ふに、今日史學は可なり進歩して大體の事は分つて居るが、少し特種な事件とか地方史になると鎌倉時代以前は殆んど探る事が出來ぬ、時とすると戰國時代以前の事でも容易に分らぬと云ふのも尠くない。そして單に分らぬと云ふならよいが、其の儘では事實に一致せない傳說と、誤まつた記事とによつて補はれて居る。殊に系圖と云ふものに至つては一層甚だしく、殆んど全部を、僞つたもの或は誤つたものと極言してもよいのだから、此の點より論ずれば家系の眞實の調査と云ふ事は全然不可能だと云ひ得るかも得れぬ。

けれど共れは獨斷である。因があれば必ず果が生じ、果があれば必ず因がある、世の中の森羅萬象は悉く一定の法則で進んで居るものであり、且つ我々の祖先も國民の一員として、各時代〳〵

の子として多少何等かの活動をなし、幾分か其のあとを殘して居る故、其れ等を史料とし、正確な推理で進んで行けば、或る程度まで、我々は誰でも自己の家系を探る事が出來よう。も少し具體的に云ふと、我々は少し古く溯ると、一々祖先の名稱や、其の事蹟を明かにする事が不可能であるけれど、過去帳、位牌、石塔、並びに其の他の文献、及び世襲的通稱、實名の通字、家紋、苗字、屋號、傳說、その他發祥地の沿革、壇那寺、氏神等の調査等によつて、我が家が如何なる沿革を辿つて來たかを知る事が出來るのである。つまり系圖をつくると云ふ事は困難であるが、家史と云ふものは反つて容易に出來ると思ふ。

家史は府縣に於ける府史縣史、郡に於ける郡史、町村に於ける町村史に匹敵するもので、問題は小さいが眞面目で僞りがなく、奧深く出來たならば、外觀ばかり立派な縣史や郡史よりも、もつと學界を裨益すると思ふ。此處に私が家史と云ふものは貴族や豪商を對象として云ふのでない、水吞百姓でも結構である、若し其の沿革の眞相が分つたら如何に面白い事であらう。しかし私は家史と云ふものが必要だとか、必要でないとか、又どんな價値があるとか、そんな事を此處で論じたくない。趣味として、骨董品を買ふ丈の餘裕ある人や、古切手や、古錢や、電車切符を蒐集

する餘暇のある人は一度やつて見るのも面白からうと思ふ。確かに、これは探偵小說的興味の湧くものである事を斷言して置かう。

斯樣な調査は勿論素人よりは黑人所謂歷史家に依賴した方が完全に近いものが出來るかも知れぬ。けれど共れには相當な費用もかゝり、又興味から云つても自分自身がやる程ではない事が明白である。だから斯樣な調査は銘々自分が暇の出來た場合にやつて見るがよからう、だが斯う云ふ特種の調査は黑人でも一寸困るのだから、まして素人ではやりにくからう。本書は其の調査方法を敎へむが爲に生れたのである。

我が國の系譜硏究と云ふ事は長らく尊卑分脈を中心とする僞系圖に支配されて居た。今日に至るまで一部の人には、系圖學者と云へば僞系圖を作る人の異名の如く考へて居る、それ程僞系と云ふものが、跋扈して庸僞の大きな體系が形造られ、一般の人は、否相當有名な學者までが之を信じて居る。この庸僞の體系を破つて眞實を知らせたいと云ふ點に私の苦心が働いて居るのだが、種々な問題に觸れねばならぬので、淺學な私としては可なり困難で、その上極く短時日に書きあげたもの故、足らぬ處が甚だ多からうと自覺して居る、けれど斯樣な著述は未だ嘗つて發表され

た事がないのである故、幾分か參考になるかも知れぬ。
それから此の書は一般大衆を對象としたもので、通俗を主とし、平易に書いたつもりであるが、書いて居る内に今少し研究的なものを書いて見たいと思つた。つまり去年の秋に發表した拙著「日本上代に於ける社會組織の研究」の續編として、中世に於ける社會組織を調べて見たいのである。この意味から云へば、本書は其の準備行動の一つと見られよう、そして此の點に於いて大方諸賢の御示教を仰ぎたいと思ふ。

昭和五年五月

太田亮

目次

第五章　實名の調査

第十章　僞系圖の研究……二九五

目次（終）

第一章　序　說

第一節　系圖研究の目的

今日系圖は次の樣な色々な目的から研究されて居る。

第一は史學上からの必要で、歷史上有力なる人物の系統を研究するのである。聖賢、英雄、豪傑も人間である限り、血緣上、家系上、先天的後天的に種々の影響を受け、又成功してからも時としては其れに支配され、或は其れを利用もした。そして其等血緣上、家系上の事柄が他の事件と結合して史上の重大問題となつて居る事が尠くない故、これを充分調査せなければ事件の眞相を明かにする事が出來ないと云ふやうな場合が頗る多い。其處で系譜調査は史學研究上有力なる補助學科となつて居る、が殊に我國は世官世職であつた時代が長く、國史の大部分を覆

うて居るから、氏族的關係の事件が極めて多く、一層此の研究が必要と云つてよい。
第二には國民道德の一綱目なる祖先崇拜と云ふ信念から出發して、自個或は他人の系圖を調査する、これも必要な事と信ずる。但し、中には系圖が明瞭になると、反つて祖先崇拜と云ふ美德が削減されはしまいかと憂慮して、ぼんやりと其の儘にして置く方がよいと云ふ人もある。しかし其れは人を馬鹿にした話で、人民が無智であれば、國家が治まると云ふのと變りがない。勿論神でないから、子孫を今日まで殘し得た過去の人、卽ち吾人の祖先は何れも生前完全無缺の人格者でなかつたに違ひないが、祖先崇拜と云ふ事は血緣の親しみから故人の善良な方面のみを崇仰するのであつて、不德方面は過去に葬るべき性質を持つて居る故、探れば探る程强くなるのが恒である。殊に長い間の事であるから穿鑿する內には如何はしい人物を見出す事もあらうが、極端な例外を除けば、彼等は其の力に應じて其の子女の爲に世の荒浪と戰ひ、代々同樣な努力を重ねつゝ現在に吾々を生存せしめたのである故、父母の名を記憶するが如く、先祖代々の名を知つて置く事も禮儀ではなからうか。
第三には名譽心から家系を調査する人もある。若い人達の內には系圖や昔の家格が今の世に何の

役に立つものかと云ふ人もあるが、大にしては國家、小にしては各個人の血、それは悠久の過去から永劫の未來に流れて居る。從つて何時の世でも貧弱な國民として生れるよりは、富强な國民として生れる方が利益であるばかりでなく、他國の人から尊敬を拂はれる。と同時に立派な血を承けた人は得であり、又人から尊敬される。これが爲に國家は未來の富强の爲に最善の策を講じ、多くの人は子孫の爲に努力して居るのでないか。しかしながら此の種の目的を持つて家系を調査する人は往々にして虛僞を行ふ、卽ち此の理由から不忠不義、或は愚劣な人の子孫と云ふよりは、忠臣孝子、若しくは聖賢豪傑の後裔と稱した方が都合よいに極つて居る故、系統を假冒したり、僞系圖を作る事が、上古に創つて今の世にも絕えない。過去の事だから如何でもよい樣なものの、虛僞はやはり虛僞であつて、罪惡である。眞實を愛する人は之を排斥せねばならぬ。また當人も何時迄其れで滿足が出來よう。事實の伴はない虛僞の名譽は反つて世の嘲笑を招く事を知らねばならぬ。

第四には醫學上からの主張である。多くの傳染病が遺傳でないと證明されたけれど、肺患者の子は、やはり肺部が虛弱であると云ふ風に、體質に及ぼす先天性は可なり大なるものであり、又

性格上に及ぼす遺傳は、もつと大きなものがある。これ故自己の發達を望み、子孫の優勝を希ふ上から、自己の承けた血を調査し、其の缺點を豫防し、長所を發揮せねばならぬ。これは國家社會から云つても必要な事であらう。

第五には物好きから系圖を調査する人も尠くない。自分は一體如何云ふ血を受けて此の世に生れて來たか。自分の家の先祖は誰で、其の又先祖はどう云ふ人であつたらう。それが分るならば誰しも知りたい事であらうと思ふ。惡く云へば道樂だが、これは丁度生物學者が生物の起原を探り、人類學者が人類の起原を調べて居るのと同樣に、直接には何のたしにも成らない樣に見えるけれども、それが人間智識慾の然らしめる處であつて、所有る學問は斯樣にわからぬ事を知りたい、探りたいと云ふ自己滿足の追及から今日の如く發達したのでないか。各人が暇々にやつた此の種の努力が集つて眞實の國史、從來の權門史に對して國民史が生れて來よう。また自己と國家とが如何に密接であるかがわからう。從つて此の種の研究を拙らぬ道樂や趣味と同一視してはならない。

其の外數へ立てたならば、まだ〳〵種々の目的で系圖を研究して居る人もあらうが、要するに吾

々は吾々一代と云ふ事を考へず、遠い過去から遠い未來に流れる或る血統中の一人と覺つたならば、自分まで如何云ふ風であつたかと云ふ事を調査して置く事は色々な意味から必要であらう。それは國家が國史を必要とし、縣が縣史を必要とし、村が村史を必要とすると同じ程度に、小いながら必要と云つてよい。また興味中心から云つても津々たるものがある。勿論中には斯樣な調査は階級的偏見を助長するものであると云ふ人があるかも知れぬ、けれど其れこそ偏見であり、杞憂に過ぎない。何となれば階級的偏見は現代社會を基礎としたもので、さう云ふ人には其れ相應な調査が既に出來て居るのであり、又出來て居ない成金者流は眞の家系が出來たなら、反つて謙遜な態度を持つに至るであらう。

過去は、どこまでも過去である。過去の榮華は子孫をして自重奮起等を求めるが、階級的偏見を持たしめる程、現代に大なる效果を與へようか。階級的偏見は系圖などのわからない役人あがりや、成金者流に多く見るのではないか、卽ち之れは一の杞憂に過ぎないのである。

けれど之に反して、系圖の研究は確かに國家的觀念を强くせしめる、何れの時代に於ても吾々は階級榮華を超越した皇室の赤子であり、又恐れ多い事であるが、皇室の分家であり、別家であつ

た事がわかるからである。勿論吾々の血の內には蝦夷人の血も歸化族の血も混つて居よう。けれど長い間に幾多の男系女系が混血して、家系の上にては歸化族と云ひ得るが、血系の上にては認める事が出來ない程僅かだと云つてよい。數十代、內地人と結婚すれば最初歸化した人の血液は極めて稀薄で、遂には認める事が出來ない程になる故である。

また多くの家の系圖を探つて行くと、大抵は立派な人から出て居る事になつて居る。これは勿論、系圖假冒の結果であるが、實際眞系を調べても立派な人に達する事が頗る多い。これは一見可笑しい事の樣に見えるが、それには大きな理由が存して居る。何かと云ふと、吾々の親は二人だが祖父母は四人、曾祖父母は八人、高祖父母は十六人、その前は三十二人と云ふ風に代數を溯る每に二倍になる故、次には六十四、百二十八、二百五十六、五百十二、千二十四、二千四十八、四千九十六、八千百九十二、一萬六千三百八十四、三萬二千七百六十八、六萬五千五百三十六、十三萬千七十二、二十六萬二千百四十四、五十二萬四千二百八十八、百四萬八千五百七十六、卽ち吾々を一代とすると二十一代前には我々の先祖が早くも百萬を超え、更に端數をすてゝ計算すると、百萬、二百萬、四百萬、八百萬、千六百萬、三千二百萬、六千四百萬、一億二千八百萬と云

ふ風に二十九代前には一億を超過する。勿論その間には幾度も同族と結婚した結果、同一人が數多く含まれて居る故、實際の數は其の幾分の一にも當らないが、代々全く系統を異にした人と結婚したと假定すれば、斯樣な夥しい數に達する。

兎に角、吾々には斯樣な夥しい祖先がある故、どんな人にも其の祖先に一二有名な人があらう。處が有名な人の名は殘るが、名のない人は消えて行くから、誰でも立派な人の後裔だと云ひ得る素質があり、また四海同胞で一切が皇室の赤子であり、分家であると云へよう。

第二節　家系と血系

斯樣に自己の受けた所有る血液の調査は數代以前にさへ、溯る事は如何に立派な家でも不可能であらう。寧ろ上代日本に活動して子孫を殘し得た人は、總べて自己の祖先であると想像して居る方がよからう。よつて普通系圖研究で調査するのは、此の內の限られたる人で、次の二者に歸すと云つてよい。

1、家の祖先、

2、男系の祖先、

前者を家系と云ひ、後者を血系と云ふのである。我が國は近世養子と云ふ事が盛んであつたから、皇室を除き奉れば、家系と血系と一致する家が極めて尠い。五攝家、淸華の諸家さへも屢々養子をしたから、家系と血系とは非常に違つて居る。また德川氏も直系は早く絕えて紀州と水戶から跡をついで居る。

斯く養子をする際に、普通の場合では家系が變らぬのであるが、時とすると養子に來た人が實家の家系によつて、養家先の家系を改める事も尠くない、殊に德川以前に於いては此の現象が極めて多いのであつて、其の地の舊家が源氏とか藤氏とか云ふに至る一原因をなして居る。これ等については後に說明する機會があらう。

斯樣に系圖には家系と血系とがあるけれど、普通には家系のみを調査し、養子に來た人については單に何處から來たと云ふ事を註記するに止めるのが常である。但し遺傳などを調査するには血系のみならず、男系女系兩方共に亘らねばならぬが、それは數代調査すれば足りるであらう。また其れ以上は容易に調べられるものでもない。さて血系より家系を尊んだのは道德上からである

故、趣味として研究する人は孰れでも其の人々の随意である。調査方法は家系も血系も別に違つた處がない。

第三節　家系調査に關する注意

さて次に系圖調査の方法を述べるのであるが、猶ほ一言したいのは、

1、歴史研究の爲にするものは勿論の事だが、假令如何なる目的を以つて系統を調査するにしても、いつも無我の狀態で進まねばならぬ。一方に從ふ方が家系を飾るに都合がよくとも、他に從ふを理論上正しとすれば、正しい方に據つて行かぬと、最終の美をなす事が出來ない。常に冷靜に、自家の利益を沒却して總べてに正しい判斷を下して行けばよいのである。

2、調査は總べて科學的方法に據り、假令ひ有利な傳說や記錄があつても、これに反するもつと確實なる史料の出た場合には其の方に從はねばならぬ。その他の事は次第に述べるが、兎に角正確な推理で進んで行く丈の覺悟が必要である。

3、常に時代と地理とを考へて行かねばならぬ。此の兩者を無視すると飛んでもない變な結果に

陷らう。いつでも此の兩者を念頭に懸けて進むべきである。

4、材料は成るべく多く蒐集すべきである、假令採るに足らぬ口碑傳說でも驚くべき事實を語る事が尠くない。何となれば口碑傳說も其れを發生せしめた原因が必ずあるのであつて、其れを洞察する事によつて、反對に眞相を握む事が出來る故である。

5、調査は倒叙的にやらねばならぬ、卽ち新しい處から次第に過去へ遡つて行く、根底を堅めて古に登つて行く事が必要なのである。

以上の五つを守つて行けば、きつと或る程度まで成功する事が受合ひと云つてよい。

第二章　親族の調査

第一節　家系研究の第一步

系圖を調べようと志す人は、殆んど一樣に、父祖や親族、若しくは附近の年寄について、自分の家に關する大體の智識を得やうと力めるであらう。次には自分の家或は一族の家を尋ねて、系圖

書き、或は類似の記錄を捜索するであらう。そして德川時代の事などは分りきつた事の樣に考へて、成るべく早く源流を握まうと、近い時代を拔きにして、古い事ばかりを調べたがる。けれど此れは大きな間違ひである。

勿論斯樣な自家に關する口碑、傳說や、系圖書きの類を蒐める事も必要でないとは云はぬ、一度は爲さねばならぬ事であり、又これから順を追うて說明するが、斯樣なものの多くは其の儘信用する事の出來ないのが常である。さう云ふ信用の出來ぬ不確かな資料を根抵として如何に立派な系圖を築きあげても、其れは要するに砂上の樓閣に過ぎない。單に先入主となる丈でも妨である。それよりか確實な資料により自分自身から出發して次第〳〵一步一步過去に溯つて行く事が必要で、あせる事は禁物である。(勿論それが出來ない事情にある人もあらう、それ等の人については別に說かう。)

然らば最初に何をしたらよいかと云ふと、先づ自分を中心とした親族表を作るべきである。これが系圖研究の第一步と云つてよい。

第二節　親族とは何ぞ

自分の親の名を知らぬ人は先づなからう、次には祖父母の名も父母から聞いて知つて居るのが常である。けれど其の祖父母の父母即ち曾祖父と曾祖母、更に其の父母即ち高祖父と高祖母に至つては老人に聞くとか、次に說明する位牌、過去帳、石碑、其の他書き物の助を借らねばなるまい。だが之れは大して困難な問題でなからうと思ふ。勿論其の人の境遇によつて、……即ち或は祖父母或は父母、又は自分の代に遠く故國を離れたと云ふ樣な理由から……此處まで探る事さへ困難な人もあらうが、これ丈は單に家系調査、系圖研究と云ふ樣な問題を別としても是非調べて置いてもらひたい。

思はぬ財產がころげ込むと云ふ樣な慾深い考は別として、精神上身體上に及ぼす遺傳の恐ろしさを考へても、これを調べて置いて、自己並に近親の遺傳的缺陷を知り、其の豫防に當らねばならない。これで不測の禍から逃れ得る事が尠くなからう。

何故此處に高祖父母、即ち自分より數へて五代前までと限つたかと云ふに、昔から高祖父母並に

其の後裔の男女を親族と云ふ事になつて居る故である。よつて少しく親族とは如何なるものかを說明して置かう。

親族とは血統若しくは婚姻によりて結合した自己の關係者の事で、又親屬とも、親戚とも、親類とも、或は一家とか、一族とか、同族とも云ふ。但し一家以下は其の家の、つまり普通の場合男系の血緣者を云ふのである。この親族は先づ大きく分つと內戚と外戚とに別つ事が出來る。內戚とは、又內親とも男黨とも云ふもので、男系統の血緣者、所謂父黨、夫黨を指し、外戚とは女系統の血緣者卽ち女黨なる母黨、妻黨等を指すのである。勿論これは血系、及び家系の普通の場合を云ふのであつて、養子の場合には家系から云へば此の反對になる。こんな事は精しく云はずとも分かりきつて居る故簡單にするが、この區別は常に注意して行かねばならぬ。時とすると外戚に自分の系統が外れて居る事が尠くないからである。

次に親族には本親と傍親との別がある。本親とは父子の關係の延長であつて、高祖父、曾祖父、祖父、父と、子、孫、曾孫、玄孫等を云ひ、傍親とは兄弟關係のもの及び其の子孫、つまり父の兄弟、祖父の兄弟等と其の子孫、簡單に云へば、叔父、叔母、甥、姪等を指すのである。家系から

云ふと、これが直系と傍系との分れ目で、本家分家がこれから生じて來る。卽ち自分を中心としたる血系より云へば、自己の子孫は總べて本親であり、自己の父或は祖父は弟であつて分家した人でも本親であるが、家系から云へば相續者のみが直系で、他は傍系である。此の直系傍系、卽ち本家分家の關係は新しい處ではよくわかるが、古くなるとなか〳〵わからない。何となれば榮枯盛衰があつて本家でも衰微すると本家らしくなくなるからで、よくある本家爭ひと云ふ問題に逢着する。

第三節　本家と分家

この本系爭ひと云ふ事は系圖研究上最も禍をなすもので、系圖でも調べ出すと、本家の株を奪ふのでないかと心配をして、大切な書類や器物を見せないと云ふ樣な事が屢々ある。これは封建時代の遺習で非常に馬鹿〳〵しいが、頑固なおやじになると、なか〳〵承知せぬから、餘程注意せねばならぬ。

一體此の本家分家と云ふものは、もと國家的のものであつた。卽ち同じく物部(モノノベ)氏の人でも大連(オホムラヂ)と

云ふ官職に登る人が本家である。また藤原氏でも南家と云ふのが不比等の長子武智麻呂の後で、彼は官職に於いても兄弟中で最も高かつたから本家である事が確かだが、後に此の家が衰へて、二男房前の後なる北家が榮えた爲に、何時とはなく北家が藤原氏の長者となつた。又同じく北家でも時平の家が本家であつたけれど其の子孫が衰へて、弟忠平が攝政關白に上つたので、此の系統が本家となつた。其の後いつでも藤原氏は長子と云ふでもなく、又親の意志と云ふでもなく、攝政關白に上つた人が本家であり、長者であるのが常である。

又源氏でも滿仲の後、賴光が長子だから、子孫大いに榮えたならば當然本家たるべきであつたが、反對に弟の賴信の後には、賴義、義家の如き名將が現はれた爲に本家は其の方に移つた、若し治承(以仁王)の變に、賴光の後裔なる源三位賴政が成功したならば、本家は再び賴光流に歸つたであらう。又平家でも淸盛の家が必ずしも本家と云ふ譯でないが、正衡・正盛以來朝恩を受け、淸盛に至つて位人臣を極めたからである。殊に後世德川氏が源氏の長者と云ふ如きは、家康が征夷大將軍に上つた爲に外ならない。德川氏は源氏か、源氏でないかも明白でないが、假令ひ源氏と假定しても、分家の分家の其の又分家である。それでも征夷大將軍に上れば源家の大本家となるので

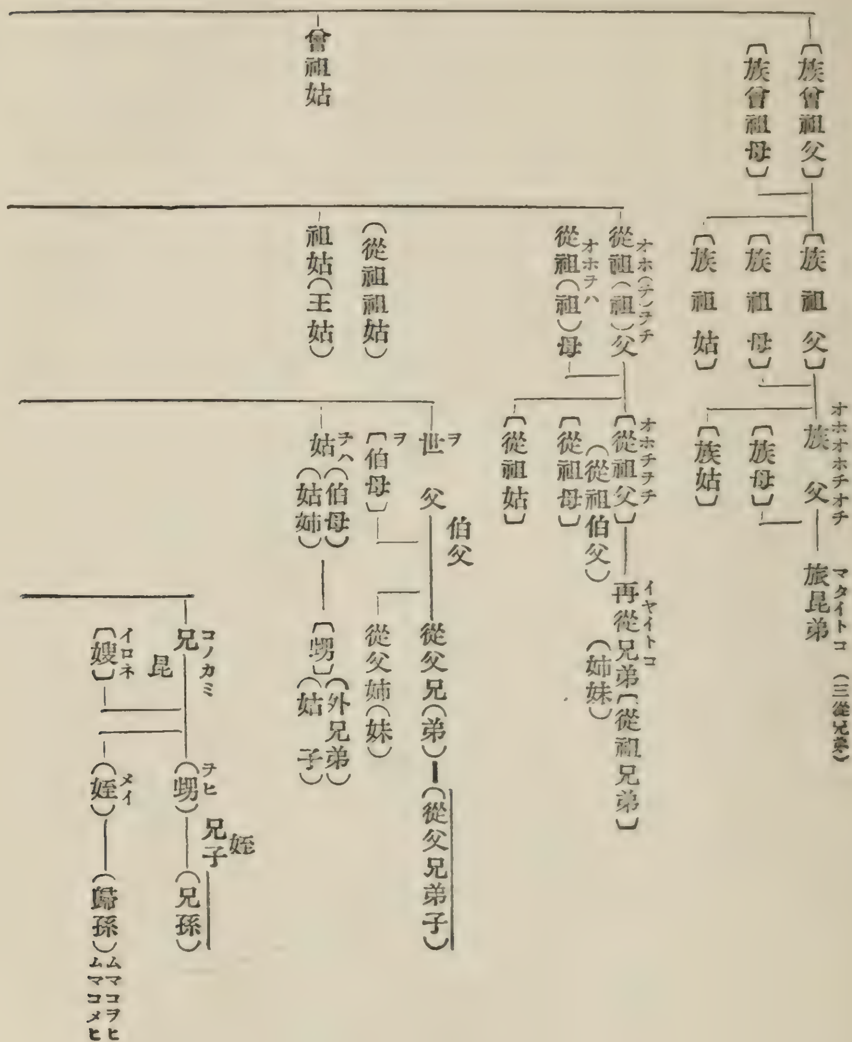
ある。

斯くの如く本家と云ふものは國家的のもので、古くは本家即ち各氏々の氏上(ウヂガミ)なるものは官命で定められたものであり、其の後も官職の高下で變化した。從つて國土擧げて王土であつて國民が等しく王臣であり、陛下の赤子である現代に於いては、本家分家などと騒ぐべきでない。それよりは同族たる好みを顧みて出來る丈の便宜を互に計るべきだと予輩は考へて居る。

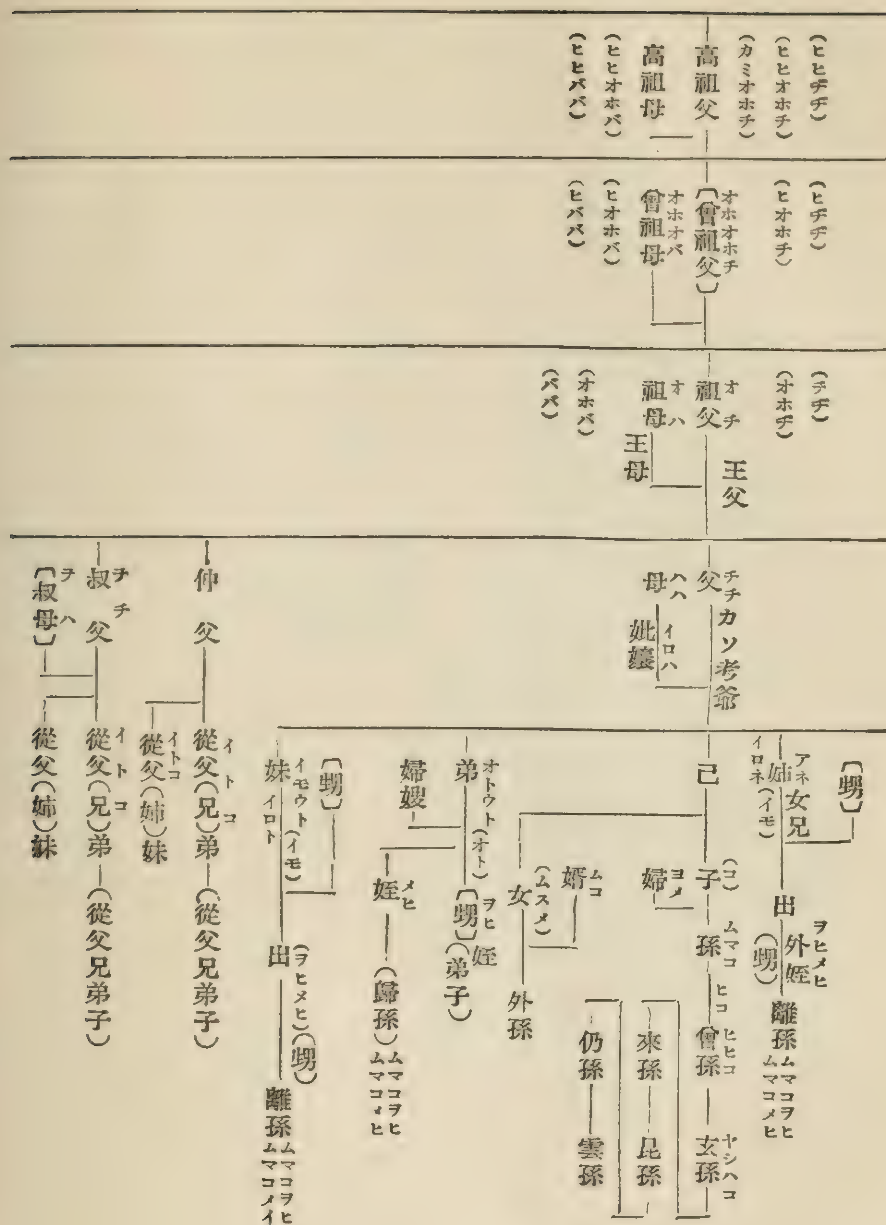
次に序でだから五等親の事や三族九族と云ふ樣な事を説明して置かうと思ふが、其の前に親屬圖を示す方が便利であらう。

第四節　親族圖

親族圖は平安朝に出來た「倭名類聚抄」(俗に和名抄)に註を施した箋注倭名類聚抄に次のに類した圖を掲げて居る。一目瞭然だから此處に其れを基として表示して見よう。



（親同姓）
（族曾祖父）
（族曾祖母）
曾祖姑
（族祖父）
（族祖母）
（族祖姑）
（從祖祖姑）
祖姑（王姑）
從祖（祖）父
從祖（祖）母
族父
（族母）
（族姑）
（從祖父）
（從祖伯父）
（從祖母）
（從祖姑）
世父
伯父
（伯母）
姑（伯母）
（姑姊）
族昆弟
（三從兄弟）
再從兄弟（從祖兄弟）
（姊妹）
從父兄（弟）
（從父兄弟子）
從父姊（妹）
（甥）（外兄弟）
（姑子）
兄
昆
（嫂）
（甥）
兄子
姪
（姪）
（兄孫）
（歸孫）


(ヒヒチチ)
(ヒヒオホチ)
(カミオホチ)
高祖父
高祖母
(ヒヒオホバ)
(ヒヒババ)
(ヒチチ)
(ヒオホチ)
曾祖父
曾祖母
(ヒオホバ)
(ヒババ)
(チヂ)
(オホヂ)
祖父
王父
祖母
王母
(オホバ)
(ババ)
父
カソ考爺
母
妣孃
仲
父
叔
父
(叔母)
從父(兄)弟
(從父兄弟子)
從父(姉)妹
從父(兄)弟
(從父兄弟子)
從父(姉)妹
(甥)
姉
女兄
イロネ(イモ)
出
外姪
(甥)
離孫
己
子
婦
孫
曾孫
玄孫
來孫
昆孫
仍孫
雲孫
婿
女
(ムスメ)
外孫
弟
(オト)
(甥)
姪
(弟子)
婦嫂
姪
(歸孫)
(甥)
妹
(イモ)
出
(ヲヒメヒ)
(甥)
離孫

手　父——從父（兄）弟（イトコ）——（從父兄弟子）
　　　　從父（姉）妹（イトコ）
姑（チハ）（叔母）（姑妹）——（甥）姑子（外兄弟）

從祖（祖）父（オホ（チ）チチ）——從祖父（從祖叔父）——再從兄弟（イヤイトコ）（從祖兄弟）
從祖（祖）母（オホチハ）——從祖母——（姉妹）
祖姑（オホチハ）（從祖祖姑）——從祖姑

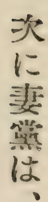
（族曾祖父）——（族祖父）——族父（オホオホチヲチ）——族昆弟（マタイトコ）　三從兄弟
（族曾祖母）——（族祖母）——族母
曾祖姑——（族祖姑）——族姑

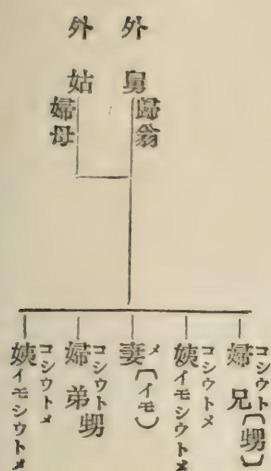
高祖姑
○——○——○——○——（親同姓）

以上は父黨で、母黨は

—○（外從祖祖父）（ハハカタノオホヲチ）——從舅（ハハカタノオホヲチ）

- ○（外祖姑）（ハハカタノオホヲハ）
- 外祖父（ハハカタノオホチ）外王父
- 外祖母（ハヘカタノオホテ）外王母
  - 舅（ハハカタノチチ）大舅 ── 甥（内兄）
  - 從母（ハハカタノチハ）姨 ── 從母兄（弟）・從母姉（妹）
  - 母 ── 己
  - 舅（ハハカタノヲチ）小舅 ── 甥（内弟）
  - 從母（ハハカタノヲハ）姨 ── 從母（兄）弟・從母（姉）妹
- ○（ハハカタノオホヲチ） ── 從舅（ハハカタノオホチヲチ）


次に妻黨は、



である。

五等親は自分から五世までゞ、其の順序は我が國、王朝時代法律の根本たる大寶令を解釋した「令義解」に次の如く出て居る。原文は漢文だが今假名交り文に改めた。細註の內は義解の文である。

凡そ五等親とは父母、養父母、夫、子を一等となす（養子も亦同じ）。祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姉妹、夫之父母、妻妾、姪、孫、子婦を二等となす（妾も亦同じ、子の妾尚ほ二等と爲す、父妾も二等に入る明かなり、其養子の父母及び妻は、復夫の父母及び子の婦と爲すを得ざる也）曾祖父母（祖父の父母也）、伯叔婦、夫姪、從父兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、夫の祖父母、夫の伯叔姑、姪婦、繼父、同居夫前妻妾子を三等となす（今の妻妾子も亦同じ、夫姪を三等となし夫の兄弟を四等と爲すは、伯叔の妻を母となし、夫の姪を子となし、又兄弟の子は子の如し、引いて之を進む、即ち此の義なり。從父兄弟とは兄弟の子相呼んで從父となし、長ずる者を兄となし、少なる者を弟と云ふ也。）。高祖父母、從祖祖父姑（祖母の兄弟姉妹なり）從祖伯叔父姑（從祖祖父の子、即ち父の從父兄弟姉妹なり）夫兄弟姉妹、兄弟妻妾、再從兄弟（從祖伯叔父の子也）姉妹、外祖父母、舅、姨（母の兄弟を舅と云ひ、姉妹を姨と云ふ）兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫婦、妻妾前夫子を四等となす。

妻妾父母、姑子、舅子、姨子、玄孫、外孫、女聟を五等となす。

別段本書に於いては此様な事が大して必要でもないから此れ位にして置から。

次に三族とは父・已・子を指すと云ふ說もあるが、普通には父黨、母黨、妻黨を指し、九族とは高祖父、曾祖父、祖父、父、已、子、孫、曾孫、玄孫となつて居るが、支那の白虎通と云ふ書物には父族が四、母族が三、妻族が二、合せて九族だと載つて居る。

附記、支那にては姪を男黨のヲヒ、メヒに用ひ、甥を女黨のヲヒに用ふるのであるが、我が國では甥をヲヒ、姪をメヒとするのが常である。けれど時に支那の用例に從ふ人も少くない。

又支那では伯父の妻を伯母、叔父の妻を叔母と云ひ、父の姉妹には別に姑の字を用ふるのであるが、我が國では父の姉を伯母、妹を叔母と云ひまた併せて姑とも云ふのである。

第五節　五等親以外の親族

高祖父の親の事を高曾祖父などと書く人もあるが、普通には高祖父の親は先祖で、始祖以後高祖父に至るまで幾代あつても先祖と云ふのである。次に玄孫の子を來孫、その子を昆孫、その子を仍孫、その子を雲孫と云ふのであるが、普通には使用せない。そして上下共に何世の祖、何世の孫と云つて居る。だが此の何世と云ふには自分を數へる場合と、數へない場合とがあつて紛はしい。支那固有の制度では誰より幾世と云へば其の人を數へ、誰の幾世の孫と云ふ時には、其の人

を數へないのだと云ふ事だが、我が國では古くは多く其の人を省き、後世は其の人を數へる。卽ち古今で一世の差がある。若し數へると、自分の子が二世孫で、數へなければ一世孫となる譯である。次に代と云ふのは幾代目と云ふ風に、一家の主人の代る毎に一代二代と數へる、兄の後に弟が嗣いでも二代である、祖父の次に孫が嗣ぐと世數は三世だが、代は二代であり、兄弟が順次家を嗣いだり、從弟が嗣ぐと、代數は何代にもなるけれど、世數は一世である。此の世數と代數とは注意せないと間違へる、普通代數より世數の方が尠いのが常である。

本系は別として傍系親卽ち傍親は五等までゞあるが、事實家系の上では其の範圍を越えた親類が尠くない。これを同黨と名付けて置かう。これについては後に詳說するが、同村内に住する同苗字の家と云ふものは、多くの場合、同黨である。一々何代前から分れた家であるかは、なか〳〵わかるまいが、兎に角書き止めて置く事が必要であり、そして何代目から別れたと云ふ樣な傳說もあれば附記して置くと後の參考にならう。勿論その傳說に支配されてはならぬ、何れの場合も飽くまで史實と傳說とを區別して置く必要がある。猶ほ途中で姻籍關係が結ばれたからとて同苗字になると云ふ事は滅多にないが、元來が遠緣であると云ふ樣な事から、嫁娶を重ねるのが多いの

を、今日では其の當時の事情がよくわからぬ故、近世嫁娶の事實を以つて直ちに兩家分裂の樣に考へらるゝ事が尠くないから、よく〳〵内戚と外戚とを常に區別して、過去に溯つて行かねばならぬ。

また盛衰は世の常である、吾々が見聞した處でも浮沈は甚だしい、まして長い過去には幾度か盛衰浮沈があつたか分からないのである故、此の研究をなすものは度量を大きく持ち、假令貧困で見る影もなく落魄した家でも、同族とわかれば其の家について調査すべきである。

其處で先づ五等親までの表をつくる、次には同黨の家々を列記し、次には同黨か否かは分からぬが、兎に角同地方で同苗字を名乘る家々を列記する。此の場合最近の移住者でなく、土着の人ならば、假令同黨でない、全く別な一團であると傳へられて居ても、兎に角書き列ねて置く必要がある。同地方で同姓を名乘るについては、よく〳〵深い緣故がなければならなのに關はらず、それを別黨と云ふ風に傳へられるに至つたに付いては深い理由がなければならぬ。それを洞察する事が段々必要になつて行く、それは後に說明するが、先づ最初の段取りとして、これ丈の事をして置く必要がある。

第三章　過去帳を中心とする文獻の調査

第一節　過去帳

高祖父まで探るについても、過去帳、位牌、石塔等の助けを借らねばなるまいが、殊に高祖以上の先祖を探るについては主として此等の調査に據らねばならない。そして其中心たるべきものは過去帳だと思はれるから、先づこれから說き起さう。

過去帳と云ふものは故人の命日、卽ち逝去の日を記した帳簿で、其の日に其の人の冥福を祈る爲のものである。その起原は極めて古いもので、佛敎に關係なく先祖が逝去した日に其の人を祭る爲、逝去の月日を記入して置くと云ふ事は古代からあつたと思ふ。勿論それは過去帳と云へぬかも知れぬが、同じ目的を持つもので、彼の「古事記」の古寫本に註する天皇崩去の月日の如きが卽ちその名殘りと考へられる。けれど斯樣な事を論ずるのは當書の目的ではない故、やめて置か

う。下つて平安朝には既にあつた事が明白で、當時では過去帳と現在帳とがあり、過去帳には死亡の年月、現在帳には誕生の月日を記入するのだつたが、和泉式部は生前過去帳に名を列ね、人に怪しまれた場合、

あづさ弓はつるべきとは思はねど
かねてなき身の數に入るかな

と詠んだと云ふ事は有名な話となつて居る。當時は主として寺にのみあつたのであらう。

近世過去帳は寺のと自分の家のとがある、前者は其の家限りで、後者は檀家全體を同じ帳簿に記入するのだが、共に其れ程古いものがない。それは夭死した人までも記入する故、書く場所が或る年數を經過する內になくなつて、新しい帳簿に書き改める、最初の內は古い方も保存するが、何時とはなく破棄する爲であらう。其處は人情の淺ましい處で、家の誇りになる器具や、古文書は寶物として傳へるが、過去帳の古いのを傳へて居る家は滅多にない。これは墓地が變更された場合にも起る現象で、最初の內は舊墓地の先祖の墓へも參るが、何時とはなく新墓地へのみ行き、古い墓地は無緣となつて行く。勿論新過去帳に改める際、古帳の重立つた人丈を記入する場

合もあるが、過去帳は法名と年月（殊に民間では月日のみ）とのみを記入するのが常だから、後世では、どれが重立つた人かわからぬ。其處で唯記憶に存する二三代の人をば新帳に記載するに過ぎないのであつたらう。（殊に民家の過去帳は寺のを寫したのが多い。）

寺の過去帳は、も少し鄭重に記載されてあるが、此れも過去帳新調の際、當時勢力のあつた家位は舊帳から新帳に復寫される光榮を持つけれど、他は省かれ、更に次の新調の際には又古いのが省かれて行く、そして古い過去帳を保存する寺は驚くべき程尠いのであるから、やはり餘り古い事はわからない。勿論これは戰國時代の社會大混亂により信仰界も大變動を來し、多くは寺を變へ、宗旨を更めたからにもよるのである。一體宗旨と云ふものが殆んど一定不變に定まつたのは寛永年間からで、それまでは信仰が非常に自由であつて、名僧高德が現はれると一世を風靡する事が出來たのであつた。そして寺院と一般人民とは後世程密接なものでなかつたのである。

處が德川氏も三代家光からは萬事保守政策で、事なかれ主義を執り出したばかりでなく、切支丹（キリシタン）宗（耶蘇教の一派ゼスイット教）の侵略主義を恐れて之を禁止したが、嶋原の一揆があつてからは一層嚴重に之を禁止する方法として、宗旨と云ふ事を喧しく云ふ事となつた。卽ち切支丹宗で

はなく、佛教徒であると云ふ事を證明さす爲に、「何宗旨であつて何寺の檀家である、決して切支丹宗を信じて居ない」と云ふ事を書き出させた、所謂宗門帳（宗旨帳）と云ふのが其れで、極めて一部の神職が漸く神祇宗と云ふ名稱で許可された外、我が國民は擧げて佛教の何宗かに屬し、各寺院は戸籍を掌る事となつて檀家との關係は極めて密接となつた。

猶ほ一方人民の方でも、戰國を遠ざかるにつれて次第に落付きが出來て來たので、寛くり死者の冥福を祈ると云ふ風に漸次なつて來た。其處で一般的に云ふと、過去帳で探り得る限度は寛永迄と云つてもよい、特別な家でない限り私が實際に調査した處も其れ位で、短きは二百年前の享保（八代吉宗時代）位、多いのは二百三十年前の元祿時代、寛永と云へば今から三百年前、其處まで探れたら立派なものである。

三百年と云ふと吾々から大體十代前で（家によつては九代前のも、十一代、十二代、のもあらう）高祖父より更に五六代前になるのであるが、此の間の先祖並に其の一族を調べるについては、過去帳が一等の史料と云つてよい。何となれば之れは死人のある毎に記載するのであり、且つ死者の冥福を祈るのが目的である故、僞りを記載する理由がない。いくら僞系圖で先祖を飾る人でも、過去帳丈は正直にして置くのが恒

と思はれる故である。けれど書き次ぎでなく、或る時代に集めて書いた部分には、或は僞系圖から採入れたのもあらうが、それは直ちに發見する事が出來よう。

斯くの如く過去帳は家系をつくる上について必要なものであるが、家々に傳はる過去帳は戒名（法名）と月日とをのみ記載されて居るのが常である故、寺の過去帳と照し合せて俗名を註記する必要がある。寺の過去帳は檀家全體のであるから、自然俗名をも註記してある故であつて、一度以上はどうしても寺參りをせねばならぬ。地方によつては年代順に記した可なり古いのが殘つて居る。

第二節　寺詣り

過去帳ばかりでなく、石塔や位牌を見、又其の他寄進布施などを記した文書記錄をも見せてもらふ必要もあるから、日頃寺參りの嫌いな人でも是非一度は行かねばならないが、殊に過去帳は熟讀して、自分の家ばかりでなく、親類、同黨、同姓の分をも戸主であつた人位は記して來るがよい。きつと面白い事がわかつて來ようと想像する。勿論後述する如く、一般人民つまり農工商のものは維新前まで苗字を表面稱する事が出來ず、過去帳にも通稱のみのが多いから、どれが何家

の分かわからぬと云ふ恨みもある、けれど一戸の主は多くの場合代々同名である故、少し注意すれば探る事が出來よう。自分の家の分は自家の過去帳と同日の場處を見れば、よいのだから直ちに發見する事が出來る。武家や商家で屋號の記されたものなどは一層早くわかる事は云ふ迄もない。（百姓町人の者にも苗字を載せて居るのが尠くない。）

通稱と名乘の事は別に云ふが、何事も先例を襲ふ徳川時代の事である故、戸主ばかりでなく子供の名も注意するがよい、殊に自分の家と同じ名を子供に用ひて居る家があれば、特に注意する必要があらう。

位牌と石塔との事は別に云ふが、其の外、寺の造營とか、門の修繕とか、塀を造り替へるとか、須彌壇を如何するとか云ふ度に、寺では檀家から金を集めたものである故、當時の記錄が殘つて居るなら見せてもらふがよい。それで當時の家格や財產狀態がわからう。但し虛心活懵他家を調査する樣な態度を持たねばならぬ。

次には寺の由緒も探つて置く必要がある。現在地方の住職には自分の寺の由緒を知らぬ人が多く、且つ寺の緣起と云ふものは多く裝飾されて居る故、開基（創立）と云ふ樣な事は容易にわからな

いけれど、其れが目的でない故深く探る必要はないが、中興は誰れか、それは何時代の人か、つまり代々の住職のわかり得る限度の年代（時代が飛びはなれた人を省き）、そして最初から其の宗旨であつたか等を調査する必要がある。これは住職が知らずとも、住職代々の位牌を見ればわからう。そして自分の家と其の壇那寺とは何時頃から關係が生じ始めたかと云ふ事を調査し、一層古い自分の家の寺がわかれば、其の寺へも行つて見る必要がある。

其の外、棟札や、いろ／＼壇家の名の出て居るらしいものは遠慮なく見せてもらへばよい。一體檀那寺と云ふものは壇家全體で依持して居たもので、壇家全體のものとも云へよう、卽ら昔の氏寺（ウヂデラ）に比すべきものである故、根掘り葉掘り調査すべきである。從つて尠くとも一日以上の時間がかゝる事を覺悟せねばならぬ。

第三節　位　牌

過去帳と照し合せて調査せねばならぬのは位牌である。位牌は支那の宋時代に始つたもので、それを我が國でも眞似たのだから、いくら古いのがあつても鎌倉時代以後であると云はれて居る

が、中にはさうとばかりは云へぬ、位牌の起原たるべきものは我が國にも既にあつたと說く人もある、けれど其の樣な穿鑿は此處でする必要があるまい。兎に角、位牌には、それ程古いものがなく、殊に一般庶民の家に於いては一層新しいと云はねばならない。けれど近世に於いては大いに流行して、之れを作らぬ家が殆んどないと云ふ有樣になつた。そして石塔にも位牌形のが流行しだしたのである。

斯樣に一般の家では共れ程古い位牌がなく、これによつて探り得る程度は過去帳と同樣で、共れ以上に上り得ないが、一人々々の爲に作つたものであり、裏には俗名を載せて居るのが恒であつて、且つ死後それ程時日を經たものでないから、これも家系硏究上一等史料たるを失はない。それ故、過去帳と對象して充分に調査すべきである。但し希には僞系圖によつて先祖の位牌を作つて居る家もある故、注意を拂はねばならぬ。又他地方へ移動する際に寺へ收めると云ふ樣な事も尠くないから、其の邊の注意も拂ふ必要があらう。

過去帳位牌の外、佛壇內は隅から隅まで探すと、時に有力なる史料を見付け出す事がある。私は嘗て中川小十郎氏の家系を調べた事があるが、此の佛壇內の調査で思はぬ掘出し物をした。それ

は佛壇背部に懸けた額で、天正慶長頃に活動した小祿左衛門重充と云ふ人より更に三代前の心月宗圓居士、其の室世遠妙界禪尼の二人を始めとして、以下六代程の世代夫妻と傍系の人五六名と、此の懸額を作つた人の先々代、先代及び自分の子で夭死した人の戒名と逝去の月日とを載せたものである。同家は元祿年間火災に遭つて其れ以前のものは殆んど燒失したのである故、恐らく此の懸額は此の火災の後に過去帳代りに作られたものであらうと云ふ事が、その他の事情からも察せられるのであつて、古い過去帳も此の後程なく作られ居る、それは年代から直ちに察する事が出來たのである。猶ほ此等から一層古い時代の過去帳も此の火災で失はれた事も推察する事が出來た。

此の懸額は過去帳と同樣何れも戒名と逝去の月日ばかりを記したもので年代を載せてないが、心月宗圓から三代目の人は確實に天正慶長頃の人である事がわかる故、心月宗圓は其れ以前の人であり、又世代の夫妻を載せた欄內にあるから嘗て當家の主人たりし人である事もわかるが、此處に怪しむべきは當家が後世になつて作られた家系圖には、此の心月宗圓と云ふ人がない事である。其處で私は此の後世に出來た系圖を疑ひ、此の佛壇懸額の方が史實であると主張した。そし

て種々な書き物を調べて見ると戒名書きになつたものには、總べて此の心月宗圓から書き出して居るのみならず、朱筆で年號を附したものもあつて、其の年代を定めるのに苦心した形迹も見えるが、なほ寺の過去帳、並びに古記錄を見るに及んで、心月宗圓と云ふのが實際此の家中興の先祖である事がわつた。勿論寺の過去帳も其れ程古いものでないが、早い時代から此の心月宗圓以下世代の人の戒名を載せて、物を寺に寄附して居る記錄があるので容易にわかつたのである。その上、前述した系圖の外に全く見棄られて居た古系圖があつて、其れが當家の眞系圖であると云ふ事もわかつて來た、つまり此等は總べて佛壇內調査のお蔭である。

斯樣に佛壇內の過去帳、位牌、懸額、及び戒名を以つて記されたる記錄は信仰上のもので、家系其の他の事を顧慮したものでない、全く其の人の冥福を祈る爲のものに過ぎないが、一般民家では家系研究上これ程重要な史料はない。卽ち此等は家系研究上、根本となるべきものである故、最も精細に調査せねばならないが、此等と同樣に大きな價値のあるものは石塔である。よつて次に石塔の事を簡單に述べて置かう。

第四節　石塔

世界中を探すと種々の葬り方があるけれど、我が國では一般に昔から土に葬ると云ふ方法が採られて居た。そして上古では石室（石槨）を設け石棺を埋め、其の上に土を盛つて土饅頭の様な墓をつくつた、所謂今日殘つて居る古墳で、圓墳が普通だが、中には瓢形なのや車形のや、培塚と云つて大きな塚の附近に小さく作つたのも、又百も二百も群集して居るのもあり、又棺には木棺のも少くなかつたらしい。此等は山上にも、山麓にも、平地にも見受けられるが、何れも土地の上に石室をつくり其の上に土を盛つたものである。處が猶ほ山腹に穴を設けたのもある、所謂横穴の古墳であるが、どれにしても死者を葬るに可なり努力をしたと云ふ事が窺へよう。

處が大化改新の政治をする際厚葬の弊を改める爲に之に制限を加へ、又佛教思想侵潤の結果として、此の世より「あの世」（極樂淨土）と云ふものを大切がり、死骸などは如何でもよいと云ふ風になつて來たので、益々墓は粗末になつて行つた。身分以上に寺院堂塔を作つたり、金品を寄附したが、實際の墓には高貴な人でも、層塔、寶塔、或は五輪塔を立つるくらいに過ぎない事となり、

一般には木の卒都婆を立てゝ供養する程度に過ぎない事となつたらしい。「平家物語」卷三、少將都還の事の條、少將盛經が流罪を免されて鬼界ヶ嶋よりの歸り道、父大納言成親の配處（備前兒嶋）の跡を尋ね、更に墓を尋ぬる處に、

その墓を尋ねて見給へば、松の一村ある中に、甲斐々々しく壇を築きたることもなし。土の少し高き所に向ひ、少將袖搔き合せ、生きたる人に物を申す樣に、（中略）その夜は康頼入道と二人、墓の廻を行道し、明けゝれば新しく壇築き、釘貫せさせ、前に假家造り、七日七夜が間念佛申し、經書きて結願には大なる卒塔婆を立て「過去精靈、出離生死、證大菩提」と書きて、年號月日の下には「孝子盛經」と書かれたれば、賤山がつの心なきも、子に過ぎたる寶なしとて、袖を濡さぬはなかりけり。

と載せて居り、又春日光長の餓鬼草紙にも木の卒塔婆が見える。

けれど少し氣のきいた家で、普通の場合には五輪塔を立てたのであらう。五輪とは空輪○、風輪◡、火輪△、水輪○、地輪□の五つゝの石からなつた塔で、德川の初期まで一般に廣く行はれたが、極く古いのは梵字以外文字がなく、鎌倉以後後世のもので文字のあつたものも、民間のもの

の多くは雨露に暴されて居る故、讀み得るものは極めて尠い。

また鎌倉時代からは、層塔、寶塔、五輪の外寶篋印塔や石の板碑と云ふ樣な新しい形が出來、室町時代に入つても略ぼ同樣だが、其の後期になると餘程簡單になつて、板五輪と云ふものや、舟形狀の墓石に五輪や寶篋印を刻したものが夥しく增して來た。そして德川時代の初期もそれ等の形を受けて來たが、後には專ら角碑の墓標が流行し、特別な家でない限り總べて其れになつたと云つてよい。勿論角碑にも板碑形のもあり、上が櫛形や兜巾形や打切になつたもの、又香匣の形したもの、其の外圓形のもの自形石に銘したものも尠くない。

墓の變遷と云ふ事も調査すれば面白い事だが、家系研究の上から云ふと、文字が讀めぬと甚だ困る。人里を離れた地にあつて、石で作られて居る故、長く保存されるものだが、多くは雨ざらしだから、甚だ磨滅し易い。石の種類にもより、掘りにもよるが、何等か雨覆ひになるものがなければ普通に讀み得るのは三百年、大字は四百年に溯り得るが、餘程苦心せねばならぬ。殊に俗名を得る事は一層困難である。けれど石刷をとつて見たり、濡れ紙を刷つて見たり、或は夕方蠟燭の火ですかし讀む（これは窪んだ處だけが陰になる故、晝間讀めぬのも分り得る事がある）等の方法で、戒名なり、年號月日なりがわかれ

ば、過去帳その他の文献と照し合せて、誰の墓と云ふ事がわからう。それ以上古いのは其の形から大體の時代を極め得る位で、唯自分の家の墓に古いのがあると誇り得るに過ぎないと云つてもよからう。五輪塔は一番下の石、但し基石があれば其の上の石、即ち地輪に銘文がある故注意すべきである。

墓は餘り年數が經過すると無緣になる、他に移住した場合の如きは勿論だが、遠きものは日々に疎しの譬に脫れず、其の地に土着しながら新しい墓のみで古い墓に詣らず、そのまゝ無緣にする人が昔も今も絕えない、歎はしい次第である。家系研究者は斯う云ふ點に注意して、古い墓は無緣になり易いものと考へて、一應は探がして見るもよからう。又徳川時代でも墓地が變更されて居る場合も多いから、萬事抜け目なく調査する必要がある。

以上の事柄は單に家系調査の爲でなく、近い祖先に對する禮儀でもある故、暇が出來たら此れ位の事は誰でもやつて置かねばなるまい。やつて居る内には興味もわいて來る。娯樂の雜誌を讀んだり、活動寫眞を見に行く中をさいても、損にならぬ事を斷言して置く。

第五節　家藏古文書

次には家藏の文書記錄と云ふと立派だが、普通の家では反故同樣な古い書き物を一應整理する必要がある。時には思はぬ掘り出し物があつて福運にありつく事もあらうが、そんな慾な事は別として一應目を通す、否次の如く分類する必要がある。

先づ第一に維新以前と維新以後とに大別し、以後の分は他に目的のない限り仕舞い込む。

次には維新以前の分を、(1)お上の觸書・(2)往復の手紙並に下書、(3)種々の帳薄、(4)土地に關する書類、(5)金錢貸借に關する書類、(6)書畫、(7)隨筆、(8)詩歌、(9)藩主其の他名門よりの下賜品、(10)辭令、等に分けて行く。此等に載せたものは直接家系調査に關係はないが、それでも年月日と當主並に家人の名のあるものは、一々（成るべく年代順に）手扣へて行く、そして年次を追うて前述過去帳研究より得た結果と對象すれば、系統が一層判明し、幼名などがわかり、各代並に家族の譜も作れるかも知れぬ。

殊に以上の外、(11)誕生に關する書類、(12)結婚に關する書類、(13)葬式に關する書類、其の他、(14)冠

（元服）還暦（本卦祝）喜壽、（七十七歳の祝）米壽、（八十八歳の祝）等の祝、などに關するものがあれば、一層代々の年譜が明かとなつて來よう。

此等を調査する際には年表丈は常に座右に置かねばならぬ。干支で書いたものも多いが年表さへあらば大抵は見當がつかう。又こんな分類をするよりは、最初から一切の書き物を年代順に置いて見るもよいが、素人ではむづかしいと思ふ。

此の外、武士、神職、醫者と云ふ種類の家や、鄕士、大庄屋、庄屋、名主と云ふ樣な名門には、種々な書類があり、猶ほ多くは系圖或は系圖關係の書類を藏して居るが、その大部分は僞系圖と云つてもよからう。殊に立派な表裝をしたもの程、あやしいものであつて十中の八九と云ひたいが、眞實の系圖と云ふものは、もつと數が尠いのである。つまり寶藏へ忍入り、盗み奪つたる御家の重寶系圖一卷と芝居でやるのは、其れが秘密になつて居る點と、立派な表裝とが、大きな價値を持つて居るに過ぎないのである。

斯樣に家々に持ち傳へた系圖なるものについては口を極めて罵倒もし、又極力排斥もしたいのだが、しかし此の僞系圖にも見方によつては採るべき部分もある、その事は後に述べよう。がそれ

よりも斯樣な僞系圖でも慶長元和以後、即ち關ヶ原の役や大阪陣以後は大體信用してもよい、但し維新以後に作られたるものは此の限りでないのは勿論である。

然らば何が故に慶長元和以後ならば僞系圖でも信用するに足りるかと云へば、系圖に限らず、古文書でも、古記錄でも、其の時代のウソを其の時代に僞作するのは容易でない、純粹な詐僞者でなければ容易に出來ない仕事である。例へば現代に於いて、さうでもないのに某縣の知事であつたとか、何郡の郡長であつたとか云ふ事を自家の系圖に書く人はなからう。けれど一歩溯つた德川時代の事になると、祖先は某藩の有力者であつたとか、大庄屋であつたとか、場所さへ違へば勝手な事を書いても、大して差障りがなからう。同樣に、否より以上に、同時代の某城主の子孫だとか、祖父は何の守であつたとか、藩主からお墨付を頂戴したと云ふ樣な事を事實でなかつたとすれば書けるものでない。階級意識の强かつた德川時代に於いては、第一に世間が承知せぬ、お上に聞えると罪にもならう。いくら場所を異にし、國が違つても、すぐに取り調べられるのであつた。斯樣に新しい時代の僞作をやつて罪になつた例もある、一例を擧ると、

「德川禁令考後聚」に

其身並悴共江官名を附系圖に書記置候もの御仕置之事

延享三寅年十二月御仕置之例

本多左京下屋敷に罷在候浪人　本多縫殿右衛門
同人總領　同　大三郎
同人次男　同　大内藏
同人三男　千葉右馬之助

此縫殿右衛門、大三郎儀、逆心ケ間敷巧事致シ候儀ハ無ㇾ之候得共、一分之樂に可ㇾ致と、縫殿右衛門に大炊助、大三郎は左兵衛佐、大内藏は駿河守、右馬之助は千葉上總介、又は能登守と官名を附、系圖之末江、縫殿右衛門書記置、大三郎儀は、右體之儀を差留不ㇾ申、不屆不極に付、兩人共に遠嶋、大内藏、右馬之助儀は、若年故、何に而も巧事之咄承候儀無ㇾ之由申候得共、兩人共に、官名を附、系圖に記置可ㇾ申由、縫殿右衛門申聞候處、若年とは乍ㇾ申不ㇾ差留ㇾ、縫殿右衛門に任せ置候段不埒に付、本多左京江相渡、徘徊不ㇾ仕樣に可ㇾ申付ㇾ哉と相伺、其通被ㇾ仰渡ㇾ候事

と見える、以つて容易に斯樣な嘘のつけなかつた事がわからう。けれど更に一步溯つて元龜天正以前の事になると、場所さへ違つて居れば、某國何城の城主であつたとか、何の守と稱したとか、勝手氣儘な事を云つても、別段直接利害に關係せない限りは差支へがない。又戰國でも元龜天正まで持ち傳へた豪族の事は何とか探り得たが、それまでに滅亡した城主などは德川時代に於いても國を異にすれば容易に探り得なかつた。殊に其の遺兒の後裔とか、重臣の子孫とかは調査する事が殆んど全く出來なかつたので勝手な事を書いたものである。けれど其れにしても餘程溯らないと其の土地では發覺する恐があるので、大抵の僞系圖は他國から移つた事とし、成るべく同苗な有名な人の後裔として居るのである。

第六節　家系史料の等級

僞系圖の事は系圖研究について非常に大切な事故、別に一章を立てゝ云ふが、要するに僞系圖、卽ち少し立派な家には戶每に持傳へて居る家系圖なるものでも、其の時代に關する僞作は尠い故大體信用してもよいのである。僞文書も大凡同樣で、其の時代と直接關係のない遠い過去に關する

ものに限られて居ると云つてもよい。斯樣に德川時代に出來た系圖ならば、德川時代の事丈は信用してもよいが、それでも過去帳を中心として調査した前述の研究を動かしてはならない。何となれば過去帳、位牌、墓石等は其の人を去る遠からざる時代に出來たものであり、且つ僞るべき性質のものでないが、系圖に至つては然うでない、出來るならば誇張して書きたいと云ふ性質を持つて居る。其の上譬へ正直に書くつもりでも、或る時代に古い物を辿つて書いたもの故間違ひも多いのである。換言すれば過去帳等を一等史料とすれば、系圖は數等下つた價値を有するに過ぎない。

勿論家系研究上に於ける一等史料は一般史料よりも寛大に取扱つてもよい。一般史では正確な古文書とか、見聞する儘に書いた日記紀行と云ふ樣なものが有力な史料で、譬へ一年前の事、否一月前の事を書いたものでも確實とは云へない。何となれば一月前の事でも記憶丈では辿れない故である。けれど系圖は單に血脈と家の繼承などが主たる目的であつて、誰でも祖父の代までは溯り得るものである故、（たとひ不幸にして早く父母に別れて親の顏を知らぬ人でも、周圍の人から祖父の性格や大體の身分位は聞いて居る、まして名前位は知つて居らう）其處で系圖研究の上では二代前迄の系統的記載を一等史料と云つてよいのである。

立派な家系圖の卷物以外斯う云ふ種類の記錄と云ふものが、よく殘つて居る。これは卷物の系圖よりも遙かに價値が多いのだから大切にし、又參考とするに足るのである。

以上の外、德川時代の家系を調査する史料には、檢地帳とか水帳とか村鑑と云ふ類の、村に傳はつた文書記錄、及び氏神（産土神、鎭守神）の社の器具文書等がある、それ等も出來るならば調べるがよい。殊に慶長前後の檢地帳を見れば自分の家の持地があちこちに出て來て、甚だ面白い調査が出來よう。

さて以上の調査によつて大抵の家では三百年前までの事がわからうと思ふ。三百年前と云へば先づ寬永で、それまで調べられたら十分の成功であり、それ以上元和慶長まで探れたら十二分の成功で、もし夫れ天正まで溯り得れば雀躍りしてもよい、然らば其れ以上は如何にして探るべきか、次を見よ。

第四章　假名（通稱）の調査

第一節　人名の種類と其の世襲的傾向

第一段親族の調査、並びに第二段過去帳を中心とする文献の調査に據つて、我々は德川時代に於ける我が家の系統を探る事が出來る。然らば其れ以前の先祖を探るには如何すればよいか、それには如何しても通稱、實名、紋章、苗字、及び發祥地等を調査せねばならない。其の內で何處の家でもすぐにわかるのは、人名と紋章とである故、それから述べて行かう。

人名と云つても、それには童名、幼名、實名、假名、字、號、諡等其の種類が頗る多く、且つ時代的にも種々の變化がある故、到底一々述べ切れない上、主として家系硏究に必要なのは實名と假名とである故、以下主として此の二者を中心として述べよう。

假名は一般に通稱と呼ばれて居る、けれど近世一般庶民は此の通稱の外に實名（名乘）を持たないのであつたから。これが結局本名に外ならないのである。だが名の性質上から云へば假名と云

ふ部類に屬すると云つてよい。

近世一般に假名は家を嗣ぐまで、何太郎、何次郎、何三郎などと稱し、家を嗣ぐと、何右衞門、何左衞門、何兵衞などと云ふのが普通で、武士階級では其の他種々な官名を稱する事となつて居る。そして大抵は代々同じ名を襲いで行く事になつて居るが、これについて「松の落葉」は、

祖のあざなをつぐ事

今の世に、たとへばおやのあざな三左衞門といへば、子もうまごも、そのあざなをつぐなるは、み國ぶりにして、いとよきならはしになん。しかすれば其家のすぢ、よくわかりて、まぎらはしからず、神武天皇は彦火火出見尊（ヒコホホデミノミコト）のうまごの君にして、神日本磐余彦火火出見尊（カンヤマトイハレヒコホホデミノミコト）と申しも、さるみこゝろしらひにこそ。中ごろよりのちも、人の名つくに、とほりもじ（通文字）とて、ふたもぢのうち、一もぢは、さきざきのによりて、ものすなるも、いにしへよりの、みくにぶりにしたがへるにぞ、から國のふりと、ことなりとて、何のわろきことかあらん。さるをみくにのふりをはなれて、からのによりたる一もぢの名も、これかれと見えしらがへり、そはいみじきひがごとする人どもになん。

と云つて居る。

これは少し間違つた點もあるが、兎に角、名を世襲すると云ふ事は家系を探る上について甚だ都合がよい。よつて其の起原を探つて見るに、今から八九百年前頃から社會萬づの事を代々世襲すると云ふ風が起つて來たが、年を重ねるに從つて益々其の風習が次第に盛んになつて行つた。實名の通字、即ち代々實名中の一つの文字を子孫に傳へて行く事になつたのも此の風習の一つの現れであり、又紋章が家々によつて定まつて來たのも此の社會一般の風潮からと云つてよい。今述べんとする假名も要するに此の世襲的風潮から代々同じ名を稱する事になつて來たのである。例へば源爲義の子が義朝、爲朝と云ふは父の名を一字づゝ傳へたもので、又義朝の子が義平、頼朝と云ふも父の名を一字づゝ受け繼いだものであり、又頼朝の子が頼家、實朝と云ふのも同様と云つてよい。又源頼綱の孫にして仲政の子が頼政と云ふは、祖父頼綱の頼の字と、父仲政の政を採つたのであつて、其の子仲綱は曾父仲政の仲と其の仲政の父頼綱の綱の字を採つたものである、斯様に實名に於いて父祖の名の一字を採つて名とする内に、代々一字を子孫に傳へる事になつた。これが通字（通しもじ）或は傳字（傳へ文字）と云ふもので、平家は盛の字を、北條氏は時の字

を傳へる如きが其の實例である。

此等は實名について云つたのであつて、詳細は後に述べる事とするが、假名に於いても同様の現象が起つて來た。それを次に說くのだが、其の前に、太郎、次郎とか云ふ輩行に據る名の事を說明して置かう。

第二節　輩行と假名（通稱）

輩行より起つた人名につき「貞丈雜記」は、

太郎は總領の子也、次郎は二男也、三郎は三男也。今の世には總領の子を何次郎、何三郎と名付、二男三男に何太郎と名付るもあり、あやまり也。

と云つて居る。太郎一郎は長男で二郎次郎が二男である事は誰でも知つて居らう。けれど後世は總領にでも何次郎とつける事がある、これは此の書が云ふ如くあやまりの如くにして、其の實誤でない事が尠くないが、その事は後に述べよう。次に「三養雜記」は

むかしは第一の子を太郎、つぎは次郎といひ、それより三郎、四郎と、十郎まで名づけ、十一

人めより餘一、餘二、と次第に名づくることなり。十は成數なれば、十郎よりは、あまりといふ意なるべし。盛衰記に金子十郎家忠の弟金子與一、那須十郎資隆の弟那須與一なり。餘を與に作るは假借なり、平維茂を餘五將軍といふも十五郎たる故なり。源義經は第八子なるを九郎判官といへるは、八郎爲朝の成行よからざれば、八郎をいみて九郎としたりとかや。曾我兄弟の兄を十郎、弟を五郎といふも、わけあることなり。むかしは兄弟の排行正しかるうちに、たま〳〵みだれたりとおもふも、みな故あることなり。

と載せて居るが、餘或は與の說明は此の書の云ふ通りである、但し餘五將軍は「今昔物語」に、

今昔、實方中將と云ふ人、陸奧守に成て其の國に下だりける。其の國に平維茂と云ふ者有けり。此は丹波守平貞盛と云ける兵の弟に武藏權守重成と云ふが子、上總守兼忠が太郎也。其を曾祖伯父貞盛が、甥並に甥が子などを皆取り集て、養子にしけるに此の維茂は甥なるに亦中に年若かりければ、十五郎に立て養子にしければ字を餘五君とは云ける也。

とある如く、貞盛の養子となり、その十五番目に當る故であつた。

次に九郎判官義經が叔父鎭西八郎の名を避けたと云ふのは俗說であらうと思ふ。八郎爲朝の弟に

は源九郎爲仲と云ふ人があつて、同じく保元亂後殺された事が「保元物語」に見える。八郎は特に死を赦されたのである故、その名を忌むならば寧ろ九郎を避くべきでないか。殊に「尊卑分脈」に據れば義經は明白に義朝の第九男である。

次に曾我兄弟の字が兄弟順を異にするは有名な事だが、兄の十郎は自分の父の苗字を繼がず、まゝ父曾我祐信の義子となり祐成と云つたのである故、十郎と云ふのも曾我の方より云つた假名であらう。又弟の五郎は北條時政をたのんで元服したのであつて、時致の時も時政の時字をもらつたのである故、四郎義時の次と云ふ意味で五郎と稱した事が明かであらう。つまり此の二人は常道を以つて論ずる事が出來ないのである。

次に「阿邪名呼名考」に

そも〳〵この太郎・次郎・八郎・十郎などいへることは、そのもとは必ず定りたる字（アザナ）のごとくにはあらで、今世に長男次男八男十男といへるがごとき意にて呼びそめたるものにて、さやうに用ゐたる・はた多く書どもにみえたり。そは世繼物語に、「只今の大殿は三郎にこそはおはしましけれ云々、一條の右大臣殿は九郎にぞおはしける（中略）」などやうに用ゐたる・猶あまたみえ

たり。されば、かの字(アザナ)を太郎とも、何太ともいへるは、その父の第一男なる義、次郎とも何二ともいふは次男、三郎何三は三男、十郎は十男、餘一郎とも與一ともいへるは十一男、餘三は十三男、與五郎與八は十五男十八男のことなるを、十一郎十八郎といはずして餘一郎餘八郎としもいへりしは、十餘一郎、十餘八郎の義にして、その十の字を省きたるものなり。されば餘一餘二と書くべきを、古より與一與二とかけるもあるは、たゞ音の同くて、かきよき文字を借用ゐたるものにて、異なる義あるにあらずなむ(中略)。かの太郎次郎の次第など、よく心得ためる人々の、なか〳〵に餘一郎をば何太郎の異稱とや思ひとれる、愼一郎守一郎といふやうなる名も聞ゆる中に、わが太郎子をも一郎などなづくる類も出來にけるは、何も昔の跡をばよくもたどらで、古のことを等閑に思ひすぐせる心ぐせにて、いと淺ましく口惜しきことなりかし。この太郎次郎などいふ字をしも、今俗間の人々は、生るすなはち號ることゝ思ひためれど、緣子の名などには、いと似つかずなむ有ける。故むかしの人々は、いと幼きほどは、まづふさはしき幼字をつけて、さて成長て元服をもしたらむ時に、實名と共にこそ、太郎次郎三郎などはつくる例なりけれ。

と云ひ、又「茅窻漫錄」に

此邦の人、太郎二郎など名づくる事、古今常例なり。其始は日本紀に、皇極帝四年、蘇我入鹿を君太郎といふよりこと起りて、光孝帝の三子を太郎二郎三郎と稱し奉るも、唐朝の例に倣ひたまふにや。唐太宗は高祖の二男にて二郎と稱し、玄宗は睿宗の三男にて三郎と稱するが如し。後世多く其例に倣ひて、源頼義の三子は太郎二郎三郎と稱し、佐々木兄弟五人、太郎定綱より五郎義淸まで皆おなじ。漢土も五郎六郎は唐朝より俗をなす事、隋唐嘉話に見えたり。大抵唐朝より專らにいひし事と見ゆ。

とあるが、最も明白に字として用ひられたのは、「靈異記」に文忌寸(フミノイミキ)、字(アザナ)を上田三郎と云ふとあるのが初見であらう。この人は同書に聖武天皇御代の人とし、紀伊國伊刀郡桑原の一凶人として居る。果して然らば餘程古くから廣い範圍に此の風習があつたと見ねばならぬ。勿論文忌寸と云ふは歸化族の後裔故、支那風な事をよく知つて居た爲かも知れぬ。

第三節　輩行名の世襲

斯樣に太郎次郎三郎、與一與二と云ふのは兄弟の輩行を著はす稱で、長男である故太郎であり、次男である故に次郎であつた。處が前述の如く世の中の萬事が世襲的になつて行く平安末期以後の一般的傾向に影響せられて、此の太郎次郎と云ふ語も子供に傳はつて行く事になつた、卽ち「源平盛衰記」十五、宇治合戰條に、

足利又太郎は鐙踏張、弓杖つきて申けるは、只今宇治川の先陣渡せるは、昔朱雀院御宇承平に、將門を討、勸賞に預りし、下野國住人俵藤太秀鄕が五代の苗裔、足利太郎俊綱が子に又太郎忠綱、生年十七歲、童名王法師。

と見える。これは太郎の子だから又太郎と云つた一例である、次に同書三十七に、

熊谷父子、城戶口に攻寄て大音揚て云けるは、武藏國住人熊谷次郎直實、同小次郎直家、生年十六歲。

とあるは、次郎の子を小次郎と云つた例である。又同書源氏勢揃の條に河越太郎重賴、同小太郎茂房とある故、太郎の子を又太郎とも小太郎とも云つた事がわからう。

次に小三郎の例を擧げると、「東鑑」壽永三年三月五日條に、

去月於二攝津國一谷一被レ征二罰平家一之日、武藏國住人藤田三郎行康、先登令二討死一訖、仍募二其勳功賞一、於二彼遺跡一、子息能國可二傳領一之旨、今日被二仰下一、御下文云、件行康、平家合戰時、最前進出、被レ討二取其身一訖、仍彼跡所知所領等無二相違一、男小三郎能國、可レ令二相傳知行一之由云々。

と見える、小三郎は三郎の總領である事が明白であるが、父の三郎を承けついで小三郎と云つて居る。

次に北條四郎時政の子義時は長男であるのに、四郎の子と云ふ意味から小四郎と稱した。斯樣な例は頗る多く、岡部六郎行忠の子忠澄が六野太と云つたのも此の一例と見られよう。何となれば六野太と云ふのは六郎の子で、本姓小野の野と自分が太郎である、その太を採つた事が明白である故で、其の弟が小六郎行好と云ふのも父の六郎を受けたものと思はれる。これにつき「白石小品」は

大太郎、小太郎、孫二郎、彥三郎、又太郎、餘次郎、先次郎、後三郎など聞えしは、其比には太郎より次第にかぞへて十郎に至りぬれば、又とも餘とも加へよびて、太郎が子を小太郎とい

ひ、其子を孫太郎といひ、又其子を彦太郎ともいひ、大といひ、先といひ、後といふが如くに稱したれば、人の召名と云ものも、近代の如く其義なきことにはなかりしなり。

と云つてゐる。又太郎は太郎の子であるから、これを此の書が餘一と同一視したのは間違ひだが、大體斯くの如くである。但し「近代の召名を其の義なきこと」と論ずるは僻見と云つてよからう、物に變遷のあるを知らないのである。又「本邦名字說」に

太郎の子小太郎、或は又太郎、或は新太郎、その子孫その子彌太郎なり、左衞門の子小左衞門と云、孫・彦・彌も同じ。右衞門、兵衞、大夫、此に準ず。次郎の嫡子は次郎太郎と云、小四郎左衞門、平六兵衞、小平六と云もあり。

と見えて居る、大體此の通りであるが、「源平盛衰記」に土肥次郎實平、子息彌太郎遠平と見ゆる、實平は次男だから次郎でよいが、其の子を彌太郎と云ふは此の名字說に從へば間違て居る事にならう。即ち斯樣な事は法律できまつて居たわけではないから、しかく嚴格に云ふ事が出來ぬ。けれど大體に於いて太郎の子は小太郎とか、又太郎とか云ひ、次男三男は太郎次郎(太郎次)太郎三郎、(太郎三)又孫は孫太郎とか彦太郎とか云ひ、次男次郎の嫡子は次郎太郎、七郎の嫡子

は七郎太郎と云つた事は事實である。

斯くの如く父祖の通稱に小とか又とか、彦とか彌とか云ふ文字を加へて子孫が之を傳へて行く内に、遂には代々同じ通稱を子孫が傳へると云ふ事になつた。これには阿濃津三郎貞衡の子の貞清が、同じく安濃津三郎と云つたと云ふ樣な古い例もあるが、南北朝頃から其の風が甚だ盛んである、例へば、伊勢家では貞信が七郎右衛門尉と云つてから、其の子の貞長も、貞喜の子貞種も、貞種の弟貞家も、貞家の子貞熙も總べて代々七郎左衛門尉と云つて居る。又貞種の弟貞芳が次郎であつて左衛門尉貞長の子と云ふ意味から次郎左衛門尉と云つて以來、其の子孫貞數、貞頼、貞重、貞隆等代々次郎左衛門尉と稱して居る。これが近世民間の家々が代々同じ通稱を用ふる起原に外ならない。

かくて主人の名が代々同じであるので、何代何左衛門とか、何代目何兵衛とか云ふ事になつたが、猶ほ嗣子の名まで代々何太郎とか、何次郎とか、最初の人の幼名を襲用する事になつた。この事實が、どれ程家系を探るに便利であり、又どれ程大きな効果を齎らすか知れぬ。勿論太郎次郎三郎と云ふのは唯輩行を表はす語である故、それによつて先祖の通稱を手繰り得るに過ぎな

い、又衛門とか兵衛と云ふのは官名である故、それによつて其の官職と自分の家との關係を窺ふに過ぎないが、藤兵衛と云ひ、清二郎と云ふ、其の太郎二郎若しくは衛門兵衛に冠する文字は氏を現はすものであるからである。卽ちこの通稱によつて我々は自家の氏姓を知る事が出來る、次々にその次第を述べよう。

第四節　通稱の起原

通稱は其の內容から窺ふと、大體

1、藤とか、源とか、善とか、吉とか云ふ氏を表はす言葉と、

2、左衛門、右衛門、兵衛、助、その他右內、左內、監物、左京、右京、彈正、勘解由とか云ふ官職名と、

3、太郎、次郎、與一、又太郎、孫兵衛と云ふ樣な父子兄弟の順位を表はす言葉、

とからなつて居る。けれど其の發達から云ふと、等しく字(アザナ)と云ふものに起原が發して居る。字に關しては苗字の條で精しく述べようと思ふが、此處で簡單に云ふと次の如きものである。

古代の事は別として、中古の初め、即ち今から千二三百年前に大化と云ふ年號が創めて定められ、そして社會上政治上大改革が行はれた、所謂大化の改新がそれで、此の時以來を中古と云ふのであるが、此の中古の初めに戸籍法が完備して、陵戸、雜戸、家人、公奴婢、私奴婢と云ふ五つの賤民を除けば、總べての人民は氏を持つ事となつた。その上雜戸と云ふのは朝廷御用の職人で、其の職名を既に氏の如く使用し、又家人奴婢も漸次解放されて氏を賜つた故、中古の國民は殆んど全部氏と名とを持ち、それを六年毎に造り改められる戸籍に記入されて居たのである。これが實際の氏と名で、官の許可がなければ之を改める事が出來なかつた。

處が少し毛色の違つた人達は此の氏名の外に別名を名乘つた、即ち(1)學者は支那風に眞似た字を稱し、(2)官位が高いか、或は相當身分のある者は、氏名或は居住の地名に官職名を副へて呼ばれ、又(3)地方の豪族或は武士等は領土又は居住の地名に太郎次郎等の輩行、又は官名を副へて別名とする事が流行しだした。此の別名が字であつて要するに餘計なものに過ぎなかつたのであるが、當時にありては此の方が正式の氏名よりも、モダーン味を帶びて居た、のみならず他人に向つては名を呼ぶ事が失禮で、一般に字を呼んだから、大いに流行して實際の氏名の方が忘れられ

ると云ふ事になつた。丁度餘程物ずきな人でなければ市川團十郎や常陸山、梅ヶ谷の本名を知つて居るものがない、それと同樣な程度で有名な人は字の方で人々に知られる事になつたのである。つまり源朝臣義家とか平朝臣維茂などと云ふよりは、八幡太郎とか餘吾將軍と云つた方が勇ましい感じを與へた。又高位高官な人はもとより、他人に對しては其の人の實名を呼ぶよりは、一條に住んで居るので一條左大臣とか、九條に邸宅があつたので九條關白など云ふ方が其の人を尊ぶ事になる故、自然さう云ふ風になつたのである。

此の字の頭部を形造くる地名其の他が、子孫に繼承さるゝ内に氏らしくなつた、それが苗字の起原で、其の下部を形づくる太郎次郎等の輩行或は官名が最後に通稱（假名）となつたのである。そして平安中期から政治が亂れて戸籍法なども有名無實となつた結果として、民間では後世此の苗字と通稱とが實際の氏と本名とに代る事になつたのである。

右の内、苗字の發達は後に述べる事とし、此處では通稱の方を說くのだが、この通稱は最初に云つた樣に、輩行を表はす言葉と、本姓を表はす言葉と、官職から來たものとの三つに分つ事が出來る。輩行の事は前節で述べたから次に通稱になつた官職の事を述べて見よう。

第五節　通稱中に含まるゝ官職名

左大臣橘諸兄は井手里に別莊を持つて居られたので世人から井手左大臣と呼ばれた。又左大臣源融は河原院に別邸を營んで住んで居られたから河原大臣と呼ばれ、その子昇は河原大納言と呼ばれた。これは其の人を尊ぶ所以で、其の當時の官名を居所に副へて呼んだのである故、未だ別名とは云ひ難ひが、斯樣な呼び方が世を下る程、盛んになつて、當時の書きものが、其の人を表はすのに專ら其の官名をのみ用ふるに至つては通稱と云つた方が適切になつて來よう。極端な例を擧げると豐太閤の樣な譯で、今でこそ、小學校で敎へるから小供でも實狀を知つて居るが、古い田舍の人は太閤と云ふのが秀吉の名であると思つて居た人があらう。水戸黄門でも同樣である。昔も同じ樣に總べてさう云ふ風に稱へ、殆んどの書物に、しかく書かれて居る。其處で極く身分の高い人ならば本姓本名を探る事も出來るが、それ程でない人は結局その本姓本名を探り得ないと云ふ樣な場合が、どれ程多いか知れぬ。かうなると此の官職名は寧ろ其の人の通稱と見た方がよいと云ふ事にならう。

けれど此の官職名が未だ實際その人が其の官職に就いて居たのならば問題にならぬが、王政衰微するに至つては有名無實になつた官職が多く、殊に政權武門に移つてからは一層其れが甚だしく、殊に一度其の有名無實な官職についたものは、更に高級の官職を得ざる限り終生之を稱し、他人も其の人を斯く呼んだので其の官名は全く其の人の通稱となり、遂に之を子孫に傳ふるに至つたのである。而して一方他人に向つて其の人の實名を呼ぶ事は無禮であつたから、實名は殆んど必要なくなつて行つたので、公卿武士以外の階級では實名と云ふものを持つて居たか、持たなかつたかわからぬと云ふ樣にさへなつてしまひ、遂に民間では假名のみで實名がないと云ふ風になつたのである。

これについて「白石小品」には、

足利殿の代盛り迄は、御家人の官位、各古の制を存せられき。されば其比迄は太郎左衞門、三郎兵衞、四郎兵衞など聞へし輩、皆々四府の尉にして、六位せしもの共、其字を

昔武士の家といひしは、今の代の名と云ふ事の如し。

其官にあはせて呼しなり、左右の衞門大夫、左右の兵衞大夫など聞へしは、皆これ敍留の輩な

り。又其代の人、たとへば監物太郎、藏人次郎、左近太郎、右馬次郎などいひ、相摸太郎、隱岐次郎、武藏五郎、陸奥六郎などといひしも、皆是其父の官途し受領せしことを其家の面目として、其子をかくはいひし也。權太郎、介八郎などいひしも、其父其國の權守、其國の介などになされしが子息等にて、源內、平內、藤內、橘內などいひしは、みづから內舍人となされし輩なり。

と云つて居るが、これは幕府の家人について云つた事で、一般に當てはめる事が出來ぬ。又「松の落葉」は、

今の世の人のあざなに、何右衞門なに左衞門といふ事のよしを考るに、こはみかどにて左衞門右衞門などのあまたありて、まぎらはしきを、平氏の右衞門をば平右衞門、藤原氏にて內舍人かけたる左衞門をば、藤內左衞門などいひてよびつるにて、左衞門右衞門はもと官なれど、かくつらねて字のやうにいひなしたるがはじめにて、のち〳〵はしもざまにて、その官ならぬ人にもいへるなり。甲陽軍鑑に、そも〳〵男が四十五十にあまり、赤口關左衞門、寺川四郎右衞門などと、官途受領まで仕る侍が云々といへり。赤口寺川は今名字といふものにて、それをも

つらねいふさま今の世と同じ。たゞし官途受領といへるをみれば、朝廷に申してなり、わたくしにものせるにはあらず、かゝれば今の世のならひにしたがふとても、むげにいやしきものつくる民、あき人などのあざなには、こゝろしてつくまじき事なりかし。

と云つて居るが、「官途受領まで仕る侍」と云ふは朝廷に申して其の官職についたと云ふ意味ではなく、此の頃では官名を稱する事を、斯く云つたに過ぎないのであらう。つまり言葉丈殘つて事實は勝手に斯く名乘つたに過ぎないと思はれる。室町時代に於いては、既に天下至る處に官名を稱するものが極めて多い、從つて此等が一々京都へ願つて其の官に任ぜられたものとする事が出來ない。少しく身分のある者は兎に角、低い者は到底其れが不可能だと思はれる故である。

殊に「四季草」に

百官名とて中務、式部、治部、民部、刑部、大藏、掃部、織部、主水、外記、內記、大學、藏人などの名をつくるも、右にいふごとく官名をぬすみたる也。世俗に是らの類をば百官名といひ、何左衞門、何右衞門、何兵衞などは官名にあらずと心得たる人もあり、をかし事也、

と云ひ、又「貞丈雜記」に、

今の世、何兵衛、何右衛門、何左衛門などを百官名にてなしと心得たる人有、あやまり也。兵衛、右衛門、左衛門は皆官の名也、源氏の人兵衛の官になりたるを、源兵衛と云、平氏は平兵衛、藤氏は藤兵衛、橘氏は吉兵衛也、右衛門、左衛門も是に准じ知べし。又、太郎の人は太郎兵衛、二男は次郎兵衛、此外もおして知べし。

とある如く、中務、式部とか、主水、外記とか、武藏、河内とか、源內、平內とか、或は勘解由とか、彈正とか云ふ名が、武士や神職に限られて居るに對し、衛門兵衛は一般的で、百姓も町人も殆んど之を稱して、斯く「官名にあらず」とまで誤解さるゝに至つたについては大なる理由がなければならない。

むやみに之を稱したものならば、百姓町人にも內藏之助とか、主税とか云ふものがありさうなものである。しかるに殆んど衛門と兵衛に限られて居るには相當の理由があるに違ひない。次に之を考へて見よう。

第六節　何衛門と何兵衛

人名中に含まるゝ官職名につき「年々隨筆」は、

今時の俗名といふものは、人の實名は、かりにも他より呼べきものならねば、輩行と成功との二ツをもて稱へし物也。其輩行といふは兄を太郎といひ、つぎを二郎といひ、三郎、四郎、ついでのまゝによぶ事也(中略)　成功とは上條にいへるごとく、物をいたして四府の尉、諸司の三分になりて、その官名をなのる也。かくて、その族々に、太郎、二郎、兵衛、衛門ありて、他氏他族と參會しても、さらぬをりも何事につけてもまぎらはしき故、その上に姓の一もじをそへて、藤太郎、源二郎、清兵衛、宗左衛門などやうに名乘たる物にて、今時の名は、この姿なり。さてもなほ、おなじ名の多かるほどに、居所の地名をそへてよぶ、新庄にすむ藤太郎は新庄藤太郎、山田にをる源二郎は山田源二郎也。これすなはち今の名苗字也。元弘建武よりは、成功の事は絕えはてたれど、代々に宮中たる家は、父祖のなのりしまゝに名のりもしつらむ。さらぬ者も僭上して兵衛、衛門とつきもしたらむ。亂世にて誰とがむる者もなきゆゑなり。應仁以後にいたりては、何事も舊き蹤うしなひはてつる世なれば、上の一もじを姓といふ事も、下に輩行官名とも何ともしらで、たゞ人の名は、かうやうの物ぞと心えて名のりしほどに、上の

一もじ姓ならぬもいできたる也。されば世の中のうつり來しにしたがひて成功の實もうせ、叙行の序もみだれて、そのかみのやうに、うるはしくこそあらねど、きと由緒ある事にて、今においては、うけばりたる名乘に、これを置ては何かはあらん。しかるを此頃の學者たち、さるゆゑよしはしらずやあらん、世に俗名と稱れば、ひたすら俗なりと心えて、歌よ消息よと、人のがりやるにも、これをいみさけて、人の實名書ちらすこそ、さもこちなく、うたてき事なれ。そも〳〵これは皇國の學するともがらのみにもあらず、儒者とある人たちの漢文にかゝむにも、いとよろしき稱呼なるを、さる事のきこえぬは、くちをしき事也。

と云ひ、又

今の俗名は成功のなごりなるにつきておもふに、衛門兵衛丞允の外に、爵をもうられつとみえて、今昔物語に田舍人、榮爵かはんとて、京へのぼりて河原院にやどりて、女を鬼にとられし事みえたり。今某大夫となのるは、その餘波なり。又諸寮の次官もうられつるか、某助となのる人もあり。某進は京職修理大膳の判官、某內は內舍人、これらは除書に常みゆ。內舍人は、かならず衛府を帶せし物にて、帶內左衛門、源內兵衛などいふを、時としては、これをはぶき

て、藤內、源內とばかりもいひしなるべし。これらみな成功の遺風にて、今もなのる也。と載せて、衞門、兵衞も成功から來たとして居る。果してさうであらうか。

成功とは富豪に献金せしめて諸種の造營をせさせ、其の賞として官位を與へる事で、米萬石、絹萬匹を献ずれば國司に任ぜられると云ふ樣な事さへあつた。國家有益の事業や、或は寺院建立に金穀を献上して五位の位に叙せられたと云ふ樣な事は古くからある事だが、平安中期頃から政治が亂れ、寺社貴族の私有地が日に月に多くなつたから、財政常に闕乏して居たに關らず、寺院その他の造營は絕ゑ間がなかつたので、斯くの如く金品で官職を與へると云ふ風になり、長く其の事は絕ゑなかつた。此の官職の內でも、國司の如きは其れに任ぜられると、夥しい收入があつたので、餘程澤山な金品を献納せねばならなかつたが、衞門、兵衞の低い役目並に其の兵士の如きは僅かな金でもよかつたらしく考へられもしよう。けれど庶民の衞門、兵衞については他にも大きな理由があるのである。

其處で一寸衞門兵衞とは如何なるものであるかを說明して置かう。

中古の初め、都には五衞府と云つて、衞門府、左衞士府、右衞士府、左兵衞府、右兵衞府と云ふ

五つの衛府を置き、地方には六部毎に軍團を置き、二十歳より六十歳までの健康男子（之を正丁と云ふ）三人につき一人づゝを入營させて兵士とした。つまり五衛府は今日の近衛兵で帝都の安寧を維持し、軍團は地方の兵備であつた譯である。此の五衛府は後に左近衛府、右近衛府、左衛門府、右衛門府、左兵衛府、右兵衛府の六衛府となつた。處が平和が長くつゞく內に、軍團の兵士は何の役にも立たなくなつたので、桓武天皇の朝既に之を停廢して健兒を置いた。同樣に六衛府の兵士も物の役に立たなくなり、且つ檢非違使廳と云ふ役所が出來て京都內の警察事務を執る事となつてからは、益々不必要なものとなつたけれど、都城の事故、長く其の儘置かれてあつたのである。此の六衛府の兵衛、衛士等は課役を免ぜらると云ふ特典があつた。卽ち「令義解」に

凡舍人、史生、伴部、使部、兵衛、衛士、仕丁、防人、帳內、資人、事力、驛長、烽長、及內外初位長上、勳八等以上、雜戶、陵戶、品部、徒人在レ役、並免ニ課役一

と見えるのである。

斯樣に租稅を免ぜられるから、衛士や兵衛を務めて居る事とすると利益である。其處で衛士兵衛であつた人は歸農してからも、まだ衛士兵衛であるらしくする。最初は戶籍計帳が嚴重であつた

が後には容易に作り變へず、長年月其のまゝであつたから自然そのまゝになつて行つた。これが衞門兵衞の多い大きな理由であつたと思ふ。例へば「山城國出雲郷神龜三年の計帳」に

少初位上出雲臣國繼　年參拾貳歲　正丁　右兵衞

と載つて居る。此れは千二百年も前の事で、當時は戶籍や計帳が嚴重であつたから、此の右兵衞は次の戶籍計帳には省かれたかと思ふが、後世は調査が嚴重でない上、其の人より云へば課役を免ぜられるのだから成るべく在任の如く裝つたであらう。それが歲と共に增して行つた譯だが、內には虛僞に斯く名乘つた人もあつたと想像出來る。そして斯樣な人は他人から右兵衞さんと呼ばれ、子孫も亦右兵衞を世襲する、これが衞門兵衞と云ふ人名の起原と考へられるのである。勿論「年々隨筆」の說の如く、成功によつて衞門尉や兵衞尉などになつた人も、又事實當時武士でさう云ふ官職になつた人も尠くあるまい。長い期間には諸氏の盛衰が甚だしく、源平時代の名族が百姓となり、室町時代の百姓が德川時代の大名にもなる故一樣には云へない。けれど單に左衞門、右衞門とか、兵衞とか丈では、衞門、兵衞の何であつたかわからぬ。一體衞門兵衞等四衞府では長官を督（一人）卽ち左衞門府であれば左衞門督である。次官が佐（一人）卽ち左兵衞府であれ

ば左兵衛佐で、頼朝は嘗つて此の職にあつたので、兵衛佐殿と呼ばれたのである。佐（佑）以下は次の如くになつて居た。

衛門府　大尉二人　少尉二人　大志二人　少志二人　醫師一人　門部二百人　物部卅人　使部卅人　直丁四人　衛士

兵衛府　大尉一人　少尉一人　大志一人　少志一人　醫師一人　番長四人　兵衛四百人　使部卅人　直丁二人

これが各左右二府づゝあつたのである。

そして兵衛の任命については「延喜式」に

凡近衛・兵衛者、本府簡試、省（兵部省）併式部位子留省勳位等、使レ習ニ弓馬一者、奏聞補レ之、若蔭子孫情願者亦准レ之、其外考及白丁異能者、京職諸國具レ狀申ニ送官一、官下ニ衛府一試レ之、並得ニ及第一、　具錄奏聞、即遣ニ勅使一覆試、及第同署更奏、然後補レ之、

と見えるが、末世に於いては空文に過ぎない。次に衛士については、

凡衛士相替三年爲レ限、其替人至レ京、省試ニ練身才一、雖レ無ニ四才一、身體强壯可レ得レ習者、並

檢₂閱戎具₁、　即令₂帶仗₁、　分₂配二府₁、

と載つて居る。少し金を費せば誰でもなれたであらう。二府とは左衞門府と右衞門府とであるから嚴密に云へば之れは左衞門の衞士であり、右衞門の衞士であるが、郷里に歸れば他人は敬語の意味で左衞門さん、右衞門さんと呼んだ、これが衞門さんの起原である。

兵衞の方も左兵衞の兵衞と右兵衞の兵衞とがあるけれど、兵衞は共れ自身一つの官名である故單に兵衞と呼ばれる事が多く、略して平ともなつた。つまり左右衞門とか兵衞とか云ふ人名は、衞門府や兵衞府で佐や尉に任ぜられて、左衞門佐兵衞尉と云はれた人の後裔もあり、又衞門府の衞士や兵衞府の兵衞であつた人の後裔もある譯で、醍醐天皇昌泰四年の播磨國の解文、既に此國の百姓過半六衞府の官人と稱し、課役を出さぬと載せて居る。

第七節　助と作

衞門兵衞の外、町人百姓に多いのは助と作とである。助は如何なる役所でも次官を云ふのであつて、四衞府にて云へば前述の如く衞門佐、兵衞佐と書き、國にあつては甲斐介、三河介の如く介

の字を書く。此の助も最初は各役所一人であつたが、後には國衙廳の如き十數人を數へる處もある。つまり下役のものまでが介と稱して、猶ほ其の上多くの子孫が之を世襲したのであるから、其の數は益々殖えた。有名なる三浦介、千葉介等が何れも代々介と云つて居たのでわからうと思ふ。そして最後には太助、忠助、折助と番頭下男にまで、之を添へる事になつたが、もとは各官署何處でも次席の人を助と云つたのだから、大した名稱である。けれど里長或は保の刀禰と云ふ樣な今の大字小字の組長その人の次席でも助である故、さう云ふ低い職より一般に擴がつたのであるかも知れぬ。殊に商家では主人を長官とすると番頭は助に相當する故、甚だ相應しい呼び名と云はねばなるまい。

次に太郎作、次郎作の作である。此の作については「南留別志」が、

太郎作、五郎作はさくわんなるべし。

と云つて居る。さくわんとは四部官とて、長官（カミ）、次官（スケ）、判官（ジヨウ）、主典（サクワン）と四階級になつて居た最低の主典を云ふのであつて、國に於いては目の字を用ひ、その代理を目代と云つた。郡には大領、少領、主政、主帳と云ふ階級になつて居た故、主帳がサクワンである。これは低い役目だが反つて

實際の事務に當ると云ふ意味から廣く用ひられたのであらう。
此等助及び作が王朝時代の介或は目の名殘であつても、果して其の人が其の樣な職にあつたのか或は名前の一種として妨りに用ひたか、否かはわからぬが、其の家代々之を稱して居る場合には何等か譯があつたのかも知れないのだから、よく〳〵探つて見る必要があらう。
其の外、何藏（何造）と云ふのも多いが、これは三と同じで恐らく三郎と云ふ意味であつたのを世襲したものであらう。戰國時代の英雄で牧野田三と云ふのがある、この人を田藏ともあるが、田は牧野氏の本姓が田口氏であると云ふ處から來て居るのであつて、田三郎の意に外ならない。
次に何七と云ふのも多いが、これも藏が三であると同樣七郎の意と見ればよい。

第八節　通稱中に含まるゝ氏名

太郎次郎は排行であり、衞門兵衞は官名から來た。共に家系調査に必要であるが、それ等より最つと通稱中必要なのは、藤兵衞、平右衞門、源太郎、吉次郎等の藤、平、源、吉等の語である。
此等は本姓を現はすものであるからで、此れを代々變りなく傳へ、しかも僞りなかつたものとす

れば其の家の本姓が直ちにわかつて來るのである。次にその次第を述べよう。

これについて「白石小品」は

源太郎、平二、豊三、橘四、神五、紀六、長七、春八、藤九、田十、江太、野二、中三、丹三宗四、菅五、宮六、高六、清七、善八など聞えしは、皆其姓と其行第を合せて稱せし也。源太は源姓、平二は平姓なり、其他豊原、橘、大神、紀、長谷部、春原、藤原、田口、大江、小野、中原、丹治、惟宗、菅原、宮道、高階、清原、三善等の諸姓悉くにかぞふるに遑あらず。

と云ひ、又「貞丈雑記」には

何大夫と云名は五位になりたる人の名也。五位のくらゐになりたる人を、大夫と云也。タイウト、スミテ云也。ダイブトニゴルハ又別也。されば、すべて五位の人を諸大夫と云也。諸大夫ト云フトキハダイブトニゴル也。たとへば源氏の人、五位に成たるは源大夫也、平氏は平大夫、藤原氏は藤大夫、橘氏は橘大夫吉大夫も同前橘と吉、同音也。清原氏は清大夫、三善氏は善大夫などと云也、又太郎の人は太郎大夫、次郎の人は次郎大夫などゝ云なり。

と見え、又「官職難儀」には、

源内平内など云は、いかがしたる官にか候ぞ。

内舍人に成たるを云、源氏の者の成たるをば源内と申、平氏は平內、藤內、善內など申候、みな其姓を付てよび侍るなり。位署には內舍人某と書べき也。

と載せ、又「本邦名字說」は

喜右衞門と云は、喜の字、本は紀の字にて紀姓なり。初兄弟の次第にて太郎次郎と云、或は姓を上に冐ふりて、源太、平二郎、紀次郎と云もあり。平藏は平三なり、唐の人李三郎、杜五郎と云が如し。六位の衞府になれば左右の衞門兵衞、それ〲に又其姓を上に冐むらしめて、紀姓なれば紀右衞門と稱するなり、唐にて韓吏部、杜拾遺と云が如し。それ故、此方にても交名と云なり。源平藤橘よりして、菅原の菅、大江の江、淸原の淸、中原の中、丹治の丹、惟宗の宗の類、後に橘を吉と書かへ、菅を勘とし、江を鄕とし、中を忠とし、宗を摠とするなり。その後物數寄次第に交名をつきて、吉兵衞、忠右衞門と云ひ、紋太郎、無理之介と云ふにいたる。本は姓なることを知らぬやうになり來るなり。

と云つて居る。

此の現象は可なり早く、既に「懷風藻」に

五言奉レ和ニ藤太政佳野之作一首

と見えて居る、藤太政とは藤原太政の意で、大織冠藤原鎌足の子藤原不比等を指すのである。不比等は右大臣まで登つたに過ぎないが、薨去の後太政大臣を贈られた爲か、或は太政官の長官であつた爲に藤太政と敬つて云つたのであらう。其の他、氏の一字に官名を添へて呼んだものには「扶桑集」に菅丞相、これは菅原道眞の事であり、又善相公と云ふのは三善清行の事である。其の他江相公とは大江音人の事で、後の江相公とは大江朝綱を指すのである。何れも參議に登つたから相公と呼ばれたのであり、又大江維持を江納言と云ふのは大江氏で中納言であつた故で、菅原文時を菅三品と云ふのは菅原氏で三位の位に登つたからである、其の他清少納言、江侍從、高內侍など云ふ女官の名にも、氏の一部に父や夫の官名を副へたものが多い。內、高と云ふのは高階氏で、後世この氏は單に高を苗字の如く使用した、高師直の家がこれである。

此等は支那風の模倣から始つた事で、殊に詩人や文人は姓名も此の流儀で支那風に書いた。例へば「文華秀麗集」には

巨識人、野岑守、朝鹿取、勇文雄、桑腹赤、坂今繼、滋貞主、良安世、菅清公、仲善雄、藤是

雄、多清貞、錦彥公、藤冬嗣、佐長繼、野年永、宮村繼、毛穎人、
とあるが、巨は巨勢氏、野は小野氏、朝は朝野氏、勇は勇山氏、桑は桑原氏、滋は滋野、良は良岑と云ふ風に氏の一字を採つたもので、又「經國集」には、
陽豊年、石宅嗣、和眞綱、科善雄、淡三船
等が見える。陽は賀陽氏、石は石上氏、和は和氣氏、科は中科氏、淡は淡海氏で何れも史上に有名な人である。
此等は自身が書く場合で、人に向つては前述の如く菅丞相、江相公、紀納言などと云ふのである。
從つて物語などにも、
野大貳すみともが、さわきの時うての使にさゝれて少將にてくだりける
とか
良少將兵衞佐なりける比、監の命婦になむすみける。
とか載せて居る。野大貳とは小野好古が太宰大貳であつたからで、良少將とは良岑義方が近衞少將であつた爲に、しかく載せられたもので、共に大和物語の一節である。

此等は氏の一字に官名を副へて其の人を表はした古い例だが、猶ほ後の藤太郎、源次郎と云ふ風な氏の一部に輩行を副へて字とする事も古くから行はれて居る。例へば在原行平は中納言であつたから在納言と呼ばれる、それは前述の例と同じだが、其の弟で有名な好男子在原業平の事を在五中將と云ふ。在は在原の在で、中將は彼が左近衞中將であつた爲であるが、五とは何かと云ふと、これは彼が阿保親王の五男であつたから在五と呼ばれたのである。

同樣に道眞の字を菅三と云ふ、これは彼が是善の三男であつたから、それを字としたのであらうまた「玉海」安元三年四月廿日の條に神輿を射奉るに依りて獄に投ぜられた人に、平利家字平次、同家兼字平五等を載せて居るが、これ等も次郎であり五郎であつた人であらう。これは單に立派な人ばかりでない、今昔物語の十七に、

今昔、陸奥の前司平の朝臣孝義と云ふ人有り、其家に郎等に仕ふ男有けり、實名は不レ知ず、字をば藤二とぞ云ける。

また、

今昔高階の爲家朝臣の播磨守にて有ける時、指せる事无き侍在けり、名は不ニ知ら一、字をば佐

太とぞ云ける。守も名をば不レ呼て、佐太とぞ呼び仕ひける。

と載せて居るが、藤二、佐太の二及び太は共に二郎太郎の意であらう。而して名を知らずとあるので、既に名が一般に不要になつて專ら字で普通に呼ばれて居た事が察せられるのである。

かくて熊谷次郎、佐原十郎、和田左衛門尉などと云ふ樣に、後世の苗字と通稱とを合せた樣に見える字(アザナ)と、源太、平次、橘三、野四郎と云ふ風な字(アザナ)が大いに流行し、更に熊谷、佐原、和田と云ふ風な語が世襲的となつて苗字となるや、單に次郎、三郎とか、或は衛門尉、兵衛などゝ云ふよりは、藤兵衛、源左衛門、平太郎と云ふ風なのが流行しだした。それは武士ばかりでなく一般庶民もさうであつた。一例を擧ぐると、三河國寶飯郡市田村牛頭天王社の嘉曆の棟札に名主と其の代官の名を上に載せ、其の下に

左座　源內入道、藤太夫入道、平三郎、藤九郎、

右座　右近亟、孫平太、記藤內入道、五郎、

と載つて居る。これ等は宮座の人で、村民中の重立つた人かも知れぬが、兎に角、鎌倉時代に於いて村民が既に源藤平など云ふ氏名を通稱につけて居た事がわかるのである。其の他同樣な例が

極めて多い。

第九節　通稱より氏を探る方法

此等通稱の上に冠せらるる源平藤橘等の文字は、以上の如く氏を表はす言葉である事が明白である故、次に其の内の有名なものを擧げて自分の家が如何なる氏を名乘つて居たかを知る栞としよう。

1、藤　藤左衞門、藤兵衞、藤十郎等の藤は藤原氏である事を現はす言葉である。又

2、源　源五郎、源兵衞、源内等の源、及び

3、平　平次郎、平右衞門、平兵衞の平は、源氏であり、平氏である事を現はす事もわかつたであらう。次に源平藤橘の內の

4、橘（吉）であるが、これは音がキッで發音しにくいので、後世多くキチとなり、吉となつた。即ち吉左衞門、吉五郎等である。この橘が發音しにくいので誤られた事は、伊豫の名族新居橘四郎親淸の事を「平家物語」の流布本に仁井紀四郎親淸と載せ、長門本にもさうあるのでもわ

からう、獨り如白本丈に橘四郎と正しくなつて居る。この誤はキッ四郎と促音になるのをキ四郎と清音で讀む事から、紀四郎となつたものに違ひないと思ふ。「東鑑」には橘太公忠、橘次公成、矢野橘內、橘三、橘五と云ふ風に多く正しく橘字を使用して居る。

5、菅（官、勘）が菅原の菅である事は前述の記事によつてわからう。菅は官と音を同じくするより、官兵衛の官となり、更に勘とも書かれる。卽ち勘左衛門、勘兵衛、勘平等も菅原氏なるを表はすのである。

6、江（鄕）　江は大江氏で、菅家と相並んで代々文章道の家筋であつた。江は後世多く鄕と書かれる、卽ち鄕右衛門、鄕太郎の如きが、それである。

7、淸　淸兵衛、淸太郎の淸は淸原氏の人である事を表はすのである。淸原氏は明經道の家筋として、又淸將軍と云ふ假名で名高い淸原武則の後裔は、武家として天下に著はれて居る。

8、中（忠）　中は中原氏である、「保元物語」に木曾中太、彌中太、また「平家物語」に木曾中三兼遠と見ゆる中は中原の中で、兼遠の子今井四郎中原兼平は木曾義仲の乳母子で勇名を天下に馳せた。中は後世多く忠の字を用ふ、忠右衛門、忠兵衛、忠助等の如きがそれである。

9、安　安倍氏の安で安大夫などあり、又ヤスと訓んで安兵衛、安次郎など多い。安倍氏は古く大いに榮えた氏で、安藤安東の安も此の安倍の義に外ならないのである。

10、紀（木、喜、記）　建久八年の「薩摩國圖田帳」に名主紀太夫正家、名主紀四郎時綱、名主紀平二元信等が見え、又これより前、「保元物語」源爲朝隨從二十八騎に紀平次大夫、紀八等がある、何れも紀氏で、紀平次と云ふは紀氏にして平姓を冒したものである。紀は古く木とも書し、後世は喜とも、記とも載す、卽ち記內、喜兵衛、喜七の如く記るされるのは人のよく知る處であらう。儀兵衛の儀も或は紀より來たものかも知れぬ。

11、善　三善氏の人を云ふのであつて、善右衛門、善次郎など尠くない。三善は三善淸行が字を三耀と云つた樣に三とも省略するが、又善相公と呼ばれたやうに善とも云ふ、後世は一般に善の字を用ひるのが普通である。

12、丹　丹は丹治氏の人を云ふ、武藏七黨丹黨は此の氏と稱し、桑名丹二大夫、織原丹五郎、秩父黑丹五、勅旨河原丹三郎、丹四郎、新里丹三大夫、青木丹五郎、加治丹內左衛門、丹大夫などと古くから單に丹と稱へて居た。

13、野　は小野氏である、武藏七黨の横山、猪股兩黨は此の氏と稱し、横山野大夫、野三大夫、野先生、野新大夫、田屋野五郎・愛甲野太郎、野二郎、糟屋野太郎、横山野七郎、伊平野五郎古市野八郎、平子野内、野内六郎、猪股野兵衛、男衾野五、横瀬野太郎、河匂野大夫、甘糟野三、等頗る多く物に著はれて居る。

14、田（傳）　は田口氏であつて、「平家物語」に阿波民部重能が嫡子田内左衛門などあるは此の一例である。後世牧野氏は此の裔と稱へ、田兵衛、田三（田藏）田左衛門等多く、而して田と傳と音通ずるより傳藏、傳左衛門とも載せて居る。他國にも尠くない。

15、神　大神氏を云ふ、信濃諏訪の神家、豊後の緒方氏等皆此の族で一族神と稱するもの尠くない。「保元物語」に根津神平と見ゆる如きがそれである。

16、長　長兵衛、長五郎などの長は長谷部氏を指すのである。「平家物語」信連合戰の條に宮の侍に長兵衛尉長谷部信連といふ者あり。と見える如く、長谷部氏は早くから單に長と云つて居る。信連は「東鑑」建保六年條に左兵衛尉長谷部信連法師、於＝能登國大屋庄河原田＝卒

と見えるので、長兵衛が長谷部氏の兵衛であつた事がわからう。其の子孫各地に榮えたが、長谷部は上古から天下に蔓つた氏である故、此の人と關係のないのが、もつと多いわけである。

17、宗（惣、總）宗兵衛、宗十郎、また同音と云ふ處から、惣太郎、總二郎とも書く、これは惟宗氏の事で、宇佐大鏡に宇佐地頭惟宗高安を宗八大夫、同族吉高を宗六大夫などと載せてあるのが古い例である。對馬の宗氏は此の惟宗氏であるが、宗と云つて居たのを遂に苗字とするに至つた。嶋津氏も惟宗氏である。

18、文　は文屋氏で、彼の文屋康秀が文琳と云つたのは其の氏の一字を採つたのである、後世文左衛門、文五郎など多く見える。猶ほ東西文氏も文と云つたであらう。

19、高（幸、孝）前述した如く高階氏の人は高と云ふ。高階惟眞が高新五郎、重氏が高左衛門尉などと云つたのが此の例である。

其の他、20多（太）は多氏、21毛は毛野氏、22豊は豊原氏、23春は春日及び春原、24物は物部、25石は石上、26巨は巨勢氏、27朝は朝野氏、28勇は勇山氏、29卜は卜部、30錦は錦織氏、31陽は賀陽氏、32淡は淡海氏、33佐は佐伯氏、34伴（塙剕）は大伴氏、25滋は滋野氏、36坂は坂上氏、37桑

は桑原氏、38粟は粟田氏、39和は和氣氏及和氏、40三は三原氏、41大は大宅氏（後三年紀に大三大夫）等何れも皆古書に例證あるものである。

其の他良岑氏を良と云ひ、三春氏を三と呼んだ樣なものを擧ぐれば枚擧に遑がないのであるが、大體多く使用されて居るのは以上の如きものであらうと思ふ。卽ち德川時代荻生徂徠が本姓物部氏だと云ふので物茂卿と稱し、服部南郭が服南郭と云つたので人に攻擊されて居るが、其の實、鴻池善右衛門、安田善次郎の善も三善氏を省略したものであり、住友吉左衛門の吉は橘で、橘氏が左衛門尉になつた際の名稱に外ならない。住友家では其の氏名から藤原純友の後裔と云ふが、到底信ずる事が出來ぬ。もし伊豫が發祥地であり、又吉の字が極めて古くから用ひられて居たものとすれば、恐らく伊豫流橘氏であらうと云はねばなるまい。

第五章　實名の調査

第一節　實名の沿革

實名とは名乘である、昔は誰にでもあつたが、前述の如く後世は專ら假名の方が一般に行はれて、實名は公卿とか、武士とか、學者とか、醫師神職等に限られ、庶民は假名のみと云ふ事になつた。けれど其れは近世の事で、戰國時代までは武士と百姓と云ふものが殆んど隔てなかつたのである故、仔細に調査すれば先祖に當る人の實名を知る事が出來よう。よつて假名について實名の調査を始めよう。

古代は多く動植名を名とし、男は子(コ)、女は女(メ)と云ふ言葉を多く添へて居た。奈良朝までは古代風に事物を名とし、又何麿と云ふ風な名前が多かつたが、主として平安朝からは適當な文字を二字重ねる近世風な名が流行しだした。中につき嵯峨天皇は支那風を好ませ給ふ餘り、皇子で源姓を賜ひ臣下に列せられた人達の御名には信、弘、常、寛、明、定、鎭、生、澄、安、清、融と云ふ風に、一字名を御附けになつた事が特色を呈して居る。爾來その後裔なる嵯峨源氏は代々一字名を稱し、大いに他と趣きを異にして居る。卽ち渡邊氏（融―昇―仕―宛―綱）松浦氏の如きがそれであつて、古く一字名であると、嵯峨源氏でないかと云ふ推測もつくのである。けれど一般的には二字名で文字を撰擇するのが恆であつた。一寸考へると之れは貴族士族の事で一般人民は可な

り後まで古代風の名殘を止めて居た樣に思ふが、しかし延喜年間の「阿波國板野郡田上郷の戸籍」や「周防國玖珂郡玖珂郷の戸籍」に據るに、既に田吉、成宗、廣岑、春宗、廣成と云ふ風に百姓でも二字名になつて居るのだから、延喜時代には既に上も下も、公卿も百姓も二字名となつて居たと云つてよい、殊に其れより遙に下つた寛弘元年の「讃岐國大内郡入野郷の戸籍」や「長德四年の國郡未詳戸籍」には、

（讃岐）茂有、豊岑、是秀、（凡）時宗。時高、良近、乙永、（佐伯）富繼、（坂本）元正、（岡田）村成、（布師）弘信、（紀）枝直・（辛鍜）春町、（一志）興忠、（阿蘇）氏宗、（物部）春吉、（中臣 今宗、當時、當基、元安、（津守）茂光、（安曇）稻主、（泰）常眞、（高橋）道町、（額田部）並山、（玉作）祖永、（矢作）秋町、（岡町）今町、（常岡）常有、

と載せて居る。此等は何等身分のない百姓に過ぎないが、何れも氏を持つて居た事も注目する必要があらう。次に女の名としては

（和氣）用女、（綾）波津女、（巨勢）節女、（己西部）阿古女、（高向）安良女、（宗岡）有女、（平群）小逆女、（葛木）今町女、（小野）阿古女、（借馬）時虫女、（宇治部）闘町女、（風早）吹田女、（矢

田部)虫女、(刑部)高虫女、(伴)安良女、(多米)子持女、(栗)種女、(海)船町女

と云ふ風に女の字を添へるか、又は、

(建部)弘刀自、(清原)清戸自女、(文室)滿刀自女、(櫻井)行刀自女、(大神)元刀自女、(海原)濱刀自、(村主)眞刀自女、(榎井)益戸自女

と云ふ風に、刀自或は刀自女と云ふ語を添へて居る處は昔に變らない。今日では立派な身分でなければ刀自とは云はぬが、當時は百姓の妻女も刀自と云つた處が面白いでないか。此の女とか、刀自とか云ふ文字を省いた弘とか清とか云ふのが今日の女の名となつて居る譯である。

次に男の名は斯樣に二字名と變つたけれど、餘程後世まで子供の名には、何丸とか何々丸と云つて居る、丸は麻呂の轉で其の實何麻呂、何々麻呂に外ならない。つまり支那風に二字名を用ふる事としたが、子供の名には昔風に何丸と云ふ名殘を止めて居たと考へられよう。

斯樣に百姓でも貴族と同樣に氏があり、名もあり、幼名としては丸と云ふ樣な古い言葉も傳へ、又假名も持つて居たが、名は自分自身で名乘る場合か、或は目下のものを呼ぶ時に限るのが一般の風となつたので、村人同志では互に假名のみを使用し、後には假名のみで實名と云ふものが一

般的にはなく、門閥家や一風變つた家に限られる事になつた。卽ち假名が實名として用ひられる事となつたのである。

第二節　平安中期の實名

實名が二字名となつてから、卽ち平安中期頃では兄弟の名に同字を用ふると云ふのが一般の風習であつた。時としては父の名の一字を繼ぐ事も、折々見受ける事が出來るけれど、これを子々孫々同字を傳へると云ふのは平安末期からで、それまでには見受ける事が出來ないのである。先づ皇室については、古事記傳が

嵯峨天皇の御子たちの御名は、皇男のは、みな良字を下におかる。其中に源朝臣と云姓を賜へるは、みな皇子のは一字、皇女のは某姬と云。次に淳和天皇の御子たちのも同じさまにて、此は多く上に恒字をおかれ、仁明天皇の御子たちのは下に常字をおかれ、文德のは、上に惟字をおかれ、淸和のは上に貞字、陽成のは上に元字、光孝のは上に是字、醍醐のは下に明字、村上のは下に平字なり。

とある如くである。

次に藤原氏は冬嗣まで大體古代人名を附けて居たが、冬嗣に至り其の子の名には何れも上に良の字をつける事とした。卽ち長良、良房、良方、良輔、良相、良門、良仁、良世の如くである。次に冬嗣の長子長良は自分の子に何れも下へ經の字を加へた、卽ち國經、遠經、基經、高經、弘經、清經の如くである。次に基經は其の子に時平、兼平、仲平、忠平、良平と云ふ風に下へ平の字を置き、又其の子時平は自分の子に顯忠、保忠、敦忠と云ふ風に下へ忠の字を、又顯忠は元輔、正輔、重輔、中輔、信輔と云ふ風に其の子の名には輔字を添へた。

時平の弟忠平は長男に實賴、次男に師保、三男に師輔、四男に師氏、五男に師尹とつけた。これは少し異例であるが、長男は腹違ひであつたらしく思はれる處から考へると、正腹の子には總べて師字をつけたのであらう。しかるに師輔の子は長男のみが伊尹、次男と三男とは兼通兼家と上に兼字があり、四男遠量、六男遠量、七男遠基の三人は上に遠の字、五男は忠君、八男高光と九男爲光とは下に光の字、而して十男は又公季と云つた、これも同腹その他の理由に據るのであらうが、一方に於いて此の兄弟通字と云ふ風習の破壞して行く傾向とも見られる。

次に兼通の子は顯光、時光、朝光、遠光、親光、正光、用光であり、兼家の子は道隆、道兼、道綱、道長で共に同字を兄弟につけて居るが、道長の子は頼通、頼宗、能信、頼信、教通、長家、長信、次に頼通の子は師實、通房、俊綱、家綱、忠綱、其の弟教通の子は通基、信長、信家、また頼通の子は師實、通房、俊綱、家綱、忠綱と云ふ風に、兄弟同字を實名の一字とする名殘り丈は殘つて居るけれど餘程其れが崩れて來た事がわからう。

しかし其れと同時に子孫が父祖の名の一字を襲ふと云ふ風が創つて來た。卽ち頼通以後藤氏嫡流の系は

頼通—師實—師通—忠實—忠通—┬基實—基通
　　　　　　　　　　　　　　└兼實—良通

であるが、師通の上の字は父師通の師、下の字は祖父頼通の下の通字、次に忠實の上の忠は先祖忠平の忠の字、下の實は祖父師實の下の字、次に忠通は父祖一字づゝを採り、基實兼實の實は祖父より、上の基は基經の基、兼は兼家の兼である。又基通良通の通は祖父忠通の通、基は父の上の字、良は祖先良房の良である。

即ち兄弟の實名の一字を同じうすると云ふ風習が次第に破れて、その代り父祖の名の一字を襲いで行く事となつたのである。これは單に藤原氏ばかりでなく、他の氏に於いても同樣で「玄同放言」にも

> 取㆓父祖片名㆒以名㆓子孫㆒事、こは延喜天暦の年間より、その萠見えたり。しかれども藤氏は、時平、兼平、忠平、仲平のごとき、兄弟その名に、ひとしく平字を命け給へるのみ、父祖の片名を取り給ひしにはあらず。平家には貞盛繁盛あり、これも兄弟なり。圓融花山のおん時に、源氏に滿仲、滿季、滿快、滿重あり、是も亦兄弟なりき。爾後頼信、頼義、義家、義親、平家には正度、正衡、正盛、忠盛に至りて父祖の片名を取ること恒になりぬ。

とある通り、源氏の始祖經基王の子は滿仲、滿政、滿季、滿實、滿快、滿生、滿重、滿頼の如く、兄弟總べて滿字をつけ、次に滿仲の子は頼光、頼親、頼信、頼平、頼範の如く頼字をつけて居る。

また平家は其の祖高望王の子何れも良望、良兼、良將、良孫、良廣、良文、良持、良茂と云ふ風に良字をつけ、良望の子は貞盛、繁盛、次に貞盛の子は維叙、維將、維時（養子）維敏、維衡、次に

維衡の子は正度、正濟で、何れも兄弟は名の一字に同字を持つて居る。同樣に良兼の子は公雅、公連、公元、次に公雅の子は致利、致成、致頼、致光、致遠で、皆兄弟の名の一字に同字を持つて居るが、致頼の子は致經、公親、公致で父祖の一字をついだ事がわかる。又良將の子も將持、將弘、將門、將頼、將平、將文、將武、將爲であつた。これ等から考へると、良文の子も忠輔、忠頼、忠光、忠道だけであつたらう、しかるに尊卑分脈には土肥氏の祖宗平及び三浦氏の祖義澄を加へて良文の子を六人として居るが、宗平義澄は兄弟の名より考へても、父の名から云つても調和せぬ、後世の僞系である事が此の點よりも明白と云つてよい。

橘氏でも同樣であつて、淸友の子に氏公、氏人。眞材の子に峯範、峯守。廣相の子公廉、公材、公統、公緒、公頼、公彥。茂枝の子に佐臣、高臣、正臣と云ふ風に兄弟が名の一字を同じうするのが多い。其の他どんな氏についても斯樣に云へるのである。

第三節　通　字（通し文字）

上述の如く平安中期に於いて兄弟の名は其の一字を同じうすると云ふ風習が盛んに行はれて居た

に係はらず、時代の經過と共に一寸前節で述べた如く此の風が次第に破れて、平安末期からは父祖の名を繼承すると云ふ風になつて來た。

藤原氏は前に述べた通であるが、源家も賴信の子賴義は父の賴字をうけ、賴義の子義家は父の義字をうけて居る。又平家も正度の子は維盛、貞季、季衡、貞衡で、既に兄弟同字を名乘の一とする風習を破つて居るが。維の字は祖父維衡の維、盛は先祖貞盛の盛、貞は其の上の字、衡は祖父維衡の下の字である故、兄弟四人が何れも父祖の一字を受けて居る事がわからう。又正衡の子正盛は父の名と先祖貞盛の盛字を採つたものである。

これは時代〳〵の風である故、どんな氏でも正しい系圖を見れば皆さうなつて居る。例へば大江氏で云ふと、此の氏も平安中期では、玉淵の子が朝典、朝衡、朝綱、次に朝綱の子が澄明、澄江、澄景、また千古の子が維明、維持、維時、次に維時の子が重光、齊光、次に齊光の子が爲基、定基、成基、尊基と云ふ風に兄弟同字を名の一字として居たが、匡衡の孫成衡は祖父の衡字を襲ぎ、其子匡房は曾祖父匡衡の匡字をつぎ、其の子維順は維時の維を、其の子維光は父の維字を、其の子匡範は匡房の匡字をついだのである。

斯くの如く祖父の一字を子孫が繼承して居る内に、代々同字を子孫に傳へる事になつた。例へば北條氏は代々時の字、三浦氏は義の字、千葉氏は胤の字と云ふ風になつた。又新田、足利兩氏は源家の義字を傳へたが、足利氏は義氏以來、新田氏は義氏娘の腹なる政氏以來共に氏の字を傳へ、新田氏は義貞に至つて、足利氏は義詮に至つて又も義字を傳へる事となつた。けれど閑院家の様に父祖の名を代々順繰りにつけて行く家もある。即ち

公季—實成—公成—實季—公實

三條家は

公實—實行—公教—實房—公房—實親

また西園寺家は

通季—公通—實宗—公經—實氏—公相

である

又二三代づゝ同字を傳へて行く家もある、即ち中臣氏系圖に

輔親—輔隆—輔經—親定—親仲—親隆—能隆—隆通—隆世—定世—定忠—親忠

弘の字を傳ふる如きが其の例證である。

伊達氏は宗の字を、織田(信長)氏は信の字を、毛利氏は元の字を、島津氏は久の字を、大内氏は

卽ち武田氏は信の字を、河野の一族は殆んど通の字を、楠木氏は正の字を、小笠原氏は長の字を

と云ふ風なのも尠くない。けれど漸次時代が下り、又田舍に行く程、代々同字を傳へて居る。

第四節　通字より家系を探る方法

此の通字には北條氏の如く、又河野一族の如く、平安朝の終り頃から代々同じ字を傳へ、分家して苗字を別にする庶流も猶ほ同字を傳ふるものと、家を別てば別字を傳へるものとがあるけれど、地方では同族同字を傳へるものが甚だ多い故、同地方で同字を傳ふる家は同族であると云ふ樣な假定を與へる事が出來るのである。

卽ち此の同字を傳へると云ふ風習から家系が明かになると云ふ事が極めて多く、又同族は多くの場合、同樣に同字を傳へて居る故、此の調査から同族がわかり、延いて出自が明かになると云ふ事も尠くないのである。けれど此處で最も注意せねばならないのは、此の現象は平安末から創つ

たのである故、それ以上に溯る事は絶對によくないと云ふ事である。德川時代の系圖作者も此の通字の事を知つて居たが、之れは平安末期に創つたものである事を知らなかつたから、彼等の僞作した僞系圖には遙か古へまで同字を實名とする人を羅列して居る。これは甚だ笑ふべき事で系圖の眞僞を知る一方法となるのである。

例へば有馬系圖に

良範—純友—眞澄—諸澄—永澄—淸澄—遠澄—幸澄

と載せ、眞澄は父の名を憚つて純を澄として代々傳へたと云つて居る。けれど純友の兄弟には純春、純美、純乘、純正、純素、純行、純業と云ふ風に純字を稱して居るが、純素の子は明方、明文、明理、明鑒、明盛であり、又純素の子も明盛、明方である。純友の子は紀略に重太丸を載せ、分脈に有信、紀年、伊王丸の三人があるけれど、純字を繼いだものがない。又伊王丸の子孫は賴澄—賴春—賴盛—賴房—賴方—賴行で反つて賴字を通字として居る。

卽ち純友並に純友兄弟の子孫には純字や澄字の人がないのである。しからば何が故に有馬氏は純友の後裔としたかと云ふに、それには種々の理由があるけれど、後世此の氏が代々純字を實名の

一字として傳へて居た事も一原因である。そして何が故に古い處丈澄字にしたかと云ふと、「東鑑」寛元四年三月條に有間左衛門尉朝澄と云ふ人がある故、これは其の澄を說明せむ爲に外ならないのである。

猶ほ名乘の文字は成るべく良い字を撰ぶ故、諸家の通字には暗合が頗る多い。よつて成るべく附近の家々で、同じ通字の家を探さなければならない、然らざれば非常な間違を引起すであらう。

第五節　賜名と通字との關係

命名並に賜名については「元服法式」に、

元服以前は實名なし、元服の日、加冠の人の名のり字を申受て、家の通り字ある人は、その通り字と、とり合せて實名をつく也、又主君の御一字を拜領して名乘る事も有。

主君へ御字の儀願ひ置たらば、主君の御館へ出仕して御字、御腰物等給る也。公方樣より御字拜領の事、折紙に被ㇾ遊候て、御大刀又は御腰物にそへられ候て、御盃頂戴の時に、直に被ㇾ下候を、一つに取ていたゞき、御字をば左の手に持退出候。御腰物そへられ候事は、まれの儀に

候。先御大刀計に候。御腰物そひ候時は大刀のおびとりの間にとりそへ退出候。
公方様へ御字申請る事、兼日申上候時、下の字、何と申字と申上、二字ともに御筆を染られ被下候事も有之、只御一字計御筆を染られ被下候事通法にて候。御字の折紙は引合也。御字を上におき、下の字は我家々に定る字を付く事勿論也。

と見えるが如く、元服と云ふ様な事が始つてからは其の時に命名するのが普通であつて、加冠の人の名のり字を受けるのである。即ち「東鑑」建久五年二月二日條に

入夜江間殿（北條義時）嫡男（童名金剛、年十三）元服、於幕府有其儀、云々、時剋北條殿相具童形參給、則將軍家（頼朝）出御有、御加冠之儀、武州千葉介等、取脂燭候左右、名字號太郎頼時

と見ゆる如きは其の一例で、頼時の頼は頼朝の頼、時は北條家代々の通字である。また「北條九代記」に、

正嘉元年二月二十六日、相州時頼入道の嫡子正壽丸、七歳にして將軍家（宗尊親王）の御所において元服あり、武藏守長時以下、一門御家人參りつどふ、親王將軍家すなはち宗の字を下されて時宗と號せらる。

とあるのも同様で、また將軍賜名の例とする事も出來る。

また「平治物語」の牛若奥州下事の條に

遮那王承安四年三月三日の曉、鞍馬を出で、東路遙に思立、心の程こそ悲けれ。其夜鏡の宿に著、夜更て後、手づから髮取上て懷より烏帽子取出し、ひたと著て打出給へば、陵助、早御元服候けるや、御名は何にと問奉れば、烏帽子親もなければ、手づから源九郎義經とこそ名乘侍れと答て打連給、

とあるので、反對に實名は烏帽子親が命名した一般の風習を推察する事が出來よう。

將軍賜名の事は室町時代になつて甚だ盛んである。「南方紀傳」に、

應永二年九月十九日義滿給二諱字於攝家以下諸臣一、稱二烏帽子子一、

などと見えて居るが、實際に滿の字を賜はつた人が甚だ多く、猶ほ其の事は室町末世に及んで居る。武田信玄が將軍義晴より晴字を賜はつて晴信と云ひ、又上杉謙信が將軍義輝より輝字を賜はつて輝虎と云つたのは政策上からであらうが、兎に角將軍から名を賜はると云ふ事は名譽な事として、地方の諸侯は莫大な進物を奉つて其の一字を乞うた。其の事は大館常興日記や蜷川親俊日

記に九州の有馬氏が澤山な金品を献上して、將軍義晴の一字を賜つた事を精細に載せ、翌年大友氏が、有馬氏は少貳氏の被管人なるに御諱を賜はつた事について幕府に抗議して居る事なども見える、以つて一般が察しられよう。

斯くの如き有樣である故、地方豪族も之に倣ひ、家臣は勿論、戰勝の結果配下とした敵將の子弟に其の名を與へて居る。かの德川家康が今川氏に質子となり義元の元の字をもらつて元康と云つて居た事や、家康の子の秀康や秀忠が秀吉より秀の字を賜はつたのは其の著しい例で、其の他擧げて數へられぬ。

斯樣な點と代々の通字とを併せ考へて行くと、出自がわかつて來るばかりでなく、其の地方の有力な豪族との關係がわかつて來る。けれど此處に注意せねばならない事は、此の將軍とか藩主領主とか附近の豪族とか、其の當時自分の家より偉大であつた名族からもらつた一字を代々傳へてそれ以前より傳はつた通字が中絶する場合も尠くない事である。例へば植村新六郎榮政が德川家康より家の一字を拜領して家存と改め、其の子孫が

家存―家次―家政―家貞―家言―家敬―家包―家道―家久―家利―家長

と代々家の字を傳へて居る。

此の賜名は多くの場合、その主人或は名付親の通字でない方を賜はるのが常である。例へば足利義滿ならば滿の字を、義持ならば持の字、義敎なれば敎の字、義政は政の字、義晴は晴の字、義輝は輝の字と云ふ風で、關東管領の基氏の氏は尊氏の氏を嗣ぎ、其の子氏滿の滿字及び其の子滿兼滿直、滿高、滿貞、滿季の滿字は義滿の滿を賜ひ、持氏持仲兄弟の持字は義持の持字を賜はつたものである。けれど持氏は將軍にならうと云ふ野心を持つて居たのに義敎が僧侶から還俗して將軍になつたので「還俗將軍に從はんや」と放言する程であつたから、其の子に將軍義敎の一字を乞はなかつたのも有名な話である。

又細川滿元の滿は將軍義滿の滿、其子持之の持は將軍義持の持、其の子勝元の勝は將軍義勝の勝其子政元の政は將軍義政の政、其の子澄元の澄は將軍義澄の澄、其の子晴元の晴は將軍義晴の晴を賜はつたものである。

けれど畠山義就と政長とが將軍義政の上の字と下の字と一字づゝ賜ひしが如く、主君の通し字を賜はる事も尠くない。かの曾我五郎時致が北條時政に賴りて元服し、北條家の通字時の字を名乘

りとせしも此の例である。又秀吉は其の子に秀頼、養子に秀次、其の他猶子並に一族に秀の字をつけさせたから、秀は豊臣家の通字と見るべきである。
即ち上下二字の內、何れでも賜はるのだが通字を賜はつた場合には、それを更に通字とする事が尠くないのである。これ等の事は餘程注意せねばならない。

第六章　紋章の調査

第一節　庶民と紋章

通稱、實名、並に後述する苗字と共に家系を探り、系圖を調査するに必要なものは家紋である。苗字の傳はらなかつた家でも家紋はあつたらしい。そこで名の次に家紋の事を書く事としよう。
勿論、此の家紋と云ふものについては「四季草」が、
紋といふは衣服に五所に付るをのみ紋と云にはあらず、都て物の模樣を紋といふなり。束帶の時、上に著する裝束を袍と云、此袍は綾を以て縫なり。其綾に樣々の織紋あり、天子のめす黃

櫨染といふは、桐竹鳳凰麒麟の織紋あり、麹塵の御袍には、唐草に鳥の織紋あり、赤色の御袍には唐草に窠の内に菊の紋あり。又臣下の袍には、或は浮線綾の丸、或はくつはからくさ、或は輪無、或は輪違等の紋あり。此外家々に定りて用る紋あり（これを定紋といふ、各家の紋なり）右は公家の事也。武家の紋は旗幕の目じるしなり、是は保元平治の合戰の頃よりはじまりし事歟。後には旗幕ならでも、夜服にも紋付る事になりしなり。

と云ひ、次に「宗五大艸紙」に

公方樣御服と申は、織物（御紋色不レ定）白きあや、又は綾つむぎを、地を色々に染御紋などに付候。其外加賀梅染、又しいなつむぎ、遠江茜などにて候。

とあるを引き、

是は東山殿（義政公）時代の事なり。御紋不レ定とあるを見れば、其頃は衣服には、家の紋にかぎらず何紋にてもつけしなり。後世には必家の紋の外には付ぬ事になりしなり。

と云ひ、又「見聞諸家紋後付」は、

定紋と號し、無二貴賤一、家々の紋を夜服調度に附る事、近世の事ならんかし、古しへは無二貴賤一、

内衣は皆白小袖白袷白帷子を著せしことなり。家紋の事、堂上には車にはじまり、武家は旗幕の紋や始ならん。衣服に定紋と號し附る事は始をしらず、義滿將軍以來の事にやあらん。素袍の袖を切て、長上下の制あり。又袴の裾を切て、麻上下の制出來ぬれば内衣顯にみゆるゆゑ、内衣に染小袖をなし、素袍に家紋をつけ、小袖にも紋附る事には成來れるなり。

と述べ、殊に柳里恭の「雲萍雜志」には、

予がいとけなき時までは、忍び提灯といふものありて、貴人の私用にしのびて夜行などせらるゝ折などは、提灯に替りたる紋をしるしてともせしが、その事流布して、誰も誰もかはり紋をつけざる者なし。これはもと、人にその人としられまじき爲の用意なりとぞ。されば公卿武家に限るべし。旗に紋を染め、幕に紋をつくるは、誰某と知らするためなり。農人町家までも今は紋ありて、定紋のあらそひあれども、もとより農夫商賈などには、紋はなきはづなり。羽織といふものは道服にて禮服にあらず、これに紋をつくることいよいよいはれなしとおもひぬ。世の中のうつり行ありさま、多くはみなかくのごとし。

と云つて居るが人を馬鹿にした說である。

將軍の服が色御紋不〻定とあつても一般がさうであつたか否かゞわからぬ。又衣服に家紋をつける事は後世の事で、武家の紋は旗幕の目じるしから發達したのであらうとは思ふが、武家と云ふものが一定不變のものでない限り、百姓町人に紋がなかつたとは云へない。平安朝、藤氏の失政によつて群盜大いに跋扈横行した結果、國民は等しく武裝せねばならなくなつた。これが武士の起原で、彼等は郡の大領、少領、或は鄕長、里長等を主領として賊を防ぎ、時としては地方々々の利害關係から私闘もした。勿論其の內には押領使、追捕使、撿非違使と云ふ樣な稍や專門的な武士も出來、又武勇を以つて名を賣つた俠客風の者も出來て來たらしく思はれるが、それも多くは地方人であり、百姓である。殊に其の配下に至つては云ふ迄もない事であつて、日頃は百姓であつたから百姓と武士と判然區別があつた譯でない。神職でも、僧侶でも、一面に於いて武士であつた。其の中で貴族とか、大社、大刹、郡司、莊司等收入の多い者が其の主領で、中央の院宮權門や、叡山、南都、石淸水等の中心的勢力は日常でも武人を養つて居たが、地方の武士の多くは百姓であつたのである。百姓が一般に衞門、兵衞と云つて居た事は之を證して餘りあると云へよう。

第二節　庶民にも紋章あり

源平時代から武力と云ふものが大いに威張る事となり、武士の元締なる鎌倉幕府は諸國に守護を置き、莊園鄕保に地頭を置いたが、守護は警察官の如きもので室町以後の諸侯と同一視すべきでない。地頭は幕府より任命した土地の管理人で、其の土地より生ずる收入の幾割かを得分とするものに過ぎないから、神官でも、僧侶でも、婦人でもよかつた。殊に地頭は時代の經過と共に幾つにも分裂して、遂には莊屋名主に其の名を止めるが如く、各小さな範圍の村々に土着して、戰亂の場合にのみ部內の百姓を引率して出征したに過ぎぬ。勿論地頭は徒食する事が出來たから自然と武藝を練る機會も多かつたらう、けれども其の從者に至つては村の若衆に過ぎなかつたのである故、決して後世の大名が城廓に住し、數多の家來を養つて居たのと同一視してはならない。室町以來守護地頭は次第に其の支配地を吾が物として、其の末期に至つては全く本家領家に租米を送らなくなつたので收入もまし、小城を築いて城主などゝ云ふ樣になつたが、それでも今日どこの村々にも城跡と云ふものが殘つて居るのを見ても、如何に小さなものであつたかを推量する

事が出來よう。一例を擧げると、三河國寶飯郡に伊奈村と云ふのがある、此の村には葵の池とて德川葵紋の發源地だと云ふものが殘つて居るので甚だ有名になつて居るが、今日此の村を見ると漸く小坂井村の一大字に過ぎない。後世、近江膳所、三河西尾、伊勢神戸等の藩主となつた本多氏が此の地から起つたのである故、當時は相當立派な城主でも居たらしいが、附近豪族割據の狀から考へると、今の村長さんにも及ばなかつたらしい。此の本多氏が古くから此の村に居た事は同地若宮八幡社所藏明應六年の鐘銘が明白に其の名を載せて居るのでわかる。而して其の後松平氏の東征に會つて、其の配下に屬した事も明かだから、明應以來引き續いて此の地に居つた事が分かるのである。處が「宗長手記」には

參河國今橋牧野田三、彼父おほぢより知人にて、國の境ひわづらはしきに、人多く物の具などして、迎にとて事々しくぞ覺えし、此所一日熊谷越後守來り、物語夜更侍りし、田三同名平三郎、猪名といふ處一宿、松平大炊助(忠定)宿所連歌、云々。

と見えるので、其の中間の大永頃には此の地が牧野領で牧野の一族が據つて居た事も爭ふ餘地がない。然らば此の中間の大永頃には本多氏は如何して居たかを考ふるに、もと〳〵一部落を領す

る程な地頭で、今日で云へば一大字の區長さんに過ぎなかつたのだから、此の郡の殆んど半を領有する程な牧野氏に會つては一たまりもなく降服した。否降服と云ふ程でなく、當然の事として御機嫌奉伺に出かけたものであつたらう。處が此の地は吉田城を守るについて要害な土地である故、牧野氏は一族を此の地に置いて藩屛とした、それが牧野平三郎で本多氏は其の配下の庄屋さんとして居たに過ぎぬ故、有名な俳諧師であつた宗長の目に止まる筈がなかつたのである。後にこそ天下の譜代大名で勇將平八郎忠勝や、鬼作左重次や、智將彌八郎正信なども、皆此の本多の分家であると威張る程だが、本を洗へば此の位のものである。その隣村の下佐脇には佐脇氏が城いて居た。これも同樣奥平氏が來れば其の配下となり、今川氏の將板倉氏が城を築けば其の配下の庄屋さんとなつて居たのであらう。其の外此の附近村々に何城。何屋敷と云ふものが頗る多く、大げさな事が傳へられて居るけれど、其の支配地の狹少な事と、當時に於けて米の出來高から考へて見れば、結局庄屋名主に近いものに過ぎなかつた事がわからう。本多氏は幸に大名となり、佐脇氏は數百石取りの旗本となつたが、それは德川氏のお蔭で、其の他の多くは其の城主の名さへ傳はらぬ。多くは歸農したものであらう。

後に士農が全く別れ、武士は藩主の城下に集つたので、武士と百姓と町人と全く別な者の樣に考へられるに至つたが、本を正せば武士も斯くの如きものに過ぎない。果して然らば、家紋は公卿と武士との專有物ではない。柳里恭の主人柳澤侯も、もとは甲州北巨摩郡柳澤の百姓に過ぎなかつたらう。その柳澤氏が家紋を持つて居たとすれば、他の百姓町人も家紋を持つて居たに違ひないではないか。

第三節　旗幕紋と家紋との關係

斯樣に紋章は公卿や武士の專有物と見るべきものでない、けれど此處に注意せねばならぬのは、旗幕紋と家紋との關係である。武士の家紋は軍記類によつて容易に想像出來る樣に、主として旗や幕に之を書いて一軍の目標にすると云ふ處から創つたらしく考へられるのだから、一人の部將の下に居る配下の武士共が一人づゝ、めい〳〵紋章を持つて居たとは考へられない。

例へば甲斐源氏の一族は、武田でも、逸見でも、加賀美でも、安田でも、又遠國に分れた安藝の武田、若狹の武田、阿波の三好、信濃の小笠原、奥州の南部、更に海を越えた松前氏まで菱を以

つて家紋として居る處を見れば、一族配下が頭梁武田氏と同一の紋を傳へた事がわかり、之に對して在廳官人の三枝氏の族類七名の士は大抵三枝松を家紋として居る、さう云ふ風に他の甲州の名族も同樣に色々な目じるしを持つて居たのであらう。後にこそ武田氏が優勝の地位を占めて國内を統一した爲に、國內の名族が何れも武田氏の軍に從軍し、猶ほ他國から來た人もあつて、一軍の內にも種々の紋章を見る事が出來たが、最初武田の一隊は菱だけであつたらう。

彼の畠山重忠が賴朝に降る際、源家と同樣白旗、白弓袋を指上げて、行つた處、賴朝が、

所レ差ニ白旗一全く賴朝が旗に相違なし、兵衛佐だにもさす旗也、重忠不レ可レ劣と思にや

と責めたに對して、重忠は

旗の事是私の結構にあらず、君の先祖八幡殿宣旨を蒙らせ給ひ、武平家平を追討の時、重忠が四代祖父秩父の十郎武綱、初參して侍りければ、此白旗を給て先陣を勤め、武平以下の凶徒を誅し候畢ぬ。近は御舍兄惡源太殿、上野國大藏の舘にて多古の先生殿を攻られける時、父の庄司重能、又此旗を差て、卽攻落し奉り候ぬ。されば源氏の御爲には御祝の旗也とて、吉例と名を付て、代々相傳仕る。されば君御代を知召べき御軍なれば、先祖代々の吉例を指て參たり、

と答へた事が「源平盛衰記」に見える。が恐らく賜はつたと云ふ譯でなく、源家の配下として當然持たねばならなかつたのであらう。其の後斯う云ふ目じるしが發達し、それ〳〵一軍毎に違つた紋章の旗を立つるに至り、同じく頼朝の軍に從ふ人々でも、甲斐源氏、三浦氏、千葉氏、土肥氏、佐々木氏と各地の勇將が各々各地から違つた旗を立てゝ來たが、最初は全軍一色であつたと思はれる。それ故「平治物語」の有名な待賢門の戰にも、

これ皆源氏の勢なれば白旗二十餘流打ち立てたり、大宮表には平家の赤旗三十餘流差し揚げて、勇み進める三千餘騎、一度に鬨を咄と作りければ大内も響き渡りて夥し。

とある如く、平家の軍勢三千餘騎、之れは平家の一門ばかりでない、諸國から集つた軍勢が等しく赤旗を差し揚げ、源氏の部將は等しく白旗を持つて居たのである。

其後だん〳〵其れが發達して、變つた模樣をつけると云ふ風になつたが、それでも美濃源氏は桔梗、佐々木は四目結、渡邊黨は三星、千葉は月星、北條は三鱗と云ふ風に、一軍を組織する程の大豪族が之を使用したもので一族配下が一々違つた家紋を持つて居たものでなかつたらしい。其處で當時は土岐黨ならば其の宗族も庶流も並びに其の配下も總べて桔梗であつたと考へてもよ

いのである。

かの佐竹氏が文治五年八月頼朝奥州征伐の際、「東鑑」に

令レ立ニ宇都宮一給之處、佐竹四郎自ニ常陸國一追參加、而佐竹所レ令レ持之旗、無文白旗也、二品令レ咎レ之給、與ニ御旗一不レ可レ等之故也、仍賜ニ御扇出月一、於ニ佐竹一、可レ付ニ旗上一之由被レ仰、佐竹隨ニ御旨一作レ之云々、

とある如く、無紋白旗を持つて居たのも、源家の族屬だから、之れは當然な事で、別に不思議ではない、前に畠山氏が無紋白旗でやつて來た事を述べたが、土岐氏の如きも最初無紋白旗と云つて居る。卽ち最初は主從一色であつたのである。

處が其の後紋章使用の範圍は擴張され、苗字と同樣氏族の表徴となつたので、同族でも苗字が變れば、(時には家を別てば)、丸を加へたり、一を副へたり、或は數を增減し、或は線を濃淡して之を別つ樣になり。一族でない配下は、許可がない限り別に工夫を凝らす事となつた。けれど他國に移つたものは舊主に遠慮する必要がない故、嘗つて配下であつた當時の紋をつけ、或は其れに倣つて自家の紋を製造したであらう。勿論異流でも同苗だと云ふので有名な家の紋を眞似、或

は系圖の假冐から著名な家の家紋を冐す事も尠くなかつたらう。けれど大體から云ふと、家紋は其の出自を語ると云ふ事が出來る、少くとも其の家と何等かの關係があつたと云ふ事が出來よう。

殊に系統を僞り又は誤つても、總てに亘り模倣する事が困難であるのが道理故、家紋だけ舊來のまゝ僞系圖に書いてあると云ふ樣な事も尠くないのである。

第四節　家紋の起源

家紋の起源について「橘窻自語」は、

紋所をつくること、もとは車の紋よりおこれりといふこと、人々さたすることとなりしが、車戸記に「雜色當色赤色狩襖袴、以箔模車文押」とみえ、十寸鏡に德大寺公淸、もえぎの下襲、御家の紋のもかう云々あり、參考するに車の紋よりといふこと分明なり。

と云ひ、又「紳書」も

紋は蓋の紋と車の紋とが起りなるべし、巡察彈正が梶に蝶の紋つくるも車なりしなるべし。

と載せて居る樣に、雲上家の紋は恐らく車の紋から發達したものであらう。勿論「羽倉考」に

凡衣服器物等に紋を附る事は至りて近世の事なるべし。一條院以來小袖を著すと雖、紋の事は記錄等にいまだ見及ばず。たゞ車の紋ありと雖、家に依て定まりある事には非ず。

と云ひ、又「倭訓栞」に

ひようもん　家紋の起りは、いつの時なるをしらず。蜻蛉日記に菊の紋すゑてといふ事見えたれど、今の定紋などの義に非ず、

とある如く、それ程古いものでない。けれど平安末期頃から總べての官職が益々世襲的となり、先例と云ふ事が尊ばれると云ふ風になつたから、模樣裝飾と云ふ事にまで先例を逐ふ事となつたのであらうと考へられる。前田侯爵家所藏の「大要抄」に西園寺實季が巴の紋を車の飾りとしたと載つて居るさうである（沼田賴輔氏談）。西園寺家は「承久記」に西園寺公經の事をトモヱノ大將と載せて居る處を見ると、この實季が巴を車につけて以來、代々巴紋を使用したものであるらしく考へられる。次に「門室有職抄」に

車文事云々

公繼卿、御簾ノ裳額（德大寺左府實能之時、此文ハ出來云々）

と載つて居る、これ等を恐らく紋章の起源と云つて差支へがなからう。つまり其れまで色々な模樣をつけて居たのが、時代の風潮をうけて、各家別々な模樣をつけ、それが發達して家紋となつた譯なのである。

武家も同樣に最初は裝飾用に紋樣のものを用ひたのであつたらう。眞僞は知らぬが、「前九年合戰繪卷」に宗任陣中楯や光貞陣中楯などに紋樣なものが見える。而して前述の如く源氏は白旗を、平家は赤旗を各々目印としたのである故、武士の內には此の雲上家の紋章を眞似て旗に利用する人も程なく出來たであらう。一人さう云ふ事をする者が出れば、更に之を模倣する者の出るのは當然な事で、賴朝擧兵の頃には可なり流行して居たと思はれる。鎭西では「竹崎五郎繪詞」に、太宰少貳三郎左衛門尉景資、菊池次郎武房、薩摩國守護下野守久親等の武將が何れも其の旗に紋章をつけて從軍したのを載せて居る。以つて紋章と云ふものが全國的になつた事がわからう。

少貳氏の紋は「武藤(少貳)系圖」の賴平の條に、

源賴朝朝臣於二武藏國府御勢調之時一、自二八幡殿一給ル寄懸文ノ旗ヲ指テ馳參（また寄掛目結）と見

え、菊池氏の紋は「菊池系圖」隆直の條に、

從二此代一幕ノ紋鷹ノ羽、初屬二源爲朝一有二大忠一、平家沒落ノ時暫雖レ屬レ之、忽チ復二源家一、

と載せ、又嶋津の十文字紋については「嶋津國史」が、

十字家紋者、一縱一横、交午如二十字形一、以爲二器服章幟一、而後世名レ之、曰二十文字紋一、往往見二於公族家譜一、又按大玄公舊譜、元祿十三年、菊池藤助、對二林祭酒一曰、昔清和天皇、賜二六孫王源姓、及升降龍家紋一、升降龍云者、畫二二抹一以象レ之、所レ謂二疋龍者是也、嶋津氏家紋、蓋二疋龍之變様云、藤助、少受二學於林道春一、仕二寛陽公一爲二儒職一、而對二林祭酒一云々、其說蓋有レ所レ據、故錄レ之以備二異聞一、然言二二疋龍一象二升降龍一、則二抹皆應二竪畫一、而後世圖二其様一者、並作二横畫一、字亦作二二引兩一、豈本同而末異者歟、抑原自有二兩様一歟、

と云つて居る様に、何れも其の起源を古くするか、或は種々の由緒を加へて居るけれど、多くは信じ難い。要するに紋章の起源は雲上家の裝飾に始まり、武士は之を眞似て一軍の符徵としたもので、平家の赤旗、源家の白旗と變る處がないのである。

第五節　紋章起原に關する傳説

斯様に紋章はもと符徴から發達したものである。けれど符徴にしても沼田翁が云はれた樣に、最初つける時から既に信仰や尙武等、種々の意味を含ませて居た事は勿論であらう。まして時代の經過と共に種々の神秘が附會された事も當然と云はねばならぬ。

新田足利の引兩紋についても「類聚名物考」は、

一引兩　ひとつひきれう　中黑と云　二引兩　ふたつひきれう

ひきれうの事、一引兩は新田家の紋にて、即ち中黑と云へり。二引兩は足利家の紋にて、その元は幕の紋より出て、中の幅を黑くし、上下白きを新田家に用ゐ、中の幅を白くして、上下黑きを二引兩といひ、足利家の紋といへる也。後は衣服の紋に用うる事ともなれり。れうとはその義未ㇾ詳、龍の象也ともいひ、料の字をも書ども、まづは兩字を用ゐ來れり。此外に三浦等は三引も有也。或説にいふ、兩家の系譜に云傳へしは、日月の御紋を朝廷より賜はりしを、日月の古字を用ゐ紋とす。⊖日字如ㇾ此、中黑と云、⊜如ㇾ此なるは月の字の形也といへり。今案に

是さる事にもせよ、是は今世衣服の紋といふ事出來し後に、丸の內にさま〴〵形を書なせるに依て、かやうの事も思ひよれるにや。古へ旌旗幔幕の紋にては、此意かなひ難しといふべし。

と云ひ、又「倭訓栞」に、

ひきりやう　引兩と書り、二ッ引の事なり。鎌倉若宮八幡の神庫を開きて寶器を見しに、二引兩の旗あり、二引兩は足利氏の旗號なり、相傳ふ是源義家の旗なりとみゆ。義昭將軍の書に引兩筋とも見えたり。二ッ引兩、三ッ引兩などは重ね云なるべし。一說に源賴朝卿石橋山合戰の後下總國府に至り兵を招く、此時大將の陣營なし、千葉介常胤己が白幕に墨紙を粘して二ッ引兩とす。此吉例たるにより引兩幕を用らる。

とある如く、種々の附會說が出來て居た。其の內八幡太郎義家の紋だつたと云ふ傳說は殆んど一般に信じられ、足利時代に出來た「見聞諸家紋」にも、

二引兩　源姓　八幡太郎

童名不動丸、或源太、從四位下陸奧守、號㆓金廻羅殿㆒、鎮守府將軍

と載せ、且つ恐らく後世朝廷より賜はつたと思はれる五七桐紋までも、

八幡太郎云々、後冷泉院依レ勅、父頼義随兵、奥州之安倍貞任誅、其弟宗任爲ニ降人一、攻戰間九ヶ年、其後藤武衡家衡與、攻戰事三ヶ年、康平治曆、其間十二年也、合戰討勝、首級得ニ一萬五千餘一、天喜年中上洛、爲ニ褒美一依ニ勅命一、五七桐紋免許、故當家御紋五七桐、二引兩云々、桐者根本安家之紋也、八幡殿、貞任御退治以後、御上洛之時、依レ被ニ望申一下ニ賜此桐紋一云々、

と云つて居るが勿論信ずべきでない。猶ほ此の兩家の紋が日月だと云ふ說について「旗紋引兩之字義」には、

一ツ引兩、二ツ引兩と云事、引兩の義詳ならず、或說に云、横に黑く引たるを龍蛇の形象にとり、上天騰蛇の勢に據れりと云ふ義にて、一ツ引兩、又二ツ引龍の謂ひをもて、引龍の龍を兩に書くは、假字の借字なりと云へり。然れども此引龍と云ふこと、舊說の據るべき事なければ信用しがたきもの也。謹で考るに引兩の兩字は靈字の義にて引靈なり。其據るところは胡曹抄（桃華蘂葉の中に胡曹抄あり）に天子御袍の文、竹桐御兩鳳とあり、是を權記に考るに（藤原行成卿の御記錄なり）天子御袍の文竹桐五靈鳳と書したり。是五は御、兩は靈にて、二字共に其字音を借りたる假名書なり（胡曹抄以下の文は）

野宮定基卿の御抄後にありと見えたり。抑一引兩、二引兩は日精月精の二靈なりと有れば、全く一ッ引靈二ッ引靈なり日精月精を靈と云ふ事は、天照大神を大日靈貴と云ひ、月讀尊を月精靈貴といふが如く、靈とは日月精靈の事にて、其靈の字を兩と字畫の省略にて借り用ゐたるものなり。去れば實には一ッ引靈、二ッ引靈なり。

と云つて居るが殆んど滑稽と云つてよからう。新田氏の祖義重は流罪になつた源義國の長男で、足利氏の祖義康はその次男である、共に後世天下に名を擧げたから種々の附會說も起つたが、要するに後世線を一本引くのと二本引くのとで兩家を分つ目標としたものに過ぎないのであらう。けれど時代の經過するに從つて種々の附會をなし、殊に足利氏は北條氏と常に婚を通じ、其の名聲勢力が新田氏の上にあつて自ら本家らしくなつたので、兩家の間柄は餘りよくなかつたが、遂に義貞尊氏に至つては全く敵味方となつた。其處で一引兩と二引兩の優劣などが家臣の間で論ぜられたと見えて、「太平記」に

宇都宮美濃將監と天野民部大輔と寄合して、四方山の雜談の次に家々の旗の文共を云沙汰しける處に、誰とは不レ知、末座なる者、二引兩と大中黑と何れが勝れたる文にて候覽と問ければ、

美濃將監、文の善惡をは暫置く、吉凶を云者、大中黒程目出き文は非じと覺ゆ。其故は前代の文に三鱗をせられしが滅びて、今の世二引兩に成りぬ、是を又亡さんずる文は一引兩にてこそあらんずらめと申ければ、天野民部大輔勿論候、周易と申文には、一文字をばかたきなしと讀で候なる、されば此御文は如何樣天下を治めて五畿七道を悉敵無世に成ぬと覺えて候

と載つて居る。以つて一般が察しられよう。

武田氏の如きも負けず劣らず家紋に由緒をつけたと見えて、「見聞諸家紋」に

永承五年、後冷泉院依レ勅、奥州安倍賴時攻、是時詣ニ住吉社一、祈レ平ニ伏夷賊一、于レ時有ニ神託一、賜ニ旗一流鎧一領一、昔神功皇后、征ニ三韓一用也、神功皇后、鎧脇楯者、住吉之御子、香良大明神之鎧袖也、此裾之紋割菱也、三韓歸國後、鎮ニ座於攝津國住吉一、以奉ニ納于寶殿一、今依ニ靈神之感應一、于ニ源賴義一賜レ之、可レ謂ニ希代一也、賴義三男新羅三郎義光一、雖レ爲ニ季子一、依ニ父鍾愛一傳レ之、卽旗楯無是也、旗者白地無紋、鎧有ニ松皮菱一、故義光末裔當家爲レ紋、

と見えるのである。採るに足らぬ事だが、「旗は白地無紋」とある處を見ると、この家も源家の一族か或は其の配下であつたから、源家の旗を持つて居た譯で、傳說を其の儘に解すれば菱紋は鎧

の装飾模様から採ったものと考へられよう、有名な楯無鎧にこれがついて居る。武田菱紋の附會説は右の如くだが、他にも種々説をなしたと見えて、「諸家系圖纂」には

頼義夢參二詣於園城寺新羅大明神社一、其路次奉レ見二高祖六孫王於湖水邊一、聚二菱葛一以綴レ衣持レ之御手招二頼義一曰、汝當レ生レ子、今是衣授二其子一、頼義纒二頭之一、拜賀之後、王者立爲二八尺龍神一入二御水中一、頼義覺以深信仰、遙向二近江國方一再拜、既而妻室懐胎、以レ夢レ日生二義光一、頼義大悦、則以下有二菱之文一衣上、爲二其生衣一、從レ是當流、以レ菱爲二家之紋一、

と見え、又「鹽尻」に

菱の御紋　源尾敬公、御相傳の御説に曰、源頼義の御嫡男義家を、石清水の御氏子として八幡太郎と稱す、當社の神紋を模して、鞆紋を御旗の紋とし給ふ。
御次男義綱は賀茂社の御烏帽子子に擬へ、賀茂の次郎と稱し、ひとつ葵を旗の紋とし給ふ。
御三男義光をば三井寺の新羅明神の烏帽子子に擬へ、新羅三郎と云、彼神衣の紋を以て割菱を紋とし給ふ。

とも見えて居る、皆信ずべきではない。

小笠原氏は武田の支族である原因から菱を用ひるに至つた事が明白であるのに、王字に附會したと見えて「小笠原系圖」貞宗の傳には、

或時詔而被レ尋ニ下弓法之奥儀一、不レ能ニ固辭一、奉レ傳ニ鳴弦矢叫等之秘術一、謂ニ弓馬之家一、謂ニ天性之達一、叡感之餘、小笠原、可レ爲ニ日本武士之定式一之旨、下ニ賜御手判一、被レ任ニ正三位一、剩以ニ王之一字一、可レ定ニ家之紋一旨蒙ニ勅定一、雖レ然奉レ重ニ冥慮一、密其形爲レ紋、今用ニ松皮菱之下太一是也、

と載せて居る、三階菱の形が王字の模様化した樣に見ゆる故であらう。

次に新田足利武田よりも一層古く源家から別れた土岐氏では、其の桔梗を賴光の紋だつたと云つて居る。卽ち「見聞諸家紋」に、

土岐氏、本出ニ于源姓一、故其爲レ紋者、一ニ變白色一、乃以爲ニ水色一、昔時准用焉、是亦所三以貴ニ其先一也、有ニ野戰一時、取ニ桔梗花一挿ニ于其甲一、以大得レ利矣、因爲ニ之例一、遂置ニ之水色之中一、以爲ニ之定紋一也、然不レ記ニ其年月一、又其不レ知ニ何人始爲一レ之也、源賴光爲レ紋、末裔用レ之、故不レ得三堅取ニ其說一、暫依ニ其所一レ聞、以書寫而已、

と見えるのである。勿論採用する事が出來ない、けれど慕者無紋水色とあつて古くは白色とあるので、此家も源家の一門か或は配下だから無紋白色であつた事がわからう。

單に源家ばかりでない、北條氏の三鱗形については「太平記」が、

鎌倉草創の始、北條四郎時政、榎島に參籠して、子孫の繁昌を祈りけり。三七日に當ける夜、赤き袴に柳裏の衣著たる女房の端嚴美麗なるが忽然として時政が前に來て曰、汝が前世は箱根法師也。六十六部の法華經を書寫して六十六箇國の靈に奉納したりし善根に依て、再び此地に生る事を得たり。去ば子孫永く日本の主と成て榮花に可レ誇。但其擧動違所あらば七代を不レ可レ過、吾所レ言不レ審あらば、國々に納し所の靈地を見よと云捨て歸給ふ。其姿をみれば、さしも嚴しかりつる女房、忽に伏、長二十丈計の大蛇と成て海中に入りにけり。其跡を見に大なる鱗を三つ落せり。時政所願成就しぬと喜で、則彼鱗を取て旗の紋にぞ押たりける、今の三鱗形の紋是也。

と云ひ、楠家の菊水の旗についても「楠氏系圖」は朝廷から菊を盃上に浮べて賜はつたと云つて居るが、「牛馬問」には

橘諸兄公官職を辭し、山城の國井手の里に致仕し給ひ、此玉川のやまぶきを殊に愛し給ひ、此景色を直衣に繡し、常に附著有しとなり。其後胤、是をもて家の紋と定め、水に山ぶきをかゝせける。子孫の人、山ぶきを菊とおもひけるや、いつとなく菊水となせり。是河陽侯正成の先祖也。

と附會して居る、勿論これについては「安齋隨筆」が、

楠が家の紋は菊花三ッありて傍下に流水の形あり。永正七年立雪齋が書し見聞諸家紋と云書に見たり。或說に「楠は井手左大臣諸兄公の末孫也。彼公井出の里に住玉ひ、井手の玉川岸の山吹を愛し玉ひしゆゑ、山吹の花の川水に流るゝ形を楠家の紋に付たるなり、菊の花にはあらず」と云へり。此由來さもあるべきがごとくなれども、出所不ㇾ詳、右諸家紋には菊花なり。太平記にも、楠が旗を菊水の旗と記したり。太平記は楠正行などが存生の時の人の書し物なれば山吹を菊とは書違へまじき事なり。山吹と云は理を好む人の附會ならん。

と駁して居る。朝廷から盃上菊花を賜はつたと云ふのも橘三千代の故事を附會したもので、事實であるまい。其の他前述源家の諸家の如く、伊豫の河野では豫章記に、

賴朝卿天下を打靜給ひ、鎌倉由井の濱にて大酒宴有けるに諸侍座の位、定て諍可レ被レ申、然者先初をば御定可レ有とて、賴朝小折敷を御取寄有、座牌を定め給を、先一文字を被レ遊、我前被レ置北條殿の前には二文字、河野殿の前には三文字を被レ書被レ置ければ、兎角云人もなかりけり。抑當家幕紋事、先祖三並、夷國退治のために、日本より大將にて被レ渡ける時三番目たりし、其時幕の紋一瓢(スハマ)也。伊豫王子御下向之時の例也。異國にて似たる紋共有て紛ければ、河野殿の船には折敷を角違に挿、船の先に被レ立けるに、其影白々と海水に移りたるに三文字見えたり。奇異の想をなす處に、其船より日本軍得レ利、早歸朝有し故に、幕の紋にも用レ之、其三文字、波に移りたる體にて、縮三文字也、折敷も只四方なる折しき也、其後定らざりしに、今由井濱の座位、天下三番なりければ名譽とて先祖の吉例起たり。但此紋は角折敷に正三文字、折敷緣有、五納懸にて一端に二帖也、十枚也、一帖五枚づゝ有ば五枚折敷共云、總領計なるべし。其外は二納或は三納也、其一帖十枚なるべし。

と載せ、又長曾我部氏鳩酸草の紋については「筑紫軍記」が、

秦能俊始て土佐の國に下り、長曾我部江村の庄廾枝鄉野田吉原を給領す。此時綸命を蒙て參內し

けり。則尊盃を頂戴す。其盃中に鳩酢草一葉浮ぶ、是を拜して家の紋とす。

と云つて居る。

其の他、橘氏の後裔と稱する氏が縣犬養三千代の橘を賜はつた故事に附會して、それから橘を家紋にしたと云ひ、井伊氏は其の祖が井中より化現した人である故、井桁を旗幕紋とし、其の井の旁に橘があつたので其れを衣類の紋にしたと云ふ樣な例は極めて多いが、何れもウソと云つてよからう。

第六節　武家紋章の發達

斯樣な傳說は後世の附會だが、兎に角鎌倉時代以後に於いては、既に少し氣のきいた家で何れも家紋をつくつて居たと見えて、「太平記」等の軍記に甚だ多く見えて居る。一例を擧げると、同書山門攻事附日吉神託事の條に、

屛の上より見越せば、是こそ大將の陣と覺えて、中黑の旗三十餘流、山下風に吹れて、龍蛇の如くに飜りたる其下に陣屋を雙て、油幕を引、爽に粧たる兵二三萬騎、馬を後に引立させて、

一勢一勢並居たり。無動寺の麓、白鳥の方を向見上たりければ、千葉、宇都宮、土屋、得能、四國、中國の兵、こゝを堅めたりと覺えて、左巴、右巴、月に星、片引兩、傍折敷に三文字書きたる旗共、六十餘流木々の梢に飜て、片々たる其陰に、甲の緒を縮たる兵三萬餘騎、敵近付かば、横合にかさより落さんと轡を雙て磬たり。又湖上の方を直下たれば、西國北國東海道の船軍に馴たる兵共と覺て、鎧甲下濃の瓜の紋、連錢、三星、四目結、赤旗、水色、三鱗、家々の紋書たる旗三百餘流、鹽ならぬ海に影見えて、漕雙べたる舷に射手と覺えたる兵數萬人、掻楯の陰に弓杖を突て横矢を射んと構たり。

と見え、更に其れから下つて「長倉追罰記」には、

同年（永享七年）十月廿八日、結城宇都宮相續、籌をいばくの中に廻し、長倉遠江守開陣畢。彼遠江守名を日本に上、譽を八州に振、此時某打めぐり、次第不同にうちながすまくのもんをぞかぞへける。御所の陣かとをぼしくて梢の冬のなか空に、桐のまんまく二引。御一家もみなこれ同じ。竹ニ雀は上杉殿御兩家。九トモヘは長尾が紋。水色ニ桔梗は土岐の紋。齋藤がナデシコ。鹿は富樫之介。伊勢國司北畠殿のワリビシ。左内介がカラビシ。甲斐武田とわかさの守

護は武田ビシ。牛月ニ丸ビシは奥津左衛門。越前の織田と、由佐の河内守が瓜の紋。秋元も是を打。朝倉が三ツモツカウ。飛驒國司姉小路殿は日光月光。月ニ九エウは千葉之介。八エウは上總介。三引兩は三浦之介。小山は左巴也。朝比奈も是同じ。但遠江の朝比奈はケンビシ也。宇都宮は右巴なり。行方岡部も是を打。永井と那波は三星ニ一文字にて、昔の因幡守廣元が末葉毛利の一家にて、一品と云字の表體也。三文字松河は赤松と小笠原、四ツ目結は佐々木判官。十六目結は本間四郎。海老名は庵ニ瓜のもん也。松ニ鶴は高井左衛門。サンキニサルは洲西がもん。牛の尾がヘフネツル。楠浦加、月ニホシ。極樂寺が水車。三本杉は狩野介、但タカノ羽を打事も有。山中がサガリフジ。メヒキカゴは松田がもん。葛西はカシハ。大石の源左衛門はイテウの木。五フン筋は結城七郎、但トモヘを打事も有。永樂ノ錢は三河の國水野が紋。中條はサヽノ丸。アシナシスハマ小田の大輔。シヽ一ボタンは多田の三郎。萩ノ矢も是をうつ。カブラ矢は武藏國の住人太田源次郎也。十六葉ノ菊のもんは野田福王がもん也。團ニ菊は兒玉たう。簗田はアホヒ。ワチガヒは高家のもん。タチツナは二階堂。同六郷も是を打。シユロノ丸は富士の大宮司。キボタンは杉がもん。內藤備前がリウゴニテマリ。楠藥師寺が菊水。小山の藥師寺

がトモエの紋。久下は一番と云文字。アゲハノテウは伊勢守。ヒロナリも是を打。マヒサキは御櫛のもん。北條殿三ウロコ。同横井も是を打。大極入道は巴のもん。緒方佐伯も是同じ。神保が藤ノ丸。椎名がヲモダカ。大戸羽尾が飛ツバメ。十字字は嶋津左馬頭。一文字伊東六郎。鷹ノ羽は菊池もん。熊野鈴木は稻ノ丸ニ榊也トヒなり。鱸はマナ板にマナバシ。三河鈴木は藤ノ丸。大スナガシハ泉安田。三本カラカサ名越の紋。小モンノ皮は秩父どの。カリガネは安倍どの。八ツボシは飯塚。スミヲシキニ三文字は伊豫の國の河野一黨。備前こじまは品ノ字。駿河小島は八ノ字。下總の境はトモヘ。是は千葉のぞうとかや。サヽリンドウは石川。モツカウは熊谷。車は伊勢の外宮の宮方榊原が紋也。鳥居のもんは八幡の神職宮崎の法印が紋也。七星は望月。梶ノ葉は諏訪のほうり。三タウシは皆岐の八郎。宮原も是を打。矢ハヅグルマは服部。松ニ月は天野藤內。帆カケ舟は熱田大宮司。山城がスナカシ。水ニカリは小串五郎。栗飯原がカヤクのもん。ヒシツルは南部がもん。庵ノウチノ二頭ノマヒ鶴は天智天皇の後胤葛山備中守。御所も是を打。扇ニ月ノ書タルは常陸の佐竹がもん也。地黑菱は板垣。松波ニ釘貫は阿波の三好がもん也。一宮は日雲也。左巴は下枝の紋。マヒ違鷹は櫛置のもん。根引松は常葉のもん。下條

は梶の葉。折野は木瓜。坂西は丸ノウチニマツカハのもん也。山中は日扇。溝口は井桁。但三葉ガシハを打事も有。高島は遠カブラ矢。松尾は丸ノ中ニマン字。二木はチギリを打。松岡は瓜のもん也。赤澤は松皮ニ十文字。遠州の小笠原松皮菱に。水落九曜星は様葉也。山邊西牧は梶ノ葉を打。犬甘平瀬島は一黨甃。後藤はマヒチガヒノ鶴をうつ。其外幕の數々、當世はやる國々の作り名字の幕づくし、うてほうたひに立ならぶ。

と載つて居る。長倉とは常陸那珂郡の長倉に居た豪族で佐竹氏の一族である。永享七年に鎌倉から攻められたのであるが、斯樣に諸國の軍勢が來たのでないけれど、當時天下に有名な諸家の紋章を集め記したものと見れば間違ひがなからう。

斯樣に武士の紋は主として旗や幕につけて、何處の隊か、誰の陣屋かを知らす目的であつたから、一城の主であり、一陣の長たるべき者は各紋章を持つて居たが、其の配下は當然同紋であつたであらう。然るに衣服に紋をつける樣になり、紋章は一軍一陣のみでなく、一般に家々を表はす事となつたので、主人の紋をつけるか、別に工夫するか、人のを眞似るかして誰も彼も各々家紋を有する事となり、又一城一陣の長でも旗紋の外に衣服の紋をつくるものもあるに至つた。

第七節　紋章の暗合

上述の如く同紋、或は同一の起源より發した紋章を互に附けて居ると云ふ事は、同族であるか、尠くとも同一軍隊に屬して居たのを表はすものである故、紋章は出自を探り系圖を調べるについて頗る必要なものである。けれど此處に之を妨害する五つの事情が横つて居る、一つは暗合、二には賜紋、三には流行紋、四には紋章の模倣、而して五には紋章の變更で、昔のと今のとが大いに變つて居ると云ふ事を數へねばならぬ。

先づ第一の暗合から述べるが、朝倉氏の紋は「三つもつかう」である。「鹽尻」に朝倉系圖が頼朝から御簾の紋を賜はつたと云ふ事等を引用して、此の紋を御簾の帽額から來たものだと說き、而して織田氏の紋を、

上羽蝶（斯波家紋也）後ニ信秀改二棄紋一、

と載せて居るが、「織田系圖」には、

瓜之紋、舊記脫而不レ詳、或傳義祖依二軍忠一、從二朝廷一雖レ賜二瓜之紋一、中比恐憚闇レ之處、彈正

左衞門勝久征二越前國逆亂一、令二歸陣一時、被レ賞二勳功一、御前熟瓜賜レ之、幷可レ備二家之紋一之旨、奉二嚴令一云々、又或記、依二軍陣一而見二武衞瓜切目吉事一、賜二于信秀一云々、案伊勢守信安、大和守達勝等、前用二瓜之紋一傳依レ有レ之、不審、可レ考、

とあつて、信秀以前にも織田氏は瓜紋卽ち窠紋を用ひて居たとして居る。そんな事はどうでもよいが、兎に角織田も朝倉も數は違ふが共に窠紋である。次に九州の大村有馬兩氏も瓜紋卽ち窠紋であつて、其の形は朝倉のよりは織田氏のに似て居る。

朝倉の窠と織田の其れとは數が違ふけれど、朝倉が越前に移つたのは古い事であり、織田も古くは越前の士であつて、しかも共に斯波家の重臣となつたのである故、此の兩氏の窠紋には關聯する處があつたかも知れぬ。勿論同族とは思へぬが、さう云ふ風にも考へられよう、處が大村有馬の窠は織田氏に似て居るけれど、其の間に全く何等の關係も求むる事が出來ない。則ち何れも翠簾の帽額を家紋として採用したもので、暗合に過ぎないのである。

又「曾我物語」に、

みちにて十郎申やう、わどのはやかたへかへり給ふべし、云々。ここに二ツもつかうのまくう

ちたるやかたあり、たがまくやらん、これはわれらがいへのもんなり。御てきとなりほろびぬ、いとうとなのるものなければ、此まくうつべきものなし。たれなるらんとふしぎにて、たちよりまくのものみより見いれければ、かたきさへもんがやかたなり。

と見えて居る、然らば數こそ違へ、河津伊東も瓜紋であり、又近江甲賀黨の瀧川も窠紋である。しかし何れも系統上關係があつたとは思はれぬ。

斯樣な例を擧ぐれば、紋章には偶然の暗合と云ふものが頗る多い。後世大いに變化したあとを比較すると、同紋とは云へないが、根本に溯れば同種類と思はれるものが尠くない、しかも血統其の他の關係の求め難いものは之を多くは暗合と云はねばなるまい。

第八節　賜紋

第二に賜紋と云ふ事も何等關係のなきものをして同族たるが如くなさしめたものである。前述の如く最初家紋は家々を表彰するものでなく、一軍の目標であつたから、主從並びに同家中のものは同一な紋章のもとに統轄されて居た。この古い緣故から後世主從が同紋であるのを賜紋である

と説明された事が尠くない。其の他賜紋と云ふ内には怪しむべきものも甚だ多いのである。けれど室町時代からは實際此の賜紋と云ふ事も頻りに行はれだした、恐らくこれは鎌倉時代に於いて主從が同紋であつた名殘であらうと思はれる。

毛利元就が朝廷より菊桐御紋を勅許せられた樣に、朝廷から禁紋を賜はつた家も尠くないらしいが、將軍以下諸侯諸將が其の紋章を家臣に與へた事は數へられぬ程多い。又「鎌倉大草紙」に

憲實兄弟も祖先代々の寺なれば、此寺にかくれ、其後船にて西國へ赴、周防國へ行脚あり。爰にその頃中國の大内殿（中略）は憲實の養子になり。上杉山の内の系圖を繼、篠の丸にまひ雀の紋を請て、憲實を御父とて崇敬限りなし。

と見ゆる如く流浪して來た名族の家紋を讓り受けた事もある。かの謙信が上杉憲政より上杉の稱號及び關東管領の職を讓られ、家紋を同じく竹に飛雀とした事も有名な話である。しかるに伊達家も亦竹に雀を家紋として居るが、これについて「深谷記」には、

越後の長尾中納言景虎公、平井に御着被レ成、上杉管領氏乘公と御對面被レ成。見信被レ仰候者、我等は末世次無ニ御座一候と被レ仰候。上杉樣は御子餘多御持被レ成候よし承候、何れ成とも一人

被レ下ぬかと被レ仰候。上杉樣、無二御敷禮一、尤にて候と被仰候」さらばとて物事紋處書を指添次男へ被レ遣候。我家は竹にとまる雀、貴殿は竹に飛雀と被レ仰候」

と載せ、また「類聚名物考」に、

竹に雀の紋　或說に云、政宗福島城へ旗を進る處に、柳川の城兵、政宗の本陣こうりと云所へ押寄、雜兵を追拂ひ、西村仙右衞門及び三間勘解由左衞門、政宗の竹に雀の紋付たる幕を奪取て大に手柄とす。蓋彼文は當時伊達上杉兩家共に用て、其故を尋るに、元來上杉家の定紋なりしを伊達時宗の弟、同兵部大輔實元の母、上杉貞實の女也。しかるに貞實令嗣なき故、孫の伊達實元歲十六、氣質純直なるに依て、これを養子とし越後の國を讓らんと、諱字及び宇佐美長光の大刀、竹に雀の紋の幕を贈りて是を契約す。爰において天正の比かとよ、伊達實元越後へ行んと支度すといへども、祖翁植宗父子內亂出來る故に、實元猶豫して越後へ行ず、終に信夫郡に寓居して、實元一旦の約を思ひ、竹に雀の幕を用ひ、子孫に傳へしとぞ。其後兄晴宗、かの紋の幕を所望しければ、實元これを晴宗に與へし故、今政宗に至り、永く竹に雀の紋を用るといへり。或云、景勝の養父輝虎入道謙信は長尾六郎爲景の子なりといへども、關東の管領上杉

實政の令子となりぬ。かの上杉家は勸修寺の流にて、世々竹に雀の紋を用ゆ。又伊達家も中納言山蔭卿の後裔にて、これも家の紋竹に雀也。しかるを今度の軍に、伊達家の幕を奪取て、永く其紋を上杉家に用るといふは非なり。

とある如く色々の説がある。けれど竹に雀と云ふ樣な紋章は偶然に暗合したとは思はれぬ故、上杉家の紋が各家へ渡つて行つたと見ねばなるまい。かくの如く主人、或は自分の家より格の高い名家からもらつた紋章は、更に其の家臣に與ふる事によりて、益々廣い範圍に用ひらるゝに至つた。最初甲乙丙丁等數人が其の主人より紋を賜はつた際には、同藩同陣と云ふ樣な關係があるけれど、甲が更にa b c d等に之に與へ、乙がe f g h等に之を與ふる時には、a b c d等とe f g h等とは殆んど何等の關係がないと云はねばならぬ。

勿論世を下るに從つて家紋と云ふものが尊長され、妨りに之を着ける事を嚴禁したが、他藩他領には、いくら領主藩主でも手が延ばせなかつたから之れを着ける者が多かつたのである。

第九節　流行紋と紋章の模倣

第三には流行紋である、桐の紋は皇室の御紋であるが、足利豊臣等の武門が順次之を賜はり、更に配下の諸將に與へて行つたから其の數は頗る多い、例へば「高力氏の系圖」に、

桐、高力氏累代雖レ在二三州一、近頃仕二公方一、而十六騎內也、依レ茲賜二桐紋一、

と見ゆる如くである。けれど今日の如く桐紋の多いのを、單に此の賜紋と云ふ現象のみで說明する事が出來ないと思ふ。然らば何故かと云ふに、これは其の形狀が頗る優雅である故、一般に之れを好んでつけたがつた結果に外ならないと考へられる。殊に民間では裏紋と稱して婦人が多く此の紋をつけて居るのは之を證して餘りあると云へよう。

菊桐紋については秀吉の時に

一衣裳之紋、御赦免之外、菊桐不レ可レ付レ之、於二御服拜領一者、其服所持之間は可レ著レ之、染替、別之衣裳に御紋不レ可レ付候事

右條々於二違犯之輩一者可レ被レ處二嚴科一者也

文祿四年八月三日　　五大老連署

と云ふ禁止が出て居る。けれど德川時代では恐らく葵紋の禁制程嚴重ではなかつたから、菊の御

紋章は格別として、桐の紋の方は盛んに此の禁を犯かしたのであらうと思ふ。殊に民間に此の風が多く、五七の桐は皇室の裏紋であるとして之を憚つたけれど、五三の桐に於いては何等制裁のないものとして今日見るが如く盛んに各階級に用ひられるに至つたと考へられる。其の他の紋に於いても恰好のよいものには、此の種の現象が尠くなからう。

第四に紋章の模倣である。自分の家の紋は分らぬが太田と云ふから、道灌の家と同様だらうと云ふので太田桔梗をつけ、石川だからとて笹龍膽をつけると云ふ事も多く、時には代々傳はつたのを態々改める人さへある。笑ふべき限りであるが今更致し方がない。

又系統假冒から其の流の紋を自家のものにする事もある。楠家の末流だとて菊水をつけて見たり甲州の人が菱を用ひて武田一族らしくするのが其の例證だが、殊に念入りのになると、現在の家紋と調子を合せる爲に、もとは其れを家紋として居たが後に今の紋に改めたのだと載せて居る。斯う云ふ風になつてしまつたのは餘程注意せねば眞相がわからない、例へば有馬家では後世は瓜紋であるが、古くは繋ぎ馬だと云つて居る、これは同家が、もと相馬氏であつたと云ふ事と調子を合せむが爲だと考へられるのである。

又藤原氏だと假冒する事によつて藤を家紋とするのも同様と云つてよい、この現象も頗る多い。太田氏が桔梗を家紋とするのも系圖の假冒からでなからうかと思ふ。

第十節　家紋の變更

第五には、其の他いろ〳〵な原因から家紋を變更した事である。南部氏は武田の分れで割菱であつたが、守行の代に秋田と戰つた時、軍中に雙鶴が舞ひ下つて勝利を得た故、舞鶴紋に改めたと云ふ、事實かどうか知らぬが、改紋と云ふ事も頗る多く、之れを全部賜紋と云ふ現象で說明する事が出來ぬ。勿論賜紋も古くなると其の原因を忘却し、又榮枯盛衰で與へられた方が與へた方より盛大になると、之を賜紋でない樣に說明する事もある。けれど他家から入婿になつた人が實家の紋をつけ、それが子孫の襲用する事や、母の紋の方が恰好がよいとて其れを家紋とする事や、一寸した奇端から紋を改めたり、主家と同紋であるのを避けて見たり、する事などで賜紋以外にも家紋の改變された事が決して尠くないのである。

又旗や幕の紋と衣裝の紋とは、其の目的が大分に違つた點がある、前者は目標であつて又勇まし

くする必要があり、後者は模樣であつて裝飾の意味が大いに加味されて居る。其處で、古く旗幕紋としたものを其の儘衣裳につける事が不似合ひと云ふので、別に衣服用の紋を定めた事も尠くない。「貞丈雜記」にも、

一、家の定紋といふ物は、本は旗幕などに付るしるし也、素襖直垂小袖などには、家の紋付る事もあり、外の紋付る事もあり。

と見えて居るのである。また德川時代、華美風流を好む時代になつて、紋くづしとて成るべく恰好のよい樣に形を改めたのも此の結果と云つて差支へない。それから主從本支の別をやかましく云ひ、それぞ〲別の紋をつけさせた事もある。例へば「田村氏家譜」に

家紋　桐　菊　車前草　卷龍　左三巴有㆓因緣㆒而近代交㆓用之㆒

蝶　梅鉢　此二紋者庶子用㆑之

澤瀉　有㆓所緣㆒、家臣用㆑之

と見ゆる如き其の一例で、斯樣に多くの紋を使用して居た家もある。

かくて定紋、正紋、本紋とか、代紋、別紋、添紋、秘紋、裏紋とか云ふ別が生ずる事となつた。其處で紋によつて家系を探る場合には、此等の點をよく〱注意せねばならぬ。しからば、どう云ふ風にすればよいか次に其れを說かう。

第十一節　紋章より家系を探る方法

前述の樣な譯だから、自分の家の紋は現在用ひて居るものばかりでない、古い器物などに施してある紋で自分の家のであるらしい物や、自分と明白に親族關係になつて居る家や、同族と傳ふる家の紋章をも集める必要がある。そして之を比較硏究し、成るべく古い紋を探り、次に附近の豪族が使用した紋章に同樣なのがなかつたかと調べて行くと、思ひがけぬ發見をする事があるのである。

此の家紋から系圖を調査する方法は早くから行はれて居る、例へば「葵御紋考」が、
家紋は貴賤共に最要なり、既に諺にも、一子の爭ある時、其胞衣を水上に浮洗ふとき、家紋現出すと云り、されば猥に附紋するものに非ず。

とさへ云つて居るのは、之を極端に言つたものと見てもよい。而して同書が
　謹按ずるに、酒井氏其始渡邊黨成べし。三河國には一類多し。三星を家紋とせるにて、渡邊成
　を知べし。
と推定して居るは其の一例と見る事が出來よう。德川氏の葵紋については說頗る多いが、同氏が新田流得川氏と稱するに至つたについては種々の原因もあらうが、新田の族由良氏が三葉葵であつたと云ふのも一因であつたかも知れぬ。由良氏の紋は「明良洪範」に
　天正十三年二月九日由良信濃守が嫡男成繁は秀吉公の臣也。嫡孫新六郎高久は中納言秀次の小姓と成て、江州にて五千石給はる、秀吉公他界の後關東へ下り、初めて出仕せしに由良家の紋三葉葵なる故、登城の諸士、神君の御公達と思ひ皆下馬して通りしと也。此事風說專らなりければ、之に依て由良家に緣有る近藤石見守、石川等不敬のよしを意見して水葵に改めける。
と見えて居る。由良氏が葵紋であつた事だけは確實だから、德川の葵と暗合したものに過ぎないのを、後世或は學者が德川を新田族得川の後裔とする道具に此の事實をつかつたのかも知れぬ。兎に角、紋章と云ふものが出自と大關係のある事が明白だから、同紋の家を求むる事は必要だが

これには充分の警戒が入る。殊に其の發祥地と云ふものと關聯して調べて行かねばならぬ。何となれば前節で述べた樣に廣い天下では種々の理由から、同種類の紋章となつた事が甚だ多い故である。今これを應用するに當つて、どの位に細心の用意が入るかを說く爲に、一例を擧げて見よう。

肥前大村家は同國有馬家と同じく窠紋であつて、兩家共に代々純の字を通字とし、而して共に藤原氏を稱し、純友後裔となつて居る。よつて兩家が同族である事を嘗つて怪しんだ人のあるを聞かない、如何なる大學者も、しかく信じて居た。猶ほ兩家は本支を爭つた事があつて、其の際此の家紋が引合ひに出された事もあるのである。しかし有馬氏は東鑑寛元四年條に有間左衛門尉朝澄が見える程だから、代々澄字或は純字と云つて居たと云つてもよいが、大村氏は室町時代の文明頃までは代々家の字を通字として居る故、先づ此の點に於いて從來の說が怪しくなつて來る。次に大村家は古く藤原氏と云つた事があるけれど、有馬家は「東鑑」所載の在間朝澄を「深江文書」保治元年六月五日の深江村讓渡狀に明白に左衛門尉平朝澄とある故、鎌倉時代に於いては平姓であつたと見ねばならぬ。此處に於いて益々大村有馬同祖說が怪しくなる。

しからば家紋はどうかと云ふに、大村家覺書や共他の諸書に、大村家は瓜紋であるけれど、其の前は日・日足紋であつたと載せて居る。のみならず、今日も大村伯爵家所藏武具に此の日・日足紋が殘つて居り、猶ほ同家の分家男爵家先代は舊きを尋ねて此の紋を家紋とせられた程である。しかし有馬家には全く此の日日足紋の事がなく、もと轝ぎ馬であつたと云ふに過ぎない。此處に於いて大村有馬同祖說は全く採るに足らぬ事がわからう。正確なる文書記錄に照らせば一も似た點がなく全く相反して居る故である。猶ほ此の事は其の系圖からも證明する事が出來るが、此處には省いて置かう。

然らば此の日日足紋から大村家の同族を求めると、どうなるかと云ふに、先づ此の附近で此紋で有名な家には龍造寺家があり、更に其の本家と思はれる鎌倉時代の名家高木氏が此の紋であつた事が「鎭西要略」に載つて居る。そして龍造寺家が高木氏と同族であつた事は「高木系圖」「菊池系圖」が之を語るのみならず、龍造寺の祖季家が高木南次郞と云つた事が之を證して餘りあると云へやう。處が、大村氏と高木龍造寺と同族であると云つたものは管見未だ之を知らない、しかし古く斯く同紋であつて同國の名家だから何等かの緣故がなければならぬ筈である。

此處に於いて前々章で說いた如く、此等三家の通字を調査して見ると、龍造寺氏が鎌倉以來代々家字を稱して居た事は其の系圖これを證し、高木氏も鎌倉初期以來家字を名乘の通字として居た事が文書記錄これを證するのであつて、兩氏が同族である事は此の點からも主張出來る。ところが大村氏も亦、文明以前に於いては代々家字を名乘の一字として居るが故に、單に古く家紋が一致して居たばかりでなく、三氏共に鎌倉並に室町初期に於いては家の字を通字として居た事がわかつて來る。附近の豪族が或は通字、或は公字、或は純字を通字とする內にあつて、此の三氏並に其の一族のみが家字を名乘り、而して同紋であつた。此處に於いて、三氏が極めて深き關係のもとに立つて居たと云ふ事を誰が反對出來よう。殊にこれが南北朝以後の現象ならば、賜紋とか何とか說明も出來ようが、鎌倉初期からさうであつて、後世は反つてさうでないのである。けれど時代が古い爲に、此の三氏の關係を探り得る史料が甚だ尠く、系圖類に至つては絕無と云つてよいが、「河上社文書」に高木氏が同社の座主職を襲つた事を載せて居り、「鎭西要略」や「鎭西志」の類は、筆を揃へて高木氏が同社の大官司であつた事を載せて居る事から、遂に此の三氏は嘗つて同族であつた事が分かつて來たのである。「鎭西要略」等が如何なる史料によつて高木氏

を肥前一宮なる河上社の大宮司と明記し、猶ほ一二補任の記事さへ載せて居るかは予輩未だ探り得ないが、河上社大宮司も亦家の字を通字とし、而して高木氏と密接なる關係のあつた事は河上社文書によつて知る事が出來る。よつて高木龍造寺は此の大宮司と同族であつて、此の大社を背景として勢力を得たと云ふ推測もついて來るのである。

處が河上社建武元年の文書に見ゆる大宮司の藤原家直と云ふ人は「東妙寺文書」に見ゆる藤津庄大村太郎家直と同人と云ふ事が兩文書を比較する事からわかつて來るので、河上社大宮司とは藤津庄の大村氏の兼職でなかつたかと考へられる。その上、河上社天福二年八月五日の無緣佛地寄進狀に藤津大宮司云々の語があつて、其大宮司は平安朝末期の大治四年頃の人と云ふ事がわかつて來る故、當社大宮司は平安朝から建武の頃まで藤津なる大村氏であつたと云はねばならぬ樣になつて來る、從つて高木龍造寺の二氏は要するに此の藤津大宮司の庶流で勢力を得たものと云ふ風に考へられるのである。

しかし高木氏は其の勢力を得るに及び、菊池氏と同樣に藤原隆家の後と稱し、龍造寺は更に高木氏より出でたるを隱して、藤原秀鄕の後裔と僞つた、たとへ僞つたものでないとするも、兎に角

藤原隆家とか秀郷の後裔と稱するについては何等の徵證がないと云ふ事丈は確實に云ふ事が出來る。之れに反して大村氏は「姓氏錄」「肥前風土記」並びに「國造本紀」によつて、葛津立國造即ち藤津郡を中心とする古代の國造の一族である事が證明できる故、大村氏を高木氏の庶族と見るよりも、高木氏を大村氏から分れた氏と見る方が正しい見方であると云はねばならない。斯樣に表面系圖では違つて居るが、家紋の研究や其の他から種々な事がわかつて來て遂に同族らしい事もわかる。しかし之れには以上の如く細心の注意がいるのである。

第七章　苗字の調査

第一節　庶民と苗字

三百年以前の家系調査になつて來ると前述の如くどうしても、假名、實名、紋章、それから苗字發祥地等を研究せねばならない。が其の內でも最も大切なのは苗字と云つてよからう。

苗字は又名字とも、名氏、苗氏とも書き、等しくミヤウジと讀む。今日法律上、並びに表向きには

名に對して之を氏とも姓とも云つて居るが、歴史的に云ふと氏と姓と苗字とは多少違つたもので、今だに之れを苗字と通俗的に呼ばれて居る樣に、氏と區別して置く方が都合がよい。けれど近世に於いては氏とか姓とか云ふものが殆んど用ひられず、專ら苗字が氏の代理として使用されたから、實質的には氏と違つた處がない。唯沿革上、氏と區別する丈である事を記憶してもらひたい。さて斯くの如く近世に於いては氏とか姓とか云ふ物が殆んど用ひられずして、專ら苗字のみが使用されたから、大抵の家では氏と云ふものを忘れてしまつた。從つて苗字と云ふものが家系調査上極めて必要なものとなつて來るのである。處が誰もが知つて居る樣に德川幕府では一般庶民、即ち百姓職人町人等が妨りに苗字を稱へる事を禁じて居た爲に、其の苗字さへ忘れはてた家が尠くない。これは王朝時代賤民丈が氏を持たなかつた遺習であらうと云はれて居る。つまり武士以上だけが人間並みに取扱はれた譯で、唯特別由緒ある百姓町人のみが僅に武士に准ぜられて所謂苗字帶刀御免となつたのである。

一寸二三例を擧げると次の如くである。先づ「德川禁令考」四十九に(文政四巳年十二月)

水戶殿屋形江立入候用達町人江苗字帶刀差免候儀に付懸合

水戶殿屋形江立入候用達町人共之內、夫々身分段取有ㇾ之、扶持方等被ㇾ給、屋形用向に而は、仕來之通、苗字爲ㇾ相名乘ㇾ、裏附上下役肩衣被ㇾ差免ㇾ候、內用向相達候町人共江は、重立候用向申附候節は、帶刀差免爲ㇾ致、並非常驅附之節、帶刀差免、屋形用挑燈相渡被ㇾ置候ものも有ㇾ之候處、右之內には、段取之次第を不ㇾ辨、差免有無に不ㇾ拘、屋形江立入候得ば、一體之儀と相心得、新古其筋合等無ㇾ差別ㇾ、自分に而肩衣を著用致し、屋形江立入候向も有ㇾ之哉に被ㇾ聞受ㇾ候、其外屋形江不ㇾ立入ㇾ町人共之內、屋形立入之樣申成、同樣に致し步行候者も有ㇾ之候由に付、此度屋形立入候町人共之分は、差免有無之次第、𪫧と取究、猶更心得違不ㇾ致樣、夫々被ㇾ申渡ㇾ度候、右者水戶殿屋形之儀には有ㇾ之候得共、御支配下町人共之儀に付、屋形用達之分者其町所名前、並身分段取之譯等、以來は御奉行所江相達候樣可ㇾ致候哉、又者相達候に不ㇾ及方ニ可ㇾ有ㇾ之候哉、不取締無ㇾ之樣致度、此段御問合申候樣、役人共申候、以上

十一月

下ケ札

書面之趣、用向相違候迚、御料所者勿論、他領之もの共江、苗字爲ㇾ名乘ㇾ、帶刀爲ㇾ致候儀

は、堅ク可レ爲ニ無用一旨、享和元酉年之御書附有レ之候間、奉行所に而は、難ニ承屆一筋ニ有レ之候

と見えて居る、以つて苗字を公稱する事が如何にむづかしかつたかが分からう。又「伊豫國巡廻記」安知生村（新居郡神戸鄕氷見組）條に

庄屋隱居
菅　五郎兵衛

今の庄屋長右衛門が父なり、いとけなき時より讀書を好み、周敷村の平太（吉本氏）と云儒者に從ひ、闇齋派の道學を受、平太は大州の城主より禮遇厚く、度々迎られて其府にゆくに、五郎兵衛も每に隨行す。長ずるに及て、闇齋學に不レ安、京都に遊びて、皆川文藏、佐野少進等を師とす。少進薦めて菅家內塾の都講とす。高辻大納言胤長公も、五郎兵衛をよく遇せられ、薨ずるに及て遺物を分たる（自筆竹亭夏日の詩、並唐法帖等）雜掌川瀨圖書、近藤兵部が贈狀目錄等あり。皆傳へて其家にあり、五郎兵衛のち家に歸り、庄屋役を勤る事二十餘年、隱居して御城下町にゆき敎授す、文政十二丑年八月十三日、左之通被ニ仰付一、

安知生村庄屋長左衛門親
五　郎　兵　衛

年來志篤儒學致ニ修業一候段相違候、依レ之其身一代限苗字帶刀被レ成ニ御免一、三代扶持被ニ下置一候、折々學問所江罷出、御用筋可ニ相勤一なり。

と見える、これ丈の人物でも僅に一代限苗字を免された、以つて如何に此の禁制が嚴重であつたかゞ窺はれようと思ふ。

斯樣に三百年間も一般庶民は苗字の公稱を禁止されて居た爲に、唯通稱を父子代々襲ぐ事によつて僅に自他を區別し、又町人（商人）は屋號を稱する事によつて自家を表はす稱號としたに過ぎないので、全く自家の苗字を忘れはてた人が尠くない。其處で明治の初め戶籍法が施かれて、國民は如何なるものでも、氏と云ふものが必要になつた際に、むやみ矢鱈に苗字を創作した家が可なり多い。中には壇那寺の坊樣や、寺小屋の師匠や、戶籍吏に賴んでつけてもらつたと云ふのも尠くないさうである。斯樣に明治の初め古い苗字を穿鑿せずして、勝手に創作した苗字や、他人につけてもらつた氏では家系調査の上について何等役立つものでないから、何とかして自家の古い苗字を探し出す方法を採らねばならない。

けれど幸な事には私が今日迄に調査した處では、斯樣な風に明治になつて出放題につけた苗字と

云ふものが、世人の想像する程多くない。これは次の理由に基くものらしい、卽ち田舍では家格を重んずる風習が盛んであつて、一家同黨と云ふ事が喧しかつた、のみならず公稱は出來なかつたけれど、私には舊幕時代でもやはり苗字を稱へて居た地方が極めて多いからであつて、餘程變つた土地か、特種の階級の人か、無頓着な人でなければ、斯樣に無茶苦茶な風で明治初年になつてつけたと云ふ苗字は求めにくいのである。卽ち田舍の苗字と云ふものは多少理由があつて今日公稱する氏となつたものである。殊に關東では一般に苗字を私稱して居たらしい。

之に反して商人卽ち町人は多く屋號を以つて自家の稱號として居た爲に、苗字は私交上に於いても滅多に使用する事がなかつた。のみならず多くは他地方から其の町に移住して一家を創立したのである故、地方村落の如く一家同黨と云ふものが同じ場所に密集して居ない。そんな理由から全く苗字が忘果てて、やむなく明治になつて創作したのが尠くないのであらう。けれど舊幕時代・町人は農民に比して一般に豊かであつたから餘裕もあり、又多少筆も採れたので自家の苗字を記錄に殘したものも尠くないのである。

斯樣な譯で極めて特種な身分にあつたものを除けば、明治初年氏を定められる際、少しく穿鑿さ

へしたなら、自家の本當な苗字を探す事が出來たのである。しかし不幸にして明治初年父祖が無頓着に創作した苗字を稱して居る人は、今更くやんでも仕方がない故何とかして古くからの苗字を探る途をとらねばならない。其の方法としては次の手段があらう。

1、第三章に述べた調査に從事する内に發見する事が尠くない。

2、男系の同族は同苗であると云ふのが常である故、同族の苗字を探す事は自家の苗字を探る事である。

3、以上の二方法が採れない場合、即ち何等文献上の記載がなく、又男系の同族と云ふものが分からない場合には、同地方で家紋を同じうする家の苗字から之を求むるより外に途がない。同地方で同一家紋を持つ家は同族であるのが常である。勿論此の外通字其の他の方法もあるが苗字を失つた程では此の手段は覺束ない。

苗字は前述の如く近世永らく氏の代りとして使用されたもので、同族一門を表はすものであつたから、何とかして之を求めねばならぬが、分らぬなら分らないで進んでもよい、漸次本書を一讀すれば其の理由がわからう。

第二節　屋號

苗字と同種のもので近世の家系を探る手蔓となるものには屋號がある。屋號は商人のみならず俳優等藝人も又學者も之を稱へたが、學者は支那の眞似で、藝人は更にそれ等を模倣したものであらう。屋號には地名のものが最も多いけれど、其の他、紋章、商標、商品名、及び夷屋、大黑屋、布袋屋、大福屋、鶴屋、龜屋、高砂屋、惠方屋など吉祥を祝つたものなど、其の種類甚だ多い。此の屋號については「玉勝間」の八に某屋（ナニヤ）といふ家の號（ナ）の事、として、

近き世、商人の家の號、おしなべて某屋（ナニヤ）といふ、それにいろ〳〵のしなあり。まづ酒屋、米屋などいふたぐひは、其物をうるよしにて、こはふるくもいひしことにぞ有けむ。又大和屋、河内屋、堺屋、大津屋などのたぐひは、先祖の出たる國里の名也。又えびす屋、大黑屋などは福神といふをもて、いはひたる也。又松屋、藤屋、桔梗屋、菊屋、鍵屋、玉屋、海老屋、龜屋などいふたぐひ、木草の名、うつは物の名、あるは魚鳥の名などもてつけたるは、風流たるをこのめるにて、これも中原康富記に、應永廿七年十一月七日壬申、春日祭也、予依レ爲ニ分配一、早朝

南都下向、天蓋大路、龜屋著之、史員職行秀等、同宿也とあるを見れば、そのかみも、はやく有しこと也。この龜屋は旅人やどす家にや有けむ。さてこのたぐひの號は、もろこしの國にて某堂、某亭、某軒、某齋などいふと同じこゝろばへなり。さる故に、むかしは商人のみならず、然るべき者も好みてつけたりと見えて、伊勢の御師といふものなどにも、某屋大夫といふが多く有也。こはもと風流たるを好みてつけたる物なるを、あき人の家に、おしなべて某屋とはかくゆゑに、今はかへりて卑き號となりて、先祖より傳はりたるをもいとひて、屋字を谷にかへなどすめり。さてもろこしの某堂某齋のたぐひは、物しり人風雅人なども、商人もかはることなくて、同じさまにつく事なるを、御國にても、まねびてつく人多き、それをばあき人の家の號に同じとて、いとふことなきは、からめきたるにまぎるればなるべし。しかるに近きころ、皇國古のまなびするともがらは、その某堂某齋のたぐひは、からめきたるをうるさがりて、皇國ことばもて、つけむとするに、かの松屋藤屋のたぐひは、さすがにさけむとする故に、つくべき號なくて思ひわぶめり。或は某の屋と、のもじを添て分むとすれども、木草などのうちに、みやびたる名は數おほからねば、こゝにもかしこにも、同じことのみいでくめり。そも〳〵もろこ

しのは、多く二字をつらねてもつくる故に、いかさまにも心にまかせて、めづらしくつくべきを、皇國言は、二つかさねては長くなりてよびぐるしければ、かにかくにつけにくきわざなりかし。

と載せて居る。

屋號も代々之を傳へて行くもの故、先祖を探る手蔓となる。それについて「皇都午睡」は、江戸にて、御公儀へ差上る諸書付、人別帳にも、何町何兵衛支配借屋何屋何兵衛などゝ、上方の如く家號をしるさず、唯何町何兵衛店何兵衛と計りにて筆數のすくなきを是とす。苗字を唱ふる町人も多くあれど、公儀へは通らず、よく〳〵由緒ある家ならでは、苗字を呼ことなし。夫故家名やら、苗字やら、通名やらわからぬ面白き呼名まゝあり、上方の料理屋の通名の如し。必竟は上へ通らぬことゆゑ、出たらめの付次第なるべし。

と云つて居るが、其の實、稱號苗字と同樣なもので、勿論中には最初出鱈目のもあらうが、之を傳へて行けば苗字と異る處がないのである。

けれど屋號は二男三男で分家する者が同一屋號を稱するのみならず、年期奉公の制度で分家別家

する店員まで同一稱號を用ひる故、遺憾な點が尠くない。そして餘り古く溯れないもの故、先づ苗字の補助としての價値に過ぎないと云つてもよからう。

殊に地方の商家は多く同國内の何處からか其の町に移り、其の發祥地を屋號とする、從つて其の屋號は多く同國内、或は附近の地名であるので、家系研究上甚だ大切な發祥地を知る事が出來る。處が江戸（東京）の様な急に發展して全國の中心となつた地では、他國人が多く、屋號も伊勢屋、三河屋、遠州屋、尾張屋と云ふ風に國名が多い故、其の屋號丈では伊勢のどこか、三河のどこかが竆へぬので、大した効果がない、けれどなきに優る事は勿論である。

第三節　稱號

苗字屋號と同様なものに稱號がある。有栖川宮、伏見宮（有栖川殿伏見殿）等の皇族の稱號、及び近衛殿、九條殿、西園寺家、三條家等の公卿の稱號がそれであつて、多くは居住の地名或は所領の地名を以て、自然家名となつたものである故、苗字と異る處がないと云つてよい。けれども苗字は自分から名乘つたものであるが、稱號は主として其の人を尊敬する爲に他から呼んだに始まるのだか

ら、その邊が少し違つて居る。

けれど今日公卿の稱號が一般に苗字と同樣氏となつた如く、其の他の點は苗字と殆んど變りがない、のみならず主として貴族に限られたものである故、とり立てゝ此處に云ふ必要はあるまい。唯此の稱號の內には代々稱して家名となつたものと、一代きりのものとがあつて、時に間違ふ人がある故、特にそれ等だけを注意して置かう。卽ち「昔傳拾葉」に、

一代稱號の事

公家にて家名を稱號と云、武家にては名字といふ、遙に降り工商の家にては何屋と云の類なり。されば其號に、一代號有、代々の稱號あり。たとへば九條殿御家にて申さば兼實公より以來、都て代々九條殿と號す。縱其主は他所に住居ありとも稱號はかはる事なし。此家極まらざる以前に此號有、いはゆる九條右大臣師輔公、同大相國伊通公の類也。これは當時の御住所を指して申も有り、又何となくふと稱號を付けさせ給ふもあり、是皆一代の號也。此事諸家に有り、三條大納言通冬といへば三條家と心得人もあれど是は中院也。太秦の內府信淸公、衣笠內府家良公など申も皆同事也。たとへ又諸家極りても其家一代々々にて別名ある事あり、洞院太政大

臣公守公を山本と號し、久我の内府通基公を愛宕といふの類、家々に多き也。されば家さへ極まらば、あなたこなたと別名は有間鋪事なれど、深き御いはれあるにや、さま〴〵の別名をつきたまふ也。

とあるが、同様な例は他にも極めて多い。但し苗字でも後述の如く初期のものは一代きりである。

第四節　苗字の起原

苗字の起原について「南留別志」は、

苗字といふ事は室町家の比より起れり。鎌倉の代には、それ〴〵の住所にしたがひて和田ともいひ、三浦とも稱し、朝比奈ともなのりしを、太平記の比より、あらぬ國に住みながら、仁木、細川、佐々木などいひたり。是よりしておのづからに姓はかくれゆきたるなり。

と載せて居るが、これは家名族名となつた苗字、つまり氏らしくなつた苗字についての觀察であつて、苗字其のものの起原はもつと古いのである。また「玉勝間」に、

藤原源などは、世に同じ氏の人、數しらずおほかれば、その内を苗字して分ざれば、いとまぎ

らはしきまゝに、つねにその苗字をのみよびならひて、むねとなれる。これおのづから必しかるべきいきほひにして、今は此苗字ぞ姓の如くなれりければ、姓のしられざらん人などは、苗字を正しく守るべきわざなりかし。さてこの苗字の苗ノ字は、よしなきことなり。こはもと名字なりけむを、然書ては、名又あざなにまぎるゝ故に、かきかへたる物なるべし。名字とかゝむもあたれるにはあらざれども、中昔には、名をも、又姓と名とをつらねても、ひろく常に名字といひつれば、姓の小分をも同く然いひならへりしなり。又今の人、おのが子のことをも、父の事をも同苗といふ、これももと同名にて、同姓のよしなり。

とある前段は想像說と云つてよい、當れるか否かは漸次調査して行かう。後段名字の事は實際しかく思はれる點が尠くない。先づ「日本書紀欽明卷」に、

任那日本府吉備臣闕名字

と見えて居るが、吉備は氏で、臣はカバネである、そして名字とは名や字の意味と考へられる。

又「姓氏錄」中臣志斐（ナカトミノシヒ）連條に、

意富乃古（オホノコ）と云ふ人が雄略天皇の御代に東夷を征伐したが、其の時意富乃古は甲冑を五重かぶり

敵地に進んで、官軍を勞する事なくして蝦夷共を從へたので、天皇其の功績を悅んで名字を更め加へ、それで暴代連と云つた。

と云ふ話を載せて居る。文章が簡單で意味が採りにくいが、中臣の上に志斐と云ふ語を重ねて中臣志斐と云ふ氏名を賜ひ、猶ほ暴代(アラシロ)と云ふ字(アザナ)まで賜はつたと云ふ意味であらう。

此等古典にある名字と云ふ熟語を、其の儘後世族名となつた苗字と同一視して、當時旣に氏の外に斯樣な家號があつたと云ふのは間違つて居る。けれど苗字の起原は字(アザナ)にあるらしい。字と云ふものの古くからあつた事は、仁賢天皇の字を嶋郞と申し奉り、又大伴長德の字を馬飼と云ふ等の事が「日本書紀」に見え、續いて「萬葉集」には土師宿禰(ハニシノスクネ)水通の字が志婢麻呂、巨勢(コセ)朝臣豊人の字が正月麻呂、吉田連老の字が石麻呂等と載つて居る。此の外字と云ふものが多く見えるが、その內「日本靈異記」中卷第十一に

彼里有二一凶人一、姓文忌寸也、字云上田三郞矣

と云ふのがある。

此の字を上田三郞と云ふとある上田は恐らく此の凶人の住んで居た地名か場所名であらう。從つ

て此の上田三郎と云ふのは後世の苗字と通稱とを合せたのに甚だよく似て居るのである。次いで「陸奥話記」に

橘貞頼・字志万太郎。吉彦秀武・字荒川太郎。橘頼貞、貞頼弟也・字新方二郎。吉美侯武忠・字班目四郎。清原武道・字貝澤三郎

と見え、次いで「玉海」安元三年四月廿日條に

平利家・字平次。同家兼・字平五。田使俊行・字難波五郎。藤原通久・字加藤田。同成直・字早尾十郎。同光景・字新次郎。

と載つて居る。此等の内・志万太郎の志万、荒川太郎の荒川、貝澤三郎の貝澤等は明白に地名であり、又難波、早尾の如きも恐らく居住の地名を負うたものであらう。従つて此等は靈異記の上田三郎と云ふのと同一に觀察すべきである。其處で苗字を知る爲には先づ字を知らねばならぬ。

第五節　字の發達

古書に字とあるものは種々様々で、前に引用した「日本書紀」や「萬葉集」に見えるものや、ま

た菅原道眞が菅三、三善清行が三耀、文屋康秀が文琳、紀長谷雄が紀寛、橘清清が橘上、平惟長が平昇と云ひ、又此處に引いた「玉海」安元三年條の平次、平五、加藤田、及び「靈異記」に

　奈良右京藥師寺僧題惠禪師、字曰㆓依網禪師㆒、俗姓依網連、故以爲㆑字、

　利苅優婆夷者、河內國人也、姓利苅村主、故以爲㆑字、

とある如く、氏或は氏の一部を含むもの、また藤原菅根字右生、橘廣相字朝凌、田口忠臣字達音、春淵良規字朝二の如く全く支那流のもの、その他「玉藥」に字伊豫內侍、字辨內侍と云ふのや、有名な大盜藤原保輔が袴垂と名乘つた如きものがある。けれど前述した上田三郎風な地名に太郎とか二郎とか云ふ輩行を添へて字とする事が、最も通俗的であつた爲か廣く行はれた、殊に武士は所領の關係と一般に無學であつた事とで自然此の種の字を多く稱したのである。これが苗字の起原でなくて何であらう。

陸奥話記に次いで「本朝世紀」康治二年六月十三日條に、

　源賴盛字檜垣三郎、源惟正字辻三郎、忽企㆓合戰㆒

と載せ、また「玉海」安元三年條の難波五郎、早尾十郎の如きも武士と云つてよい。此頃までの

物は以上の如く氏名を載せ、此等を明白に字と載せて居るが、軍記類に至つては「奧州後三年記」以來單に字、或は字と實名とを載せて實際の氏を省く事となつた。これは字の方が漸次名高くなり、實際の氏が社會から忘れられて行くのを表はすと云つてよからう。

即ち「奧州後三年記」には

荒河太郎武貞、海道小太郎成衡、多氣權守宗基、兵藤大夫正經、伴次郎傔仗助兼、鎌倉の權五郎景正、三浦の平太郎爲次、大三大夫光任、末割四郎惟弘、

次に保元物語官軍勢汰の條に、

義朝に相從ふ兵多かりけり。先づ鎌田次郎正淸を始として、後藤兵衛實基、近江國には佐々木源三、八嶋冠者、美濃國には平野大夫、吉野太郎、尾張國には舅熱田の大宮司が奉る家の子、郎等、三河國には志多良中條、遠江國には橫地勝俣井八郎、駿河國には入江右馬允、高階十郎、與津四郎、神原五郎、伊豆には狩野工藤四郎親光、同じき五郎親成、相模には大庭平太景義、同じき三郎景親、山內須藤刑部丞俊通、その子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景、荻野四郎忠義、安房には安西、金餘、沼平太、丸太郎、武藏には豊嶋四郎、中條新五新六、成田太

郎、箭田次郎、河上三郎、別府次郎、奈良三郎、玉井四郎、長井齋藤別當實盛、同じき三郎實員、横山惡次惡五、平山相原、兒玉に莊太郎、猪俣に岡部六彌太、村山に金子十郎家忠、山口六郎、仙波七郎、高家に河越、師岡、秩父武者、上總には介八郎、下總には千葉介常胤、上野には瀨下太郎、物射五郎、岡本介、名波太郎、下野には八田四郎、足利太郎、常陸には中宮三郎、關二郎、甲斐には鹽見五郎、同じき六郎、信濃には海野、望月、諏訪、蒔、桑原、安藤、木曾中太、彌中太、根井大彌太、根津神平、志妻小次郎、片桐小八郎大夫、熊坂四郎を始めとして、三百餘騎とぞ註したる。淸盛に相從ふ人々には、弟の常陸介賴盛、淡路守敎盛、大夫經盛、嫡子中務少輔重盛、次男安藝判官基盛、郎等には筑後左衛門家定、その子左兵衛尉貞能、與三兵衛景安、民部大夫爲長、その子太郎爲憲、河內國には草刈部十郎、大夫定直、瀧口家綱、同じく瀧口太郎家次、伊勢國には故市伊藤武者景綱、同じく伊藤五忠淸、伊藤六忠直、伊賀には山田小三郎伊行、備前國の住人難波三郎經房、備中國の住人瀨尾太郎兼康を始めとして、六百餘騎とぞ註したる。兵庫頭源賴政に相從ふ兵誰々ぞ、先渡邊黨に省播磨次郎、授薩摩兵衛、連源太、與右馬允、競瀧口、丁七唱を始めとして、二百騎ばかりなり。佐渡式部大輔重成百騎、陸

奥新判官義康百騎、出羽判官光信百騎、周防判官季實五十騎、隱岐判官維繁七十騎、平判官實俊六十餘騎、進藤判官助經五十餘騎、和泉左衛門尉信兼八十餘騎、都合一千七百餘騎とぞ註したる。

また爲朝に從ひし人々には。

傳子の箭前拂の須藤九郎家季、その兄隙間數の惡七別當、手取の與次、同じき與三郎、三町礫の紀平次大夫、大矢の新三郎、越矢の源太、松浦二郎左中次、吉田兵衛、打手の紀八、高間三郎、同じき四郎を始めとして二十八騎をぞ具したりける。

また平治物語源氏勢汰の條に、

郎等には鎌田兵衛正家、後藤兵衛實基、佐々木源三秀康、熱田大宮司太郎は、義朝には小舅なれば、わが身は登らねども、家の子郎等差し上す。三河國の住人には重原兵衛父子、相摸國には波多次郎義通、荒次郎義澄、山內須藤刑部丞俊通、その子瀧口俊綱、武藏國には長井齋藤別當實盛、岡部六彌太忠澄、猪俣小平六範綱、熊谷次郎直實、平山武者所季重、金子十郎家忠、足立右馬允遠元、上總には介八郎弘常、常陸國には關二郎時員、上野國には大胡、大室、大類太郎、信濃國には片桐小八郎大夫景重、木曾中太、彌中太、常磐井、榑弘戸次郎、甲斐國には

井澤四郎信景を始めとして宗徒の兵二百人、相從ふ軍兵二千餘騎とぞ註されける。此等は必ずしも字と實名とのみとは云へまい、佐々木の如きは古來からの氏である故である。けれど前述の如く字には、

1、地名に太郎次郎等の輩行、或は官職名を副へたものゝ外に
2、氏或は氏の一部に輩行或は官職名を副へたものもある

のである故、以上の殆んど全部は字或は字に實名を副へたものと云つてよい。

第六節　字の氏名化

此等字に含まるゝ地名には(1)居住の地と云ふのと、(2)自身或は父祖が國司として任命された國名とが最も多く、また(3)所領の地名を負ふものもあるが、居住の地とか所領の地と云ふものは普通の場合子孫が之を繼承するのが恒である故、此の字中の地名は父子繼承さるべき性質を以つて居る。その上平安末期から、萬事につけて世襲されて行く一般の風を帶び、此の字中の地名も子孫が段々傳へて行くと云ふ風になつた。つまり此の二つの原因から、字の上部は代々子孫が傳へて

行き、下の部分のみ太郎とか次郎とか、或は官名によつて改めると云ふ事になつたので、上部の地名或は官職名等は氏らしく取扱はるゝに至つたのである。これが苗字及び通稱の起原に外ならない。

之れを、も少し具體的に云ふと、靈異記に見ゆる上田三郎と云ふ風な時代の字は唯ほんの一時其の人の通り名として上田三郎と云はれた丈で、其の兄に上田太郎、上田次郎と云ふのがあり、その子が上田某と云つたものではなからう。それは初期の武士には幾つものゝ字を持つものがあり又父子兄弟がそれ〴〵異つた地名を稱して居るのから察する事が出來る。例へば源家では滿仲は攝津の多田庄に住んだので多田新發意と呼ばれたが、其の子の賴光も賴信も多田とは云はず、又賴義の長子義家は八幡太郎と稱し、次男義綱は賀茂二郎と云ひ、三男義光は新羅三郎と稱した事は有名な事で、何れも元服した社號に輩行を附して字としたものである、が其の子や孫は八幡とか、賀茂とか、新羅とは云はない。義家の嫡孫爲義は六條に住居した判官と云ふ意味より六條判官と云はれたが、義平や賴朝は六條と云はない。藤原氏でも、平氏でも皆同樣で、多くは居住の地名に官名或は輩行を副へるか、又は官名に輩行を副へて字とした。

しかるに平安朝の終り頃から實際の氏名を稱せずして、專ら字或は官名に實名を副へて其の人を表はすと云ふのが一般の風習となつた。そして更に前述した如く萬事につけて世襲的になつて行く一般の傾向を受けて、字の上部を形成する地名或は官名等は、子孫が之を繼承する事となつた。例へば北條氏は其の祖聖範は阿多見四郎と稱したけれど、其子の時家が北條四郎大夫と名乘つてから子孫代々北條と云つて居る。そして時政以來主として鎌倉に住み、嫡子義時は江馬小四郎、泰時は江間太郎とも云つたけれども、北條と云ふのが本姓の如く子孫に繼承された。此の子孫に代々繼承される字の上部が苗字であつて、雲上家の稱號もほゞ同樣と云つてよい。此處に於いて苗字の本義は名字であると云ふ說を採用せねばならぬ。卽ち前述の如く「書紀」や「姓氏錄」に見ゆる名字と云ふ語は、當時にありては訓義を採つたのであらうが、後世音讀されてミヤウジと云ひ、主として字の意に用ひ、更に轉化して子孫に世襲せらるゝ字の上部を形成する地名或は官名のみの稱となつたものであらうと考へられる。從つて雲上家の稱號も苗字の一種と見て差支へないのである。

第七節　初期苗字は特種階級に限るか

苗字は斯樣に字から發達したものである故「玉勝間」の說の如く、「世に同じ氏の人・數しらず多かれば、其の內を苗字して分ざれば、いとまぎらはしきまゝに、つねに其の苗字をのみ呼びならつた」と云ふ說は採りにくい。私も最初はさう思つて居たが、苗字は上述の如き順序を經て發達したものであり、而して苗字の起原なる字なるものも恐らく特種の階級に限られたに過ぎぬと思はれる故である。

勿論特種な階級の人、卽ち貴族とか、學者とか、地方の領主とか、勇士とか云ふものにのみ字が限られて使用されたか否かは疑問である。けれど後世に於いても、學者、歌人、俳人、文士、或は藝人、力士若しくは博徒、一層惡い例を擧げると、盜賊、海賊等、一風變つた種類の人達のみが、雅號とか、字とか、別名とか、變名を必要としたと同樣に、昔もさうでなかつたらうか。つまり一般人民では、いつの時代でも其んなものが必要でないのであつた。殊に直接苗字の起原となつた地方の領主や勇士の字は、國定忠次とか笹川繁造とか幡隨院長兵衛と云ふ樣な博徒の名を

思ひ出し、猶ほ鎭西八郞爲朝に從つた箭前拂の須藤九郞、隙間數の惡七別當、三町礫の紀平次等は一層その感を深くするのである。

「倭訓栞」には、

今家號を名字と呼ものは、中古名田の字(アザナ)をもて稱する故也、苗字と書は非ずといへり。

と載せて居るが、名田は實名を負うたものが多いのみならず、苗字と同名のものが多くない故、此の說は採り難い。けれど武士の發達は莊園と關聯する處が多く、其の財源は多く莊園一部の得分にあつた故、その苗字に莊園名を帶ぶるものが頗る多い。それから考へると、地名を帶びた初期の苗字は其の地を支配する意味を持つ場合が極めて多い、畠山の如き三浦の如き皆さうである。斯樣な場合には職名とも見られ、又他人よりの尊稱とも見る事が出來よう。しかし初期の苗字地と雖も必ずしも所領とは限らぬ、單に其の地に住居すると云ふのも尠くないのである。公卿の稱號の如きは殆んど此の類と云つてよい。けれど所領としても居住の地としても、其の地名を字の一部とする事は他の一般人民と變つた點があつたからに違ひない。九條殿鎌倉殿等の稱號は直接其の名を呼ばずして其の人を指したものであるが、苗字地に於いても大體同

樣で、其の地を支配する人とか、其の地に於いて武勇に秀でた人とか、或は其の地に生れて他地方に移つた人とか、多少一般民衆と變つた人であつたと見ねばならぬ。從つて初期の苗字は特殊な階級、主として地方の領主と勇士に限られたもので、一般民衆には苗字がなかつたと云つた方がよからう。

「源平盛衰記」三十四に御厩小平と云ふ人が見え、又「東鑑」にも苗字のないものが二三見えて居る。これにつき「貞丈雜記」は、

古も中間は苗字をなのらざりし也、武雜書札に天文二年七月六日の首注文を記したるに、中間彥六と有て苗氏なし、其外侍には苗字を書たり。

と載せて居る。此の外卑賤の者で名のみ擧げて苗字を記さない物が尠くない。これは恐らく鎌倉時代前後に於いて一般人民が苗字を持たなかつた遺習で、德川幕府が一般百姓町人等に苗字を許さなかつたのも、其處に起源が發して居るに違ひないと思ふ。しからば後世一般人民の苗字と云ふものは如何にして出來たか、其の事は後に說くが、此處に注意すべきは鎌倉時代に於いて、庶民に苗字はなかつたが氏を持つて居た事に注意を拂はねばならぬ。

第八節　苗字の氏姓化

苗字は世を經るに從つて增して行つた。それは苗字が絶滅すると云ふ事が比較的尠く、之に反して分家して新たな地名を稱すると云ふ現象が極めて多かつたからである。例へば足利と云ふ苗字からは、吉良、今川、細川、仁木、一色、斯波、畠山等、その數頗る多い苗字が分れ、更にそれ等の苗字から一層多くの苗字が別れて居るが、吉良、今川、細川、仁木、一色等は何れも三河の地名で、足利義兼が三河の守護となつて以來、一族が其れ等の地を領し、其の地名を苗字としたのであり、又畠山は畠山庄司重忠の所領を襲ぎ、斯波は陸奧斯波郡を苗字地とするのであつて、總べて所領關係からの名である。他の氏族でも大抵の場合同樣で、所領と云ふ程でなくとも其の地から生ずる得分の一分の配當を受けて居た者と云つてもよい。但し國名を以つて苗字とするものは國司に任補された名殘で、其の國と何等關係のないものが尠くない故、官職名を苗字としたのと同一視すべきである。

苗字には後述の如く幾種類もあるが、其の大部分は地名であつて、其の地名は最初斯くの如く多

くは所領の地名であつた。從つて苗字の增加は壽永とか、承久とか云ふ戰亂の後勝利者側が新な土地を所領とする場合などを除けば、多くは所領の分割に伴ふのである。卽ち一莊、或は一莊一部の地頭たるものが、更に其の地を一族に分配する事によつて、本家分家が生じ、分家の者には舊苗字を其のまゝ名乘るものや、舊苗字に新地名を添へて重複せる苗字を稱するものもあるが、多くは新に分配された地名を苗字とするものであり、又複苗字も後には新地名をのみ苗字とするに至るのが普通である故である。

複苗字は上世の複姓と云ふのと同じ現象で、苗字と云ふものが既に氏の代理として使用された爲に、新に所領を得た場合にも本の苗字を襲用し、之に新地名を添へる事から起るのであるが、普通の場合には二三代の內に原の苗字を捨てゝ單純な苗字となる。けれど「永享以來御番帳」に、土岐揖斐太郎、土岐厚駿河守、土岐本庄福壽丸、土岐深坂次郎、土岐小柿式部少輔、土岐稻木四郎、土岐外山近江守、土岐肥田瀨宮內少輔、土岐冬利五郎、土岐外山孫四郎、土岐稻保刑部大輔、土岐金峯孫三郎、土岐肥田瀨伊豆守、土岐石谷孫九郎、土岐肥田中務少輔、土岐長澤治部少輔、佐々木大原備中判官、佐々木鏡民部少輔、佐々木岩山美濃守、佐々木黑田備前守高光、

佐々木鞍智駿河守高信、佐々木六角、佐々木高極中務大輔、と見ゆる如く、新たな苗字を稱へた後にも時としては斯く複苗字をも用ひた事があり、又複苗字や或は新地名によつて新苗字を稱へながら、時としては舊苗字を稱へる事も尠くなかつた。

斯樣に苗字は次第に增して行つたが、大體所領を苗字とする現象は鎌倉時代の事で、南北朝頃からは大體苗字が固定して行き氏と同樣なものとなつた。「南留別志」が「苗字といふ事は室町家の比より起れり」と云つて居るのは此の點から云ふのであつて、例を擧げて云ふと、細川、山名、今川、一色と云ふ樣な苗字は此の時代から其の發祥地と關係が離れ、何處に移住して長く其の地に定住するも、やはり細川であり山名である。此等の氏は多數の國の守護となり、又領地も頗る多かつたから、一族は各地に分據する事になつたが其れによつて餘り多く新たな苗字が發生せなくなつた。つまり細川は讚岐に行つても、阿波に行くも、やはり細川であつて、反つて此等の苗字から新地名が發生すると云ふ事も尠くなかつた。

又德川氏の先祖なる松平氏からは、竹谷、形原、大草、五井、深溝、能見、長澤、大給、宮石、福釜、西福釜、安祥、瀧脇、三木、鵜殿、櫻井、東條、藤井等の諸家が起つたけれど、此等の諸

家は新地名によりて、竹谷、形原、大草等を苗字とせず、やはり多くは松平氏と云つて居る。又東參の牧野氏は牧野村から發祥した苗字で、後牛久保の牧野、吉田の牧野、市田の牧野、伊奈の牧野、久保の牧野、正岡の牧野と云ふ風な諸家に分れるが、何れも單に牧野とのみ云つて居る。又松平と牧野との間に介在して勢力のあつた鵜殿氏は、上鄉、下鄉、府相等の諸家に別れるが、やはり何れも鵜殿を苗字として居る。

同樣に尾張の織田は、もと越前から起つた苗字で、尾張に移つてから、淸須の織田、岩倉の織田、小田井の織田、犬山の織田、勝幡の織田等の諸家に別れたが、何れも單に織田を苗字として居る。勿論此等も時に居住の地名を苗字の如く稱する事も、又丹波仁木兵衞少輔、伊勢仁木左馬助とか、松平諸家が其の居住の地名によつて、五井松平、形原松平とか呼ばれる事もあり、又上杉氏は山內上杉、犬懸上杉、扇谷上杉とも呼ばれるが、それは便宜上の事で、一般に表面きは舊來の苗字のみを稱するのが常となつた。勿論此の現象は單に南北朝以後に創つた現象とも云へない、旣に鎌倉時代に於いても稀に見られるが、大體の上から觀察すると、さう云へるのである。

第九節　字時代の苗字

其處で苗字を時代的に觀察すると、大體次の三種に分つ事が出來よう。

第一期は字と呼ばれる時期で、居住或は所領の地名或は官職名等に太郎、次郎と云ふ樣な輩行、或は左衛門、右衛門、左兵衛、判官、先生、と云ふ樣な官職名等を副へて通稱とする時期である。

斯う云ふ時期は中古の初期から源平時代までさうであるが、「曾我物語」に、

一まんは十三さいになりける、ひそかにげんぶくして、まゝちゝのみやうじをとり、そがの十郎すけなりとなのりけり。

とあるやうに、此の時代の末期に於いては餘程苗字が氏らしくなつて居ると云へよう。けれど之れも一萬が母に從つて曾我に行き、其の地名に據つて曾我の十郎と云つたとも見る事が出來る。これと反對に、武田氏は最初清光が逸見冠者と稱し、其の嫡子信義は武田の地に據つて武田太郎と稱し、其の嫡子忠頼は一條館に住して一條次郎と云ひ、次に忠頼が賴朝に嫉まれて殺されてから、弟の信光が家を嗣ぎ石和村に居つて石和五郎と云つた。そして此等の人の兄弟は、加賀美次

郎、安田三郎、平井四郎、河内五郎、田井五郎、曾根禪師、奈古十郎、淺利與一、八代冠者などと云ひ、又逸見兵衛尉、坂垣三郎、米倉彌太郎、神宮寺六郎、一宮七郎、早川八郎、奈古九郎などと云つた事と、系圖面ではなつて居る。果して然らば此等の人は各々此等の土地を領するか、或は其の地に住居して居た爲に其の地名を苗字とした丈で、未だ苗字が氏の代りとはなつて居ない事を表はすのである。次いで石和五郎信光の子も、黒坂、湯川、一條、早川、石橋、馬淵、圓井等の地名を稱して居るが、嫡流を嗣いだ信政の裔は代々武田と云ふ事になつた。

これは武田と云ふのが實際の氏である爲か、或は武田の地は此の一族の發祥地で、此の地丈は代代嫡流が領する事になつて居た爲か、或は家を起した信義の苗字である故それを氏としたか、兎に角武田と云ふのが氏の如くになつて、嫡流のみならず、安藝、若狹、上總等に移住した一族までが皆武田氏と云ふに至つた。

また小笠原氏は加賀美二郎遠光の後裔で、遠光の長子光朝は秋山太郎と稱し、次男長清は加賀美小二郎とも小笠原二郎とも云つた。東鑑では最初小笠原次郎長清と擧げ、次いで文治二年十月廿七日條に信濃伴野庄の事を記して地頭加々美二郎長清と載せて居るが、その後は總べて小笠原次

郎と記して居る。加賀美と小笠原とは相隣する村落で其の距離が甚だ近い。蓋し長清は最初父と同様加賀美に住んで加賀美小二郎と呼ばれ、長じて小笠原に家して小笠原次郎とも、時には加賀美次郎とも呼ばれたのであらう。父加賀美遠光は文治元年八月十六日に信濃守に任ぜられ、翌二年條には伴野庄の地頭加賀美長清の事が見え、そして長清の子孫は代々信濃國の守護となつて居る。然らば遠光は小笠原氏の祖先であり、長清は其の後繼者として信濃の守護職に補せられたのである故、加賀美を以つて苗字とすべきが當然と思はるゝに關はらず、小笠原を稱して居る。其處で加賀美と云ふのは一時的の字で、長清頃から苗字が世襲さるるに至つた事がわからう。

鎌倉以前の苗字でも、北條の如く、三浦の如く、又武田の如く、其の名稱が子孫に繼承されたのが尠くない。けれど其れは其の地を領すると云ふ同じ事情が繼續したからで、北條四郎時政の嫡子は江馬小四郎義時と云ひ、三浦介義明の嫡子義宗は椙本太郎と稱し、其の嫡子義盛は和田左衛門尉と云つた。勿論北條と云ふ名は義時の子孫によつて繼承され、又三浦の名は義宗の弟義澄が三浦介となつて子孫に傳へたが、それは畠山重忠の卒後其の妻が足利義兼の六男岩松義純に再嫁し、義純が重忠の遺領を繼いで畠山六郎と云つたのと同じ現象と云つてよい。即ち此の頃まで苗

字は唯字（アザナ）の一部で、大體父子ほゞ同じ場所に居つても、便宜上いろ／＼に呼ばれたのである。從つて未た家名とはなつて居なかつたと云つてよからう。

第十節　鎌倉時代の苗字

第二期　處が鎌倉時代の初期からは、其の嫡流及び他に新な土地を賜はつて分家せない限りは其の庶族も、一樣に代々同じ苗字を繼承する事となつた。武田、小笠原、三浦、和田、畠山など、其の他いづれの苗字も子孫に繼承される事となつたので、苗字は氏と同じく同族を表はす言葉と變つて行つたのである。上杉名字とか、里見名字とか、或は佐々木名字、赤松名字と云ふ言葉は斯くして生じたもので、同苗とは其の氏人を表はす語となつて來た。又複苗字と云ふのも此の現象から生れたもので、里見竹林、里見牛澤、里見田中と云ふのは里見氏から別れて、竹林村、牛澤村、田中村に別れた氏が舊苗字里見と云ふ名殘を止めて斯く云つた譯である。第一期の苗字ならば斯くの如き場合には、直ちに竹林某、牛澤某、田中某と云ふのだが、既に里見と云ふ苗字が氏らしく働いて居る故に、此の現象を呈するのであつて、これは此の時代の特長と云つてよからう。

斯くの如き複苗字は此の時代に極めて多いが、多くは後に單純な苗字になつて行く、けれど前述の如く永享以來御番帳に土岐何々とか、佐々木何々とか云ふ風に、室町時代になつても猶ほ其の遺風を殘して居る事がある、これは土岐苗字とか、佐々木苗字とか云ふ有名な氏の同苗と云ふ事が舊家格を保つ上に必要であつたからで、先例を追ふ當時では、其の苗字によつて政治上儀式上違つた特遇があつた爲に外ならない。又太平記に佐々木鹽冶判官高貞とか、結城大田判官親光とか云ふのも略ぼ同じ原因からである。卽ち鹽冶とか大田とのみでは如何なる苗字か分からぬが、佐々木とか結城とか云ふ天下に隱れのない著名な苗字を冠して、かく云へば直ちに其の門閥家である事がわかり、凡べての上に利益であつたのであらう。

處が鎌倉時代では反つて此の現象が長く續いて居ない、之れは分裂した氏が斯樣な利益がない場合には、寧ろ新な苗字を稱へた方が庶族などゝ云はれないで、得策だつたからで、其の理由から鎌倉時代に於いては盛んに新苗字が發生し、又複苗字も上に冠する舊苗字の方を程なく捨てるのが常であつた。つまり鎌倉時代武士の財源は地頭となる事にあつた故、新に地頭となつたものは其の地と自己の家とを密接ならしむる爲に、其の地名を名乘つた方が適切であり、また同じく鎌倉

の御家人である故、別段其の本家との間に嫡庶の關係を保つて行く必要がなかつたからである。

第十一節　室町時代の苗字

第三期　處が南北朝以後は足利氏・源家の嫡宗を以つて天下の政權を收め、關東足利、細川、畠山、斯波、仁木、今川、一色、澁川、吉良等の同族に或は數國の守護を兼ねしめ、或は各所に廣大なる所領を與へて自家の藩屛とした爲に、天下の大諸侯も之に倣うて樞要な地に同族家臣を封じて自を守るの擧に出たが、それと同時に、戰亂が屢々であつたから、領內の小地頭は自衞上其れ等守護或は大地頭に臣隷視する事となつた。卽ち鎌倉時代の地頭は何れも守護と等しく、幕府の御家人であつて、守護なるものは、軍事、警察事務を執る一の機關に過ぎなかつた、のみならず、國々の在廳官人も猶ほ勢力を有し、莊園の本家領主が置いた各機關も其の權限內の勢力を持つて居たが、室町時代に至つては、守護或は强大なる地頭は次第に其の管內を私有する傾向を呈し管內の小地頭を臣下とするに至つたのである。

其處で幕府でも直接の御家人と、其れに隷屬する被管人とを區別し、又國持衆、准國持衆など云

ふ階級も生じて來た。

斯くの如く階級が甚だしくなつたばかりでなく、苗字は全く氏と化した爲に、名聲高き苗字に屬する者は成るべく之を保存する方總べてについで利益となつた。そこで同苗は益々增し、何處に知行地を有するも、苗字を改めると云ふ事が滅多になくなつたのである。又豐臣氏や德川氏が配下の士に、羽柴、木下、松平と云ふ苗字を授けたり、又長尾景虎入道謙信が上杉憲政より上杉苗字を賜はつたりした起源は此處に發するのである。又前述の如く古く別れた氏が本家の苗字を自己の苗字に冠して複苗字とする事も、又後に房總を領有した里見氏は明かに里見竹林の後裔であるのに、庶流たるべき筈の竹林と云ふ苗字を捨てゝ、單に里見氏と云つたのも總べて此の結果に基くと云つてよい。

從つて一方では同苗を容易に許可せないと云ふ思想も起つて來た。これは繼嗣の爭ひを豫じめ防ぐ爲や、卑賤な同苗は自家の尊嚴を傷つける恐があると考へたからで、室町將軍家では、多くの場合其の連枝を僧侶とした。其處で嗣子がなくなつた場合には還俗させて氏を嗣がせる、義教などがそれで、還俗將軍などと罵られたのも斯樣な原因からである。今川氏も之に倣つて庶子を寺

に迄つたので、後世まで今川氏は一人と云ふ事になつて居る。また後世德川氏が三家以外に德川の稱號を許さなかつた、越前家さへも松平であつたと云ふのも同樣である。又「總見記」に朝倉式部景鏡と同孫三郎景健とが主家朝倉の苗字を憚りありとして、土橋式部大夫、安居孫三郎と改名したと載せて居る如きも、從來の苗字を改めてさへ主家の苗字を避けた例證とする事が出來よう。

つまり此等は苗字を非常に尊重するに至つた結果だが、それと同時に一族は勿論、配下の名族に苗字を授け、其の領內の各所に封じて羽翼を張ると云ふ風も一層盛んに起つて居る。だが同族でもなく、又其の人から賜はつたのでもないものが、妨りに其の苗字を冐す事は勿論出來ない。其處で伊勢長氏が北條氏を稱した如く、古い有名な苗字を冐すものも出て來る事になつた。松平家康が德川となつて新田一族になるのも恐らく此の現象の表はれと云つてよからう。それから「甲斐國志」三枝土佐守虎吉の條に、

三枝連は舊姓なり、其家蹟斷絕に及びしかば信虎の時石原守種と云者、其先三枝の同族たるを以て二男丹波守守綱に舊祀を興し、三枝氏を嗣がしむ。

と見ゆる如く、古い氏の遺蹟をつかせると云ふのも極めて多い。

けれど此等は其の血統だからよいが、何等縁故もない大族の苗字を冒すものも尠くない。例へば「信田信長譜」に、

天正二年十二月、信長執奏、以㆓秀吉㆒任㆓筑前守㆒、河尻與兵衛任㆓肥後守㆒、塙九郎左衛門、改號㆓原田備中守㆒、簗田左衛門太郎、改號㆓別喜右近㆒、右筆武井夕庵、任㆓二位法印㆒、友閑任㆓宮内卿法印㆒、既而歸㆓岐阜㆒、信長謂、今所㆑領之地、猶未㆑能㆔大封㆓功臣㆒、他日併㆓呑西國㆒、則可㆑使㆘功臣續㆓古昔將士之家㆒以富㆖㆑之、故向謂㆓丹羽㆒稱㆓惟住㆒、謂㆓明智㆒稱㆓惟任㆒、今又改㆑塙號㆓原田㆒、改㆓簗田㆒號㆓別喜㆒、皆是九州豪士之稱號也

と見えたるが如き、其の一例である。

猶浪人には此の種の假冒が少くなかつたらう。他國へ行けば何と云つても差支へがなかつたからである。けれど、さすがに當時時めく苗字は、どんな事で發覺するかも知れぬので、熊谷とか、梶原とか、齋藤とか、加藤とか云ふ、さし障りのない苗字が此等の人によつて稱へられたらしいしかし今日斯樣な苗字が驚くべき程數の多い事や、同地方に同苗が甚だ多く、殊に同部落の苗字

は、神職、浪人、醫師の如き特種な人達を除けば、其の數が甚だ多くない、時には一部落內が全部同苗と云ふ樣な現象を呈する事は、到底この古苗字假冒だけでは說明出來ない。然らば、これは如何說いたらよいか、漸次に其れを考へて行かう。

第十二節　賜苗字

德川時代に於いて、奧平、久松等の德川氏と姻籍の好みのあつた譜代大名、並に前田、嶋津、毛利等、外樣の雄藩が松平氏を稱して居た事は人のよく知る處である。卽ち「續視聽草」に「松平之御家號を賜ひし家々」として、次の諸家を載せて居る。

一菅原姓　久松三郎太郎松平因幡守勝元
　　　　　久松源三郎松平源三郎勝俊又康俊
　　　　　松平隱岐守定勝
一藤原姓　戶田孫六郎松平丹波守康長
一平　姓　奧平右京大夫松平右京大夫家治

一源　姓　奧平下總守松平下總守忠明
一大須賀平姓 榊原源姓　大須賀五郎左衛門松平出羽守忠政
一源　姓　(嶋　津)松平陸奧守家久
一藤原姓　堀越後守松平越後守忠俊
一藤原姓　(伊　達)松平陸奧守政宗

一源　姓　（池　田）松平三左衛門輝政
一源　姓　黒田右衛門督松平右衛門佐忠之
一源　姓　松井左近將監忠次松平周防守康親
一平　姓　松平攝津守忠次
一源　姓　依田常陸介松平常陸介信蕃
一菅原姓　前田肥前守利常松平肥前守利常
一平　姓　中村一學松平伯耆守忠一
一大江姓　毛利長門守秀就松平長門守秀就
一藤原姓　山内土佐守松平土佐守忠義
一藤原姓　蒲生飛驒守松平飛驒守秀行
一源　姓　蜂須賀長門守松平阿波守至鎮
一源　姓　淺野岩松丸松平安藝守光晟
一藤原姓　（鍋　島）松平肥前守忠直
一藤原姓　加藤豐後守松平豐後守光廣
一源　姓　保科肥後守松平肥後守正信
一藤原姓　本莊安藝守家俊松平豐後守家俊
一源　姓　池田河内守清定松平河内守清定
一藤原姓　鷹司左兵衛督松平左兵衛督信平
一源　姓　（柳　澤）松平美濃守吉保
一越智姓　越智下總守清武松平出羽守清武

已上二十九家

右の内加藤光廣までは徳川時代の初期に授つた家で、保科肥後以下は其の後漸次特別な緣故によつて賜はつたものである。而して蒲生、加藤、依田の如きは早く斷絕した故、常に二十九家

あつた譯でない。大須賀忠政を大須賀、榊原としたのは大須賀忠政の子忠次が榊原を繼いだ故である。

かく徳川氏と深い緣故を有する家以外、全く關係のない外樣の大諸侯までが、徳川氏の原の苗字なる松平と云ふ苗字をもらつたのは、幕府が此等の雄藩と親密の度を加へる爲に將軍一族に準ずると云ふ意味に外ならない、從つて明治元年には次の如き法令で之を禁じられたのである。

徳川慶喜反逆ニ附テハ松平之苗字ヲ稱シ居候族ハ、向後大小名共、速ニ各本姓ニ復シ候樣御沙汰候事

二月九日

一、以來松平稱號被ㇾ止、本氏可ㇾ稱ㇾ之事

但本姓松平唱來候者ハ如ㇾ舊可二相心得一事

この徳川氏が外樣の雄藩に松平なる稱號を與へて一族に準じた政策は、秀吉の故智を摸倣したものである。秀吉は始め木下と稱し後に羽柴と改め、遂に豊臣朝臣姓を賜はつたが、もと匹夫より興り一族が極めて尠かつた爲か、姻族、家臣並に雄藩に自己の苗字或は姓氏を授けて同族に準じた。

即ち秀吉の室北政所の兄木下家定並に其の子供が秀吉より木下なる家號を賜ひ、後に豐臣朝臣と稱せしが如き、或は「北畠系圖」が木造雄親に註して、

初爲レ僧、居二木造源城院一、還俗號二瀧川三郎兵衛一、仕二織田信雄一、後奉二秀吉公一、賜二姓名一號二羽柴下野守一、

と載せ、其の子を羽柴勘右衛門とする如き、又前田利家以下當時の雄藩の多くが豐臣朝臣と稱したるが如き、何れも此の例證と云つてよい。

當時天下の雄藩が豐臣朝臣姓を許されて、之を稱して居た事は甫菴の「太閤記」を見た丈でも容易に知る事が出來よう。即ち同書關白職並家臣之面々仕官之事の條に

大和權大納言豐臣秀長（秀吉御舍弟）　近江權中納言豐臣秀次　備前參議豐臣秀家（浮田直家長子）　加賀少將豐臣利家（加賀大納言）（前田氏の事なり）。　三河少將豐臣秀康（家康卿御息）　丹波少將豐臣秀勝（秀次御舍弟）　龍野侍從豐臣勝俊（後住靈山麦法號長嘯）（木下氏もと杉原氏なり）　岐阜侍從豐臣照政（後爲播磨大守）　源五侍從豐臣長益（法名有益）（織田氏なり）　三吉侍從豐臣信秀（信長公御連枝）　越中侍從豐臣利勝（羽柴肥前守）　京極侍從豐臣高次（後爲若狭大守）（佐佐木氏なり）　金山侍從豐臣忠政（後爲美作大守）　伊賀侍

從豊臣定次（筒井順慶息） 豊後侍從豊臣義統（大友氏なり） 會禰侍從豊臣貞通（稻葉右京亮） 松任侍從豊臣長重（二代丹羽五郎左衛門尉） 敦賀侍從豊臣賴隆（蜂屋出羽守） 河內侍從豊臣秀賴（毛利河內守） 丹後侍從豊臣忠興（細川越中守） 松嶋侍從豊臣氏鄉（蒲生飛驒守） 北庄侍從豊臣秀政（堀久太郎） 東鄉侍從豊臣秀一（長谷川藤五郎） 左衛門侍從豊臣義康

と載せ、唯織田信雄、德川家康、織田信兼、井伊直政、長曾我部元親の五人のみが豊臣氏とない丈である。けれど家康の子の秀康も、織田信長の嫡孫信秀も共に豊臣氏と載せて居る。斯樣に當時の雄藩が豊臣朝臣姓を稱した事は他の記錄にも多く見え「公卿補任」にも前田利家等を豊臣と載せて居るのである。

猶ほ斯樣に豊臣朝臣姓を許された人々は苗字まで羽柴と名乘つた、一例を擧げると「狹藩閥閱錄」に秀吉朝鮮征伐の際に出征した諸軍の順序を擧げて居るが、その內にも、

羽柴對馬侍從（これは對馬の宗義智） 羽柴豊後侍從（これは豊後の大友義統） 羽柴薩摩侍從（これは薩摩の嶋津義弘） 羽柴土佐侍從（これは土佐の長曾我部元親） 羽柴筑前侍從（これは小早川隆景） 羽柴柳川侍從（これは筑前の立花宗茂） 羽柴久留米侍從（これは毛利秀包）

と載せて居る。以つて一般が察せられると思ふが、新様な記録文書は外にも猶ほ多いのである。そして何れも秀吉より許されたもので、しからざるものは妨りに稱する事の出來なかつたのは勿論である。

第十三節　賜苗字と暖簾分け

上述の如く秀吉家康が自己の一族姻籍以外大諸侯にまで羽柴松平の苗字を許したと同様に、當時の諸侯中にも自己の苗字を其の家臣に授けたのが尠くない。加藤清正が家臣片岡正方に加藤の稱號を授け、小西行長が內藤飛驒守に小西と名乘らせ、又大藏長安が大久保長隣より其の苗字をもらつて大久保長安と稱した如きは著名な例である。

以上は何れも主從の關係を一層親密ならしめん爲に、同族の關係を結んだものであるが、これと同時に、前述の如く卑賤のものには自己の苗字を稱へさせないと云ふ思想も流れて居る。其處で主家の苗字を賜はると云ふ事は一層大變に有難い事であつた。

處が此の主家の苗字を賜はると云ふ現象は單に武家ばかりでなく、農家に於いても行はれて居る

が、殊に著しいのは商家の暖簾別けで、これも賜苗字と云ふ現象と同一と云つてよからう。商家の暖簾別けとは誰しも知る如く、商家の使用人は小僧より番頭手代となり、猶ほ或る年限まで務めると分家させてもらふ。その時主家と同一な暖簾を別けてもらひ、そして屋號並に紋章を許可されるのである。これは全國廣く行はれ、未だに繼續して居る。

此等の現象は今まで述べた處から考へて見ると、全く前に述べた賜名及び賜紋と云ふ現象と同一精神から發して居る事がわがらう。果して然らば其起原も大體同様に考へねばならないのでなからうか。然るに「鹽尻」には、

一稱號を諸家に賜るは、秀吉已前にはなしとかや、唐土に而も周の世までは、帝王の姓を臣下に給ふ事はなし。漢高祖、婁敬に劉氏を賜はりしより、唐の全〇〇遂に法となし給ひしとぞ。

と載せて、上述の如く自家の苗字を家臣に授くる風習が秀吉から始まつたものの樣に述べて居る。勿論足利氏は前に云つた樣に同族のものにまで之を許さず、嫡長子以外は多く僧侶とした、けれど之は直義とか直冬とか云ふ樣な例でわかる樣に、同族相食む苦しい經驗を恐れたからで特例と云つてもよい。又鎌倉の將軍は未だ苗字を持たなかつたのである故、斯樣な現象の起るべき筈が

ない。よつて天下の主將が其の苗字を臣下に授けると云ふ事は、或は秀吉に始まると云つてもよいであらう。けれど一般にさうと云へるかどうか、次に之を考へて見よう。

第十四節　賜苗字の起原

古代に於ては主人と配下の民とは同氏であると云ふのが恒であつた。次いで中古に於いても奴婢や家人（共に賤民）が解放されて良民となる際には、主人の氏に部字を添へて氏とすると云ふのが規則になつて居た、又地方の豪族で舊主の氏名を冠して複姓となつたものも甚だ多い。つまり主人の苗字を配下に與へると同樣な現象は太古に始まり中古平安中期に及んで居るのであつて、同姓のものが多い程名譽と考へられて居たとも考へられる。

下つて平安朝の中頃から地方の豪族中には、藤原氏とか、平氏とか、橘氏など、當時中央で有名な氏名を冒すものが多くなつた。また藤太とか平次郎とか、源三とか云ふ風に著姓を冠した字が多くなり、又安藤、齋藤、伊藤と云ふ樣なものも次第に現はれて來て居る。此等の内には眞に源平藤橘、其の他の著姓のものもあるが、多くはさうでない。其處で僞つて有名な氏を冒したもの

とも考へられるが、太古から配下は主人と同じ氏であると云ふ風習があつたとすれば、僞ると云ふ考もあつたかも知れぬが、或は當然な事と考へて居たのかも知れぬ。

勿論此等は賜はつたのではない、けれど藤原氏の莊園の莊司たるものは藤太と稱し、平氏の配下の武士は平次と云ふ風習があつたとすれば、それは太古以來の事と云はねばならぬ。從つて鎌倉時代の如く苗字が大體所領を表はす間は此の現象が起るべき筈がないけれど、室町時代の如く既に苗字が氏と同樣に取扱はるゝに至つては勢ひ主從同苗と云ふ現象も起るべき筈である。けれど一方名族の苗字は大いに尊長され、又その苗字を有するものは卑賤なものまでが之を稱へて其の尊嚴を傷つける事を恐れると云ふ樣な思想も流れて居るので、或る範圍の配下に丈之を許可する、卽ち賜苗と云ふ現象が起つて來たと考へられよう。

以上は古代の風習から、しかく考へられると云ふに過ぎないが、賜苗と同樣な思想から生れた賜名とか賜紋とか云ふ事が盛んに行はれて居る、又猶子として同苗を授ける例も可なりあり、又元服の際に烏帽子親から苗字をもらつた例がある故、賜苗も秀吉などよりは、もつと古いものと見ねばなるまい。

殊に「貞助雜記」に、

一御紋御著用之諸大名、人の子に名字をわけられ候はゞ、其人も御紋著用あるべく候歟の事、名字を被ㇾ分御方の可ㇾ依ニ御存分ㇾ候歟、又は被ニ仰出ㇾ次第にもよるべき歟、近比も畠山殿の名字を被ㇾ分、御紋著用ありて、御供に參勤の例、連綿在ㇾ之、

と見えて居るので、既に諸大名が名字を與へて居た事がわからう。

また嘗つて私は中川小十郎氏の家系を調査した事があるが、同家の古系圖重忠の譜に「同名廿七人ユルス、兵亂事多シ」また其の孫重賴の譜に「同名八名ユルス」、其の子延賴の譜に「同名六人ユルス」その後延行譜に「一門多ク」と載せて、あとが闕けて居る、これも一門多クユルスとあつたのかも知れぬ。此の系圖は甚た粗末なもので、書き方も一定せず、系線も、あとから補つたものの樣に見えるが、それ丈價値が多いと信ずるのである。さて此の「同名何人ゆるす」と云ふのは、同苗を許したと云ふ意味に違ひなからう。此の家は丹波の一地頭であつたと思はれるが兎に角これも地方豪族が配下の人々に古くから同名を許して居た一つの證據とする事が出來ようと思ふ。

斯様に種々の方面から考へて來ると、家臣に自己の苗字を許すと云ふ現象は、賜名や賜紋と同様に古くからあつた事で、秀吉に始つたのでなく、秀吉はさう云ふ風習を利用して天下の雄藩を手馴ける手段としたに過ぎないと云つてよからう。秀吉は苗字並に豊臣姓を與へると共に、秀の字を與へ、また桐紋をも許した事は前述の如くである。

此の賜苗と云ふ事は同地方に同苗の多い原因を説明する　一理由であるが、單にそれ丈ではまだ〱充分でない。けれど此の大問題は發祥地と併せて考へる方が便利故、その條にて述べる事にしよう。

第十五節　氏の苗字化

最初苗字は前述の如く特種の階級に限られ、一般人民は之を持たなかつたらしく思れる。しかし苗字が氏化して氏と云ふものゝ代りに苗字と云ふ語が用ひらるゝ程に至つては、氏も苗字と誤らるゝに至る事が當然である。勿論幾分此の現象は苗字發生の初期から現はれて居る、例へば佐々木氏は古代佐々木山君の後裔であつて、奈良朝より平安朝に亘つては蒲生神前兩郡の大領を此の

氏より出して一族二郡の地に榮え、元慶元年には蒲生郡の大領佐々貴是野・米二千斛穀三千斛を献じて國用を助けたと云ふ樣な事が「國史」に見える。次いで朱雀天皇の承平二年頃には、佐々貴峯雄、京戶佐々貴豊庭、郡老佐々貴山房雄、次いで村上天皇の天曆十年頃には、近江國追捕使佐々貴山公興桓が見える。當時佐々木氏は幾流にも別れて居たが、蓋し後世武家として榮えた佐々木氏は此の追捕使の後裔であらう。此の氏は今迄に述べた苗字と違つて、平安朝から鎌倉時代に亘り一族代々佐々木と云ふ氏名を苗字の如く使用して居る。卽ち秀義は佐々木三郎、其の子定綱は佐々木太郎、盛綱は佐々木三郎、高綱は佐々木四郎、義清は佐々木五郎と云つたのであるが、盛綱の後は越後國加地に據りて加地苗字を、高綱の後は出雲國野木に據りて野木苗字を、義清は隱岐守であつたから其の子泰清は隱岐太郎と云つた。又太郎定綱の後も嫡流以外は葛木、葛岡、鏡、大原、高島、長田、馬淵、佐保、伊佐、山中等の苗字を起して居る。けれど室町時代の「永享以來御番帳」に佐々木大原備中判官、佐々木鏡民部少輔と見ゆる如く、本姓は連綿として傳はつて居た。斯くの如く佐々木は氏であつて苗字でないが、其の氏に排行を副へて字とした點は居住の地名を以つて字としたのに似て居る故、苗字として取扱はれ居た。「宗五大雙紙」にも

つのぎは佐々木名字の衆、子細候て古へより參附られ候、御先は赤松名字の衆、伊勢名字參候と見えるのである。そして早くより宇多天皇流の源氏と稱し、秀義の祖父經方、既に源次大夫と稱して居たのである。從つて氏は源氏で佐々木は苗字の如く取扱はれた。佐々木氏が宇多天皇皇子敦實親王の後裔と稱したについて、久米博士は佐々木の地が親王の莊園となり佐々木氏が其の下司となつた關係に基くと云つて居られる。（菊池氏が藤氏と云ふのも同一系因からである）同樣に眞の氏を苗字とし、或は源平或は藤橘などと有名な氏を假冒して居る氏が極めて多く一々擧げて數へ難い。佐々木氏と同樣近江の名族として有名な蒲生氏も秀鄕流藤原氏と云つて居るが、其の實蒲生稻置(イナキ)の後裔で蒲生が眞の氏なのである。古姓氏を苗字とする多くの氏族は殆んどの場合、その苗字の方が眞の氏で、源平藤橘と云ふ方が贋であると思つても間違ひがない。勿論時には源平とか藤橘の一族で、或は罪を犯して流されるとか、或は零落して流れつくとか、或は僧侶として閑居するとか、或は母の家に育てられるとか、種々の事情によつて、古姓氏と同一名稱の地に住んで、其の地名を字とする事が尠くない。そして子孫が其の字を繼承すると云ふ事もないとは云へないが、多くの場合は虛僞と見た方がよい。殊に笑ふべきは斯樣に、ある事情から

地方名を字とした源平藤橘の貴人とは、全く國郡を異にし、其の人よりも古くから存在する氏が其の人の子孫と稱する如きものの尠くない事である。

斯樣に氏を苗字と誤る現象は苗字の發生時代から創つて居る。これも、つまり「靈異記」に

僧題惠禪師、字曰二依網禪師一、俗姓依網連、故以爲レ字、

利苅優婆夷者、河内國人也、姓利苅村主、故以爲レ字、

と見ゆる如く、また「玉海」に

平利家、字平次、同家兼、字平次

と見ゆる如く、氏を冠する字から發達したものであるが、他に源平とか藤橘と假冒したから氏とは別のものの樣に見做さるゝに至つたのであつて、其の後も連續して此の現象が繰返へされて居る。

殊に前述の如く新苗字の發生と云ふものは、主として南北朝頃までで、室町時代から苗字は全く氏と同樣なものとなつて之を失はない樣につとめる樣になつた故、室町末期から戰國にかけて從來の武士に眞似て新に苗字を稱するものは、多くの場合、發祥地名を苗字とするか、古姓氏をそ

のまゝ苗字としたものである。これ平民に反つて古姓氏の多い理由であらうと思ふ。「松の落葉」に、

大中臣藤井宿禰　松の屋

おのが家、藤井氏なることは世々つたへきつる家の書どもにも見えて、さだかなり。めうじはなし。今の世には、おしなべて氏のほかに、めうじあれど、まれ〳〵には、かく氏のみなる家もありけり。

と云つて居るが、これは天下の氏殆んど僞系圖によつて、或は源平藤橘、或は清原、中原、三善、菅原、在原、小野、高階と僞つて居る事に氣がつかない爲で、それが普通なのである。從つて「まれ〳〵には」と云ふのは正直である人が尠かつた意と思へばよい。

また「南留別志」に、

田中、大石、田口、三枝、山邊、巨勢、服部、石川、滋野などの類、苗字なれ共、姓なるべし。內藤齋藤の類もあるなれば、別に姓を求むるは僻事なるべし。

と云つて居るが、其の外どれ位澤山な古姓氏が苗字になつて居るか知れぬ。小生の苗字太田の如

きも古姓氏である。有名な太田道灌の家では清和源氏多田氏の裔として居るが、これは太田も多田も國訓共にオホタと讀み得る事から考へついたのであらうが、多田は明白にタダである。けれど三善康信の子が太田と云ふ地名を苗字として太田民部大夫康連と云ひ、子孫太田を苗字とした如く、時に違例もあるが、大體から云へば、古姓氏を苗字とする氏は其の儘古代姓氏であつて、これ程めでたい事がないと云つて差支がなからう。

此の種の苗字は其の數頗る多い、拙者姓氏家系辭書には其の全部を載せて置いたから參照せれたい。

第十六節　氏名を含む苗字

氏が其の儘苗字になつた數は前述の如く甚だ多いのであつて、寧ろ古代の氏で現在の苗字中に其の名を見出し難いと云ふ方が尠からう。猶ほ其の上長谷部氏と云ふを略して長と云ふ丈を苗字とし、同樣に高階氏が高となり、惟宗氏が宗となり、小野が野となつた樣に原の氏の一字を苗字としたのもある。けれど長谷部の如きは、長谷部とも、長谷とも、谷部と書いて居る人もあり、高

階、小野の如きも其のまゝ苗字として居る人も尠くない。

此の外もとの氏の一部に上、下、東、西、南、北、中、奥等の語を添へて出來た苗字がある。例へば立命館大學に竹上と云ふ人が居るので其の系圖を見せてもらつた處、この苗字は、もと竹野と云つたのだが後に上下に分れて、一は上竹野大學助とか竹野上掃部允と云つて居たのが遂に竹上と稱する樣になり、一は下竹野と云つて居たのが竹下となつたと云ふ事がわかつた。卽ち丹波で有名な竹野君と云ふ氏の後裔なのである。また上林、下林の如きも此の例に外ならないのであらう。

猶ほ地名に氏を副へて苗字としたものがある。例へば谷と云ふのは古代からある氏だが、その內和泉國に居る谷を泉谷と云ふが如き、また土佐國には宗我部と云ふ大族が香美郡と長岡郡との二箇所に居たので、前者が香美の上の字を採つて香宗我部と云ひ、後者が長岡の長字を採つて長曾我部と云つた如きが著しい例である。また近江國の藤原氏と云ふ意味から近藤と云ひ、遠江國の藤原氏、加賀國の藤原氏、尾張國の藤原氏、伊勢國の藤原氏、と云ふ意味から、遠藤、加藤、尾藤、伊藤などと稱したのも此の例と云つてよい。また須藤氏は下野の那須郡の須を採つたのだと云つて居る。

斯樣な藤のつく苗字の內には官名の一字を採つたものが尠くない、例へば內藤は內舍人であつた藤原氏の意、佐藤は左衞門尉であつた藤原氏、武藤は武者所の藤原氏、齋藤は齋宮頭であつた藤原、進藤は修理進、工藤は木工助、首藤は主馬助であつたと傳へて居る。

けれど此等藤原氏と云ふ氏が果して眞に藤氏であつたか否かは明白でない。それは次の事實からでもわからう。齋藤實盛の齋藤の事を「尊卑分脈」に、

齋藤別當子孫有二武藏一、或號二在藤一云々、本姓依レ爲二在原一也

と載せて居る。果して然らば在原氏であるが藤原氏の配下であつたがら一字づゝ採つて在藤或は齋藤としたのである。

又安藤氏は安倍貞任の實子則任、和任の二人が藤原淸平の子惟平の養子となり、其の和任の子季任が安藤太郞と云つたのだと云ひ、其の理由として「安藤系圖」は、

安藤太郞、本姓阿倍氏、養父藤氏、合二二氏一號二安藤一、出羽奧州之安藤元祖

と載せ、寬政系譜には安倍仲麻呂が後裔安倍朝任、鳥羽院より藤原氏をたまひ、兩氏の文字を合せて安藤と稱したと云つて居る。けれど津輕郡に安東と云ふ地名があつて、「藤崎系圖」既に安倍賴

良の子良宗に註して安東太郎と記し、猶ほ

　賴良―貞任―高星―堯恒　藤崎領守、安東太郎

と見える故、安東と云ふ地名から起つたと云ふのが本當であつたかも知れぬ。此の安東を安藤と書くのは伊豆の伊東を伊藤とも書くのと同じである。

また守藤氏については「尊卑分脈」に

　助清、三河國住人、主藤又守藤、本姓守部氏、依二主馬首一、號二首藤一、

と載せて居るので、本姓は守部氏であつた事がわからう。勿論、「山内首藤系圖」や「那須系圖」に據ると、助清（資清）は父通家上洛の際美濃國に於いて席田郡司大和介守部資信の子となり、所領を讓られて守藤大夫と號したとあるが、恐らく後世の附會で守部氏の人が藤原氏の配下となつて守藤と云ふに至つたものであらう。

これは丁度かの有名な藤原秀鄉は、其の貫下野國史生鳥取氏であるのに藤原氏と稱し、系圖面では二代共に母系を鳥取氏として居るのに似て居る。此の外春藤は春日氏、海藤は海部氏、江藤は大江氏であつたのであらう。

また後藤氏は河内國坂戸から起つた苗字で、「分脈」が云ふ如く利仁將軍流の藤原氏や文德源氏の血なども這入つたらうが、本姓は坂戸物部の裔と思はれる。其の他、藤苗氏には備藤、權藤、髙藤、眞藤等がある。斯くの如く現在の苗字中には原の氏が其の儘に殘つたのがあり、又原氏の一部を殘したのも尠くない。幸に此等の苗字を有する人は直ちに自家の氏がわかり、氏がわかれば立ちどころに出自を探る事が出來る譯である。けれど氏にも同名異流と云ふ事があるから其の發祥地と云ふものを探る必要がある、殊に氏でない眞の苗字の人は一層發祥地と云ふものが必要となつて來る。よつて次に發祥地について述べて見よう。

第八章　發祥地の調査

第一節　從來の方法

系圖を調べる上について、通稱、名乘、家紋、苗字等と同樣に必要なのは發祥地、つまり本國である。これがわかつて來ると、多くの場合出自について大體の見當がついて來ると云ひたい程、こ

の調査も家系研究上大切な條項になつて居る。けれど此れもなか〳〵むづかしい事で、餘程愼重な態度でやらねば全く見當違ひの結果に陥つて、色々な調査が無効に終る事もあらう。德川時代の系圖研究者でも發祥地が系圖しらべに必要な事を知つて居た。それ故苗字と同一名稱の土地を求め、其の地方で由緣りのある系統に結び付ける事が、系圖製作の大切な一方法であつた。天下の富豪岩崎家の出自を別段調べた事がないから現今どう云ふ風になつて居るか、又眞相が如何であつたを知らない。けれど一寸耳にはさんだ處に據ると、甲州の岩崎から起つたのであつて武田一族だと云ふ事である。これが果して當つて居るか否かは調べた事がない故批評は出來ないが、斯う云ふ考へ方をするのが從來の調べ方であつた。卽ち苗字の八九割は地名である故、岩崎氏と云ふのも岩崎と云ふ地名から起つたのであらうと考へる、そして岩崎と云へば勝沼と同じく葡萄の產地として有名な甲州の岩崎村が頭に浮んで來る。然らば同地は武田氏一族の岩崎氏が起つた地である故、この岩崎家も武田氏の一族であらうと考へて來る。同樣に山縣家と云へば美濃の山縣郡を聯想し、美濃山縣郡ならば美濃源氏の山縣氏が起つた地だと卽斷するのである。この方法も一通り理屈がある、けれど岩崎と云ふ地名も、山縣と云ふ地名も、天下に一つとは限

らぬ。岩崎家は甲州の岩崎でなく他の國の岩崎村から起つた氏かも知れぬ、若し然りとすれば岩崎家を武田氏一族とは云へまい。山縣氏も同樣である。けれど此の際類例の尠い地名だと大變に都合がよい、例へば蝦夷研究で有名な金田一氏の如きは恐らく陸奥國二戸郡金田一村から起つた氏名だと卽斷してもよからう。金田一と云ふ樣な地名は天下に二つとはあるまいと思はれる故である。もしさうとすると、此の地は南部氏の一族なる金田一氏の起つた地だから、それと何等か緣故があらうと推測する事が出來る。これに反して小生の苗字太田の如きは困る。天下至る處に太田村と云ふのがある故である。

發祥地は以上の方法で定められて行く事もあるが、其の反對にきめられる事も尠くない。それは如何云ふ場合かと云ふと、其の氏と同名の氏が旣に「尊卑分脈」以下有名な系圖書に載つて居る場合には、發祥地の調査と云ふ樣な廻りくどい方法を採らず、直ちに其の氏を分脈以下の系圖に載つて居る苗字と同苗であると獨斷し、第二に發祥地を求める方法である。例へば岩崎氏とか、山縣氏と云ふと、「尊卑分脈」や「武田系圖」「土岐系圖」に見える氏である故、前者ならば直ちに其の系圖によつて武田一族の岩崎氏ときめ、後者ならば美濃の山縣氏ときめて、それから發祥地

を甲斐郡岩崎、或は美濃國山縣郡と其の系圖に載せる。又太田氏ならば太田道灌の家が最も有名だから其の同族とし、而して道灌後裔の太田氏は太田系圖に丹波國の太田村から起つたとある故それを採つて本國を丹波とするのである。此の方法で發祥地が後にきめられ、それから其の發祥地より如何云ふ順序で現在の場所へ移つて來たかを考へるのだが、岩崎と云ふ氏は單に武田氏族の岩崎氏のみに限らない、殊に太田の如きは、どれ程流派が多いか知れぬ故、直ちに其の同苗ときめる事が非常な獨斷と云はねばならない。從つて其れからの努力は要するに何にもならぬ事にならう。

けれど此の二つの方法で、發祥地が系圖作者によつてきめられたと云ふのが、どれ位に多からう。殊に前者の方法、卽ち其の氏名と同名の有名な土地を其の氏の發祥地と獨斷し、而して其の國の有名な氏族、例へば近江ならば佐々木氏、美濃ならば土岐一族、甲斐ならば武田一族、播磨ならば赤松氏の一族ときめられたのになると、實際その地方へ行つて見ても、そんな氏が毛程もなく、又昔てあつたと傳へのないのがある。「寛政系譜」の內にも此の種のものが決して尠くないのである。

次に系統を極めてから發祥地の定められた方は、それと同名の氏はあるに決つて居るが、その氏と何の緣故もないのだから結局何にもならない事にならう。のみならず此の僞系圖に誤まられて、其の子孫は實際に其の國より來た樣に信ずる事となり、猶ほ長い年月の內には、多少其の國と新たな交渉も出來、緣故も生ずるので益々さう信ずる事さへ尠くない故、反つて後世を災するに過ぎないのである。然らば如何云ふ風にして發祥地を求めたらよいか、次に之を說かう。

第二節　鎌倉以前の民衆移動

僞系圖に誤まられる事なく、實際に何處から來たと傳はつて居るか、或は記錄に殘つて居る家は問題でない、けれど夫れにしても、遠國から來たと云ふについては餘程疑つてかゝらねばならぬ。二三代から四五代前の事なら眞實も傳はつて居ようが、十代も前の事になると疑はしい故である。其處で今の地に移つて來た經過が餘程はつきりして居なければ大に疑はつてかゝらねばならぬのである。

一體現存する系圖並に同種の書き物を見ると、大抵の家は何時の世にか他國から移住して現在の

地に來た事になつて居るが、その多くは自家の苗字の起原を同じ名の苗字の內で旣に出自のわかつたものに結びつけるか、或は源平藤橘とか菅江在淸と云ふ樣な有名な氏に出自を假託した爲であつて、其の實大抵の苗字は祖先以來長らく住んで居た其の地方から發生したと云ふのが多いのである。勿論上古に溯り太古の狀態を考へたならば我々の祖先も何時か他から移つて來たに違ひないと云つてもよい。けれど、平安朝とか、鎌倉時代とか、殊に南北朝時代や戰國時代に移つて來たと云ふのは多くの場合うそと云つてよいのである。

今日の系圖から云ふと、古く其の地に移住して來たとするものは多くの場合、其の國へ來た國司に附會して居る。その內には平高望が上總介となつて其の國に下り後世榮えた平家の祖先となると云ふ樣な、疑ふ事の出來ぬ確實なのもあるが、大抵は事實と認める事が出來ない。奈良朝から平安朝に亙つて、都はあこがれの中心であつた、地方の豪族も都へ登つて低い役目に甘んじてつく、同樣に國司も都を去るを好まず、赴任せないで利益だけを占めると云ふ事が古くから行はれ、後世は一般の風となつた程である。從つて譬へ赴任して彼の地で生んだ兒も父に隨つて、或は後に都へ上つたのであつたと見えて、事實其の國に下つた國司の子孫と云ふものが殆んど物に見え

ない。唯さう云ふ傳への殘つて居るのは系圖上だけの國司であつて、それは確實な書物に載つて居ないものが多數を占めて居るのである。

次には配流された人々の後裔と稱するものも多いのであるが、これも源義國が新田足利の祖となつたと云ふ風な、事實と見るべきものもあるけれど、附會も頗る多い。いくら田舍でも犯罪人が勢力を得ると云ふ事は尠かつたと見ねばなるまい。此等國司や配流された貴人より、王朝時代に於いて大いに移動して居るのは浪人である。惡い事もやつたが中には一處に落ちついて豪族となつたのも尠くなからう。けれど諸家の系圖で浪人の後裔と云つて居るのは殆んどないと云つてよい。次には莊司がある、けれど莊園は多く其の地の人が田園を社寺や貴族に献じて、自己も利益を得ようとしたもの故、莊司も多くは土着人であつて遠くから移つて來たと云ふ樣な事は尠かつたと見ねばならぬ。（勿論例外も澤山ある。）

次に鎌倉時代に入ると守護となり、地頭となつて其の地に赴任したと云ふのが頗る多い。それは或る程度まで事實である。例へば佐々木氏は近江、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐、備前、安藝、周防、長門、石見、隱岐、伯耆、出雲、日向等十數國の守護を兼ねた結果として、其の一族は此

等の國に蔓り、又武田氏は甲斐のみならず、安藝の守護を兼ね、後には若狹の守護をも兼ねたので、其の族裔が此等の國にも殘つて居る。斯樣な現象は何處の國にても見る事が出來よう。又地頭に於いても同樣な現象が尠くない。そして可なり遠い土地の地頭を兼ねると云ふ事も珍しい事ではないのである。

しかし全體から考へると、之れは例外と見てもよい程尠いのであつて、大抵の地頭は附近の豪族と云つた方がよい。そして建久八年の薩摩國圖田帳に

和泉郡云々沒官御領三百七十八町三段　地頭千葉介。高城郡云々溫田浦十八町　沒官御領地頭千葉介。公領百四十二町內　沒官御領地頭千葉介。寺鄉云々公領四十二町七段　沒官御領地頭千葉介、以下猶ほ多い。

と見える如く、遠隔な地の平家沒官領に關東の武士なる千葉介が地頭となつた事があつても、それは其の地から上がる地頭得分丈をもらつたのであつて、一族が殆んど其の地に移つて居ない事さへあるのである。

第三節　室町以後の民衆移動

續いて室町時代になつても同樣な現象が繰返へされて居る、例へば細川氏は其の盛時三河、和泉、攝津、丹波、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐、備中等の諸國を領し、大內氏は義弘の時代周防、長門、石見、豊前、和泉、紀伊の六箇國、義興の時代には周防、長門、豊前、安藝、石見、山城の守護、義隆の時代には周防、長門、豊前、筑前、石見、安藝、備後の守護を兼ね、又山名氏は時氏の時六分一殿とて日本全國の六分の一、十一ヶ國を領し、其の他斯波、畠山、一色、今川、赤松等も何れも二三ヶ國を領して居た。從つて其等の家は大いに榮えて一族各地に蔓つた樣に見えるが、その後裔と云ふものが餘り多くない處を見ると、夫れ程でもなかつたと見ねばならぬ。それは丁度德川時代二百六十年間も藩主が其の地を支配して居ても、其の藩主の家より別れたと云ふ家が尠いと云ふのと同樣と云つてよい。

これから考へると、室町時代以前に於いても同樣に守護地頭と云ふものゝ一族が其の領內に夫れ程多くの家に別れたとは思はれぬ。また織田氏が其の主斯波氏の守護代として越前より尾張に移

つたと云ふ風に、主人に從ひ或は其の命令で遠隔の地に移ると云ふ事もあつたに違ひないが、それは豊臣氏以後士農の分が全く定まり、國替への際には其の家臣全部を引きつれて新封の地へ移つたのと同じ樣に見てはならない。室町時代までの武士は德川時代の鄕士の如きもので、小城めいた屋敷を構へて村々に據り、而して其の村民を配下として居たのである。從つて其の國の守護が他國に移動するからとて一々他國へ移つたものでない。三河國の守護は南北朝以來、高氏、仁木氏、大嶋氏、一色氏、細川氏と變つて居る。けれど吉良氏、松平氏以下多くの地頭は鎌倉時代から依然として舊地に據つて居た。室町時代に於ける守護は鎌倉時代と違ひ、其の國內の地頭を其の配下として居たが、それでも他國に移るからとて斯樣に其の配下の地頭を率ゐて移つたものでなく、守護は自身に附き從つて居る一族郎等を引きつれたに過ぎない。斯樣に考へて來ると、系圖の上から云へば何處かの國から移つて來たとなつて居るが、其の實戰國時代以前に於いては親方株を除けば殆んど移動したものでない。唯浪人と云ふ者丈が王朝時代から絕えず移動し、殊に室町末世戰國時代に這入つては、强食弱肉で長らく鄕村に割據して居た小領主の滅亡につれて浪人の數は頗る殖えた。そして一方勝利者並に其の配下で新に廣大な土地を得た成功者は浪士を召

抱へたから、需要と供給の道が開かれて、德川の初め頃まで浪士の移動は一時甚だ盛んに行はれた。また信長、秀吉以來、諸侯の移封と云ふ事も盛んに行はれた結果として、其の配下の士の殆んどは何れも祖先以來の地を捨てゝ主君に從ふ事になつた。

此の浪人と云ふものと、大名の國替へと云ふ二つの現象が、一時盛んに行はれたので、德川時代の武士は、さう云ふ現象が古くから頻繁に絕えず行はれて居たと考へる樣になつた。其處で苗字さへ同一であるならば總べて同族で、何時の世か其の地に移住して來たのだと說明し、成るべく軍記や軍談で有名な同苗の人の後裔らしく考へるに至つたが、時としては同苗でなく、唯似より丈で其の氏に結びつけた事さへ少くない。假へば長與と云ふ氏が長井齋藤別當の後裔だと稱し、小佐々氏と云ふのが佐々木氏の子孫だと云ひ、原氏が原田氏だつたとする類である。其の實長與村と云ふのも小佐々村と云ふのも附近にあつて、此等の氏がそれ〳〵長く其の地の領主であつた事が文書上確實であるに關はらず、系圖の上では斯樣に云つて居る。單に長與と長井、小佐々と佐々木と云ふ風に音が尠し似て居る丈でも斯うだから、況して同苗の場合には、遠慮なく有名な苗字に附會した事は想像以上と云つてよい。かくて共通の苗字を有するものは、系圖上丈では多

くの場合同族で、同一の祖先を有すると云ふ風になつたが、其の實調査して見ると大抵は間違つて居るのである。

第四節　發祥地は遠からず

其處で發祥地の調査と云ふものが益々必要だが、前述の如く織田豊臣時代以後の國替や浪人と云ふものを除けば、大抵の人は昔から同じ地方に住んで居たと云ふのが原則である故、苗字の發祥地は成るべく同一地方に求めねばならぬ。新田が開發される毎に百姓が其の地に移つて新村が生れ、又商人も商賣上の都合で移轉する、けれど特別な場合を除けば、大抵餘り遠くない土地から移つて來る丈で、遠距離と云ふ事は滅多にないと考へてよい。そして苗字の殆んど全部が地名である故、自分の家の發祥地は其の附近の同名村落小字或は場所名と考へたらよいのである。勿論他國から移つたと云ふ明白な證據が殘つて居る場合は特別だが、系圖に記載されたものなどは全く信用するに足らない。(猶ほ僞系圖が基となつて後世相互の往復が生じ、祖父頃までの往復文が殘つて居ると云ふ風に、恰も親戚の如き交際をつゞけて居るのも尠くない。けれど根本がウソであ

る故信用してはならぬ。)

けれど此處に困つた事は同一地方でありながら自己の苗字と同一名稱の村落が二個以上もある事が尠くない事である。これには色々な原因がある、先づ

1、甲村より起つた苗字を有する人が乙地に移り、其の苗字によつて其の地までが甲地と同様に呼ばれる場合で、後世は少いが上古には甚だ多い現象である、

2、兩地が同じ地形地勢である爲に同名となる場合で、坂本とか山崎とか其の類極めて多い。

3、下條上條とか、一條とか云ふ王朝時代の條里から起つた村名。上郷、下郷とか云ふ郷保から起つた村名。本庄、加納、一色とか云ふ風な庄園制度から起つた村名。など土地制度から出來たものには同名のものが頗る多い。

斯樣な原因から同名の地名が多い場合には、餘程調査せねばならないが、兩村の沿革を調べたなら大抵の場合、自己の苗字の發生地を見出す事が出來よう。殊に自己の苗字と同名の土地が附近に一つしかない場合には其處を苗字の發生地と定めてよい。

かくして苗字の發生地がわかるけれど、其れが眞の發祥地でない事がある。又發祥地がわかれば

どう云ふ事になるか、次に其の次第を述べよう。

第五節　一部落同血族

中古の初め戸籍法が施かれると同時に、里と保とを設けて地方政治の單位とした。これは今の町村並びに大字と小字とに似たものだが、餘程違つた點もあるので次に其の大要を記して見よう。

先づ當時行政上、戸と云つたものが基本になつて居るのであるが、これは今日の一戸一軒と云ふものでなく、戸主を中心とした五等親を包括したもので、時としては寄口、寄人、同黨とか云ふ様な名目にて、五等親以外の親族或は外戚、及び奴婢(奴隷)等も同籍であつたから、其の人數は頗る多く、十數人から數十人のものが普通で、時には百人を超えたものも尠くなかつたのである。從つて一戸と云つても一軒の家に住んで居たものでなく、數軒の家に分れ住んで居た事が勿論であつた。此の戸は戸主によつて統一されて居た。

次にこの戸を五つ合せたものを保と云つた。所謂五保の制度で、同保内の人々は種々の事件に關して連帯責任を持つて居たのであつて、後世の五人組の制度は、これから起つたと說かれて居る。

一戸を假りに十軒の家から成立つて居たとすると、一保は五十軒から成立して居た勘定だから、今日の小字に相當すると云つてよい。中古の文書に何保と云ふものが尠くない、それが此の保の名殘である。

次に五十戸即ち十保を以つて里と云つた。勿論端數が出來た場合には六十戸まで一里に收める事が出來、それ以上端數のある場合には其れ丈で一里とした。「和名抄」に餘戸郷と云ふのが其れである。この里は其の後郷と云ふ名稱に改められたが、五十戸だから、一戸を十軒とすると五百軒になる故、今の町村と云ふのと同じ位に考へたらよいのである。

斯樣に最初は里と保とで、地方制度の行政區劃としたが、後には土地の狀況から其の里と保との中間に、も一つ行政區劃を設けた、これが邑だが、程なく里を郷と改むると同時に邑を里と改めたから此れが何里と云ふ事になつた。邑即ち里は土地の狀況でつくつたもの故、一郷内の家が密集して居る場合には一郷一里で二つの地方に分れたものは二里、多いのは三里四里五里六里となつて居たが、平均すると一郷は約三里に分たれて居た勘定になるので、里は今日の大字に相當すると云つてよい。

卽ち保は今の小字、里は今の大字、鄕は町村に匹敵し、其の上に郡があり、更に國があつて、それ〳〵長を置いて民政に當らしめたのだが、此等は古代の村落の延長である故、同鄕內、同里內同保內には同姓が頗る多い。時には一鄕殆んど一氏と云ふのもある位だが、餘程氏名の數の多い處でも十數氏に過ぎない、從つて里に至つては更に尠く、保は大抵一氏族であつたのが普通で、三氏以上と云ふのは滅多にない。つまり中古に於いては一保、云ひ換へると一部落內の氏は大體一つであつたのである。そして時とすると一鄕全體の人が總べて同姓と云ふのもあつた。

どう云ふ譯でさうなつたか、と云ふ事を說明するには太古に於ける地方の狀態から述べて來ねばならないが、簡單に云ふと、或る時代に一つの氏族が移つて來て次第に繁殖して來たものだと思へばよからう。それ故、同部落は同血族であると云ふのが當然な事と云つてよい。例へば海部鄕とか、物部鄕と云ふ土地は、それ〳〵海部氏、物部氏等が拓き始め、歲月の經過と共に數多の家數となつたものである。勿論長い歲月の內には種々の事情から他の血も少しづゝ混つて行つたであらう。けれど村全體の上から云ふと、それは大した問題でない、丁度大きな池へ鹽水を茶碗に一杯入れたやうなもので、池の水が鹽辛くならぬ樣に、一部落が同血族と云ふ狀態を破壞する事

が出來なかつた。

斯くの如く部落は太古以來の狀態を續け、比較的後世まで同血族であつた。けれど其れに關はらず一部落一氏と云ふ事のみは少しづゝ破壞されて行つたのである。何が故にさうなつたかと云ふに、互に、移住すると云ふ事も多少免がれない、例へば甲鄕內に新開地が出來ると、乙鄕からも出かけると云ふ風に、けれど其の外にも原因がある。それは何かと云ふに、我が國は早くから父系を尊び、普通の場合生れた子女は父の氏を名乘るのであつたが、子は母家に育つと云ふ事も多く、又娘を隣村に緣づけても其の籍を先方に送らないと云ふ事も多かつた、これは口分田を少しでも多くもらひたい爲であつたらしい。さう云ふ樣な原因から、甲の村の娘の生んだ他姓の人が甲の村の中に混つて來る。その子の母は甲の村の人であり、又其の子孫は代々多く甲の村の人と結婚したであらうから、他から這入つた血は僅に一滴に過ぎない。從つて此の部落は猶ほ太古以來の同血族の狀態を續けて居るとも見られるが、其の他姓を受けた人の子孫は代々他姓を名乘り、其の家數が增すにつれて他姓が增して來る。隣村も同じ狀態で、附近の村々の氏々は互に少しづゝ入り混つて行つた。例へば海部村と物部村と石部村と春日村とが同地方にあつたとすると、年月

の經過と共に海部村にも物部、石部、春日等の氏が漸次混り、同様に物部村は物部氏を主とするが、少しづゝ海部、石部、春日等の氏が混つて行つたのである。しかし海部村の血は大體海部氏の血で結ばれ、物部村の人々の體內には總べて物部氏の血が流れて居ると云つてよい。それ故發祥地がわかると、自己の受けた血の大體を知る事が出來るのである。

此の狀態は永く續いた、延喜年間の「周防國玖珂郡玖珂鄉の戶籍」や「阿波國板野郡田上鄉の戶籍」によつて見るも同姓の人が極めて多いので、略ぼ同樣な狀態であつた事が察せられ、更に下つて寬弘元年の「讃岐國大內郡入野鄉の戶籍」に於いても、同樣な推測をする事が出來るが、更に永く此の狀態は續いたのであらう、それは今日でも地方に行くと同苗が極めて多い事から察しられる。勿論天災地變、その上戰亂などで色々な變化が起つたであらうから、太古の村が其の儘今日まで殘つて居る譯はない。けれど其の地方の人が全體擧になるとか、全部擧つて遠距離の地方へ移住すると云ふ事は滅多にないから、多少村落が異動し、或は幾つもに分裂したであらうが太古の血は今でも其の地方に流れて居ると云つた方がよからう。

第六節　莊園の發生

新墾の地に出來た村落には多少趣の違つたのがあらうが、徳川時代の新田の例から云ふとやはり附近村落から寄り集つて來たものか、或は一村落より分裂したものであるらしく考へられる。卽ち最初誰かゞ附近の海岸に出來た砂地や、或は未墾の山林を開墾し出すと、本村の一部の人が其の地に移つて新村をつくる、これを徳川時代では何村の出郷とか、或は新田と云つた。最初出郷は本村と同樣の義務を負擔し、同樣の權利をもつて居たが、離るゝ者は日々に疎しの譬の通り、本郷と出郷との關係は最初の樣に圓滑でない、次第に感情が疎隔して遂には全く分離してしまふ。殊に新墾地の方が有利の場合には其の勢力が本郷を凌駕し、本末が顚倒すると云ふ事も尠くないのである。此等の現象は徳川時代に於いて連續して起り、今日に於いても同樣な爭ひが繰返へされて居る。徳川時代以前に於いても、恐らく同樣と云つてよからう。

此の新田の開發は多少資力を要する、近世に於いては資本家、古くは國司郡司等の權力者の力が動いて居る。徳川時代新田の名稱には此の資本家の氏名を附する事も尠くない、けれど實際其の

地を開き、其の地に移住して農業を營む人は附近の人と考へねばならなるまい。今日の北海道や或は南米の開拓の樣に、遠隔の地の人が大擧鍬を擔いで移住したとは考へられない。

王朝時代此等の新田を開拓した者は財力と權力とを持つて居た國司、郡司、鄉長等である。新田の開發に百姓を使役する事については屢々嚴重な禁止命令が朝廷から出て居るが、少し許りの資本で、あとの利益が莫大である故、此の營利事業は頻りに行はれた。これが莊園の主なる起原で、之れを開く爲に資本を出した國司、郡司、鄉司等が開發領主である。けれど郡司、鄉長位になると開墾に當る際にも、より大なる權力者を擁する方が都合がよいので、多くは貴族、寺社の名をかりる故、開發領主も相當有力な人が尠くない。此の開發領主は租稅を免れる方便として此等の開墾地を更に、院宮、寺社、貴族に献納する、これが本家で、中間に領家（領主）、そして實際の支配者は庄司（下司）と云つたが、彼等は更に本家の勢力を借りて公地を蠶食した。卽ち名目は新墾田であるが、其の實廣大なる公地を莊園内に加へ、廣さ數郡に跨り、時には一郡内に公地の跡を止めぬと云ふのもあつた。

第七節　地頭と其地の舊族

此等の庄園表面上の所有者は院宮、寺社、貴族と云ふ様な本家であり、又開發の領主であつたが、事實上の支配者は庄司以下各種の庄宮であつた。處が鎌倉時代から更に地頭と云ふものが置かれる事となつて、庄園の收入は幾人もの權利者に分配される事になつたが、其の地にある寺社でない限り、本家領家は其の地に居ないので、鎌倉以後は大體預所、地頭、下司、政所、公文等と云ふものが其の地を支配して居たと見ればよい。今「博多日記裏書」によつて東福寺庄なる彼杵庄の地頭を擧ると次の如くである。

日宇村　日宇小次郎入道跡（今者平太入道大村一分領主）　日宇彌五郎入道

早岐村　早岐藏人入道跡

波佐見村　波佐見彦次郎　波佐見次郎忠平　波佐見彦四郎　波佐見一童九

宮　村　宮村諸次郎跡

針尾村　針尾兵衛太郎入道覺實（江上小鯛鈴田領主）

今福村　今福四郎

川棚村　河棚源五郎入道　河棚七郎盛俊跡　河棚又六入道々性　河棚十郎次郎盛明　河棚源三郎入道

河内村　河棚河内彌五郎入道

彼杵村　彼杵彌次郎　彼杵彌三郎　彼杵彌六　彼杵七郎　彼杵四郎左衛門妻

千綿村　千綿九郎入道紀西

武松村　武松七郎入道

今富村　今富十郎入道明幸　今富又次郎入道　今富秋次九郎次郎入道　今富山崎次郎入道

大　村　大村孫九郎入道　大村十郎入道　大村平太郎　大村彦太郎純世子息純童丸　大村五郎太郎　大村青池小三郎入道　（大村）長岡四郎入道

面高村　面高彌四郎入道　面高九郎入道

瀬戸村　世戸又五郎　世戸七郎

雪浦村　田河彦太郎（雲浦井手嶋領主）　田河六郎

神浦村　神浦源藤次　神浦戸町又三郎入道跡
戸町村　戸町諸二郎
中山村　中山四郎入道
時津村　時津彌七郎入道　時津彦九郎　時津七郎太郎　時津九郎入道　時津六郎入道
　時津馬場七郎入道後家
長與村　長與浦名主民部次郎長與民部次郎入道　長與覺道房　長與左衞門三郎入道分
壹岐刀村　伊木刀三郎入道了覺
福田村　福田又五郎入道　福田三郎
深堀村　深堀平五郎　深堀又五郎　深堀孫太郎入道
佐世保村　差布源三郎
小佐々村　小佐々三郎入道
諫早村　伊佐早十郎持通　伊佐早三郎跡
桑原村　桑原孫左衞門入道

高橋村　高橋七郎入道跡

此等領主地頭の內には他國から來た人もあるが、多くは土着の人で、古くは鄕長、里長、或は保の刀禰などだつたから、幾分餘裕のあるに任せ、武を練り、賊を禦ぎ、戰亂のある場合には從軍もした。これが各地方の領主であり、武士であつた事は其の後の史籍、古文書が之を證明するのである。

次に一國全體の形勢を窺ふ爲に、建久八年の「薩摩國の大番帳」を引くと次の如くである。

川邊平二郎	別府　五郎	鹿兒嶋郡司	頴娃　平太	伊作平四郎	薩摩　太郎
知覽　郡司	粂山　太郎	高城　郡司	在　國司	牟木　太郎	仁田　四郎
莫禰　郡司	山門　郡司	給黎　郡司	指宿　五郎	南鄕萬揚房	小野　太郎
市來　郡司	滿家　郡司	宮里　八郎	狹崎　三郎	伊集院郡司	和泉　太郎

右の內、郡司と云ふは明白に郡司裔であるが、猶ほ川邊、頴娃、伊作、薩摩、指宿等何れも郡名である處を見ると、此等の諸苗も其の郡の支配者で、恐らく郡領の後裔と思はれる。以つて郡の大領少領其の他郡司と云ふものが國內武士の有力者であつた狀況を知る事が出來よう。

次に「東寺百合文書」に源平時代の若狹の武士が載つて居る。即ち

若狹國

注進先々源平兩家祗候輩交名事

青六郎兼長　同七郎兼綱　同九郎盛時　佐分四郎時家　木津平七則高
薗部次郎久綱　和田次郎實員　稻庭權守時定　島次郎時康　和久里四郎兵
衛尉時繼　木崎七郎太夫基定　稻葉三郎時通　國富志則家　小崎太郎時盛
丹生出羽房雲嚴　大泉七郎家正　宮河權守賴定　宮河武者所後家藤原氏
虫生五郎賴基　包枝太郎賴時　井口太郎家清　相谷太郎貞通　苽生新太郎清正
眞賀上座永嚴　安賀兵衛太夫時景　鳥羽源內定範　倉見平太郎範淸　山西庄司賴宗
同木工允雅宗　小藏武者所滋　山東庄司家經　岩屋太郎信家　永富藏內賴廣

右太略注進如件

建久七年六月　日

散位柿下在判

散位中原在判

右大將家御時、被二指下一御雜色足立新三郎清恒之時注進狀案

次に「東鑑」元久二年八月廿九日に伊豫國卅二人の御家人の名が見える。即ち

河野四郎通信依勳功異ㇾ他、伊豫國御家人卅二人止二守護沙汰一、爲二通信沙汰一、可ㇾ令ㇾ勤二仕御家人役一之由、被ㇾ下二御書一、件卅二人名字、所ㇾ被ㇾ載二御書之端一也、善信奉行之

賴季淺海大郎 同舍弟等	公久橘六	光達新三郎	高茂浮穴大夫	高房田窪太郎 同舍弟	家員白石三郎
兼恒高野小大夫 同舍弟	清員埴生太郎 同舍弟	家蓮眞善房	重仲井門太郎	山前權守同子	信家大內三郎 舍弟
高久十郎大夫	餘戶源三入道 俊恒	高盛久萬太郎大夫 同弟	永助久萬太郎	安任江四郎 大夫	家平吉木三郎
高兼同四郎 同舍弟	長員別宮 大夫	賴高別宮新大夫 同舍弟	吉盛別宮七郎 大夫	安時三嶋 大祝	賴重彌熊二郎
處安新三大夫 同舍弟	信任江次郎 大夫	紀六太郎	信忠寺町五郎 大夫	時永寺町小 大夫	助忠主藤三
忠貞寺町十郎	賴恒太郎				

已上三十二人云々

また建久九年三月十三日の「大隅國御家人交名」に、

國方

稅所　篤用　田所　宗房　曾野郡司篤守　小川郡司宗房　加治木郡司吉平
帖佐郡司高助　修行　清俊　東鄕郡司時房　河俣新大夫篤賴　佐多新大夫高淸
彌三太夫近遠　禰寢　郡司缺

宮方

政所　守平　長大夫淸道　源大夫利家　修理所爲宗　權政所良淸
栗野郡司守綱　脇本六郎大夫正平　太郎大夫淸直
六郎大夫爲淸　彌太郎大夫種之　嶋四郎近延　始良平太夫良門　修行太夫助平
新大夫宗房　彌二郎貫首友宗　三郎太郎近直

右件御家人爲二上覽一、各交名大略注進如レ件

と見える。

此等の地方豪族は殆んど全部其の地の舊族であつて、他國から來たと思はれる者が甚だ尠い。そして此等の子孫が各々其の國の武士となるのである故、今日武士の系圖が多く他國から來たとなつて居るのは虛僞であると云はねばなるまい、況して平民に於いてをやである。此の點に關して

は古文書を引用した立派な系圖でも一應疑ふ必要があらう。

第八節 小領主の滅亡

此等の大豪族小豪族は、何れも管內の人民を配下として、所領の相續、押領等の爲に屢々爭鬪し又南北朝兵亂の際などには盛衰興亡があつたけれど、大體室町の中頃までは此の狀態で進んで行つた。但し室町時代からは守護の權力が增大して管內の地頭を臣隷視したので、其の代理の守護代と云ふもの迄が大勢力を振ふ樣になつた。處が足利末期からは更に餘程趣が變つて來た。

先づ第一に平安朝以來全國の土地は大別すると、公領と莊園との二つであつて、鎌倉以後公領を支配する爲には、國に國司と在廳官人とがあり、郡に大領と郡司とがあり。次に莊園には本家、領家、並びに其れ等によつて置かれたる下司、公文、押領使等の庄官が居たけれど、公領と云はず、莊園と云はず、特種の土地を除けば、鎌倉幕府から置かれた地頭があつて、其の組織は甚だ複雜であつた。內國司はもと一國の政治を掌つて居たが莊園の增加するに從つて權限が次第に縮少し、猶ほ鎌倉時代に入りては鎌倉から置かれた守護が兵馬の權を握つて居る爲、一層勢がなくなつ

たのみならず、殆んど其の國に下る事なく、唯其の國から出る收益の配當を獲得する事と、時々命令を在廳官人に發し、又事件のある每に裁決を與ふるに過ぎなかつた。其處で一國の朝廷方面の政治は世襲的の在廳官人の握る處となり、在廳が頗る勢力を振つて居た。次に本家領家は其の地の寺社でなければ、普通は院宮權門か、中央の大社巨刹であつて、何れも上納米を奉らしめて居たのである。處が應仁亂後、世の亂れるにつけて、地頭等の地方の領主は各自支配地を橫領して粗米を奉らないと云ふ事になつた。それが爲、恐れ多くも、皇室も式微し、公卿百官は衣食にも困ると云ふ狀態になつたのである。

第二、斯樣な譯で、村々を支配して居た小領主は其の支配地を完全に我が物とする事が出來たけれど、中央權力が全く地に墜ちて無政府狀態になると同時に、更に恐るべき强食弱肉の修羅場が現出したので、各自小城を構へ、輩下の百姓を武裝せしめて、敵に當る準備をすると共に、附近の有力なる豪族の配下となつて自己の地位を保護するにつとめた。けれど小領主は斯くして漸く其の家を保護する事が出來たが、有力なる附近豪族の配下となつた事とて、其の命令によつて他の强大な敵に當らねばならなくなつた。幸に自己が依賴する豪族が有力であつて、味方が勝利を

占めて居る間はよいが、敗戰の憂き目を見んか、其の城は陷入れられ、祖先以來の支配地は敵に奪はれる。斯うなると哀れなもので、

1、戰死して其の家が亡びるか、

2、飽くまで舊主に臣屬するか、けれど最早從來の樣な勢力を維持する事が出來ず、僅な扶持で滿足せねばならぬのである。

3、敵に降つても舊領を維持する事は滅多に出來ない。敵は防禦の都合上、新に降つた者を其のまゝに其の地を領せしめるよりは、戰功のあつた部將に其の地を與へる方が利益である。從つて敵に降れば其の敵から置かれた部將の配下となるに過ぎない。

4、或は浪人して他國に流浪するか、

5、然らざれば歸農するか。

其の何れかの道を選ばねばならなかつた。こんな悲劇は至る處で繰り返へされた。織田豐臣と云ふ樣な最後の力で片付けられた群雄、並びに其の配下の小領主はまだしもだが、それ以前に、つまり織田豐臣にやられるまで殘り得た群雄に、亡ぼされた小群雄、それもまだよいが、更に其れ

以前斯様な小群雄に亡ぼされた村々の小領主に至つては、其の存在を確かめる事さへ容易でない。ましてその配下であつた半士半農の武士は其名を探る事さへ不可能と云ふに近い。今日までに發表され發見された確實な史籍、古文書、金石文の類を幾ら調べても僅に一個所丈に見えて、他に無いと云ふ小群雄が可なり尠くない。其れから考へると、さう云ふ確實な物に見はれないで葬り去られた小群雄が何れ程多いか量り難いのである。信光と云ふ人が早く亡ぼされて居たならば、徳川氏と云ふものも今日史上に見る事が出來ないかも知れぬ。前述博多日記の裏書によつて、彼杵庄の群雄の多くは始めて世間に見はれた。つまり滅亡は史上に於いても滅亡である。幸に勝利者側の記録により僅に其の名が傳はつても、其の勝利者滅亡の際に一層古い敗滅者は其の名を喪ふ場合が多い。

然らば我等は此の表面史上より消え失せた小豪族、並に其の配下は自然の勢に任せ、其の儘に放擲すべきものであらうか。偶ま見出されたる者より歸納すれば天正慶長の勝利者として徳川時代に榮えた諸侯や武士よりも、もつと過去の日本を語る有力なる人物である場合が多い。それが小さな家系の調査や、一見顧るに足らぬ田舍のお宮や寺の研究から見出されて行く、小さい事は小

さいが、幾つも集まれば大きな力となつて、過去の日本が始めて明かにならう。

九州の嶋津、大友、中國の大内、甲斐の武田、駿河の今川の如く、守護が永く勢力を持續した國や、阿波の三好、越前の朝倉、尾張の織田、越後の長尾の如く守護代が勢力を占めた國は比較的穩かであつたが、それでも眞に統一されて居た國は滅多にない。まして守護も守護代も勢力なく早くから四分五裂して居た國は實に哀れなもので、戰亂毎に滅亡の悲運に遭遇したのである。

此等の小城主も何國何城の城主と云へば立派だが、其の實庄屋名主と云ふ樣なものが半獨立の狀態にあつて武裝したものと見ればよい。そして城とは云ふが其の實防備の爲、屋敷の周圍に堀を設けた程のものに過ぎないのである。さう云ふ小領主が至る處の村々に居た譯であつた。

豐臣氏の時代から武士と百姓とは全く分れて、武士は藩主の城下に住む事となつた爲、名主庄屋は百姓と異なる事のない者になつたが、其の實庄屋は庄官地頭の名殘であり、名主は名田の主で昔の大名小名の名殘である。

第九節　領主の苗字と百姓苗字

地頭庄官は普通の場合地名を苗字とするのであるが、他から移つたものには原の苗字を稱へるのも尠くない。殊に南北朝以後には此の現象が普通となつた。勿論この場合でも其の居住の地名が稱號の如く使用されるが、正式には以前からの苗字で呼ばれ、反つて其の苗字で地名を變更する事さへある。そして前章で述べた樣に、其の配下の有力なる百姓に其の苗字を許るして居る故、同苗の古い分布から其の苗字の勢力が窺ひ得る事もあるのである。

けれど此處に注意すべきは、領土名を苗字とする小豪族の住んで居た地に、領主と同苗の百姓が甚だ尠い場所の多い事である、例へば前述した如く、甲州の勝沼、岩崎は共に武田一族で相當有名な苗字であつた。そして現今も他の地方へ行くと、勝沼と云ふ苗字も、岩崎と呼ぶ苗字も存在するに關はらず、肝心其の土地に行くとさう云ふ苗字が維新前にはなかつた樣に聞いて居る。又同國東八代郡に市川と云ふ可なり大きな町がある、此處は「東鑑」に市川別當行房、「大石寺本曾我物語」に一河城小太郎などと見えたる市川氏が、據つて居た地と云ふ事になつて居る。處が德川時代には此の村に市川と云ふ有名な家がなく、反つて附近村落には數多く見えるのである。

次に其の隣國信濃の諏訪郡に行くと、有賀と云ふ部落がある。此處は「東鑑」や「承久記」に見

ゆる有賀氏の起つた地で、其の後も此の氏は此處に據つて居たのであるが、今日此の地には有賀と云ふ苗字が一もなく、反つて隣村文出に二、小川に六、それから北眞志野に三、境村に二、湊村の小坂に三〇、と云ふ風に分布され、猶ほ他村にもあらう。

又濱と云ふ苗字が此の諏訪にある、これは爲朝後裔とも、諏訪氏の族とも云はれて居るが、此の地方に濱と云ふ部落がある故、其處から起つたと考へられる。處が此の濱村、今では上濱下濱の二つになつて居るが、共に濱と云ふ苗字が一つもなく、反つて附近、小尾口には三、新屋敷に一、間下に三十一、岡谷に七、大熊に三、花岡に四十二と云ふ風に甚た多いのである。

此の現象は何處へ行つても見られる事で、其の地の部落名を負ふ苗字、即ち苗字の名と居住部落の名とが同一であると云ふ家も、鄕士や神職と云ふ樣な特殊の家では時々存在するが（維新後の苗字は別である）多くは其れが反つて、隣村にあつて、肝心其の村に求め難いと云ふ事がよくある。此れは諸君が常に見聞せらるゝ處であらう。

勿論、此の反對に其の發祥地を中心として、其の地名を帶びた苗字が多く分布して居る事もあるのである。例へば此の諏訪郡に花岡と云ふ苗字があつて、花岡村に二十、小坂村に三十四、と云

ふ風に發祥地附近に密集して居る。又甲斐國中巨摩郡の加賀美村は加賀美遠光の居つた地だが、此の村附近には此の氏が多く、餘程廣い分布をなし、又少しく離れた地に飛んで居るのも尠くない。

此等苗字の分布は偶然にさうなつたのでなく、盡く相當理由があつたと考へねばならぬ故、よく〳〵思ひを廻らして見ねばならぬ。これが完全にわかれば我が家のみならず、其の地方の沿革がわからう。つまり其の地方の沿革を考へなければ、我が家の沿革も完全に探り難い。我が家の歷史と其の地方の發達とは極めて密接なもので、これを切り離して考へる事が出來ない故である。今二三の例を擧げて研究の栞としよう。

第十節　德川時代の同苗繁殖に關する調査

私の母の家は大和吉野郡白銀村の十日市と稱する山中の商業部落で、苗字を鎌田と云つて居る。此の村は丹生川陝谷と八ッ川陝谷との分岐點に出來た小さな村に過ぎないが、一層奥の天の川や十津川に沿つた諸部落より、吉野町や五條町に行く要衝に當つて居る故か、維新前までは一村殆

んど商賣屋で山中の大阪と自慢して居たさうである。母の家と同苗なのは十三軒で、之を鎌田一黨と云ひ、他に水口とか、笠屋とか、伊勢屋とか云ふ黨があつた。内、鎌田一統は市原屋一黨と花屋一黨とに分れ、前者には山一、角一、丸一、轡一等の家々があり、後者には山十、山左、山桊等の家々があつたが、其の起源を探ると、花屋黨の本家山十は市原黨の本家山一の分家である。つまり花屋は市原屋より分れ、山一の山を採つて山十と云ひ、それから分れる家々には山の字を與へ、本家の市原屋の分家は一の字の方を傳へて行つたものである。其處で此等鎌田一統の總本家は市原屋と云ふ事になるのだが、其の屋號の市原と云ふのは、此處から程遠からぬ市原と云ふ部落から創つた名稱で、其處のサイゼン寺と云ふ寺が鎌田の總本家だとなつて居る。傳説に據れば此の一族は鎌田左衞門尉政家の後裔と稱し、私の小供の頃、その七百年忌を營んだ事もある。けれど此の寺と十日市の鎌田一黨とを除けば、此の附近、他に鎌田と云ふ苗字のあるのを聞かない。又十日市と云ふのは本當の部落名ではなく、他に汙入と云ふ風な地名を持ち、發祥地と思はるゝ市原は其の名稱より考へて古く市のあつた地に違ひがなからう、そして鎌田一統十三軒と云ふけれど、嫡庶がはつきりして居る處を見れば、極く新しく分家を多く出して數が增

した丈で、市原屋一軒のみであつた時代が、それ程古いと思へぬ。此等から考へて見ると、もと十日市と云ふ商業部落は市原にあつたもので、鎌田某なるものも其處で商業を營んで居たが、土地の變遷で市は一層便利な十日市に移つたので、鎌田某も十日市に轉じ、少し金を儲けて分家花屋等を出し、花屋も又分家を出して結局十三軒になつたものと思ふ。其の移住の時代はわからぬが、恐らく近世に這入つてからで、分家を出して數軒に分れたのは勿論近い世の事と考へられるのである。私は學生時代に一度行つた丈で實際に調べた譯でなく、以上は母の話を基とし地圖を見ながら考へたのみに過ぎないのたが、諸君は各々自家の發祥地を調べたなら、もつと面白い調査か出來るに極つて居ると云ひたい。

さて斯樣に德川時代に入り一軒が十三軒に增すと云ふ樣な事もあるが、これは德川時代比較的豊かであつた商家、或は新開地に見るべき現象であつて、古い村では人民の繁殖が極めて遲々であつた。これは德川時代に於いて我が國の人口が餘り增加して居ないと云ふ大局から考へてもわかるのである。

武士は知行で衣食して居たが、二男三男にまで祿を分つ事は德川初期の事で後には出來なくなり

二男三男は他に養子にやるより外に途がなかつたので、多くの場合産兒の制限が甚だしく行はれて居たのであるが、百姓も同樣で新田等のあつた場合を除けば、二男三男に土地を分ち家を建てやる事は餘程の財産がなければ困難であつた。其處で尠しく調査すればわかる事だが、維新前分家を出したと云ふ家は、大體の上から考へると、其の數が甚だ尠いのであつて、それは德川時代に於いて我が國の人口が餘り增して居ないと云ふ事實と符合するのである。

其處で新開地の、次第に開墾さへすれば衣食に困らぬ土地か、或は豪商で盛んに分家を出した家を除けば、一軒の家が德川時代に其れ程多くの家に分れたものでない。果して然らば今日地方で見る如く、同苗の甚だしく多いのは、德川時代以前にさうなつたか、或は他に原因を求めねばならぬのである。

南北朝以來戰國時代まで打ちつゞく戰亂で斷絕した家も、大いに榮えて一家が數家に別れたのもあらう。けれど一地方丈で考へると絕え間なく戰亂が續いて居た譯でない。又人口戶數の增加は其の土地の生產力に支配されるのである故、盛んに新墾出來る荒地を自村或は附近に多く持つて居た村でなければ、一軒の家が數十軒に分れる筈がない。そして一方苗字の起原を考へると、一

般庶民の苗字は南北朝以後のものであるらしいから、否、たとへ今日の百姓苗字を鎌倉初期からあつたものとしても、平安朝の我が國の人口を一千萬人とし、徳川時代寛政の人口を二千五百萬人であつたとすると、我が國の人口の增加は平安朝から德川時代にわたつて、僅に二倍半に過ぎない故、戸數も一戸が二戸か三戸になつたに過ぎない勘定である。しからば今日同地方に同苗の甚だ多いのを、一軒の家より漸次分家に分家を重ねたものとは見難いのである。勿論さう云ふ場合もあらうが、一般にはさう見られぬ。殊に前述の如く此れでは其の苗字が苗字地に全く無く、附近に驚くべく多い事實を說明する事が出來ない。然らば之を如何に說くべきか、次に之を考へて見よう。

第十一節　氏名卽苗字の起原

以上の如く同地方同苗の多い現象の內、其の苗字が直ちに古い氏である場合には、容易に說明する事が出來よう。何となれば古代の氏は未開の地に移住し、其の地を開墾しながら子孫を繁殖させたのである故、いくら子供が多くとも、孫が殖えても、土地に不足がないので、働きさへすれ

ば幾らでも子孫を殖やす事が出來た。つまり當時は土地よりも人が尊かつた、土地は無限だが、人は尠かつたからである。其處で「大寶神龜等の戸籍」を見ると、庶民でも妻の外に妾を持ち、多くの子や孫を設けて居る故、一戸數十人に達するのが常で、一郷殆んど同姓と云ふ現象も呈して居た。斯樣な人口增加は維新以後にはあるが、平安朝以來では德川時代まで永く見られなかつたのである。

斯くの如く中古までの氏は繁殖したい放題であつた上、配下の人まで何時とはなく主人と全く同姓になつたから、其の數が頗る多い。從つて一つの氏が開いた村は殆んど其の後裔によつて滿されて居たと云つてもよいのである。例へば前述した加賀美氏の發祥地甲斐國中巨摩郡加賀美村は古く各務とも書いた土地で、其の西隣美濃國の各務氏が移つて來て開いた村と考へられる。美濃の各務氏と云ふのは同國の大族であつて、各務郡各務郷が和名抄に見えるばかりでなく、各務郡の外厚見郡の大領も亦各務氏であつた事が三代實錄に見えるので、餘程廣い範圍に蔓つて居た事がわかる。此の各務氏は一つ山を越えて甲州にも移り、加賀美村の外鏡中條と云ふ村も出來、そして前述した樣に附近に多くの加賀美氏が繁殖し、信濃諏訪郡にも移つたと見えて、同郡萬久保村に

のみ十四戸程ある。斯くの如きは古代姓氏では當然な事なのである。
然るに今日加賀美氏の出自を說くもの何れも皆鎌倉初期に出た加賀美二郎遠光の後裔と云つて居る。甲州に數多い加賀美氏を斯く說くばかりでなく、諏訪郡の加賀美氏も十四戸共に三階菱を紋章として居る處を見れば、さう傳へて居るに違ひなからう。さて加賀美遠光と云ふ人さへ明かに武田氏と同族で、淸光の子であつたか否かがわからぬ、或は此の地方加賀美族の頭梁たる人であつたかも知れぬが、東鑑に武田一族として居る故、先づ其れを信じてもよい。彼の次男は加賀美小二郎長淸で信濃國守護となる、所謂小笠原氏の祖であり、長男秋山太郎光朝は同郡秋山に據つて秋山氏の祖となつた。此等の外に遠光の子に三男四男もあつて或は加賀美氏を稱したものもあらう。(分脈に加賀美二郎光淸が見える)けれど古くから居た各務氏、卽ち加賀美氏を其の後裔と見る事は出來ない。又古くから澤山に居たのが皆死絕えて、遠光の後裔のみが蔓つたとも考へられぬ。前述の如く鎌倉時代の苗字はまだ字の性質を帶び、一族でも別れて他の地に行けば新地名を苗字とするのであつた。室町時代から苗字は氏らしくなつたが、それから今日見る如く、多くの加賀美氏が別れたとは如何にするも思へない。然らば加賀美氏が配下に其の苗字を許したのかと

云ふに、少しく遠くへ別れた加賀美氏の内には立派な家もあるが、加賀美村を中心とする地方の加賀美氏には餘り大家がない、他に矢崎、河西、保坂とか云ふ豪家があるのに、加賀美と云ふ苗字には大家のあるを聞かない。其處で配下の名家に同苗を許可したとも考へられない故、此等數多い加賀美氏は遠光の子孫でも、また苗字を許可されたのでもなく、古代から數多い加賀美氏の後裔と見た方がよいではないか。斯樣に苗字が氏名である場合には、うまく說けるのである。

第十二節　地名即苗字の起原

然らば古代姓氏でない苗字で、數の多いのを如何に說明すべきか、例へば前述した有賀氏は信濃諏訪郡に多く、一部は甲州にも溢れて居るが、多數の有賀氏を「東鑑」や「承久記」に見ゆる有賀四野並に其の一族の後裔と見るべきか、或は此の有賀氏が配下の有力者に與へたものと解すべきか。濱氏に於いても同樣で、武家たりし濱氏の族裔及び其苗字を賜はつた人々の後裔と見るべきか。多數の內には眞實史籍に見ゆる有賀や濱の後裔と云ふものもあり、又特に許可されたのもあるであらうが、到底全部さうであつたと見られない。何となれば有賀氏は有賀村より起り、

其の地に砦を構へて居たと云ふのである、然らば有賀氏の後裔及び有賀氏より其の苗字を與へられた有賀氏は有賀村に最も多く住むべき筈であるのに、後世一軒もないと云ふ事が、これでは說明が出來ない故である。勿論領主であつた有賀氏は或は敗戰の結果他に移つたと見てもよい。足利時代の領主で室町末期の强食弱肉の世に全く滅亡するか、他に流浪するか、僅に鄕士神職等となつて其の名殘を止むるかの例が、何れ程多いか知れぬのである故、領主の後裔が居なくとも怪しむに足らぬ、けれど其の一族や配下の士までが、盡く他へ移つたとは信ぜられるものでない。今日有賀村にて最も數の多い苗字は小泉氏の五十一、平林氏の廿八、中澤氏の廿三、笠原氏の十五、笠原宮下兩氏が共に十四、其他北澤氏十三、矢花氏九、中嶋氏五等がある。或は領主敗北の際全部戰死するか逃亡した事もあらう、けれど近村に甚だ多く殘つて居る事が說明出來ない上、領主の後裔と云つて一二軒が豪士として殘つて居る例が他に可なり多いので此の解釋もむづかしい。此處に於いて苗字が其の苗字地に無く、反つて附近に多いと云ふ現象は次の樣に考へられよう。

1、前述の如く室町時代になつて苗字と云ふものが、尊重された結果多くの領主は自己と同一の苗字を居村の百姓に稱へさせなかつた。百姓も遠慮して之を名乘らなかつたのであらうと思ふ。

２、けれど隣村に行けば其の支配地でないから之を禁ずる事が出來ぬ。其處で其の村から隣村に移つて行つたものは遠慮なく舊地名を苗字としたであらう。又政策上他村の百姓には之を與へた事もあらうと想像してもよい。有賀氏の例で云へば、有賀村より他に移住した百姓は有賀を苗字としたが、有賀村居住の百姓は之を稱へる事が出來なかつた。同村に最も多い小泉氏は、郡内他に餘り聞えない處を見ると、これが有賀村の個有民で村内の小地名を氏としたものであらう。

斯樣に發祥地に其の苗字がなく隣村に多い反對に、其の苗字地のみに多く他に餘り見出せない苗字がある。例へば前述した諏訪の花岡氏の如きもので、此の苗字は現今湊村大字花岡區に二十軒と、同村大字小坂區に三十四軒あるが、他に餘りない。また其の小坂區には小坂と云ふ苗字が五十もあるが。郡内他に小坂と云ふ苗字を聞かないのである。此處に於いて此の二苗字の如きは極めて自然的の發達をしたもので、花岡は花岡村より起り、小坂は小坂村より發祥し、其のまゝ何等の妨害もなく長く居處を移さなかつたものと考へられる。斯樣に考へて來ると、苗字と云ふものは最初領主も百姓も一樣に其の居住地名を名乘つたものと考へるのが適當かも知れぬ。

第十三節　苗字地と眞の發祥地、並に部落の歷史

多くの場合、苗字地が其の苗字を稱する人の發祥地と見てよい。そして前節最後の例の二箇の如く其の苗字地附近にのみ多くして、他に尠いのが最も自然的で、(1)領主の苗字を避けるとか、(2)領主が自己の苗字を許すとか、(3)商業民や、(4)新開地に移住する者とかを除けば、斯くの如き狀態に當然なるべきもの　のと思はるゝ故、苗字地から離れて遠くに居る者は、次の樣に考へて來ねばならない。

第一　自分の家は眞實苗字地から來たものであらうか、それならば如何なる理由で今の地に移住して來たかを充分に考慮する必要があらう。しからば其處に我が家の歷史中最も興味ある局面が展開されると思ふ。

第二　處が之に反して、調査の結果自分の家は如何しても苗字地から來たものゝ樣でないとすれば、如何なる理由から今の苗字になつたか考へねばならぬ。そして前述した樣に、其の苗字地の領主から許可されたものとすれば、自分の家は當時どんな家格であつたか。また姻籍關係から他

の苗字になつたか等を種々考へて、更に其れ以前の苗字を探つて見ねばなるまい。斯様な調査、並びにこれからの研究には、前述した如く其地方の沿革を併せて研究して行かねばならぬ、文書記錄等の文献でわかる部落の沿革や、產土の社、其の他の社寺、並に廢社廢刹、他の遺物、遺蹟、傳說、土俗等からの推定や、猶ほ地形地勢なども考へて行かねばならぬから、發祥地より進んだ家系の調査は結局村落、も少し廣く云ふと、其の地方の沿革を完全に知る事になつて來よう。

そして特に斯様な進んだ研究になつて來ると、最初に注意した如く最も自我を沒却せねばならぬ即ち自分の家が如何につまらなくなつて來ても榮枯盛衰は世の恒として忍ばねばならないのである。また從來の系圖等に誤られて、其の地方、或は遠からぬ距離に苗字地があるに關はらず、遠隔なそして史上に有名な同苗の起つた地と關係をつけて考へてはならない。浪人でない限り移動は極めて少かつたからである。

多くの場合苗字の發祥地は其の郡か、隣郡にあるに極つて居ると極言したい程で、たとへ現今の村名や大字名、小字の名等になくとも、俗稱の地名、或は滅び失せた地名に之を求むる事が出來

ようと思ふから、よく〱探して見るのが先づ第一の仕事であつる。

斯くして我々は發祥地なる部落の歴史や、平安朝時代何郷に屬して居たかと云ふ事や、其の他氏神產土神、若しくは傳說等の調查から、自己の發祥地には平安朝の頃、如何なる氏が住んで居たかを知る必要がある。これが從來述べた諸々の最後の目的で、結局、我々は通稱や、實名や、家紋や、苗字や、此の發祥地の調查によつて、自分の家の氏が何と云ふのであつたかを探るのである。勿論今までの研究で、もつと早く自分の家の氏を見つけ出す事の出來た人もあらう。けれどこれ等を總べてやらねば眞の氏がわからぬ、名や紋や苗字の研究だけでも何とか氏に到達する事が出來る。けれど果して其れが眞の氏であらうか、誤解と虛僞とで、氏は恰も宗旨の如く變つて居るのが恒である。それには相當の理由もあり、間違つて居ると云ふ事を探るのも必要だが、それで滿足して居ては最後の眞系に達する事が出來ぬ。其處で從來述べた點の何れをもやつて見る必要があるのである。

そして最後發祥地に中古住居して居た氏がわかれば、それが我が家の直系の先祖でないとしても自分の受けた血の大部分は其の氏から受けたものである事を知らねばならぬ。たとへば自己の發

祥地が平安朝の頃物部郷で、古代から物部氏が住んで居た地とすると、自己男系の先祖が他國から來た人と假定しても、吾々の先祖は數百年間、物部氏後裔の人と結婚をつゞけて來たのである故、我々の血の大部分は物部氏から受けたものと云はねばなるまい。又郷里の氏神が眞實自分の神である事もわかつて來よう。

その上、この發祥地部落の眞の氏がわかれば、從來傳へられた氏、それが眞實であるか、虚僞であるか、それもわかつて來よう。又眞實とすれば如何なる緣故で其の地へ來て、何をしたかも想像して見るがよい、かくして我々は初めて眞の家の歷史がわかつて來る、やりだした限りは此處までやつてほしい。

第九章　系譜の沿革と其の種類

第一節　最古の系圖

以上の調査研究によつて、我々は自巳の氏を知り、又發祥地がわかり、うまく行けば、鎌倉時代

頃までの自家の沿革がわからう。然らば其の次には何をなすべきか、それを述べる前に、系圖の發達や、現在ある系圖の事や、其の眞僞などを語つて置く必要がある。それは家系を調査する上に必要であるばかりでなく、僞系圖と云ふものが今だに大きな價値を持ち、一見直ちに僞作であると看破出來る樣な家系圖で滿足し、又傳來の系圖を持たぬ人は早く如何かして此等の僞系圖に附會しようと急(アセ)つて居る故、一體系圖と云ふものは如何んな發達をなし、今日どう云ふ種類のものが殘り、僞系圖と云ふものはどんなもので、如何に取扱へば有效になるかと云ふ事を述べて置かう。これは家傳來の系圖の有無に係はらず、必要な事と思ふのである。

今日現存する系圖の數は何萬あるか、何十萬あるか分らぬが、兎に角數へ切れぬ程多いと思へばよい。その內で一番に古いのが丹後國天の橋立に鎭座する籠神社所藏の「海部系圖」と、近江八景で有名な三井寺所藏の「和氣系圖」とであるが、事實は最つと古くからあつたに違ひない。それは官撰國史の最初のものなる「日本書紀」にも、もとは系圖一卷が添はつて居たとある事丈を述べても充分であらう。この系圖は「本朝書籍目錄」に舍人親王（日本書紀の著者）撰とした「帝王系圖」一卷が其れに當るのであつて、現存はして居ないが、鎌倉時代の中期（後深草天皇朝）に出來て、日

本書紀の註釋書として、最も權威のある「釋日本紀」(卜部懷賢著)に載つて居る帝王系圖が之れであらうと說かれて居る、果して然らば此の「釋日本紀」の帝王系圖が現存する系圖の最も古いものと云はねばならぬ。しかるに「日本書紀」には更に「譜第」、「帝王本紀」等を引用して居るが、其れ等も要するに系圖か系圖らしきものであつた樣に考へられる。又同書持統天皇の五年八月條に

　辛亥、詔㆓十八氏、大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀伊、平群、羽田、阿倍、佐伯、采女、穗積、阿曇㆒、上㆓進其祖等纂記㆒、

と見えて居るが、これも諸氏の「本系帳」(後に說明す)の類で、亦系圖の一種と見る事が出來る。又現存する書籍の內で最古の寶典として珍重されて居る「古事記」も、上卷と中卷の半分ばかりは神話や、傳說や、歷史的事實が載せられて居るが、他の殆んどは皇室の御系圖と云つてよい。唯系線を用ひ、圖になつて居ないと云ふ丈である。更に溯つて推古天皇の二十八年に聖德太子が蘇我馬子と議して、お作りになつた「天皇紀、國紀、以下臣連、伴造、國造、百八十部公民等の本紀」と云ふものも、蘇我氏滅亡の際に亡び失せて今日其の內容を知るに由ないが、其の大部分

は諸氏の系譜から成立して居たのであらうと云はれて居る。

猶ほほんの一部分殘存するに過ぎないが釋日本紀に引用されて居る「上宮記」の記事は、圖になつては居ないが、系圖書きの最古のものと云つてよい。この記事は繼體天皇の父系と母系とを擧げたものであつて、古事記や書紀に見えない事まで載せて居るので極めて尊重すべきである。

更に溯つて考へるに、古事記や日本書紀に載つて居る仁德天皇以前の皇室御系圖と云ふものは、末子相續になつて居て、極めて貴重な史實を今日に傳へて居るのであるが、斯樣な古い御系圖がいくら物覺えのよい古代の人でも、心覺え丈では聖德太子時代まで傳はる筈がない故、餘程古くから文字に書かれた御系圖があつたと見ねばなるまい。

斯くの如く吾が國の歷史は、現存するものより見ても、推測されるものから考へても、系圖から始つて居ると云つてもよい。然らば何が故に、斯樣な現象を呈するかと云ふに、これは極めて系統を尊ぶ國風であつたからで、一般に世官世職の結果として、上下等しく系圖を尊んだが、其の尊び方は單に名譽上からでなく、政治上、社會上の必要からであつた。其の系統を有するが故に其の官職たり得たのであつて、多くの官職に於いては其の官職についた歷代の官吏が其の儘其の家

の先祖であつた。卽ち系圖は其の人の生命であつて、之を維持する事が眞劍であつた爲である。

第二節　氏族志と姓氏錄との勅撰

中古の最初大化の改新により世官世職が廢されて人才登用の世の中となつたが、何と云つても長い間の風習で、門閥と云ふ事も社會上のみでなく、政治上に於いても重大なる意義を持つて居たので、前述の如く持統朝に大三輪氏以下に纂記を上進せしめると云ふ樣な事をなさつたが、猶ほ古事記、日本書紀は勿論、それに續いて編纂された「續日本紀」、「日本後紀」、「續日本後紀」「文德實錄」、「三代實錄」等の官撰の國史にも、姓氏系圖に關する記事が極めて多いのである。殊に淳仁天皇の天平寶字年間には名儒を聚めて「氏族志」を撰ばしめられた。惠美押勝の亂で出來上らなかつたが、其の計畫は引續いて、桓武天皇の延曆十八年十二月にも、天下の臣民に勅して本系帳を奉らしめ給うた事がある。卽ち「日本後紀」の同年條に、

戊戌(十九日)、勅す、天下の臣民、氏族已に衆し、或は源を同じうして流別なるあり、或は宗を異にして姓同じきあり。譜牒に據らんと欲すれども多く改易を經、籍帳を檢するに至り本枝

を辨じ難し。宜しく天下に布告し本系帳を進めしむべし。三韓諸蕃亦同じ。但し始祖及び別祖等の名を載せしめ、枝流並に繼嗣の歷名を列する勿れ。若し元貴族之別に出づる者は宜しく宗中長者の署を取りて之を申すべし。凡そ厥の氏姓率ね假濫多し、宜しく確實たるべく、詐冒を容す勿れ。來年八月三十日以前、惣べて進了せしむべし。

と見えるのである。

けれど何しろ氏族志を編纂すると云ふ事は大事業であつたので、出來上らない內に、天皇が崩去せられて一頓挫を來した、だが其の御遺志は嵯峨天皇の紹がせ給う處となつて、「新撰姓氏錄」が出來上るのである。此の書は萬多親王以下、藤原朝臣園人、同緒嗣、阿倍朝臣眞勝、三原朝臣弟平、上毛野朝臣頴人等の撰んだもので、弘仁六年七月二十日に上奏した。目錄を併せて三十一卷左右兩京五畿內一千一百八十二氏の出自家系が載つて居る。撰者としては斯く萬多親王以下大官の名を載せて居るが、實際每日其の衝に當つたのは、卷末に署名せる石河朝臣國助、伊豫部連年嗣、越智直淨繼、高志連正嗣、大伴宿禰根守、大田祝山直男足、昧部公廣河、內藏忌寸御富の八人であつたらう。

斯くの如く此の書は淳仁天皇以來の計畫であつて、直接には桓武天皇の叡慮から發したものであり、又親王を總裁とした大著述だが、これは「日本書記」が舍人親王を、「大寶律令」が刑部親王を編纂の總裁としたのに倣はれたものであらう。斯くの如きは、同時代に出來た「續日本紀」以下の「五國史」や、「養老律令」以下「令義解」、並に弘仁、貞觀、延喜の「三代格式」等の官撰大編纂事業にも見ない處であつて、如何に大仕掛であつたかを語るものと云つてよい。實に當書は「日本書紀」、「大寶律令」にも比肩すべき大編纂であるが、殘念な事には、松下見林や栗田寛等の先輩が旣に說かれた如く、今傳はる「姓氏錄」は抄略本であつて原本でない。それは三十一卷とあるに關はらず、餘りに分量が尠な過ぎる點からでも察しられるのである。三十一卷と云へば日本書紀と同卷數である、勿論一卷の分量なるものは定まつたものでないが、古事記以下此の時代に出來た書物の例から推すと、餘りに薄過ぎる。殊に「政治要略」「太子傳玉林抄」「東大寺要錄」と云ふ樣な確實な書籍に引用された姓氏錄の一節から云つても、さう見ねばならぬ。其の外にも「坂上系圖」の如く多く「姓氏錄」の文を引用して居るが、今の本には見えないのがある。少し橫道に入るが一例として政治要略の文を引き、姓氏錄の同條と比較すると次の如くである。

政治要略第二十六卷引用の姓氏錄に

多米宿禰、出レ自二神魂命五世孫天日鷲命一也、(十)四世孫小長田、稚足彦天皇(謚成務)御世、仕二奉大炊寮一、御飯香美、特賜二嘉名一、負二朕御多米一、六世孫三枝連男倭古連之後、天渟中原瀛眞人天皇(謚天武)御世、改賜二宿禰姓一、

と見ゆるに關はらず、今の姓氏錄には

多米宿禰　同神(前の條に神魂命とあり、同神はそれを承けたるものとす)五世孫天日鷲命之後、成務天皇御世、仕二奉大炊寮一、御飯香美、特賜二嘉名一、

と見ゆるのみである。一見直ちに前文の抄略であるを覺る事が出來るであらう。斯樣に今の姓氏錄は抄略本である故、文句が飛んで解し難き點があり、且つ一體に簡潔過ぎて遺憾な點が尠くないが、今更如何ともする事が出來ぬ。

猶ほ姓氏錄所載の氏は左右兩京と五畿內とだけであるが、其の左右兩京五畿內の氏の中にも此の書に漏れたものが尠くない。其處で此書に載つた氏は、京畿の內でも相當な氏のみであつた事が察しられるのである。從つて當時の氏を窺ふとするには、前後の國史は勿論、地誌、法典、詩集、

戸籍、計帳、其の他所有る典籍、記錄、文書から氏族系圖に關するものを蒐集せねばならぬが、拙著「姓氏家系辭書」には其の殆んど總べてを網羅してあるから、詳細は同書を見てもらへばわからうと思ふ。

第三節　平安朝時代の系圖

姓氏錄の出來た前後には和氣淸麿が中宮の敎を奉じて撰んだ「和氏譜」、齋部廣成が同氏の衰微を歎いて書いた「古語拾遺」、高橋氏が同職安曇氏と爭つて提出した「高橋氏文」等があり、又天御中主尊を始祖とし皇國のみならず、魯王、吳王、高麗王、漢高祖命等までを載せて、倭漢諸帝王を一系のもとに載せた「倭漢惣歷帝譜圖」と云ふ樣なものもあつた。以つて當時系譜の研究が盛んであつた事が察しられよう。けれど其の多くは今日に傳はらず、殊に最後の譜圖は「倭漢を一系にして天宗をけがした」と云ふ樣な事から大同四年二月、諸司官人等の藏する所のものを全部進めしめて、若し隱匿する者あらば罪に問ふと云ふ事になさつた、卽ち今日の發行停止となつたのである。

其の後も貞觀五年には「近江國坂田郡穴太氏の譜圖は息長・坂田酒人の兩氏と卷を同じうして官に進めよ」と命令し、また元慶三年には「五畿七道諸國の神社祝部氏人の本系帳を三年に一進せしむる」事が國史に見え、又延喜六年六月八日に大中臣氏の人々から上つた「大中臣氏本系帳」が「中臣氏系圖」に引用されて現存し、それに、

去る貞觀五年十一月三日件の帳を勘造し、官に進め畢る。而して先帳年を歷、後生未だ載せず。

と記して居るので、姓氏錄が出來てからも諸氏から本系帳を上らしめた事がわからう。而して前述の如く「海部系圖」、「和氣系圖」等が現存して居るので、少し立派な家には各々系圖を藏して居た事がわかるのである。

其の內本系帳は官に進め一族の爭を防ぐものであるから、其の編纂には多くの年月が要したものと見え、大中臣氏本系帳にも、

先後の本系及び家々の古記、戶々の門文等を鳩集し、去る寬平五年より十四載の間に實錄粗ぼ畢る、仍て集めて卷となし、名づけて新撰氏族本系帳と曰ふ、總べて一卷に造り、以つて四通を寫し、一通例に准じて省庫に送納し、三通各々分授して三門に置く。

と見えるのである。他の本系帳も同様であつたらう。猶ほ此等、諸氏各々の系圖、本系帳の外、多くの氏々の系圖を蒐集類別したものもあつたと見えて、「本朝書籍目錄」には「神別記」十卷（日本紀私記曰、天皇天孫、事具在二此書一）、「帝王本紀」、「雜氏本紀」、「庶民本紀」、「神別雜氏記」を載せ、釋日本紀引用私記に「王氏枝別記」、「氏族略記」等を擧げて居るが、皆今に傳はらないのは惜しむべきである。この外家系血系と云ふとは少し違ふが、莊園傳承の系圖と云ふ樣なものも可なり殘つて居り、又近江敏滿寺の「佛舍利繼承系圖」と云ふ樣な寶物傳來の系圖、及び眞言宗などでは師資相承の傳統を載せた血脈と云ふ一種の系圖が此の時代から創つて居る。

第四節　尊卑分脈の勢力

次いで鎌倉時代・武士の世となつても系統は貴重なものであつた。武士が戰場に出でて名乘を揚げる際、先祖の勳功を數へたのも其の結果であつて、系圖も次第に筆にして之を子孫に傳へると云ふ事にしたが、餘りに系統を重んずる結果として、多くは武士勃興の起原とも云ふべき天慶承平の亂に武功のあつた源平二氏、及び秀鄉流藤原氏に系統を假托した事は惜しむべきである。そ

して一方都では平安朝の初期までは古代の名族が多く殘つて居たが、それ等は漸次衰へて藤原氏のみ彌が上にも蔓つた爲、公卿の家としては藤原一門が大部分を占め、他には源氏、平氏、菅原氏、大江氏、大中臣氏等の數氏を殘すに過ぎない事となつた。其處で南北朝の終り頃に出た碩學洞院公定によつて編纂された「尊卑分脈」は、當時の公卿は勿論、有名なる武士の家を網羅したに係はらず、氏としては源平藤橘以外、僅に中臣氏、菅原氏、大江氏、高階氏、及び諸氏として清原、中原、小槻、和氣、丹波、賀茂、安倍等を擧くるに過ぎない。

勿論分脈所載の各家々も其の眞實の系統を探れば、もつと種々の氏々があるのだが、兎に角表面はさう云ふ風になつて居る。而して分脈以外鎌倉末期に出來た系圖としては「中臣氏系譜」、「度會氏系圖」、「武藏七黨系圖」と云ふ樣な有名なものがあり、又赤松、菊池、名和、大内、嶋津等名族の諸系も尊卑分脈に脱れて居るが、それ等を併せても源平藤橘の範圍を出づるものが甚だ尠いのである。そして此の後作られる系圖の多くは、出自がわからなくなれば此等の諸氏に牽强附會し、更に後人は分脈に據つて其れを修補した故、今日の系圖の大部分は尊卑分脈の延長か、然らずば補遺と云ふべき性質を持つて居る。

第五節　徳川時代の系圖

室町時代に出來た系圖も尠くないが、多くのものは徳川初期まで書き次がれて居る。そして其等によつて徳川初期には諸家系譜傳と同系圖纂とが出來あがつた。內「寛永諸家系譜傳」は幕府の官撰で、太田備中守資宗之を監修し、林道春等が大名旗本より提出した呈譜を基として編纂し、寛永二十年に完結したもので、全卷數百八十六、諸侯以下幕臣の系圖が載つて居る。次に「諸家系圖纂」は徳川光圀が丸山可澄に命じて蒐めしめた諸家の系圖集で、七十二卷からなつて居る。

この後系圖の調査は益々盛になり、一見すると內容の頗る整つたものが多く現はれたが、比較的に正直と云ふ點から云ふと、此の兩書に收つて居る系圖が徳川時代諸系圖の双璧と云つてよい。幕府では其の後貞享年間にも諸侯諸士から家譜を奉られしめた、所謂貞享の書上なるもので、次に云ふ寛政系圖中各所に引用されて居る。かくて寛政年間に至り再び大編纂が始つた、所謂「寛政重修諸家譜」で、老中堀田正敦を頭とし、大學頭林衡以下屋代弘賢等前後編纂に當るもの實に五十餘人、寛政十一年より文化九年まで、十四年の歲月を費し、遂に一千五百三十五卷の大編纂

を完成したのである。

猶ほ斯くの如き系圖集の編纂は單に幕府のみでなく、諸藩も多く之に倣つた。北は南部、秋田、伊達の諸藩より、南は嶋津に至るまで大藩は勿論、小藩も、亦多く其の藩士より家系を提出せしめて系圖集を編纂せしめたから、今日立派な士系錄を殘して居る藩も尠くないのである。のみならず「新編會津風土記」、「上野國志」、「新編常陸國誌」、「新編武藏風土記稿」、「尾張志」、「丹波志」、「藝藩通志」、「防長風土記」等、其の他數多き地誌は官撰と民撰とを問はず、領內名族の系譜或は類似の記事を多く載せて居る。斯くの如く諸侯、旗下、各藩の諸士は各々主命によりて系圖を提出せざるべからざるに立到つたから、勢ひ各地に人を派して其の調査に當らしめた結果として、何時とはなく其の風は民間にも波及し、地方の名家も亦多く一本を藏するに至つた。其處で現在日本國中に存在する系圖の數と云ふものは何萬あるか何十萬あるか知れないのだが、其れが何れ程の價値を持つて居るか、私の見た處では其の殆んどが僞系圖と云つて差支へないのである。けれど僞系圖中にも見方によつては價値のある部分があるのであつて、むやみに貶す事が出來ぬ。其れ等の事は前にも少しく述べ、これからも說くのであるが、其の前に系圖の種類について述べ

て置かう。

第六節　書下風の系圖

血統並に家系を書き誌した系圖書きには大體次の種類がある。

第一、書き下しになつたもの

今日殘つて居る系圖書きで最も古いものは、恐らく「釋日本紀」に引いて居る「上宮記」の一節であらう。今其の一部を載せると次の如くである。

伊久牟尼利比古大王生ニ兒伊波都久和希一、兒伊波智和希、兒伊波己里和氣、兒麻和加介、兒阿加波智君、兒乎波智君、娶ニ余奴臣祖名阿那爾比彌一、生ニ兒奴牟斯君、妹布利比彌命一也

これを流布文字に改め今の系圖書きにすると、

垂仁天王―石衝別―石城別―石己里別―麻和加介―阿加波智君―乎波智君

乎波智君＝阿那爾比姫（江沼臣祖）
　├都奴牟斯君
　└振媛

となろう。次に「古事記」神功皇后の御系圖を擧げると

此天皇（中略）娶丸邇臣之祖日子國意祁都命之妹意祁都比賣命、生御子日子坐王、（中略）次日子坐王、娶（中略）息長水依比賣、生子、丹波比古多多須美知能宇斯王、（中略）其美知能宇志王娶丹波之河上之摩須郎女生子比婆須比賣命、次眞砥野比賣命、次弟比賣命、次朝廷別王、此朝廷別王者三川之穗別之祖、此美知能宇斯王之弟水穗眞若王者近淡海之安直之祖　次神大根王者三野國之本巣國造長幡部連之祖　次山代之大筒木眞若王娶同母弟伊理泥王之女、母泥能阿治佐波毘賣、生子迦邇米雷王、此王娶丹波之遠津臣之女、名高材比賣、生子息長宿禰王、此王娶葛城之高額比賣、生子息長帶比賣命、次虛空津比賣命、次息長日子王、

の如くで、共に娶、生等の語を除き、系線で續けたならば、直ちに今の系圖となるのである。後世の系圖が斯樣な書き方から發達した事は、圓珍の和氣系圖と比較すれば直ちにわからう。即ち和氣系圖の一部を示すと、

- 次與呂豆之
  - 子加都之 ── 子和母之 ── 子斗之 ── 子大庭之
  - 次牟久太之
    - 子志己比止
    - 次義太

まだ「次」とか「子」とか「之」とか云ふ語を人名に添へて居るのである。

第七節　世數書系圖

第二　世數書きの系譜、

次に「舊事本紀」の尾張氏物部氏の系譜の如く、同世數によつて名を列記したものがある。先づ物部氏の系譜の一部を擧げると、饒速日尊の事を最初に載せて、次に

兒宇摩志麻治命

　五十吳桃女子師長姬爲レ妃誕ニ生二兒一、

孫味饒田命 阿刀連等祖

　弟彥湯支命 亦名木開足尼

日下部馬津名久流久美女阿野姬爲レ妾生ニ一男一、出雲色多利姬爲レ妾生ニ一男一、淡海川枯姬爲レ妾生ニ一男一、

三世孫大禰命

弟出雲醜大臣命
倭志紀彦妹眞鳥姫爲レ妻生ニ三兒一、
弟出石心大臣命
新河小楯姫爲レ妻生ニ二兒一、
四世孫大木食命（三河國造祖出雲醜大臣之子）
弟六見宿禰命（小治田連等祖）
弟三見宿禰命（漆部連等祖）
兒大水口宿禰命（穗積臣采女臣等祖出石心命子）
弟大矢口宿禰命
坂戸由良都姫爲レ妻生ニ四兒一、
五世孫欝色雄命
活馬長沙彦妹芹田眞稚姫爲レ妻生ニ一兒一、
妹欝色謎命

弟大綜杵命

高屋阿波良姫爲ㇾ妻生ニ二兒ㇱ、

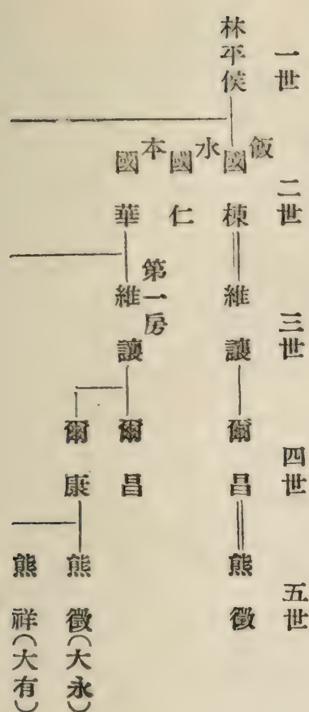
弟大峯大尼命

（以下略）

と載せて居る。つまり始祖より兒、孫、三世孫、四世孫、五世孫、六世孫……と云ふ風に、始祖より同世數になる人を集めて同列に載せて行く形式のものである。舊事本紀は其の序文に聖德太子の作と云つて居るが、其の後の記事も多く見えるので、一目直ちに後世の僞作である事がわかる。けれど既に鎌倉時代に出來た「釋日本紀」の各所に引用され、猶ほ同書は此の書を「古事記」「日本書紀」と同價値のものと見て居るので、鎌倉中期に於いて既に古書の如く信用されて居たに違ひない。然らば此の書は少くとも鎌倉初期以前のもので、恐らく平安末期の作と考へられるのである。そして此の書を古事記日本書紀等の古典と比較し、其の內容を仔細に調査するに、當書は當時存在して居た數多の史籍から編纂されたものに違ひないが、其の繼合はせ具合が非常に拙劣であつて、創造的僞作と思はれる點が甚だ少い。其處で之れを分析解剖して行くと、既に滅び失せた典籍の遺文を見出す事が出來るのである。

此の「物部氏世系譜」の如きも同書の他の部分と一致せない點などがあつて、もとは全く獨立して居たものを綴り合せたに過ぎないと考ふべき理由がある。而して其の内容より窺へば、持統天皇の五年に、大三輪氏等十八氏と共に上進せしめた石上氏の纂記を基とし、それに多少加筆したものだと考へられる。けれど此の舊事紀の物部氏世系譜の基礎であつた石上氏纂記の書き方も、斯樣な風であつたか否かはわからないが、同書所載三輪氏、尾張氏の例から云ふと、これも石上氏纂記を基として、斯樣な形式に書き換へたものと思ふが、兎に角此の形式は注目する必要がある。何となれば全く支那の族譜と形式を同じうするからである。

古い例を引かず、最近の事について述べると、臺灣の大族として有名な「林家の族譜」は



熊光（朝日）

第二房 維源 ─ 衢嘉（訓眉）
　　　　　　 祖壽（維記）
　　　　　　 柏壽（粕記）
　　　　　　 松壽（松記）

思 國英

源 國房　第三房 維徳 ─ 彭壽 ─ 忠
　　　　　　　　　　　 鶴壽（鶴木）
　　　　　　　　　　　 嵩壽（崇記）

であり、また浯江鄭氏の族譜は

一世	二世	三世	四世	五世
始祖 懐仁……	世輝……	國周……	崇華……	文治
			崇大	文謨
			崇岳……	光明
				谷雨
		國漢……	崇有	文知
			崇佛	文超
			崇廣……	文得

國晉……崇大

國唐……崇聰……文瑞
　　　　　　　　文王
　　　　　　　　文理
　　　　　　　　文美
　　　　　　　　文晡
　　　崇志……文榮
　　　　　　　　文顯
　　　崇吉……文哲
　　　　　　　　文超
　　　崇和……文理
　　　　　　　　文衍

國慶……崇封……文綬

である。何れも始祖より同世孫を同列に擧げて行く書き方で、舊事紀のと全く同一である。

此れ等は近代のもので其の父祖が明白な樣に書いてあるが、少し溯つて元史の皇室族譜になると、一世二世三世……等に當る人々を次第に戴せて居る丈だから、始祖との關係は明白であるが、

三世四世五世となると、誰の孫で誰の子だかわからない。同じく舊事本紀でも尾張氏の世系譜の内には、

九世孫弟彥命
妹日女命
次玉勝山代根古命
次若都保命
次置部與曾命
次彥與曾命
十世孫淡夜別命 弟彥命之子
次大原足尼命 置部與曾命之子
次大八埼命 彥與曾命之子
次大縫命
次小縫命

十一世孫平止與命

と云ふ様なのがある。十世孫淡夜別、大原足尼、大八埼の三人は其の父の名を知る事が出來るけれど、大縫と小縫との父は分明でない。又十一世孫平止與は十世孫五人の内の誰の子かわからぬ。斯様な例は支那には多いのである。

猶ほ此の日漢兩系譜の比較で大いに注目せねばならないのは、此の林家鄭家の族譜を見れば直ちにわかる様に、支那では同世孫の人が其の實名の一字に同字をつけて居るが、これは前述の如く我が國でも、平安中期に於いては此の風が盛んであつた。例へば藤原冬嗣の子は長良、良房、良方、良輔、良相、良門、良仁、良世と云ひ、長良の子は國經、遠經、基經、高經、弘經、清經と云ひ、基經の子は時平、兼平、仲平、忠平、良平と云ふ。また源氏でも經基の子を滿仲、滿政、滿季、滿實、滿快、滿生、滿重、滿頼、次に滿仲の子を頼光、頼親、頼信、頼平、頼範と云ふが如き、又平家でも高望の子を良望、良兼、良將、良孫、良廣、良文、良持、良茂と云ひ、良望の子を貞盛、繁盛、貞盛の子を維叙、維將、維時、維敏、維衡と云ふが如き皆それである、蓋し支那の風を眞似たものであらう。

斯様に同世孫の人々を同列に書いて行く形式は一時世に行はれたと見えて、今も時々見受けるが、後世多くは普通の系圖に書き改められた。處か其の際、系の引き方を誤つて混亂したものも尠くないらしい。阿蘇系圖、渡邊系圖等に於いて此の現象を見るのである。

第八節　本系帳風の系譜

第三、本系帳風の書き方、

延暦十八年、氏族編纂の爲に天下の諸氏に本系帳を奉らしめた事は前に述べたが、「弘仁私記」に據ると「天平勝寶（聖武朝）より前は一代毎に天下の諸氏をして、各本系を獻ぜしむ、圖書寮に存するものが是である」と載せて居り、また「中臣本系帳」に據ると天平寶字五年の氏族志編纂の時に進めしめた本系帳の事が見え、又貞觀五年十一月三日にも奉つた事を載せて居る。猶ほ元慶三年に五畿七道の神社祝部氏人の本系帳を三年毎に進めしめたと三代實錄に見えるのである故、本系帳なるものは屢々作つて朝廷に貢進した事がわかるのである。けれど現今其の內容或は名稱を窺ふ事の出來るものは、僅に「中臣氏本系帳」の外には「秦氏本系帳」（本朝月令、年中行事秘抄）「多米氏本

系帳」(政事要略)、「藤原本系帳」(尊卑分脈)、及び「菅原本系帳」(菅家御傳記)等に過ぎない。序に云ふが「中臣宮處本系帳」と云ふものは僞書である。

延暦十八年に奉らしめた本系帳は、其の時の勅に「始祖及び別祖等の名を載せしめ、枝流並に繼嗣の歷名を列する勿れ」とある故、代々の人名はなかつたらしいが、臨時に奉つたものには精しいものがあつたと見えて、延喜の中臣氏本系帳は十四年間も費したと載せて居る。今その一部を載せると次の如くである。

黑田大連公生二二男一

中臣姓始中臣常磐大連公(氏上、一云常磐大連、鹽屋牟漏連之女都夫羅古娘腹)

右大連始賜二中臣連姓一、(下略)

次中臣伊禮波連(同産、一云阿禮波連)

中臣常盤大連生二一男一

中臣可多能祜大連公(氏上、方之子大連、物部尋來津橘首女宇那古娘腹)

右大連供二奉他田宮御宇一云々、

中臣可多能祜大連公生ニ三男一

（一門）一男小徳冠前事奏官兼祭官中臣御食子大連公（氏上、一云御食足大連、山部歌子連女那爾毛古娘腹）

右大連供ニ奉小治田、並岡本ニ朝廷一、

（二門）次小徳冠前事奏官兼祭官中臣國子大連公（氏上、一云國形卿、一云國巣子卿、御食子大連公同産）

右大連公供ニ奉岡本朝廷一、

次糠手子大連公（陜井毓呂古連女米頭羅古娘腹）

（下略）

此の形式の書き方、即ち先づ始祖を載せて其の子女を擧げ、次に其の子女の內・家を襲ぎたる人を第二代として其の子女を擧げ、次に第三代、第四代と記して行く書き方は、德川時代に至るまで、幕府藩主に提出した家記の書上ゲに多く見る處で、本系帳の遺習と云つてよい。此の種の記錄は朝廷或は幕府、藩主に獻上するのである故、比較的正直なものが多い。何となれば若し虛僞があつて發覺すると、罪に問はれる恐がある故である。從つて大いに信用してよいのだが其れでも古い事になれば、誤のある事は云ふ迄もない。

第九節　門　文

第四に門文がある繁榮する氏は歳月の經過するに從つて、其の氏人の數が增して數十家となり、數百家となるが、氏が一團體と認められて居る時代には、如何に氏人の數が多くとも一人の氏上（ウヂガミ）（氏の長者）によつて總括されて居たらしく思はれ、又事實平安朝以後の氏長者と云ふものは一人であつた。處が、前引中臣氏本系帳には一門の祖御食子と二門の祖國子とを共に、氏上として居る。これは時代を追うて兄弟が順次氏上となつたとも解釋出來るけれど、また一門毎に氏上があつたとも考へられよう。

それは兎に角、門とは氏中の大別で、兄弟共に勢力を得、從つて子孫も二流或は三流に別れ、互に相讓らざる際に起る現象である。例へば藤原氏は不比等の子武智麻呂、房前、宇合、麻呂の四人が何れも相當の勢力を得て、南家、北家、式家、京家の四流に分れた、これを藤原氏の四門と云ふのである。又中臣氏に三門のあつた事は前述の如く、又鎌倉時代の終り頃に出來た度會氏系圖も四門の系を載せて居る、但し一門は早く絕えたのである。又荒木田氏系圖も二門の系を載せ

て居る。門文とは此の門毎に作つた系圖書きに外ならないが、門文とあるのは中臣氏本系帳丈であるから、今日其の內容を窺ふ事が全く出來ぬ。但し度會四門、荒木田二門の系圖は其の遺風を受けたものであらう。

第十節　氏文風の系譜

第五　氏文風の書き方

氏文の義について「倭訓栞」は、今いふ系圖也と云つて居るが、今日殘つて居るものから考へると、平田篤胤翁が、

本系帳系圖など云も同じ物ながら、族の次第を系(カ)け圖(カ)きたる方を主とし、氏文とは氏の出自の由緒を始めて、代々の事蹟を書けるを主とせるなるべく所思(オボ)ゆ

と云はれた解釋の方がよからう。「江談抄」に「伴氏文」、「神宮雜例集」に「神部等氏文」の事が見えるが、其の內容の窺へるのは「政事要略」、「本朝月令」、「年中行事秘抄」等に引用せる「高橋氏文」と、「文車遠響」に載つて居る「丹生祝氏文」とだけである。

高橋氏文は其の祖磐鹿六雁命の一代記を載せ、子孫が奉膳の職に與つた次第を擧げ、後者丹生祝氏文は今日の文に直すと次の如くである。

丹生津比賣及び高野大明神に仕ふる丹生祝氏

始祖天魂命、次に高御魂命（大伴氏祖）次に速魂命（中臣氏祖）次に安魂命（門部連等祖）次に神魂命（紀伊氏祖）次に最兒に坐しゝ宇遲比古命（景行紀に菟道彦）別・豐耳命（神功紀に紀直豐耳）、國主神の女兒阿牟田刀自を娶りて生める兒等、小牟久君が兒等、紀伊國伊都郡に侍る丹生眞人の大丹生直、丹生祝、丹生相見神奴等三姓始まる。丹生都比賣の大御神、高野大御神、及び百餘の大御神達を仕へ奉らしむ。神奴小牟久首が兒、丹生麻呂首、次に兒麻布良首、丹生祝姓を賜ふ、其の子安麻呂なり。豐耳より始めて安麻呂に至る十四世、安麻呂の兒丹生祝伊賀豆の子孫、石床、石垣、石清水、當川、敎守、速總、表麻呂、身麻呂、乙國、諸國、友麻呂、古公なり。小牟久が兒丹生麻呂、佐夜造乙女古刀自を娶りて生める兒、小佐非直が子孫、麻呂、廣椅、丹生、相見、宇胡閉大津、古佐布、秋麻呂、志賀、上長谷、屋主なり。美麻貴天皇（崇神）御世、天道根命、國主御神、其子に座しゝ大阿牟太首、並に二柱進物、紀伊國黑犬一伴、阿波遲國三原郡白犬一伴、

品田天皇（應神）寄せ奉りし山地四至、東は丹生川上を限り、南は阿帝川南横峰を限り、西は應神山星川神勾を限り、北は吉野川を限る。御犬口代として飯を奉る地、美乃國、美津のカシワ、ハマユフ、飯盛器と寄せ給ひき。又此の伴犬甘藏、吉人、三野國に在る別牟毛津と云ふ人の兒犬黑比と云ふ人、此の人を寄せ奉る。此人等は今丹生人と云ふ姓を賜はしめ奉る。別犬黑比と云ふ者、彼の御犬二伴を率引し、弓笶を手に取持ち、大御神の坐す阿帝川の下、長谷川原に、犬甘の神と云ふ名を得て、石神と成りて今に在り。彼の兒花を十三世祖の時より今に大贄人として仕奉りて、丹生人と云ふ姓を賜ひ侍る。和銅三年、十二世祖、彼の年籍勘へ仕へ奉る。丹生眞人安麻呂、天平十二年籍、十三世勘仕奉る、此人等子孫今に侍り仕へ奉る。

延暦十九年九月十六日

現存する氏文は斯樣に尠いが、「藻鹽草」に「もののふのやそうぢ文」と云ふ事が見え、又「源平盛衰記」に、

「和君は誰ぞ」、「信濃國住人富部三郎家俊、問は誰ぞ」、「上野國住人西七郎廣助、音にも聞らん、目にも見よ、昔朱雀院御宇、承平に將門を討平て勸賞を蒙りたりし俵藤太秀郷が八代の末葉、

高山黨に西七郎廣助とは我事也、家僕ならば引退け」、合ぬ敵と嫌たり。富部三郎申けるは、「和君は軍のあれかし、氏文讀まんと思けるか。家僕が祖父下總左衛門大夫正弘は鳥羽院の北面也、子息左衛門大夫家弘は保元の亂に讃岐院に被㆑召て、仙洞を守護し奉き、但御方の軍さ破て、父正弘は陸奥國へ被㆑流、子息家弘は奉㆑被㆑伐けれども、源平の兵の數に嫌れず、正弘が子に布施三郎惟俊、其の子に富部三郎家俊也、合や合ずや組で見よ」とて、十三騎轡並てをめきて蒐、と見えるが如く、武士も我が家の由來書きを永く氏文と云つた事がわかり、又氏文の内容も其れで明かにわからうと思ふ。

氏文とは云はないが、斯樣な風な由來書も德川時代の書上ゲ中に多く見受ける事が出來る。殊に由緒ある民家の書上ゲに多い。この種の記錄は本系帳風なものの樣に、代々の人名は詳かでないが、其の家の由緒を記したもので、中には傳說に過ぎないものもあるけれど、採るべき處も尠くないのである。

第十一節　譜圖と譜第

第六　譜圖と譜第

譜第は「日本書紀」の古訓にカバネツイデノフミとあるが、同書顯宗卷に

譜第曰、市邊押磐皇子娶ニ蟻臣女荑媛一、遂生ニ三男二女一、其一曰ニ居夏姫一、其二曰ニ億計王一、更名島稚子、更名大石尊、其三曰ニ引計王一、更名來目稚子、其四曰ニ飯豊女王一、亦名忍海部女王、其五曰ニ橘王一、一本、以ニ飯豊女王一列ニ叙於億計王之上一、蟻臣者、葦田宿禰子也、

とある故、書紀以前よりあつた事が明かで、其の後、國史に時々見えて居る。其の意義については「書言字考節用集」が、

本朝俗世系不レ絶、數代附ニ屬其家一曰ニ譜第一、出ニ續日本紀一、

と解し、また日本書紀の古訓や、此の語の使用例から名族、世襲官吏の戸籍帳と思へばよい。郡司を譜第によつて補任すると云ふも此の意に外ならないのであつて、書紀の顯宗卷に籍帳より削除すとある籍帳と云ふのも、譜第を云ふのであらう。

また「延喜式」の兵部省の條に、

凡軍毅者（中略）其勘ニ譜圖譜牒之事一、先移ニ式部省一、待ニ返移一然後補レ之

とある譜圖と云ふのも譜第と同一と思つても差支へない。「皇字沙汰文」所載に延喜七年九月に進上した伊勢天照皇大神宮禰宜譜圖帳にも「禰宜不ㇾ絕供奉譜帳」と載つて居る。和氣淸麿が中宮（桓武天皇の御母）の敎を奉じて撰んだ「和氏譜」は其の內容詳かでないが、中宮が出られた和氏の系譜であつた事は云ふ迄もない、和氏は百濟國王の後裔である。

第十二節　補任帳、交名帳、歷名帳

第七　補任帳と交名帳、歷名帳

補任帳とは官職に任補せられた人を順次に載せたもので、系圖譜牒とは云へないが、世襲官職の補任帳は譜第に似たもので、一種の世代書きと見てもよい。「紀伊國造職補任」、「樂所補任」、「豊受太神宮禰宜補任次第」、「若狹國守護職次第」、「類聚大補任」、「將軍執權次第」、「關東評定傳」の如き皆然りである。又原來は世襲職でないが平安朝の中期から大抵の官職は世襲官職となる故僧侶の補任を除けば、譜牒たるが如き觀を呈するに至つた。「公卿補任」、「攝關補任次第」の如きが、それである。殊に公卿補任は最初「公卿傳」と云つたもので、平安中期に出來たものである

が、次第に其の後のものが出來て行き、中間少しばかり缺けた處もあるけれど、大體慶應四年に至つて居る。そして三位以上の人を網羅し、其の官位の次第は勿論、その家系を註記して居る故三位以上に登つた家々の系圖集とも見る事が出來、その上一度に出來上つたものでないから、正確と云ふ上から云つても眞に結構なものである。

第十三節　竪系圖

第九　竪系圖

明白に系圖と載せて居る初見は、舍人親王が「日本書紀」と共に奏上せられた系圖一卷で、其の事は「續日本紀」の養老四年條に載せ、「弘仁私記序」には「帝王系圖」一卷とし「今圖書寮及び民間に在り」と註して居る。此の系圖今は傳はつて居ないが、「秦山集」は「釋日本紀」の帝皇系圖がそれであると云つて居る、恐らくさうであらうが、もとは純然たる竪系圖であつたものを、此の時横書きにしたものでなからうかと思ふ。

竪系圖とは紙を長くついで竪に書いた系圖で掛軸の様なものである。一名柱系圖と云ふのもそれ

から來て居る。從來三井寺の唐院に秘藏せし和氣系圖を現存するものの内の最も古いものとして居たが、丹後の籠神社に現存する海部系圖は一層古いもので宮地直一博士が世に紹介した。序に云ふが和氣系圖は伴信友翁が世に發表してから名高くなつたのである。前者は今便宜上横書にするが大體次の如きものである。

籠名神社祝部氏系圖

丹後國與謝郡從四位下籠名神從元于今所曆奉祝部奉仕海部直等之氏

始祖彦火明命（正哉吾勝勝也速日天押穂耳尊　第二御子　籠宮天下給）——三世孫倭宿禰命孫健振熊宿禰（此若狹木津高向宮御海部直姓定賜弖　楯桙賜國造　仕奉支　品田天皇御宇）

兒海部直都比——兒海部直縣——兒海部直阿知——兒海部直力——兒海部直——兒海部直伍佰道祝

從乙巳養老元年合卅五年奉仕　兒海部直愛志祝　從養老三年至于天平勝寶元年合卅年奉仕　兒海部直千鳥祝　從養老五年至于養老十五年仕奉　兒海部直綿麿祝　從天平勝寶二年至于天平寶字八年合十五年奉仕　兒海部直望麿祝　從天平神護元年至于　十年合十五年奉仕　兒海部直雄豊祝　從延曆十一年弘仁十年合廿五年奉仕　海部直田繼祝　從弘仁　至于承和十四年合　海部

弟海部直千足
弟海部直千成

直田雄稅　嘉祥

これを永い紙に竪に書いてある。次に「和氣系圖」は

系圖　承和初從宅□於圓珍所

纒向日代宮御宇景行天皇（大足彥忍代別命）皇子合廿四柱（男十七女）

とあつて其の下が

子□□皇□

次小碓皇子（此下皇子皇女多し省略）

次□□凝別皇子（伊豫國□□別君 讃岐國□父首等始祖）——

次に其の下が

子水別命

□津守王　　子皮奈陋乃別君

次津守別命　和儞乃別命　子阿佐乃別命

とあつて以下圓珍に至つて居る。

此等の系圖が上宮記の書き方から發達したものである事は前述した處で、共にまだ名の上に、子とか、次とか云ふ文字を添へて居るのが面白いではないか。「皇室系圖」では壬生家文書中にあるのが現存せるものの内一番に古いのであつて弘安頃の作である。

この竪系圖は短いものならば掛抽にでもして置くと、一目瞭然で結構だが、普通我が國の書物は卷物風であつた上、冊子風にしても横書きにした方が便利である爲に、次の横系圖と稱すべきものが發達して來た樣に考へられる。

第十四節　横系圖

第九　横系圖

横系圖と云ふのは系を順次横に引いて父子の關係を表はして行く書方のもので、後世一般に系圖と名付けらるゝ物の殆んど總べては此の種類と云つてよい。そして多くは墨書して朱線を引くのが恒となつて居る。思ふに此の種の系圖は系線が父子の關係を表はす符號として可なり廣く承認され、そして其の系線は長短に關はらず同じ効力を有するものであるとの無言の約束から、書け

る丈竪に書き、紙の端に至つて次の行に送り、系線によつて繫いだのが始まりであらう。此の系線を用ふる事は支那から輸入されたものだと云はれて居るが、和氣系圖も海部系圖も、子（兒）とか次とか云ふ語を用ひて居る處を見ると、最初は親の下に子の名を記し、次に孫、次に曾孫と順次下の方へ書いて行つたに過ぎぬ樣に考へられる。そして系線を其の間に引いて父子兄弟の關係を益々明かにしたのは更に後の事であらうと思はれるが、斯く系線を引き、縱線は父子、橫線は兄弟と云ふ事になると、最早子とか次と云ふ文字がいらぬ事となつて之を省き、更に其の線は長短に關はらず同じ効力であると考へられて、線を横に延長して行く橫系圖が、廣く行はれるに至つたものであらう。

親、子、孫、曾孫、と漸次竪に書く事、並に線で繫ぐ事の最初は支那から輸入されたものであるかも知れぬが、横系圖までに至る發達は我が國で自然に行はれたものであらう。

此の種の系圖は今日どれ程あるか知れぬ、其の眞價値の事は後に述べよう。

第十五節　無線の系圖

第十　無線の系圖

王朝時代朝廷に奉呈したのは本系帳とか、氏文と云ふ形式で、竪系圖、横系圖の類を奉らしめたと云ふ事が古く見えぬ。從つて此の系圖の發達は自然的に中央で行はれたに過ぎぬ故、系線で父子兄弟を表はすと云ふ方法も全國的になつたのが餘程後の事と考へられる。其處で地方では今も系線のない系圖が時々見られる樣に、昔は頗る多かつたらうと想像しても差支へなからう。

此の種の系圖は心覺え位なもので簡單なものに過ぎないが、正直なものが多いから立派な卷物系圖より價値の多いものが少くない。從つて大いに尊重せねばならぬが、唯人名を竪樣横樣に書いてある丈で、父子兄弟の區別がつかぬから如何う云ふ風に系統がなつて居たか分らぬので困る。其處で此の種の系圖が材料となつた系圖には父子兄弟を誤つたものが尠くないのである。これは餘程注意を拂はねばならない

第十章 僞系圖の研究

第一節 僞系圖の起原

允恭天皇の朝に姓氏の紊亂を匡正されたと云ふ事は有名な話で、系圖の假冒を語るものの第一に引用する例證であるが、當時の官職の殆んど總べては諸氏の世襲する處で、恰も德川時代の如くであつたのみならず、猶ほ一般人民は各氏々の私有する處であつたから、各人の身分は定つて殆んど不變であつたと云つてもよい。從つて系統の假冒と云ふ事は遠き過去についてであつて、云はば名譽上の問題に過ぎなかつたであらうから、直接政治上それ程に害があつたと思へぬ。德川時代について考へても、或る百姓が大名と同族であるとか、家老の一族と僞つても、それは單に名譽上の事だけで、それによつて身分を高め、利益を得ようとする事は容易でなかつた。又事實そんな問題は滅多に起つて居らぬ。

上古も同樣であつたに違ひない故、此の姓氏の紊亂を匡正すると云ふ事は單に氏々を共の出自身

分によつて分類し、門閥の表徵たるカバネを定められたのであつて、各氏が皇胤と詐り神胤と僞つたとあるのも其の結果に外ならないと考へられる。其處で允恭紀の此の記事は要するに中古に入つて系統假冒の多かつた當時の狀況を古に及ぼし記したに過ぎないと思ふのである。

斯くの如く上古に於いては系統と身分と職業とが一致して居た故、極めて古い時代の事の外容易に僞る事が不可能であつたと云つてもよい。處が中古に入ると、系統と云ふ事と官職とは別々となり、各氏の配下であつた人民も、各氏々と同等の權利義務を持つて、上下の區別がなくなつたので、系統を僞ると云ふ風が盛んになつた。勿論昔の系統と云ふ事も未だ社會的には大きな力を持つて居たから、當時の政府も此の問題の爲に苦しみ、嚴重な戸籍法を施き、氏上の制度を定めまた前述の如く屢々本系帳の提出を命じ、撰氏族志所勘系所を置き、遂に「氏族志」「姓氏錄」の編纂となつたのである。それでも姓氏の紛擾、系統の假冒の事が國史に絕えないのは、人才登用の結果、名族にして落魄するもの、卑族にして出世するものが絕えなかつたからである。

而して明白に僞系と思はるゝものが、國史や姓氏錄中に於いても求める事が出來る。けれど、ま だ王朝の盛時に於いては、前述の如く之を匡正する機關が備つて居た故、斯樣な現象が尠かつた

と見なければならぬ。處が平安中期からは世を逐ふにつれ政治が亂れて行き、姓氏の紊亂、系統の虛僞と云ふ事が極めて容易に行はれるに至つた故、頗る盛に行はれる事となつた、けれど之を匡正する何等の施設もないから、遂に其のまゝ後世を誤らせたのである。今先づ中央の貴族について實例を擧げて之を說明して見よう。

第二節　中央貴族の僞系

大江氏は元土師氏より分れた氏で菅原氏と同族である事は、「國史」「姓氏錄」の一致する處であつて寸毫も疑ふの餘地がない。殊に「三代實錄」貞觀八年十月條、大江朝臣音人の上表にも明白に土師氏であると云つて居るのである。然るに「大江氏系圖」は、

阿保親王—本主（賜二大枝姓一）—音人（母中臣氏）

と載せ、又「尊卑分脈」も、

阿保親王—本主（始賜二土師姓一、後改二賜大枝朝臣姓一）—音人（貞觀八、十、十五、改二大枝一爲二大江一）

と載せ、「皇胤紹運錄」には「阿保親王—大江音人（母中臣氏）」として居る。さすがに「公卿補任」だ

けば、

大枝音人、先祖本姓土師、延暦天子以ニ外戚一、改爲ニ大枝一、至ニ音人一改レ枝爲レ江、左京人

と正直に書いて居る。

然らば何が故に、大江氏は土師氏から分れた氏であるのに、平城天皇の御子阿保親王の子孫としたか、それは勿論皇胤とした方が都合がよかつたからに違ひがないが、多少他にも理由があるのである。先づ此の僞作が何時頃に創つたかを考へるに、充分な事は分明でないが、かの有名なる大江匡房（音人七世孫）が既に其の著「續本朝往生傳」に於いて音人を阿保親王の子であると云つて居るのであるから餘程早くからとせねばならぬ。さて阿保親王との關係については「公卿補任」に音人の母を、

備中介正六位上本主一男、母中臣氏、阿保親王侍女

と載せて居るので、「大日本史」は

按公卿補任、音人母中臣氏、本阿保侍女、想必爲ニ阿保所一レ嬖有レ身、而嫁ニ本主一生ニ音人一也、

と論じて居るが、極めて亂暴な議論と云はねばならぬ。若し斯う云ふ事情があつたとすれば何が

故に、「大江氏系圖」や「尊卑分脈」が吾人の父本主を阿保親王の子として居るのか、これでは、一世違つて來る。また斯樣な事が實際にあつたとしても秘中の秘で、そんな事で系圖を全然改むべきでない、又堂々たる大日本史が斯くの如き閨中の秘事を想像して、妨りに僞系圖を辨護すべきでなからう。殊に七世も經過してから云ひ出したのだから證據とするに足らないのである。

次に紀氏が武内宿禰の子木角宿禰の後裔である事は、「古事記」、「日本書紀」、「姓氏錄」に照して明白である。しかるに「紀氏系圖」には

建内宿禰┬木
　　　　├木菟宿禰─眞鳥宿禰─茲寐臣─眞昨臣─小足臣─鹽手臣（推古・舒明仕）─大口臣─大人（大納言）
　　　　└志和臣─遠那臣

として居る。同族だから、どちらでもよい樣なものだが、紀氏は木菟宿禰とは兄弟になる木角（紀角）宿禰の後裔である故、木菟宿禰や、眞鳥宿禰は紀氏の先祖でない、然らば何が故に紀氏は紀角の後とせずして眞鳥の後としたかと云ふと、武内宿禰後裔八腹臣中、葛城、平群、蘇我、巨勢の四氏は、上古大いに榮えたが紀氏はさうでない、從つて代々の名が明かでないから、平群氏の

方へ自分の家の系を附加へた譯で、これは、

1、代々の名を系圖に記したい爲か、

2、或は平群氏が紀氏と反對に上古は大いに榮えて大臣にもなつた家だが、後世は衰へて其の子孫も明白でない、其處で紀氏は家の名譽上から上古の部だけ平群の系をかりたものであらうか、

3、或は眞鳥の父木菟はツクと讀むのだが、之を木ノ菟と讀んで、紀氏即ち木氏の先祖と誤認したものであらう。

兎に角、それ等の原因から紀氏の系圖は平群氏の系を冒して居る事が明白である。

一體誰れでも單に誰の子孫と云ふよりは代々の名が明白であると云ふ方がよいに極つて居るので、此の代々の名を系圖に表はしたいと云ふ爲に少し無理な事をした例が頗る多い。其の點から考へると、紀氏が平群氏の系に其の祖を續けたのも、大江氏が阿保親王の後としたのも、より以上立流な系統を冒すと云ふよりは何とかして先祖代々の名を系圖に書き入れたいと云ふ努力の結果で、あながち惡意でなかつたのかも知れぬ。これは系圖研究上極めて必要な事で、此れから後に云ふのも多くはさうでなかつたかと思はれる節がある。

猶ほ「紀氏系圖」が、大人—園益—諸人—麻呂として居るのも續紀や公卿補任に一致せないのである。次に「清原系圖」に

舍人親王—貞代王—有雄—通雄（賜二清原姓一）—海雄—房則（夏野爲子）—業恒—
—廣澄（寛弘元、十二、改二海宿禰一、爲二清原眞人一、或小野瀧雄二男、云々）—頼隆（文章博士）

と載せて居るが、「文德實錄」天安元年十二月條に

清原眞人有雄卒、有雄者、天渟中原瀛眞人天皇五代之孫也、父大監物從五位下貞代王

とあつて、有雄を天武天皇の五代の孫として居る故、此の系圖の如く三代孫とする事が出來ぬ。年代に照しても三代孫ではない。

けれど此れは貞代王の父祖がわからぬ故、すぐに舍人親王の子とした丈で、大した問題でないが、此の系圖には、もつと大きな僞があるのであつて、後世京都で代々儒者であつた清原氏は天武天皇後裔なる清原氏ではなく、本姓海宿禰から後に清原姓を冒したものと思はれるのである。

それは「群書類從」や「續群書類從」に收めて居る「清原氏系圖」の最初に、明白に、

眞人、本者海宿禰也

と載せ、また後者には、

　家本云、本姓海宿禰

とあるので直ちに之を觀破する事が出來る。また廣澄の註にも、明かに

　「寛弘元、十二、改ニ海宿禰一、爲ニ清原氏一、

と載せて居る。眞の清原氏卽ち舍人親王の後なる清原氏は、延暦以來上表して臣下に下り清原姓を賜つたのであつて、其れ以前は皇族である故、本姓海宿禰だとか、一條天皇の朝に清原氏になつた等と云ふ筈がない。其處で「清原系圖」でも一本には、房則の子業恒の註に、

　當流事、於ニ本家一者依レ不レ載ニ元祖一、今不レ知ニ相承一者也、抑竊以レ愚猥加ニ僻推一者、天武天皇子舍人親王子兩人之分流各賜ニ清原姓一、然而彼親王第二子貞代王六代孫爲ニ業恒一歟、但難レ決ニ實儀一、

と正直な事を告白して居る。

然らば何が故に海宿禰であるのに清原氏に變つたかと云ふに、舍人親王は日本書紀の著者として有名な學者故、明經道を家業とする清原氏の祖先とするに相應はしいにも據るが、他に多少緣故

があつたからである。卽ち日本書紀天武天皇崩御の條に

第一大海宿禰菖蒲（續紀には麁鎌）誄ニ壬生事一、

とある樣に、大海宿禰は淸原氏の祖天武天皇の乳母の家である。壬生とは乳母の事で、此の緣故から第一に誄詞（シノビゴト）を奉つたのであつた。又天武天皇の御諱を大海人皇子と申し上げるのも、大海氏から乳母が來て居たからである。斯樣に大海宿禰は天武天皇の乳母であつた緣故から其の子孫と稱し、遂に天皇の後裔なる淸原氏を襲つた次第である。出羽の淸原氏は蝦夷人であると云ふ樣な說もあるが、それは蝦夷地に於いて勢力を得たからであつて、別段證據がある譯でないから、寧ろ此の京都の淸原氏よりも系統が確實であるかも知れぬ。

次に小野氏は孝照天皇の皇子天押帶彥押人命の後裔で、春日氏の支族であつたから最初は春日小野氏と云つて居た、それは「古事記」、「書紀」、「姓氏錄」に照して明白である。しかるに後世小野氏は敏達天皇の皇子より出づとし、其の系圖に

敏達天皇―春日皇子―妹子王―毛人―毛野

と載せて居るのである。これは全く間違だが、これにも多少理由がないでもない、卽ち此の氏の

事は、姓氏錄に

大春日朝臣同祖、彥姥津命五世孫米餅搗大使主命之後也、其後敏達天皇御世、大德小野臣妹子、家二于近江國滋賀郡小野村一、因以爲レ氏、日本紀合、

と載つて居る故、敏達天皇に緣故があり、又皇子の春日皇子は小野氏の本家春日氏の娘の腹から生れた方で、其の子孫に春日眞人と云ふ氏もある。これ等の關係から、小野氏は春日氏の一族と云ふ代りに春日皇子の後裔としたものであらう。

次に中原氏は、もと十市氏と云つたのを後に中原姓を賜はつた事が「類聚符宣抄」の第九卷に見える。然らば十市氏は何から出て居るかと云ふと、明白に磯城彥の後裔なのである。然るに中原氏系圖にては、安寧天皇の御子磯城津彥命の後裔と云つて居るが、これは自分の家の祖先なる磯城彥と云ふものと此の皇子の御名が同一であると云ふ處から、安寧天皇の子孫としたに違ひあるまいと考へられる。

次に陰陽道で名高い「加茂氏の系圖」には、

眞吉備朝臣、元下道云々、其先大和根子彥火瓊天皇之皇子吉備彥之孫也、一說孝謙天皇天平勝

寶四年五月、賜二加茂朝臣姓一、

と載せ、尊卑分脈も此の說を採つて「眞吉備朝臣、元下道臣也」として居るが、其の實加茂氏は又鴨氏とも書く氏で、三輪氏の一族である。然らば何が故に吉備氏にしたかと云ふに、「續日本紀」の慶雲四年八月條に

從七位上鴨朝臣吉備麻呂授二從五位下一

とある如く、此の家は此の吉備麻呂より急に立派になつたのであつて、系圖にも此の人から代々の名が見える。けれど吉備麻呂と云ふのは個人の名で吉備は氏でなく、鴨吉備麻呂で鴨が氏なのである。それを知らずして吉備と云ふより吉備眞備の家と早合點してか、或は家系を飾らんが爲かで、吉備氏の後裔にしたに過ぎないのである。

次に笛の家として足柄山の簫の音で有名な豊原氏は其の系圖に於いて、

天武天皇―大津皇子―粟津王（實舍人親王子、依二父王子謀叛一、配二肥前國豊原鄉一後勅免）―公連（始賜二豊原姓一、以二父配處名一、爲レ姓）―眞連（號士大領）―

―有連―有秋―公元―時延―時光―時元―時秋

―茂連―眞奉―清眞―清秀―茂兼―兼時―爲時（始賜朝臣字）

とあるが、國史に何等徴證なく、又假令ひ大津皇子の後でも赦免の後は姓を賜はるべきに、平安末期十世孫に至り始めて朝臣姓を賜はつたと云ふ樣な事は到底信ぜられぬ。蓋し公連、眞連、有連、茂連とある故、この家はもと連の家で、恐らく姓氏錄に、

豐原連　高麗國人上部王虫麻呂之後也

また

豐原連　新羅人壹呂比麻呂之後也

と見ゆる、孰れか其の內一つの後であらう。前者の豐原氏は天平寶字五年に豐原姓を賜はつたもので、後者は續日本紀延曆元年四月に、

右京人少初位下壹禮比福麻呂等一十五人、賜二姓豐原連一、

と見える。時代より推せば後の豐原氏は恐らく後者の子孫だが、音樂に巧であつたので家が榮えて、遂に朝臣姓を賜ふに至つたものであらう。

次に卜部氏は「三代實錄」元慶五年十二月條に

從五位下行丹波介卜部宿禰平麻呂卒、平麻呂者伊豆國人也、

と見ゆる平麻呂の後裔で、明白に伊豆の卜部であつた。しかるに「卜部系圖」並に「尊卑分脈」等には

大中臣清麻呂―諸魚―治麿―平麿（改中臣爲卜部）

として、中臣氏の一族として居る。これも大きな僞作で「中臣氏系圖」は延喜の本系帳を基として清麻呂の後裔を詳細に載せて居るが、平麿と云ふ人はない。これ平麿が明かに伊豆の卜部で中臣氏ではない爲である。また果して眞に大中臣姓であるならば朝臣姓であるべきに、偉人たる平麻呂が一段下つた宿禰に貶される筈がないではないか。乃ち全く採るに足らないのである。

これ等に比較すると、中臣、藤原、菅原、和氣、小槻、丹波等の諸系圖は、比較的正しいと云ひ得る。けれど中臣藤原兩系圖でも、本系帳以前に溯ると間違つて居ると云はねばならない。何となれば中臣本系帳には此の氏を欽明天皇の朝に始めて中臣連姓を賜はつたとして居るけれど、中臣連と云ふ氏は、もつと古くからあつた家で、仲哀天皇の朝既に烏賊津と云ふ人がマヘツギミ（今の大臣）となり、其の後裔引き續いて欽明天皇の朝には鎌子が、敏達天皇の朝には勝海が其の職を嗣いで居る。しからば此の鎌子勝海が中臣連の宗族でなければならない。處が此の兩人は物

部尾輿、守屋と同盟した排佛黨であつた爲に、崇佛黨なる蘇我氏の爲に亡ぼされた、後の中臣藤原氏の祖即ち本系帳に見ゆる常盤が、中臣連となつたのは此の頃の事である。其處で前の中臣氏は佛敵となつて亡び、後の中臣氏が勃興したと見ねばならないのである。

しからば後の中臣氏の眞系は何かと云ふに、種々な考證をせねばならぬ故、結論だけ述べて置くが、此の氏は常陸の中臣氏で鹿嶋の神を祀つて居た、更に其の源を云へば神武天皇の皇子神八井耳命の後裔なる多臣氏なのである。從つて本系帳が常盤の父黒田より系を始めて居るのは、極めて正直な書き方と云はねばならぬ。序に云ふが、諸系圖黒田大連の父に鎌大夫（賀麻大夫）と云ふ人を載せて居る、これが佛敵となつた中臣鎌子であらうと云ふ說もある。鎌子は「欽明紀」に明かに大夫とあるのだから恐らくさうであらう。けれど時代から云ふと、鎌子と常盤とは同時代故、後に常盤の父黒田なる人を、嫡流鎌子の後に附加へたものに過ぎない事が明白に分つて來る。今實際の系を表はせば、

鎌子——勝海

黒田（繼體朝）——常盤（欽明朝）——方子（敏達朝）——御食子——鎌足

と云ふ風になるのであらうと思ふ。

第三節　武家の僞系

以上の如く、「尊卑分脈」「群書類從」に載つて居る中央の大族でも、大半は僞系圖をつくつて居る。其の他は推して知る事が出來よう。けれど此等は家が榮えて公卿に列せられる樣になつた爲に、其の先祖を飾り、代々の名を明かにしたいと云ふ目的から僞つたもので、盛大になつてからの部分は之を事實と見る事が出來る。卽ち唯最初の處だけが怪しいと云ふ丈である。武士も同樣で、清和源氏も星野博士の考證された如く陽成源氏であつたらしい。それは源賴信が男山八幡宮に奉つた永承元年の告文に

先人新發（滿仲の事）其先經基、其先元平親王、其先陽成天皇、其先淸和天皇

また

曾祖陽成天皇者、權現之十八代孫也、賴信者彼天皇之四世孫也

と明記する故である。

次に桓武平氏は大體直系だけは信用してもよいが、支族では關東八平氏の如きさへ信用出來ぬものが尠くない。まして他國の平氏に至つては殊に甚だしいのである。初め平家の祖高望、上總介に任ぜられて關東に下り、其の子孫常總に榮えて、當時勃興の機運に向つて居た武士の心を集むるを得たが、殊に孫の將門に至り、各地に轉戰して頻りに勝ち、遂に反旗を飜へして關八州を奪ふに至つた。而して之を平定したのも、同じく高望の孫なる貞盛であつたから、關東の武士は多く此の間、或は將門の、或は貞盛の配下となつたもので、これが關東武士の平氏となつた起原に外ならない。

事實平家の血をうけた忠常は其の後再び謀叛して源賴信に討たれ、これより源氏が次第に東國に勢力を得て來たから、貞盛の後は志を得ずして伊勢に移り、維茂流は越後に走つた。次いで前九年、後三年の役となり、源氏の勢益々盛んで、武士の地位は益々高まつたが、關東の武士は以前の緣故から平氏の子孫なるが如く稱し、淸盛が天下の政權を握り各地に莊園を有するに至つては、單に平家の緣故地ばかりでなく、天下の武士は殆んど其の家人と稱するに至つた。そして鎌倉時代に入つては其れが益々事實化して各々平家から分れた家の如く系圖をつくるに至つたのである。

武士が源氏、藤原氏、橘氏、菅原氏、中原氏などと稱するのも、多くは多少の縁故から假冒したもので、仔細に調べると大抵は其の地の舊豪族なのである。そして鎌倉時代に有力であつた武士の系圖は多くは此の時代に出來たもので、それが尊卑分脈によつて統一されたのである。けれど此の現象はこれで終りを告げたのでなく、少しく立派な身分になると、何時代でも僞系圖を作つて行つたもので、徳川時代に至つて初めて俄に盛んになつたのではない。

第四節　戰國時代前後の僞系圖

けれど戰國時代の社會の大混亂で從來の名族が多く斃れ、新に家を興した人が甚だ多い丈に、徳川時代僞系圖の數は到底過去の比ではない。殊に僞系圖と云ふも、多くは最初不明な部分丈が贋物であるが、世を下るに從つて其の僞物の期間を長くせねばならぬので、それだけ益々價値のないものが增して行つた譯である。

文正記」に當時の有樣を述べて、

概神代以來、侍凡下區別有ㇾ之、然本侍者、得ニ替所帶一、追ニ從土民一、爲ㇾ資ニ身命一賣ニ於系圖一、

依レ無ニ爲方一薙髮易レ服、僞作ニ沙門一、心非ニ沙門一、敬ニ富祐者一、跪ニ恩顧之輩一、移ニ僧房一、或住ニ本宅一、値ニ遇下賤一、傾レ笠諂咲、是謂ニ偪下者一、凡下之者、抑ニ留稅賦一、蔑ニ如公道一、弃ニ於農業一、習ニ於武藝一、買ニ系圖一、自稱レ侍、

と云つて居る。これは應仁亂より少し前の社會狀態であるが、それは丁度江戸幕末旗本の賣買と同じで、單に系圖そのものの賣買でない、それに附隨する權利の賣買と見ねばならぬ。

けれど一體に足利末世は學問が廢れた世の中である故、一般人民が系圖を僞作すると云ふ樣な事が餘程困難であつたらう。又そんな餘裕もなく、興味もあつたとは思へぬ。そこで戰國が終つてから俄に出世したものが大變に困つたのである。系圖書きがないばかりでなく、何等の書類もなく、唯僅かに言ひ傳へられた事柄を書き載せ得るに過ぎなかつたのが多かつたらう。この點に於いて、まだ德川初期卽ち「寛永系圖」あたりまでは、幾分參考するに足りるのである。勿論、大名以下大身のものは相當の學者に命じて僞作させた。從つて、反つて惡いものが多い事が尠くないと云はねばならない。

處が其の後學問も進み、前述の如く幕府の獎勵もあつて、凡そ武士たるものは系圖一卷を藏せぬ

ばならぬ事となり、豪農豪商も之に倣ふに至つたが、大體これは元祿頃からで、寛政に至つて益々甚しく、以後其の風は幕末に至るまで衰へなかつた。そして僞系圖は素人の手では容易に出來ないので、所謂系圖者、系圖學者、系圖賣りと云ふものが、跋扈する事となつたのである。

第五節　系圖作者

系圖つくりについて、「集義外書」は、

朋友問、日本には、氏筋を申國にて御座候に、近世は武士の氏筋は、大かた亂てしられず候。名乘度氏を名乘ても、誰とがむる人もなし。本より氏系圖ありて名乘人といへども、度々の亂世に其系圖、いづちへか行てしられぬゆゑに、氏なき人が今名乘もたゞすべき樣なし、近年氏系圖つり出し候は、學文者を賴み候へば、何方へつりつゞけ候はんもまゝにて候。大系圖とてあるも、其大系圖こそはあれ、その系圖へ飛入者は、誰ともしれざる有、日本の士民の姓と、天神の姓と多はみだれ侍り。

と云ひ、又「古史徵」は、

今世に其の祖の詳ならぬを合さんとして、系圖家といふ徒に誂へて、强て祖々の名を作り設け或は他氏の祖を取り入れて、我が祖となす徒も多在。其は眞の道を知らず、幽冥の畏き理を知らざる故とは云ながら、甚もはかなくおぞましき事なりけり。

と云ひ、又「續武家閑談」に松平康懿の「本朝姓氏辨」を載せて、

近世系圖者と云者ありて、多く諸家の系圖を妄作して、眞を亂るものあり。譬ば紀州に保田庄司あり、何人の妄作せるにや、新羅三郎義光の末安田三郎義定の後胤とす。紀州の保田、關東の安田、其出自違ひあることを不レ知。或は江州の人をは、皆佐々木一族とし、濃州の人を土岐の族とし、尾州の人を斯波武衛の後裔と妄作す。想ふに江州に、藤、橘、伴、菅原、中原、平有、源氏も宇多帝の後胤のみならず、淸和、嵯峨の御末も有、然ば曷ぞ佐々木家にかぎらんや。美濃尾張も皆同じ。其妄作可レ惡の甚きもの也。近來或人、安保氏の系圖を作る、平城帝の皇子阿保親王の後裔と僞作す、安保は武藏の七黨丹の庶流なるを不レ知にや。歷代補任に諏訪信濃守神吉卿、吉押譜に源忠卿とあやまる類も不レ少。其餘の諸家の系傳記錄に至て、僞妄の說をなして人を欺く者多し。實に天下の大賊也。今世の人、正史實錄の正趣を不レ知、其妄說を信ずるもの

不明の至也。井澤長秀が曰、近世の系圖は、子より親を生ずといへるぞ格言なるべし。

と云つて居る。以つて如何に僞系圖が流行したかゞわからう。此の松井傳次郎康懿と云ふ人は同三郎左衛門康共の子で、父子共に系譜に委しかつた人だと云ふ事である。「子より親を生ず」とは面白い言葉でないか。

系圖の僞作者は擧げて數へ難く、世人が碩學大家と信じて居る人にも尠くない、けれど今更槍玉に擧げる必要もないから、唯此處には人口に膾炙して居る澤田玄信の類をのみ擧げて置かう。玄信の事は先づ「兵家茶話」に、

按るに伊賀服部氏は秦姓にて融通王の末也。近世平氏とし、彌平兵衛宗清が末とする事、中葉平姓の人服部氏を相續したるにや覺束なし。是のみならず、近世系圖作りといふもの有て、家の系圖に猥りに僞作して其祖を誤る人多し。是淺羽氏にはじまる、松下重長相ついで諸家の系圖を僞作す。又たゞら玄信といふ盲人あり、諸家の系圖を記憶して望にまかせ妄作し侍る。關八衛門といふ人、二山義長門人にて、よく玄信が事を知りて語りけり。玄信或は佐々木鑑眞共いふ、幾度も姓名を變じたる者といへり。

と見えたり。なほ玄信の事は「先哲叢談」の二山義信傳に、

有ニ瞽者佐々木玄信者一、善記ニ諸家系譜一、而至ニ其不一レ可ニ得詳一、則牽合附會以欺レ世、一日過ニ伯養一、談及レ譜、伯養問曰、荆妻垂水氏也、傳言、昔者垂水某者、仕ニ伊勢國司一、既失ニ其名一、且未レ知レ爲ニ何世人一、則其跡絶不レ可レ考、豈不ニ遺憾一哉、玄信曰、此垂水廣信也、廣信、稱ニ河內守一、伊勢垂水人、初仕ニ其國司一、後事ニ後醍醐天皇一、諫疏不レ聽而去、廣信好レ學、始奉ニ伊洛說一、所レ著有ニ嘉文亂記六十五卷一、嘗勸ニ藤藤房一讀ニ朱子集註一、事載ニ長濟草一、今爲レ子誦讀焉、乃誦者歷々可レ聽、伯養驚且喜曰、吾子記憶、誠出ニ天性一、非レ由レ此余何以得レ知レ之、請再誦余將レ錄レ之、玄信又復誦、伯養隨而筆レ之、以爲レ得ニ明證一、當ニ此時一、京都藤井懶齋、撰ニ國朝諫諍錄一、伯養以下與ニ懶齋一爲中久養上故、致ニ之懶齋一、以載ニ諫諍錄一、迨ニ後永井貞宗本朝通紀、寺嶋良安倭漢三才圖繪一、載下垂水廣信、此邦始讀ニ朱註一事上、蓋皆本ニ諫諍錄一也、而所レ謂垂水廣信、古今無ニ其人一、嘉文亂記、及長濟草、亦未レ聞レ有ニ其書一、是本出ニ玄信一時妄語一、而伯養信レ之、海內遂唱ニ犬吠之說一、是日夏高繁兵家茶話所レ辨也、

と載せて居る、瞽者の妄語・天下の學者を誤らせた譯である。此の外僞系圖作者として有名な人

には澤田源内があつて、其の著「大系圖」は世に頗る有名である。此の人の事は、小林正甫の「重編應仁記」に

此比洛陽客語曰、傳聞佐々木高頼一男近江守近綱、一名氏綱云、永正十五年七月九日卒去、其弟彈正少弼定頼、家督繼、其子大膳大夫義賢入道承禎至云、氏綱無二子孫一事、古記既明白也、然處近世寛文比、氏郷名乘者あり。四方を遊歴して謂ふ、吾父前江州大守源氏綱より出づ、無レ紛佐々木家正統也。僞りて自ら六角兵部と號し、氏郷と名乘り、剩へ「佐々木六角家世系」を僞記し、己が名を其末に書載し、是を云立て諸侯へ仕ん事を求む。終に僞事不レ可レ遂が故に、身を售る事不レ成して幾許年月送空す。然て後晩年に到て京都僧房潛居、奴婢二三人を仕て古家貴種人の世に落魄して沈淪たる眞似をしすまし、私に中務大輔と號す。不レ識者欺れて憐を起し、惠施者も有、又識レ之者、爪彈をして是を惡む。或は是を笑嘲る。元祿の初、終氏郷房中病死す、行年七十。氏郷所レ記刊本、「江源武鑑」二十卷「大系圖」三十卷、「倭論語」十卷、寫本「淺井日記」二卷、「關原軍記」六卷、「勢州軍記」二卷等、氏郷所レ記也。大概彼書中、己が先祖と稱する者、事迹を作て實らしく書載置、是を證據にして、己が僞を蔽隱さん爲也。不二亦大

奸ニ乎。

と見える。隨分念入りの僞系作者であつたが、其の著「大系圖」については「貞丈雜記」に、

一「江源武鑑」、又「大系圖」、又「和論語」、「鎌倉實記」、「義經勳功記」等の類皆僞書也、故實の考に用べからず。

と載せ、又本村高敦の「續武家閑談」に、

抑本朝近世の史譜に委しきは、姫路の侍從式部大輔忠次朝臣、右少將攝州大守義行朝臣、嶋原城主主殿頭忠房朝臣、淺羽三左衛門成儀、小林彥太郎正甫（初遠山信春と云）予が實父根直利がごとき、彼澤田が僞系妄作を信ぜず。殊に小林正甫が重編應仁記の始に是を辨ず、尙鴻儒室氏鳩巢先生の僞系辨、誠に明かにして誣べからざるものなり。

と見ゆるが、殊に建部賢明は、

凡「大系圖」卅卷は佐々木の姦賊六角中務氏鄕古傳に僞補する所也。蓋此者は、本近江國にて種姓も知ざる凡下の土民也。父は澤田喜右衛門とて萬づ才覺有ければ後に忍の縣令と成さる。是より先き本國に在し時、同邑の百姓和田勘兵衛が娘に成といへる女を娶て子を生ず、其名を

喜太郎と云ふ。下種の子たりといへども、容貌自然に優なりしかば、稚より是を青蓮院尊純法親王に奉て禿童となる（中略）。山伏の姿と成て僞て諱の字を賜れりと云て、名を尊覺と號す。父甚だ是を責て速に其名を改めしむ。是に於て還俗して澤田源内と號し、己れか才智を以て卑賤を蔽ひ隱し、貴族と號して身を立んと欲し、竊に六角佐々木の正統と稱し、名を近江右衞門義綱と改め、僞て定賴朝臣の長子に大膳大夫義實と云ふ名を作り、其子修理大夫義秀、其子右兵衞督義郷三世を、新に佐々木の系中に建て己が父祖とし、義賢朝臣をして義秀が後見なりとす。承應二年比、源內、江府に來て、佐々木正統近江右衞門義綱と名乘り、中山市正信正に屬して、水戸侯賴房卿に奉仕せん事を請ひ、彼の僞譜を献ず、卿卽ち東叡山宿坊の吉祥院の沙門某を以て其系圖を眞の六角正嫡、佐々木源兵衞尉義忠に賜て虛實を御尋有けるに、悉く僞作の姦操たる由被ㇾ申しに依て、其奸曲忽に顯はるゝのみならず。義忠又正統を亂す事を怒て、其舍本多美濃守忠相を以て、此事を上に啓し、彼れが身を賜て禁遏を加ふべき由、久世大和守廣之に訴へ申されければ、狼狽して夜中に江州に逃上り、名を六角兵部氏郷と改め、暫くは世の變を窺居けるが遠國にしてさのみ咎る人も無かりければ、猶も奸謀未だ止まず、（中略）。猶其矯を蔽ひ隱さん

が爲、昔將軍義滿公の世、應永年中に特進亞槐三台藤原公定卿の撰せられし尊卑分脈系圖の中、要を摘て諸家大系圖（十四卷）と號して世に行はるゝを本とし、佐々木家の譜中に新に多くの名諱を僞作し、己れが本姓澤田氏、外祖和田氏、從弟の畑氏、及び此の奸謀に與する者は、皆私に一流となし、又織田、朝倉、武田、豊臣の系中にも、彼虛名に妄說を書添へ、其餘諸氏の家傳を拾ひ集めて、眞僞をも正さず、悉く書載せて全部卅卷と作し、更に「大系圖」と名づけて梓に鏤ばむ。此外「倭論語」、「足利治亂記」、「淺井日記」、「異本關原軍記」、「異本勢州軍記」等、皆彼れが一世に奸しく虛說を註する所なり。如ㇾ此僞書世に流布して後、智ある人は更に是を信ぜずといへども、言を巧にして詐るが故、讀む者半は惑はされて、實に其人（義實、義秀、義郷）有と思へり。是に由て定賴朝臣の子孫は皆庶流也と思ひ、或其家二つに分れたりと云ふ。其外種々の誤說出來れり。一年京都に於て官職を矯り冐す輩をば、悉く捕て死刑に處せられしかば、源內大に驚き懼れ、忍に大輔の號を停て、深く其身を隱し、密に人の家譜を造て渡世の營とす。蓋世系の詳ならざる人は、彼れに賄して家傳を求るに、己れが小智を以て妄に名諱を僞作し、虛說を註して是に與る故、記す所多は正史實錄に背く、若其事を二次議するに及んで

は、前後相矛盾する事多し。乃余從弟同氏昌孝（十郎左衞門）在京の序に家傳を記さしめ、是を火災に失して再び書せしむるに、其事蹟悉く相違せり。又幕下の士井戸甚助と云ふ人も、始め家系を註せしめ、後に東海寺和尙某に據て、又同譜を書せて是を試るに、其記す所皆以て前と符合せず、如何となれば己れが記憶の壯なるに任せて、寫本を設けず、徒に虛記するに依て年月を隔る則は先に書する所を悉く遺忘するゆへんなり。如レ此諸人を誑かして、其口を餬ひ、遂に元祿戊辰年に至て七十歲にて病死す。

と云つて居る。

けれど此等は上等の方で、其の外どれ位澤山の系圖家とか、系圖作りとか系圖者と云ふものがあつたかわからぬ、その內には隨分疎末なのもあつたと見えて、「文會雜記」に

國初は文盲沙汰の限なる事にて、庄內の大夫水野明卿の語りしは、彼家の先祖、系圖を書出しの時、一家中にそれを書く人なくて、系圖作りに托して書上くれたり、今見れば違ひもあれ共はや官へ出たるもの故、取返し書改がたしと語れり。

と云ふ話を載せて居る。又「市中取締類集」に、

此度先祖書調に付、追々被㆓仰出㆒候通、萬石以上以下御目見以上之面々、先祖書取調罷在候處、燒失又は書繼も不ㇾ致、等閑打捨置、書留も無ㇾ之、不㆓相分㆒、當惑致候者も有ㇾ之候由、然る處牛込拂方町に罷在候浪人田畑喜右衛門と申もの、諸家系譜之儀、委敷鍛錬致し、右喜右衛門へ、追々手寄候而、家譜穿鑿爲㆓取調㆒、喜右衛門儀は、都而書上之認振迄も心得罷在、右故、萬石以上以下共、家譜取調申付候者不ㇾ少、仲には清書をも申付候者も有ㇾ之由に而、弟子共四五人も有ㇾ之、取調出來之上は、過分之價を貪、其外筆耕料賴み、身分に寄、格外之直段に而、夫々取調遣候由之事

と見える。此の喜右衛門は相當學問もあつたらしいが、其の子小野一郎は學問手跡共に出來なかつたが、やはり父の業を嗣いだ。その事は同書に

喜右衛門義は幼年之節より系譜之義を相好、儒學も相應に出來致し候哉、文政六巳年中同人編集之書籍、學問所へ留置候由に而、松平伊豆守殿御差圖を以、銀拾枚頂戴仕候儀も有ㇾ之由、一體喜右衛門儀、困窮ものに付、諸家より被㆓相賴㆒、系譜調遣し、謝禮受、右に而暮方致し罷在候由、同人悴小野一郎義は父と違ひ學問手跡共出來不ㇾ申、藝名菊川幸吉と申、猿若町羽左衛門芝

居留吹に出居候處、右職業も捗々敷無レ之、當時は相止候由、其上喜右衛門儀、永々眼病相煩、迚も小野一郎に書籍相讓候而も無レ詮存候哉、病中追々賣拂、喜右衛門儀は、去巳（天保四年）七月十二日病死致し候由、然る處、同人病死を不レ存者より、系譜等之義相賴來候節は、小野一郎儀、喜右衛門賣殘置候諸家系譜、其外少々之書ものを引書に致し、調候得共、手跡も出來前不レ申候間、小普請組室賀壹岐守支配宮岐弓太郎父隱居祖山、幷御先手淺野中務少輔用人之悴名不レ知、右之者共に相賴認貰、小野一郎受候謝禮之內より、壹枚に付七八文づゝ相拂候由、此節は賴來り候ものも無レ之歟、甚困窮に相暮罷在由に御座候。

右風聞承糺候處、書面之趣に相聞申候、此段申上候以上

天保五年六月四日　　隱密廻り

と載つて居る。

驚くの外ない次第だが、斯う云ふ者は單に江戸ばかりでなく、各時代各地方に存在し、猶ほ地方の學者で名門豪農に依賴されて其の求めに應じたのもあり、又俳諧の宗匠の如く各地方を歷遊して、無闇に作り歩いた人もある。そして、さう云ふ人は明治になり、大正に至つても絶えないの

である。中には古系圖を賣り歩いたものもあつたから、今も地方で折々見受ける事が出來る。

第六節　家藏系圖の價値

斯樣な經路で出來た立派な卷物の系圖は天下に瀰滿して居るが、以上の記事で直ちに覺る事が出來る樣に何の役にも立たぬ。無闇な人の名を多く書きつらね、或は其の下に官職名とか、官位等を僭稱し、或は某國某城の主と僞り、其の記事頗る詳細を極めて居るが、殆んど一も採るべきものがないと云ふも過言ではあるまい。勿論それでも德川時代になつてからの事は幾分參考するに足りるとも言へやうが、それ位の事は前述の調査でわかるから、寧ろ無用の贅澤品と云つてもよからう。

殊に大名旗本等名族の事に關しては、分り得る程度まで相當の調査も遂げてあらうが、下級の武士や地方の名主、庄屋風情のものに對しては實に亂暴で、極く新しい事柄でも信用の出來ぬものが尠くない。それでも謝禮の都合があつたからであらう、表裝だけは立派にし、又其の家に關係のない部分、例へば其の家を赤松氏と僞作すると、久我、北畠等の諸家の系圖までを併記して多

類の謝禮を貪つたものらしく思はれる。

これ等に較べると、其の家の先祖が暇にあかして作りあげた系圖は間違つて居ても採るべき點が甚だ多い。何となれば間違ふには誤つた丈の理由があるのであつて、それを今日の進んだ學問に照すと、思ひも設けぬ史上の發見をする事さへ尠くないからである。つまり斯樣な種類の系圖の最初の部分は一の傳說と見るべきもので、多少根據のあるものが多い、この各家々、氏々發祥に關する傳說の事は次章で述べて見よう。其處で呉々も注意したいのは、系圖作りの手にかゝつた立派な卷物系圖よりも、此の先祖がつくつて置いて呉れた粗末な反古の方が遙に價値の偉大なる事である。殊に時代が古ければ古い丈、價値の增す事は云ふ迄もない。若し其れが寬永以前のものであつたならば、どんな斷片でも非常な大きな價値があるといつてよい。

また系線のないものや、あつても後に施された樣に思はれるものなども結構で、私宅へは屢々「如何に續いて居るのか分らぬ」とか、或は「どう讀むべきか」等と聞き合せて來る人が尠くないが、斯う云ふ種類の多くは面白い有益なものであるのが恒である。又源平藤橘と云ひながら古代姓氏を註したものも尠くない、けれど時代が餘り新しいものは危險である、一寸其の事を次に云つて

置かう。

第七節　古代系圖の僞作

德川時代に古學が復興されると共に、古代を慕ふ思想が盛んに起つた。一例を擧げると、神社でも永く、八幡、稻荷、熊野、天神など云ふ神々が尊ばれて居たが、復古學の起るに從つて、式内社とか、國史現在社と云ふものが最も尊い神社だと云ふ事になつたので、さう云ふ種類の古社たるが如く僞る神社が至る所に興つたが、系圖界に於いても同樣の現象を見る事が出來るのである。卽ち古姓氏の研究勃興するに從つて、源平藤橘風の系圖が疑はれ出して、其の價値が段々下つた。其處で新しい、しかし事柄は古い一歩進んだ僞作者が現はれたのである。之れは丁度「舊事大成經」や「上記」の僞作と同一に見るべきもので、古事記や、書紀や、姓氏錄と云ふ風な古典に出る人名を系線で連ね、不足な部分には近世の僞系圖と同樣、多くの人名を創作して綴り合せたものである。之れにも種類が幾つもあつて一樣には云へないが、大多數は無價値と云つてよい。思ふに此の種の系圖は、恐らく最初大社の舊社家から創つたものであらう。伊勢神宮は申すまで

もなく、熱田、鹿嶋、香取、熊野、出雲、諏訪、宇佐、阿蘇等其の他數多い諸大社の舊社家中には、今日の文献では到底探る事の出來ぬと云ふ程古い家が尠くない。此等の諸家は此の古いと云ふ事が既に立派で、充分價値を認める事が出來るのであるが、系圖となると何でも代々の名前を書連ねないと氣がすまぬと云ふ極めて淡い欲望から、妨りに人名を僞作し、そして多くの場合、祭神の後裔と云ふ事にした系圖を作り出して居る。これは誠に惜しむべきで、分る範圍だけを今日に傳へて呉れたのであつたならば、吾人の參考となる事がどれ程多からう。しかるに祭神後裔と云ふ樣な古い事は兎に角、可なり後まで假空の人名を加へてある爲に、それ全體が無價値となり、眞實あつた人物までが疑はれると云ふ結果に陷つたわけで、これ等は自殺的の僞作と云つてもよい。

前述した樣に神職の家だけは可なり後まで本系帳を奉らしめたのであつたから、諸國大社の社家中には、或は古い系圖を傳へたものがあつたらう。而して此處に述べた社家系圖の一部には、確かにさう思はれるものが現に殘つて居るのだが、惜しいかなそれ全體が僞作と云ふ處から、史料とする事が出來ぬ、遺憾の極みと云つてよい。

この社家系圖は可なり古くからあつたものだが、殊に復古學の影響を受けて其の數を增したのである。けれど系圖作者が、これに目をつけ出したのは餘程遲い事であつたらしく考へられるのだが、其の無効な努力が明治にまで及んで居る爲に、今日に於いては可なりの數に達し、且つ「家傳系圖」と云ふ風な大部の作も現はれて居るのである。

此の系圖に據れだ、一方源平藤橘と云ふ風な僞作が破れて、多くの國民は古代の皇胤神裔となるのだが、僞作と云ふ點には變りがない。殊に源平藤橘流の系圖は、兎に角數百年間しかく信じて來たものであり、且つ姻戚であるとか、家來であつたとか、多少根據を持つ場合も尠くないが、此の種の系圖に至つては實に出放題である。從つて源平藤橘流の系圖よりも、今一つ無價値と云ひたい。殊に古典學者風の姓氏研究を根本としたものである故、其の出發點に於いて既に笑ふべきものが尠くないのである。

我々は研究の結果、多くの場合古代の姓氏にまで溯る事が出來よう。けれど所有る祖先の名を明白にする事は絕對に不可能と云つてよいのだから、斯う云ふ風な系圖には惑される事なく、眞面目に、確實な方法で進んで行かねばならぬ。若し此の種のものを少しでも加味したならば折角の

苦心も水泡に歸する事であらう。

第十一章　傳說信仰の調査

第一節　發祥に關する傳說

物事は時代が經過すると段々其の起原がわからなくなる。處がそれと同時に我々人間は一方に於いて分らぬ事を知りたいと云ふ智識欲が多い故、わからなくなつた起原を探らうとする努力が、太古から現代まで絕えず繰返へされて居る。けれど餘程年數の經過した物事の眞相と云ふものは容易に窺知する事が出來ないので、それ〳〵時代〳〵の智識に應じた說明を之に與へるのが恒である。此の說明は其れが出來た時代の產物で、必ずしも事實の眞相を握み得たものでない、けれど一度斯うであると說明が與へられると、それが一つの力となつて其の說明が打破られる迄は人の頭を支配する故、少々利巧な人でも其れを信じ、其れから其れと引用するから益々大きな力となる。進んだ時代の頭で考へると眞實と思はれない事柄でも、神變不思議と云ふ事もないとは言へ

ぬとして、やはり此の說明が信じられて行くものである。

殊に尊貴な物事については最初からさうであつたと信ずる方が樂である故、其の起原を說明するにも、或は神佛或は怪物と云ふ風な超自然的な事物に附會せられるのである。前に紋章の起原に關する附會傳說について少しく例を擧げたが、氏の起原に關する傳說に至つてはもつと怪奇で、もつと數が多く、到底枚擧するに遑がない。これは祖先崇拜の結果、祖先は唯人でない、特種の生立ちをし、特別な仕事をした樣に考へる事と、今一つは自尊心から自分の先祖をエラクしたい努力が働く爲とである。けれど何れの代かに、例へ斯樣な神變不可思議の附會傳說でも、作り出されたとすると、それが子孫に語り傳へられて大きな力となるものである。

勿論これも年數の經過と共に、多少話の內容が變つて來る。卽ち或は類似の他の傳說と結びつき、或は時代〳〵の影響を受けて、傳說中の人物や土地等が、其の時代、其の土地に相應はしいものに變つて行く。けれど話全體の筋道丈は代々傳はつて行く故、今かりに甲の家にて此の系統の傳說を先祖の物語として傳へ、而して他に同じく此の傳設を傳へるものがあつたならば、兩者の間に何等かの緣故を求めねばなるまい。

この方法で出自が分かる事が尠くないが、斯樣な話は前述の如く年代の經過によつて變化し、殊に立派な家の斯う云ふ傳說には、種々の話が加つてだん〳〵大きくなつて行くから、餘程注意せないと反つて禍する事が尠くない。今二三の例を擧げて說明して見よう。

第二節　神話傳說の傳播と其の變形

「平家物語」第八をだまきの事の條に

これを緒方三郞惟義に下知す。かの惟義と申すは、恐しき者の裔にてぞ候ひける。譬へば昔豐後國のある片山里に女ありき、或る人のひとり女、夫もなかりけるが許へ、男夜な〳〵通ふ程に、年月も隔たれば身もたゞならずなりぬ。母これを怪みて「汝が許へ通ふ者は、いかなる者ぞ」と問ひければ、「來るをば見れども歸るを知らず」とぞいひける。「さらば朝歸せん時、しるしをつけて繫ぎて見よ」とぞ敎へける。女、母の敎に隨ひて、朝歸しける男の、水色の狩衣を著たりける首かみに針をさし、賤の緒環といふ物をつけて、經て行く方をつなぎて見れば、豐後國に取つても日向の境、姥嶽といふ巖のすそなる大なる岩屋の內へぞつなぎ入りたる。女岩

屋の口に彳みて聞きければ、大なる聲してによびけり。女申しけるは「御姿を見まゐらせんがために、妾こそこれまで參つて候へ」といひければ岩屋の內より答へていはく「われはこれ人の姿にはあらず、汝わが姿を見ては、肝魂も身に添ふまじきぞ、孕める所の子は男子なるべし、弓矢打物取つては、九州二島に肩を竝ぶる者あるまじきぞ」とぞ敎へる。女重ねて「假令如何なる姿にてもあらばあれ、日比の好いかでか忘るべきなれば、その姿を今一度見もし見えられん」といひければ、さらばとて、岩屋の內より臥たけは五六尺、跡枕邊は十四五丈もあらんと覺ゆる大蛇にて、動搖してぞ這ひ出たる。女、肝魂も身にそはず、召し具したる十餘人の所從共、喚き叫んで逃げ去りぬ。首かみに刺すと思ひし針は、大蛇の咽笛にぞ立ちたりける。女歸つて程なく產をしたりければ、男子にてぞありける。母方の祖父、育て見んとてそだてたれば未だ十歲にも滿たざるに、背大きう顏長かりけり。七歲にて元服せさせ、母方の祖父を大太夫といふ間、これをば大太とこそつけたりけれ。夏も冬も手足に隙なく、胝破れたりければ、胝大太ともいはれけり。かの惟義は件の大太には五代の孫なり。かゝる恐しき者の末なればにや、國司の仰を院宣と號して、九州二島に廻文をしたりければ、然るべき者共も、惟義に皆從ひ附

く。件の大蛇は、日向國に崇められさせ給ふ高千尾明神の神體なりとぞ承はる。

と云ふ話を載せて居る。これを「長門本平家物語」にては

豊後國に和田村と云ふ所に、赤鷹大夫といふ者の娘ありけり、柏原御許とぞいひける、云々

として、以下の文章も大分に違つて居るが、話の筋途だけは變つて居ない。そこで最初平家物語の作られた際にも、此の話が大體上述の筋で載せられて居たに違ひなからうと思ふ。けれど「件の大蛇を日向國に崇められさせ給ふ高千尾明神の神體なりとぞ承はる」と云ふ樣な事は原本に近い異本に載つて居ない故、これ等は後世附會したものと考ふべきものである。卽ち此の傳說は大蛇が娘の許に通つて子を設けたと云ふ丈が最初の平家物語にあつたのを、後世話をもつて實際らしくする爲に、高千尾明神の神靈と云ふのに附會したに過ぎぬ。從つて此の話と高千尾明神との關係は平家物語の原本時代より後に出來た事がわからう。

さて此の傳說は先輩が既に云はれた樣に、三輪神話の變形で、緒方氏が大神（オホミワ）氏（大三輪氏）である爲に、古事記や日本書紀に見える三輪氏先祖に關する話を傳へて居た、それを此の平家物語が面白く書き載せたものに違ひないのである。今其の內、「古事記」崇神段に見ゆるものを載せて此の

傳說の由來を明かにしよう。

此の意富多々泥古と謂ふ人を神の子と知る所以は、上に云へる活玉依毘賣、其の容姿端正なりき。こゝに神男あり、其の形姿威儀時に比ぶるなきが、夜半の時、倏忽として到來す。故に相感じ共に婚し供に住む間、未だ幾時を經ず、其の美人妊身す。爾に父母其の妊身の事を怪しみて其の女に問ひて曰く、汝は自ら姙めり、夫なきに何に由て姙身せしや。答へて曰く、美麗なる壯夫あり、其の姓名を知らず、毎夕到來す、供に住む間に自然懷姙すと。是を以て其の父母、其の人を知らんと欲し、其の女に誨へて曰く、赤土を以つて床の前に散じ、閇蘇紡麻を以つて針に貫き、其の衣の襴に刺せと。故に教の如くして、旦時見れば、針に著けたりし麻は戶の鈎穴より控き通り出で、唯遺れる麻は三勾のみなりき。爾に卽ち鈎穴より出でし狀を知りて、絲のまにまに尋ね行けば、美和山に至りて神社に留りにき。故に其の神の子なるを知りぬ。

と、この話を前引緒方氏先祖に關する平家物語の傳說と比較すれば、彼の話の前半は此の神話から來たものである事が容易にわからう。しからば其の男が蛇であつたと云ふのは何から來たかと云ふと、それも崇神紀十年條に

是後に、倭迹々日百襲姫命、大物主神の妻となる。然るに此の神、常に晝は見え玉はずして夜のみ來ます。倭迹々姫命夫に語つて曰く、君は常に晝見え玉はねば分明に其の尊顔を視る事を得ず、願はくは暫し留り給へ、明旦仰ぎて美麗の威儀を觀奉らんと欲す。大神對へて曰く、言理灼然なり、吾明旦に汝の櫛笥に入つて居らん。願くば吾が形に驚く事なかれと。爰に倭迹々姫命心の裏に密に異しむ。明るを待つて櫛笥を見れば、遂に美麗なる小蛇あり、其の長さ太さ衣紐の如し。則ち驚いて叫啼す、時に大神耻ぢて忽に人の形に化り玉ふ、其の妻に謂つて曰く汝忍びずして吾に羞みせつ、吾還りて汝に羞みせむと云ひて、仍つて大虛を踐みて御諸山に登ります。

と見ゆるが如く、緒方氏の祖神三輪山（御諸山）の神は蛇として現はれたと云ふ古い話があるからであらう。つまり緒方氏發生の話は、此の古事記と書紀に見ゆる三輪の神に關する話が、二つ結びついて出來上つたものに外ならない事がわからう。而して書紀の此の文には小蛇とあるが、雄略紀七年條には、

天皇小子部連螺羸に詔して曰く、朕三輪岳の神の形を見むと欲ふ。汝膂力人に過ぎたり、自ら

行つて捉へ來れ、螺蠃答へて曰く、試に往つて捉へむ。乃ち三諸岳に登つて大蛇を捉へ取つて天皇に奉る云々、

とあつて、三輪山は大蛇とも深き關係があるのである。

此の三輪氏先祖に關する神話は單に豊後の緒方氏ばかりでない、三輪氏後裔諸氏は廣く此の傳說を各地に齎らしたと見えて、「仙覺萬葉抄」引用「土佐國風土記」に、

神河は三輪川と訓ず、源は此の山の中より出で伊豫國に屆く。水淸し故に大神の爲に酒を釀すや、此の河水を用ふ、故に名と爲す也。倭迹々(ヤマトトト)媛(ヒメ)皇女、大三輪大神の婦となる。每夜一壯士あり、密かに來り曉に歸る。皇女奇と思ひ綜麻を以つて針に貫き、壯士の曉に去るに及び、針を以つて襴に貫き、旦に及ぶ。之を著け唯三輪ありて器に殘る。故に時人稱して三輪村となし、社名も亦然り云々

と載せて居る。しかし此の方は時代が古い丈に、記紀の神話と餘り變つて居ない。唯場所を移して土佐の國の三輪村とした點が違ふ丈である。但し娘を倭迹々(ヤマトトト)媛(ヒメ)皇女として居るので、活玉依毘賣(イクタマヨリビメ)に關する話と倭迹々(ヤマトトト)日(ヒ)百襲(モモソ)姫に關する傳說とを混同して一つにして居る點は、平家物語の緒方

傳說と同じである事がわからう。活玉依毘賣の話は書紀では崇神紀七年條にあつて、十年條倭迹々姬の話とは別なのである。勿論この兩神話は土佐の三輪傳話や豊後の緒方傳說の如く其の實一つであつたかも知れない。

しかるに平家物語に至ると、場所も人名も全く違つて、唯話の筋丈が同一であるに過ぎぬ、けれど其の話の筋から平家物語に見ゆる緒形の話は其の先祖なる三輪の神話の變形である事が、前述の如く容易にわからう。斯樣に時代によつて神話傳說上の地名や、人名が變つて行くと云ふ現象は、極めて例の多い事て、單に此の話ばかりでなく、平家物語中にも上代の話が種々形を變へて傳へられて居る。それは同書劒の卷に日本武尊が天叢雲劒を帶びて東國に降り給ふ條の次に、

出雲國にて素盞嗚尊に害せられたりし八岐大蛇天降り、無體に命を失はれ、劒を奪はれし憤散せず、今日本武尊の帶して東國に赴き給ふを、せき留めて奪ひ返さんそのために、毒蛇となつて不破關の大路を伏塞ぎたり、尊事ともし給はず躍り越えてぞ通られける。尾張國に下つて松子の島といふ所に深大夫といふ者の家に泊り給へり、大夫に娘あり名を岩戸姬といひけり云々、

とある丈を見てもわからうと思ふ。

斯様に神話傳說は場所と時代とで內容が餘程變つて行くが、それと同時に他の事物に移つて行く事もある。例へば美濃國の稻葉神社の古緣起を見るに、其の御祭神五十瓊敷入彥(イニシキイリヒコ)命の御傳記が其の實此の命の御傳記ではなく、大碓(オホウス)命の御傳記である事を知るのである。勿論その御傳記と云ふのは餘程時代の變化を受けたもので、全く武家時代の事柄になつて居るが、話の筋途は古事記や書紀の大碓命に關する話と全く符合して居る。然らば何が故に大碓命の御傳記を以つて五十瓊敷入彥命の御傳記としたかと云ふに、此の神社の舊社家は守(モリ)氏で大碓命の後裔なのである。つまり守氏は先祖の傳說を語り傳ふる內に、種々其の話の內容を更へて來たが、それと共に自家の傳說を御祭神の御傳說と混淆するに至つた譯である。

第三節　傳說直譯の弊

斯様に古い傳說は後世時代の風潮に影響せられて、其の中に活動する人物の名も其の時代に相應はしいものとなるので、それを其の儘信用すると大變な間違ひになる。例へば「伯耆の卷」に、

人王六十二代村上天皇第六皇子、具平親王十三代之後胤村上又太郎源長高武勇並一族武勇記之

畢、長田又太郎とも號す、又奈和又太郎とも號、東市正依二後醍醐帝勅定一、元弘三年閏二月二十九日之夜、被レ任二左衛門尉一、年の字を給り、同三月三日伯耆國を給り、號二從四位下村上伯耆守源長年一、神武天皇より九十五代の帝後宇多院第二皇子を後醍醐天皇と奉レ申（中略）奈和庄地頭村上又太郎長高を彌可レ有二御賴一由、勅定有ければ（中略）偖又長高一族どもには面々御狩衣を少づゝ切せ給て被レ下レ之、御感不レ斜、其日は戌の刻に長高を間近く被レ召勅定有けるは、村上と申は何れの流ぞと御尋有ければ、畏て申けるは、さん候村上天皇の御子の中に六郎王子、七郎王子とて、二人の瘂王子御座候き、七郎王子は播磨國明石浦にて物を被レ仰ければ、夫より被二召返させ一給、六郎王子は但馬國八木朝倉小野、二見方二方上頭下頭淺子此内に被レ建二御殿一、御座給しが、是も後には物被レ仰けれども、都に御歸有まじとて但州一國一圓に知行仕給レ弟、此御末小野惡四郎と申者、上頭の領家御室の御代官を七度迄打殺候。其罪科に一國は被レ召て、屋敷所十七箇所殘たる、其後二方太郎と申者、京都に候ける折、山法師陣頭に御輿振事候き、此二方太郎被二仰付一被レ禦候

と見える。これは忠臣として名高い名和長年の家に傳はつた傳説と思はれるが、從來斯樣な傳説を直譯して名和氏を村上源氏と云ふ事にして居る。卽ち那波系圖に、

村上天皇―具平親王―師房―顯房……行高―長年

と載せ、又名和系圖には

村上天皇第六皇子望平親王十一代後胤但馬禪師行盛（伯耆國へ被レ流、長田給）―行高―長年

と記して居るのである。卽ち前者那和系圖の方は村上天皇の皇子と云ふ事から、村上源氏として有名な堂上家久我の系圖を採入れて、具平親王の裔としたものであり、後者は第六皇子と云ふ事より第七皇子なる具平親王とする事が出來ず、望平親王としたのだが、斯樣な皇子は村上天皇の皇子にない。又此の天皇に瘂の二王子のあつた事も、又但馬へ下られたと云ふ事もないのである。しからば何が故に村上天皇の皇子としたかと云ふに、此の氏は苗字を村上と云つたからに外ならないのであつて、此の傳說は唯某天皇の二王子と云ふに過ぎなかつたと思はれる。天皇の後裔が其の天皇の御諡號を苗字とする如きは、有るを得ない現象と云はねばなるまい。

それならば瘂王子の傳說は何から來たかと云ふに、これは垂仁天皇の皇子譽津別命に關する話の變形であらうと考へられる。記紀の傳へに據ると、譽津別命は御成長なさつても物を仰せられなかつたので、出雲の神を拜する爲に、曙立王、菟上王の二王を副へて出雲へ遣はされたとある。そして其の道々に譽津部（品治部）と云ふ皇子の名を負うた部の民を設置されたが、その品治部

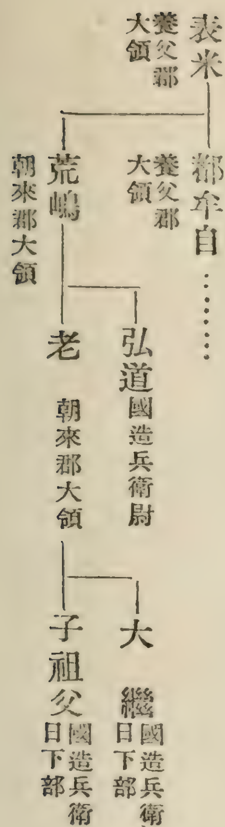
と云ふ御名代部（ミナシロベ）は但馬にも置かれ、後世まで品治部君と云ふ氏が此の國に殘つて居る。譽津別命には御子孫がなかつたけれど、此の傳說は其の御名を負うた品治部によつて傳はつた。それが此の名和氏傳說の根底となつて居る。然らば二王とは何かと云ふに、これは曙立、菟上の二王の事で、二王が其の品治部の長となつた、それを混淆したのであり、又播磨云々は播磨にも品治部君があつたからであらう。

一體この曙立（アケタツ）、菟上（ウナカミ）二王は開化天皇の皇子彦坐王（ヒコイマス）の孫に當る方であり、又譽津別命は彦坐王の女狹穗姫（サホヒメ）皇后の腹である故、譽津別命と二王とは從兄弟の間柄である。そして此の但馬（タヂマ）國造もやはり彦坐王の後で同族の關係がある。斯う云ふ風な緣故から、譽津別命の御名代として定めた品治部の支配者は多く此の一族が占めて居る。其の內でも特に吉備には品治國造（ホンヂノクニノミヤツコ）と云ふのがあつたが、それは此の但馬國造から別れた一族である。又「播磨風土記」に應神朝の人で當麻（タイマ）品治部君と云ふ人が見えるが、此の當麻は大和の地名で、但馬と極めて密接な地である。斯樣に品治部と彦坐王後裔氏族と、此の但馬の國との三者は密接な關係を持つて居る。そして名和傳說に但馬國八木朝倉云々とあるが、これ等は何れも彦坐王の後裔氏族で但馬國造の族類なのである。つまり

名和氏は開化天皇の後裔但馬國造の一族で、譽津別命の御名代部なる品治部を支配して居た品治部君の子孫である故、その先祖に關する話を斯樣に形を變へて傳へたものと考へられるのである。

第四節　氏傳說中心人物の名と、實際の氏名

以上擧げた名和傳說は中心人物なる瘂王子に御名がなく、父天皇を村上天皇として居るのだが、これは後世の苗字村上から來たものに過ぎない。けれど此れと違つて中心人物の名或は氏名が實際の氏名であつて、之れから眞の出自がわかつて來る事がある。例へば但馬から發祥した朝倉氏は其の系圖に據ると、孝德天皇の皇子日下部表米の後とし、



と載せ、又日下部系圖には、

孝徳天皇―有馬皇子―表米―┬都牟自（養父郡大領）
　　　　　　　　　　　　　└荒嶋（朝來郡大領）

として、表米の譜には

養父郡大領、天智天皇御宇異賊襲來の時、防戰の大將となり日下部姓を賜ふ。戰場に於いて忽ち異賊を退けらる。朱雀元年甲申三月十五日卒す、朝來郡久世田莊賀納岳に表米大明神と祝し奉る。

と載せて居る。けれど孝德天皇の皇子や皇孫に表米と云ふ樣な方がない、又天智朝に異賊が攻て來た事もない。そして表米が日下部（クサカベ）姓を賜はつたと云ふが、この氏はもつと古い氏で、此の但馬の國造も日下部氏であつた。のみならず此の系圖中、弘道も大繼も子祖父も皆國造と明記してあるが、猶ほ養父郡も朝來郡も共に但馬國內の郡名で、斯樣な郡の大領は國造の後裔が補せられるのが恒であつた。其處で此の氏は明白に但馬國造たりし日下部氏である事がわかる。つまり此の傳說は其の眞の出自を全く忘れ、先祖が中古になつて郡の大領となつた時代より推して孝德天皇

の後裔としたに過ぎない事がわかつて來よう。しからば異賊征伐と云ふのは何かと云ふと、これは但馬國造の先祖日子坐王が御子丹波道主王と共に此の地方を征討した、之れを語り傳へたものであらうと考へられるのである。

も一つ例を擧げると、甲斐國に三枝と云ふ大族がある、其の家傳に、

神人守國なるもの丹波安大寺の榎木の三俣枯木の內にあり。筑紫に於いて異賊を征伐し、太宰大貳に任ぜられ、又播磨國に領地を賜ふ、後讒によりて甲斐山梨郡能路に配せられ、在廳官となり、柏尾寺を建つ。

と云ふ風な事を載せ、又同國八代郡南野呂村大宮橋立明神の社記に、

橋立明神、守國將軍の二神を祀る。將軍は仁明天皇の御子、異賊を筑紫に伐ちて大功あり、因りて庄園を播磨國にて賜はり、大宰大貳に補せられしが一朝讒言を被りて此地に配流し、鎌田氏に入贅して五男子を生み、長德四年九月十九日、年一百六十歳にして卒す、謚して橋立明神と云ふ、本州在廳の祖なり。

と載せて居る。守國の五男子と云ふのは、石原太郎守氏、能呂介守將、林戶介守黨、隱曾介守繼

立河介守忠で、其の後裔、三枝、能呂、林戸、於曾、石河、辻を三枝の七名と云ひ、窪田、石坂山下、沓門、內田等を裏七名と云つて、何れも後說を採つて仁明天皇の皇子守國の後裔として居るのである。

けれど仁明天皇の皇子に守國など云ふ人があらう筈なく、又その頃から代々守の字を通字とすると云ふのは、通稱の章で述べた如く、あるべき筈がない。殊に三枝と云ふ氏は古代からある氏で此の國にも古くから此の氏のあつた事は、續日本後紀承和十一年五月條に

甲斐國言、山梨郡人伴直富成女（トモノアタヘトミナリメ）、年十五、嫁二三枝直平麻呂（サイグサノアタヘヒラマロ）一、生二一男一女一、而承和四年平麻呂死去云々

とあるので明白であらう。

然らば此の傳說は如何して生れたかと云ふと、三枝直と云ふ氏は甲斐の國造から分れた氏で、もと丹波但馬方面に蔓延して居た日子坐王後裔の氏族である。つまり前述した日下部朝倉や名和氏等と同族で、丹波から來たのであり、且つ三枝と云ふ字義より丹波の三俣の木に居つたと附會し、又先祖の日子坐王が玖賀耳の御笠等を平げた事が異賊を討つたと云ふ風に近代的に變化したもの

で、日下部表米の異賊征伐と同一の經過を履んで居る。又播磨に領地を賜はつたと云ふのは名和傳說の播磨明石云々と同樣に、一族が播磨に居た事を指すのであらう。卽ち先祖に關する事蹟の僅かな片々を傳ふる內に、時代の影響を甚だしく受けて、斯くの如くなつたのであるが、この傳說の存する事によつて一層此の一族が甲斐國造の一族である事がわかつて來る故、斯樣な荒誕不稽の傳說も決して馬鹿には出來ない。

序に此の一族の通字守について云ふが、此の氏は前に引用した如く在廳官人であり、且つ通字の始まつたのは平安末期からだから、仁明朝以來守字が傳はつたと云ふのは誤で、恐らく長寬勘文に見ゆる甲斐の在廳官人三枝守政の裔である事が明白であらうと云つてよい。

此の甲州にも朝倉氏と同樣に日下部氏があつて、日下部天皇（天武天皇皇子日並智王子、卽岡宮御宇天皇）の裔と傳へ、又三河の國にも日下部氏があつて、草壁皇子の後裔とか、或は奈良朝の公卿日下砥公宣の子孫と云つて居る。何れも古い氏名を其のまゝ一人物とし、種々の古い事實を新しい事として傳へて居るのである。大體氏の出自に關する傳說は新しい事柄を古くするよりは、古い事柄を新しい事件として傳へる方が多いのであつて、其の甚だしい例としては、太平記に星野

行明とある人を、三河では遙に下つた長篠戰役に戰死した人として祀つて居ると云ふ風な滑稽な事さへある。

第五節　諸傳說並に僞系圖の比較研究

出自に關する神話傳說は前にも述べた樣に極めて多い、神代の神話中にも此の種の神話が夥しく這入つて居るので、此の現象は太古から絕えず繰返へされて居ると云つてよい。其處で一つの話についても幾種類か出來て、少しづゝ變つて居るのも尠くないのである。此等を數多蒐集して比較研究をやると面白い產物がある。卽ち同種の傳說を比較して共通した點を採り出すと、多くの場合、それが傳說の古い形と云ふ事がわからう。例へば前述三枝傳說でも多くのものは守國と云ふ人を仁明天皇の皇子として居るが、單に仁明朝の人で三股から生れた神人として居るのもある。これ等から考へると、系圖に書く都合上仁明皇子としたもので、最初の傳說は皇子とあつたのではないと考へられよう。

そして此の共通的分子と、共通でない點とを比較し、又共通でない部分を互に比較して何が故に

違つて居るかを考へると、各々其の傳說を持つて居た氏の個性がわかつて來る。殊に僞系圖に於いては此の現象が著しい。例へば甲乙丙三氏共に同じ人から出て居る場合、三氏は何れも自己の系を有利に置いて居るが、それでも全く跡方もない事柄を書き加へるものでない。多くは自分の家に傳へられた事柄を材料とするものである故、その點を洞察すれば、其の氏の眞の沿革を探り得る事が尠くないのである。

又出自に關する傳說や、僞系圖の記事を眞實の系圖に比較すると、餘計な事を書き加へて居るのが尠くない。勿論その內には眞系圖と自已系圖との連續をはかる爲の說明もあるが、その外に多少違つた點が見出せる。例へば藤原某は河內介になつた事がないのに、僞系圖の方には記入して居るとすると、此の僞系圖の所有者は藤原某とは關係がないけれど、先祖が河內介となつたのかも知れないのである。

薩摩の名族長谷場氏は藤原純友後裔と云つて居る、處が一本には此の純友を大友とあるのである。純友裔と云ふ事は僞りだが、この大友と云ふには相當理由があらう、何となれば當地方の名族肝屬氏も古くから大友姓と云つて居るからである。又其の純友を討つたので有名な橘遠保について

は、「日本紀略」が天慶七年二月條に於いて美濃介橘遠保が殺された事を載せて居る。しからば此の人の事を記すには美濃介と載せねばならぬのに、東鑑には遠江掾と記して居る。美濃介で死んだ人を遠江掾と云ふ一段下つた官名で載せるのは可笑しい。其處で、少しく調べて見ると、頼朝に仕へて功が多く、且つ此の遠保の後裔と稱して伊豫に領土を得た橘興一公業法師は遠江と緣故の深い人と云ふ事が他の記事からわかつて來る。其處で遠江掾と云ふのは興一公業の先祖の事であるのを、遠保に結び付けたに過ぎないと云ふ事が推察されるのである。

此等は何れも比較研究の一例だが、猶ほ傳說系圖の比較ばかりでなく、進んで其の國の史實と比較する必要があらう。例へば前述した如く、甲斐の三枝氏は守國の裔と云ふが、それ以前に三枝平麻呂と云ふ人も旣に國史に載つて居る。又武藏七黨の横山黨と猪股黨とは、此の國に國司となつて下つた小野隆義の裔として居るが、此の横山黨の發祥地には其れ以前旣に小野鄕があり、又式內小野神社もあつて、元慶八年には從五位上から正五位上に登つて居られるので、餘程古社と見ねばならぬ。然らば小野の稱は隆義の下向より、もつと古くからあつた事になる故、隆義裔と云ふのが疑はしくなつて來る。

楠木正成の出自はなか〳〵むづかしいが、伊豫橘氏と云ふ說が最も名高い。處が此の伊豫には立花鄕と云ふのが和名抄に三つもあつて、その上、此の國の橘傳說は「文德實錄」に見え、更に古く「靈異記」に見える。然らば此の國の橘氏は中央の橘氏と別流でないかとも考へられよう。矢野系圖には此の國橘氏を越智と同族とし、國司となつて下つた橘淸政と云ふ人にあやかつて橘氏になつたと云ふが、要するに伊豫橘氏は立花なる地名を帶びたもので、遠保も其の後裔に外ならないと思ふ。斯樣な眞相が次第に此の硏究から分つてくるのである。

第六節　氏神より出自を考ふる可否

前述した甲斐の三枝氏の祖守國は大宮橋立明神に祀られてあるが、猶ほ此の附近には橋立村橋立明神、及び歌田村橋立明神があつて甲斐國造に關係があるらしく思はれる。其處で甲斐國造や三枝氏は丹波地方に榮えた日子坐王（ヒコイマス）後裔氏族と同族の關係を有し、守國も其の地方から來たと傳へるのだから、此の橋立と云ふ社名は丹後の天橋立から來たものと考へられよう。殊に其の內でも橋立村の橋立明神は式內社の甲斐奈神社と云ふ說が甚だ有力である。果して然らばこの宮が甲斐國

造の奉齋した神社で、國名の起原地と云ふ事が出來よう。

斯様に氏神と云ふ事から出自が探がして行ける事がある、例へば嶋津氏は諏訪の神を大いに崇敬して居るが、實際の氏神は稲荷神であるらしい。其處で何が故に稲荷神を氏神としたかと考へると、嶋津氏はもと惟宗(コレムネ)氏で惟宗氏は秦(ハタ)氏である、而して秦氏は山城伏見の稲荷社を氏神として居たのだから、嶋津氏が稲荷神を崇敬するのは其の結果で、當然だと云ふ事にならう。

それから越智や河野の一族は今日に至るまで三嶋の神を崇敬して居ると云ふ風に、氏神からも氏や出自がわかつて來る、殊に古代では此の研究が甚だ必要であるが、一つ間違へると大變で、特別な場合でないと之れは應用出來ぬ。何故かと云ふと、古代の氏神の崇敬を今日に傳へて居ると云ふ事は極めて尠い、否傳へて居ても、多くの場合社名が變つて居るのでわからないのである。

そして普通は鎮守の神の八幡宮や、熊野權現や、天神社や、春日大明神を產土神とし、又氏神と稱して八幡神、春日神、天滿宮等を祀つて居る。八幡は源氏の氏神、春日は藤原氏の氏神、天滿宮は菅家を祀つてあるので、此の信仰から云へば、八幡神を祀る者は源氏であり、春日神を祀るものは藤原氏と云へよう。けれど八幡神を敬ふものは鎮守の神であるからと云ふ人もあり、又武

士は武神だから敬ふのが多く、猶ほ源氏だと假冒して其れが本當らしくなつた人も八幡神を崇敬する。眞に源氏だからとて八幡を祭るものが何れ程あらう。よつて之れは出自を語るものでない。

次に春日神も同樣で、此の神は藤原氏の莊園の鎭守神となり、又古代春日氏の氏神が其のまゝ後世の春日神となり、又藤原氏と假冒する名族が春日神を勸請した例もある故、八幡と同樣これで出自を探る事は極めて困難である。殊に天神社は一層甚だしい、古く社格として用ひられた古天神社が後世は多く菅原道眞を祀るとなつてしまつたのだから、その信仰によつて自己の家は菅原氏などゝ思つては非常な間違ひだが、その關係から菅原氏になつた人が尠くないのである。

其處で信仰から出自がわかるのは世間の人と一風違ふ、他が皆やらぬのに自分の家だけが特別で、其の神も一般鎭守の神や産土の神でないと云ふ樣な場合には出自がわかつたり、發祥地がわかつたり、するのであるが、斯う云ふ特種な家は滅多にない故、一般には何にもならないのである。

結　論

我が國が開け始めてから我々に至るまで何千年になるか知れぬ、その間代々の人名が明白にわかると云ふのは、恐らく皇室と皇室より後世分れた家丈であらう、たとへ攝家清華の諸家さへ鎌足以前の事は前述の如く困難であり、之に反して古代の名家は古い處はわかるが後世がわからぬ。前後一貫して明白だと云ふ家はないと云つてもよい程だが、その代り我々は以上の調査によつて、次の事柄を誰でも知る事が出來よう。

1、我々より溯る或る程度までの先祖の名、並に其の事蹟、

2、親族同族、

3、家の大體の歷史、

4、苗字の由來並に其の活動、

5、而して最後に氏を知る事が出來る。

眞の氏まで探る事が出來たならば、それから先きの調査は極めて樂だと云つてもよい。何となれば平安朝の氏は殆んど出所が明白になつて居て、その沿革も容易に探れるからである。勿論その出所沿革中には、神話傳說的部分も多いが、兎に角六國史や姓氏錄に明記されたもので、其れ丈

の信用があり、又之を疑つて其の眞相を知る事の出來るものも尠くない。のみならず史料が極めて少いのである故、斯くして探り得る點までは進めるが、それ以上は殆んど不可能と云つてもよいのだから、やむを得ないのである。

卽ち家系調査最後の到着點は眞の氏を探るにあるのである。其處で次に私は氏とカバネと云ふ事を載せたらよいのだが、此の問題に關しては最近「日本古代社會組織の研究」を著はした處であり、各氏々や各姓については嘗て「姓氏家系辭書」を著はしたのだから、之れを見てもらへば大體の事がわからうと思ふ。

姓氏家系辭書は十數年前の作で今にして思へば足らぬ處が頗る多いが、之れは苗字の蒐集並に其の出所系統が不足なのであつて、氏や姓に關しては今でも、あれに逐加する點は極めて尠い。何となれば氏や姓に關する資料と云ふものは限りあるもので、あれで殆んど盡きて居る故で、說明の仕方や研究の足らぬ處は多々あらうが、資料としては殆んど盡きて居ると云つても差支がないと思ふ。もしあの資料の外に立派な系圖があれば、それは僞系圖と思つてもよい。よつて氏まで探る事が出來た人は是非あれを見て、更に同書に載せた引用書に及んでもらへばそれでつきるの

である。

猶ほ私は次に氏族大觀と云ふ風なものを書いて、もつと手取早く氏や姓の事がわかり、猶ほ少しく苗字にも及びたいとも思つて居るが出來るか否か今の處未だ言明出來ない。



家系系圖の合理的研究法
定價貳圓五拾錢

昭和五年六月一日 印刷
昭和五年六月五日 發行

著作者 太田亮

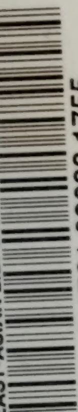
發行者 東京市京橋區銀座西二ノ一番地
立命館大學出版部
代表者 竹上孝太郎

印刷者 東京市京橋區鈴木町二番地
石丸祐正

印刷所 東京市京橋區鈴木町二番地
東亞印刷株式會社

製本所 東京市麴町區飯田町五ノ七番地
小暮製本所

發行所 東京市京橋區銀座西二ノ一番地
電話京橋(五六八)五六〇六番
振替口座 七五三六二番
立命館大學出版部


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03033 1755

